令和３年９月第５回人吉市議会定例会会議録（第１号）

令和３年９月７日　火曜日

１．議事日程第１号

令和３年９月７日　午前10時　開議

日程第１　会期の決定

日程第２　会議録署名議員の指名

日程第３　議第58号　令和３年度人吉市一般会計補正予算（第５号）

日程第４　議第59号　令和３年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

日程第５　議第60号　令和３年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

日程第６　議第61号　令和３年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第１号）

日程第７　議第62号　令和３年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第１号）

日程第８　議第63号　令和３年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

日程第９　議第64号　令和３年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）

日程第10　議第65号　令和２年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について

日程第11　議第66号　令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について

日程第12　議第67号　行政手続における押印の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第13　議第68号　人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14　議第69号　人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15　議第70号　人吉市市政功労者選考委員会設置条例の制定について

日程第16　議第71号　人吉市市民プール検討委員会設置条例の制定について

日程第17　議第72号　人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18　議第73号　人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19　議第74号　人吉市農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定について

日程第20　議第75号　人吉市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第21　議第76号　人吉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

日程第22　議第77号　損害の賠償について

日程第23　報第13号　和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

日程第24　報第14号　和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

３．出席議員（18名）

１番	松　村	太　君
２番	徳　川	禎　郁　君
３番	池　田	芳　隆　君
４番	牛　塚	孝　浩　君
５番	西	洋　子　君
６番	宮　原	将　志　君
７番	塩　見	寿　子　君
８番	高　瀬	堅　一　君
９番	宮　﨑	保　君
10番	平　田	清　吉　君
11番	犬　童	利　夫　君
12番	井　上	光　浩　君
13番	豊　永	貞　夫　君
14番	福　屋	法　晴　君
15番	本　村	令　斗　君
16番	田　中	哲　君
17番	大　塚	則　男　君
18番	西	信八郎　君

欠席議員　なし

４．説明のため出席した者の職氏名

市　　長	松　岡	隼　人　君
副　市　長	迫　田	浩　二　君

監査委員	井上祐太君
教育長	志波典明君
総務部長	小澤洋之君
企画政策部長	小林敏郎君
市民部長	丸本　縁君
健康福祉部長	告吉眞二郎君
経済部長	溝口尚也君
建設部長	瀬上雅暁君
復興局長	元田啓介君
総務部次長	永田勝巳君
企画政策部次長	井福浩二君
総務課長	森下弘章君
水道局長	久本禎二君
教育部長	椎屋　彰君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	北島清宏君
次長	栗原　亨君
庶務係長	平山真理子君
書記	青木康徳君

午前10時　開会

○議長（西　信八郎君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより令和３年９月第５回人吉市議会定例会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付してあります議長会の報告、その他の報告事項につきましては、口頭報告を省略し、書類報告に代えさせていただきます。関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覧いただきますようお願いいたします。

日程第１　会期の決定

○議長（西　信八郎君）　それでは、これより議事に入ります。

日程第１、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、去る８月31日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）（登壇）　おはようございます。

日程第１、会期の決定について、令和３年９月第５回人吉市議会定例会に当たりまして、去る８月31日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期については、本日９月７日開会、明日８日午前、治水・防災に関する特別委員会、午後、復興のまちづくりに関する特別委員会、９日から13日まで休会、14日、15日一般質問、16日一般質問及び委員会付託、17日予算委員会、18日から20日まで休会としております。21日、22日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、23日休会、24日午前、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、午後、予算委員会、25日から28日まで休会、29日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

次に、一般質問でございますが、一般質問につきましては質疑を含めた一般質問とし、一般質問の通告は９月10日金曜日午前11時に締め切りまして、登壇順番は抽選にて決定することにいたしております。一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇１回、２回目から質問席にて行い、質問時間は30分以内としております。

また、執行部の答弁は自席から行うこととしております。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　お諮りいたします。会期につきましては、ただいまの議会運営委員

長報告どおり決定することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、会期については、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第２　会議録署名議員の指名

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第２、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に５番、西洋子議員、６番、宮原将志議員を指名いたします。

日程第３　議第58号から日程第24　報第14号まで

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第３、議第58号から日程第24、報第14号までの22件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇）　皆様、おはようございます。

令和３年９月第５回人吉市議会定例会の開催に当たり、市政に対する所信の一端を申し上げる機会を与えていただきましたことに心から厚くお礼を申し上げます。

昨年７月の悪夢のような豪雨災害からあっという間の１年であり、どの年よりも長い長い１年を、例年より早い梅雨入りの中で迎えました。７月４日当日は、御遺族をお迎えし、スポーツパレス小アリーナにおいて、県市共催による令和２年７月豪雨犠牲者追悼式を挙行し、参列者全員で21名の御霊に哀悼の誠を捧げました。御遺族の哀惜の念に堪えない御言葉や御心痛に触れ、会場全体が言いようのない悲しみに包まれると同時に、本市において、このような悲劇を繰り返してはならないという想いを新たにする式典となりました。

私自身、あの日の変わり果てたまちの姿が、今でも忘れることができません。多くの貴い人命、住まい、人々の日常を一日にして一変させた豪雨災害の経験、それは、これからも我々の胸に、心の奥底に、ずっと残っていくものだと思います。そして、この想いや市民の生命、身体を守り抜くという決意を風化させることなく、市全体で共有し、後世にも伝え続けていくことこそが、貴い犠牲に対する鎮魂であり、今に生きる私たちの責務だとお誓い申し上げたところです。

このような中、復興のまちづくりの大前提となる治水対策において、国土交通省では「球磨川水系河川整備基本方針」の見直しに着手され、国の審議会の一つである河川整備基本方針検討小委員会による検討が進められております。この基本方針は球磨川における将来の河川整備の方向性を示すもので、令和２年７月水害による様々な検証を踏まえ、想定される基本高水のピーク流量と、河道に安全に流せる計画高水流量等が検討されていくものと、その動向に注目をしております。その後、同水系では未策定の「河川整備計画」によって、河川法に基づく具体的な治水対策等が位置づけられていくことになり、球磨川流域の安全性

が計画的かつ段階的に向上していく状況に大きく期待をしております。

今後は、環境にも十分配慮され、気候変動に対応できる流域治水対策を国、県、流域市町村としっかり連携し、地域住民の皆様の御意見を丁寧に伺いながら取り組んでまいります。

また、皆様に御心配をおかけしております中川原公園につきましては、これまで国、県、関係機関と連携し治水上の影響をはじめ災害時の検証等を積み重ねております。現在、治水、観光、公園の在り方等について総合的に検討しており、整備等の方針についても、できる限り早い時期に一定の方向性をお示ししてまいりたいと存じます。

一方、復旧、復興への取組についても、この１年を振り返りますと、国、県、全国の自治体、関係団体、一般の企業様から個人の皆様まで、様々な形で本市を支えていただきました。特に、コロナ禍という社会状況も相まって、様々に難しい部分もありましたが、多くの皆様の御理解と御協力のもと、一歩ずつではございますが日常を取り戻しつつ、新たな歩みを進めております。現在、復興まちづくり計画策定のさなかにあり、市民の皆様と共に、被災前にも増して安全で、住み良い人吉づくりを実現するため、未来型復興をテーマに掲げ、策定作業を進めております。

具体的には、本市復興計画に描く復興ビジョンの実現に向け、地域ごとに取り組むべき事業や、まちづくりの方向性について、市民と協働・連携して創り上げる復興まちづくり計画がございます。計画の策定に当たりましては、一定の区域でまとまって問題解決に取り組む必要性の高い、市内８つの重点地区において、これまで数回の地区別懇談会を開催しております。全体スケジュールの関係、また新型コロナウイルス感染症対策等の観点から、地区ごとの開催回数は異なっておりますが、各懇談会で重ねてきた検討の方向性などについて御説明いたします。

まず、中心市街地においては、本市の中心地として、賑わいや活力を形成するため、くらしの再生や避難対策とともに、「人吉らしさ」「各町の特性」を生かしたまちづくりの方針や具体の整備手法を中心に検討を進めております。

青井地区においては、中心地の一翼として、くらしの再建や避難対策とともに、青井阿蘇神社を中心とした歴史文化を生かした賑わい形成の方策を中心に検討を進めております。

麓・老神地区においては、球磨川や胸川による浸水の危険性に備えて、安全な避難所・避難場所の確保や人吉城址周辺の活性化等に向けた取組を中心に検討を進めております。

薩摩瀬地区においては、球磨川や御溝川による浸水の危険性を踏まえ、避難方法の見直しや地区内での緊急避難場所の確保、住まいの再建における安全性の向上等の取組を中心に検討を進めております。

人吉橋から下戸越町に至る左岸地区においては、球磨川と胸川や草津川といった支川、急傾斜地に挟まれており、浸水と土砂災害の危険性を踏まえ、早めの避難の徹底や安全な避難を実現するために必要となる取組を中心に検討を進めております。

温泉下林地区においては、球磨川や万江川のほか、福川・頭無川・出水川といった小河川による浸水の危険性に備えて、早めの避難など避難方法の見直しや地区内での緊急避難場所の確保、コミュニティーの核となる場の再生等の取組を中心に検討を進めております。

中神地区及び大柿地区においては、住まいの再建やコミュニティーの再生、農地の復旧、避難路・避難所の見直し等の取組を中心に検討を進めております。また、流域治水（遊水地）についても説明会等を開催し、国、県、市、そして地元の皆様と意見交換等を行っているところです。

また、中心市街地及び青井地区においては、被災市街地復興特別措置法に基づく推進地域の都市計画決定を、去る７月21日に行ったところであり、安全かつ魅力向上につながる市街地整備について、面的な整備手法も選択肢の１つとして検討を進めているところです。加えて、地域や各種団体からの個別意見を聴取するため、地区別懇談会という枠組みを超え、九日町・紺屋町再生会議や青井・老神各町内の有志による意見交換会、人吉高校の生徒をはじめとする若い世代とのワークショップなど、まさに膝を突き合わせて話し合う場を設けさせていただき、幅広く復興まちづくりについての議論を進めております。

今年の秋頃を目標とし、様々に意見交換、議論を進めてまいりました復興まちづくり計画の策定も、夏場を過ぎ、まとめの段階に入っております。このような中、去る８月22日には、各重点地区における進捗状況の共有や、これまで本市復興の取組に参画いただいた学識経験者等をお迎えし、復興まちづくりの今後の展開に向けたアドバイス等を頂く中間報告会を開催しております。

また、８月には、令和２年水害において罹災判定を受けられた世帯及び今後の復興事業等に関連する地権者の皆様3,739世帯を対象に、「お住まいの再建状況や復旧復興に関する意向調査」を行っております。発災から約１年が経過した時点における住まいの再建状況調査のほか、復興まちづくり計画に関する御意見・御提案を頂戴することで、今後の復興事業に関連する土地の利活用についての意向を把握し、実態に即した具体的な復興事業の推進につなげるものです。現在、内容を精査・分析中でございまして、結果がまとまり次第、皆様にお示しいたします。

古くは青井阿蘇神社の門前町を経て、鎌倉時代から相良氏によって治められてきたこの人吉市は、悠久の歴史の中で九州の小京都とも言われる風光明媚な街並みを形成する一方で、本市中心部を貫流する母なる川であるとともに、ときには暴れ川とも化す九州有数の大河、球磨川と常に向き合う歴史を歩んでまいりました。これまで本市が歩んできた水害との闘い、歴史、そしてこの球磨川と今後も共に生きていく意義、意味を考えたとき、私は、人吉市がこれからも永続し発展していくためには、歴史ある街並みなど人吉らしさを残しつつも、この地に住む人々の生命や財産を守るため、町の形やありようにまで踏み込んで再考する必要があるとの想いに至ったところです。そのためにも、現在から未来にわたるまちづくりの当

事者である市民の皆様が、市のどういう姿を求めて、どう主体的にまちづくりに取り組み、あるいは災害自体に向き合っていくのか、地域経済の立て直しによる持続可能性やコミュニティーの再生、あるいは被災地の土地利用といった本質的な課題とともに、さらに取り組んでまいる所存です。

全国各地において爆発的な感染拡大傾向にある新型コロナウイルス感染症でございますが、ワクチン接種が進捗する一方で、第５波と呼称される感染拡大期を迎えており、熊本県においても、８月25日時点で病床使用率が59％を超え、医療提供体制への負荷が非常に大きくなっています。

人吉保健所管内では、８月下旬までは第５波による顕著な感染状況は発生しておりませんでしたが、８月31日に同管内においてクラスターが発生するなど、家庭、職場、学校等での感染拡大が懸念されております。これまでにも増して油断なく、基本的な感染防止対策を徹底していただき、特に、家庭、職場、学校等にウイルスを持ち込まないよう、一人一人が、さらには社会全体が心がけ、昼間も含めた不要不急の外出自粛などにより人流を増加させず、接触機会の減少に留意した対策を徹底していただくようお願いします。

その新型コロナウイルスワクチン接種の状況でございますが、８月31日現在、65歳以上の高齢者につきましては、２回の接種を完了された方が１万817人、接種率は93.3％となっており、申込みいただいた高齢者の接種はおおむね完了しております。また、12歳から64歳までの方につきましても現在順調に進んでおり、２回の接種を完了された方が8,315人、接種率は49.7％となっております。デルタ株の影響による全国的な感染者の急増や、７月30日に発表された熊本県リスクレベルの引上げなど、今後の感染拡大が懸念される中、ワクチン接種を希望された方の一日も早い接種完了に向けまして、市内医療機関をはじめ、人吉市医師会や関係機関と連携し、安心・安全なワクチン接種体制の確保に努めてまいる一方、今後も、国、県の動静や正確な情報等の把握に努め、市民を守るための新型コロナウイルス感染症対策を講じてまいりたいと存じます。

今年は、例年の梅雨時期に加え、８月中旬には梅雨末期と同様の気圧配置が発生するなど、全国的に大雨が降り続きました。特に西日本では各所で洪水や土砂災害が発生し、人的被害や住家被害など、甚大な影響が出ております。被害を受けられました地域の皆様に、この場をお借りしまして心からお見舞いを申し上げます。

近年、日本全国で豪雨災害が多発している状況にあります。本市におきましても昨年の水害の教訓を踏まえ、また、昨今の気候変動の影響による激甚化する災害等を背景に、全市を挙げて防災に対する意識の醸成と、被害を最小限に食い止めるためのハード整備を進めていく必要がございます。

このような状況下、重点的に取り組んでまいりました防災対策関係でございますが、避難情報等の発信手段の一つとして配布を進めております防災ラジオ型戸別受信機につきまし

ては、被災された世帯に対し、８月上旬までに配布を完了しており、今後も機器の入荷状況等に応じ、順次、市内全世帯への配布を進めてまいります。また、各種防災情報をいち早く市民に周知するとともに、誰でも簡単に操作可能な防災ポータルサイトの構築についても、関係機関等の御協力を賜り、鋭意進めております。

近年は、大雨、台風などの気象状況や土砂災害警戒情報、河川の水位状況など、テレビやインターネットなど多数の媒体により様々に情報が発出されています。このように、多岐にわたる防災情報を一元化し、市民にとって必要な情報をスマートフォンなどですぐに分かりやすく表示し周知することは、市民の皆様の迅速な避難行動に直結する事項であると存じますので、早期のポータルサイト構築を目指し事業を進めてまいります。

さらに、これまで以上に避難に対する意識を高めることで、いつ、いかなるときでも命を守る行動につなげていくための実践的な訓練の場として、期日と会場を設定し、人吉市総合防災訓練を実施する予定で準備を進めております。昨年の豪雨災害と同規模の災害を想定し、また、来年度供用開始予定の新市庁舎移転後の災害対策本部の運営体制構築等も鑑み、国、県、消防団、自主防災組織など関係機関との連携訓練を行うとともに、避難行動要支援者の避難誘導や避難所運営、防災講話、給水訓練や水防工法、防災用品の展示などを行う予定としております。また、中川原公園周辺においても、自衛隊、警察、消防、医療機関、ラフティング協会による集落孤立や浸水被害を想定した救助訓練を併せて実施する予定です。

特に、自主防災組織については、これまで各地域において組織体制の構築が進められてきたところですが、昨年の豪雨災害を契機とし、組織の再構築、体制づくりを進めていく必要性を改めて痛感したところです。このことは、災害時における地域内での互助、共助という観点からも大変重要であると認識しており、地域全体の防災意識の向上と安全確保にも直結する事項であります。このため、本市としましても、地域防災官を中心に全庁的に地域での自主防災活動を支援していくとともに、「逃げ遅れゼロ」を目指し、さらなる防災体制の構築を図ってまいります。そのような点からも、今回の訓練が、自らの命を守る行動、そして、近所や町内などお住まいの地域での避難行動など、自助、互助、共助、公助に関連する行動を確認いただくための効果的な機会となりますよう、本市としましても万全の態勢で取り組んでまいりたいと存じます。

令和２年水害に係る被災者の生活再建支援関係でございますが、各種相談業務につきましては、カルチャーパレスホール棟にて、引き続き支援金の申請受付などを行っております。

住まいの再建に関しましては、被災者に入居いただいている応急住宅の供与期間が原則２年間となっておりますことから、その再建等に向け、現在、世帯ごとの課題の把握に努めております。住まいの再建方法等については、世帯ごとに希望される形は様々であり、これまで以上にきめ細かな支援が必要となってまいります。本市としましても、把握した課題等を精査し、各世帯が希望される再建先などの情報提供を行いながら、熊本県とも連携し、支

援を行ってまいります。

地域支え合いセンター関係でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、被災世帯への支援については電話等にて行うなど、感染防止対策に十分配慮しながら活動を行っております。被災者の日常生活に関しましては、これまで同様、継続した見守り訪問を実施しており、今後も個々の世帯の実情に応じ、人吉市社会福祉協議会や関係機関等と連携しながら支援を継続してまいります。

災害復興ボランティアセンター関係でございますが、昨年の豪雨災害発災直後、７月10日に開設以来、これまで1,140件に上る活動依頼をいただいております。ボランティア活動につきましても、８月31日現在、延べ１万9,109人の皆様に、被災家屋の瓦礫や土砂の撤去など様々に御尽力いただいたところであり、酷暑の時期や寒風吹きすさぶ冬期にあっても、献身的に活動いただきました。御協力いただきました全ての皆様に、この場をお借りしまして心から感謝を申し上げます。

同センターについては、現在も活動を継続しておりますが、おかげをもちまして実施予定箇所も減少傾向にございますことから、今月末をもってセンター事務所は閉所いたします。今後は、人吉市社会福祉協議会にて活動を継続してまいりますが、新規のニーズにつきましては、人吉市地域支え合いセンターとも連携し、随時対応を行ってまいります。

建築関係でございますが、令和２年水害で被災した宅地及び私道について、被災者の負担軽減を図り、早期の生活再建を支援するため、被災者が行う復旧工事に要する費用の一部及び既に行った復旧工事に要した費用の一部を支援する制度を創設します。10月から申請受付を開始する予定にて準備を進めておりますので、内容等が固まり次第、市民の皆様へ周知を図ってまいります。

災害廃棄物対策関係でございますが、新たなまちづくり計画の検討が進む中で、公費解体につきましては、今年３月末に申請受付を終了し、合計で908件の申請をいただいております。８月31日現在、882件、97.1％の工事を発注済みであり、そのうち、554件、61％の解体が完了しております。なお、発注が済んでいない残りの26件につきましては、解体を行うかどうかを悩まれている物件等であり、今後も所有者の意向を確認しながら、事業完了に向けた手続を進めてまいります。

農業関係でございますが、令和２年水害で農業用機械や倉庫などが被災した農業者を支援するための「強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）」事業につきまして、現在、追加の申請分を合わせ、延べ113個人、１組織、４法人から申請をいただいております。また、被災した農地の復旧後の取組に関しましても、土壌診断やその後の作物の導入などについて、国、県、関係機関等と連携し、被災農業者への支援並びに被災農地の速やかな復旧・復興に向け、鋭意取り組んでまいります。

令和２年水害により被災した農地・農業用施設の災害復旧関係でございますが、現在、

農地６地区、農業用施設25か所について復旧工事に向けた準備を進めており、既に、中神地区、大柿・小柿地区においては、農地や用排水路に流れ込んだ土砂の撤去工事を行っております。その他の地区につきましても、農地等の早期復旧、営農再開に向け、鋭意事業を進めてまいります。

団体営農業農村整備事業につきましては、大野地区、赤池水無地区の測量設計や村山ため池ハザードマップの作成、下戸越地区の水路改修工事等、年次計画に基づき実施しております。

林道災害復旧関係でございますが、昨年の豪雨で被災した林道11路線、22か所について、今年度は７路線18か所の復旧を計画しております。その他の路線についても、令和４年度中の復旧を目指し事業を進めてまいります。また、民有林内の作業道においても、森林組合、林業事業体、森林所有者等が実施される自立復旧事業に対し、球磨川流域復興基金を活用するなど支援を行ってまいります。

商工関係でございますが、疲弊する地域経済の復興の一助として、また、人口減少社会の進展、ウィズコロナ時代の到来など、変化し続ける社会情勢に的確に対応するとともに、持続可能な地域経済の確立を目指すため、関係機関の御協力を賜り、地域デジタル通貨構築事業に取り組んでおります。これは、地域内の経済を循環させるための基盤ツールとして、本市内での利用を想定したスマートフォンアプリによる決済が可能なシステムを構築するものであり、現在、人吉商工会議所や金融機関等との協議を進めております。今後は、地域デジタル通貨の早期構築に加え、これまで紙で発行していたプレミアム商品券をデジタル版で行う人吉市デジタルプレミアム商品券事業に取り組むなど、コロナ禍等で影響を受けている地域経済の活性化策として関係機関等と連携し、積極的に事業を展開してまいりたいと存じます。

人吉しごとサポートセンター関係でございますが、現在、新たなセンター長を選考するための審査を行っております。この募集に関しましては、今年４月から１か月半程度実施し、全国各地から100名を超える方々に応募いただいたところです。その後、一次、二次の審査を経て、６月末の最終審査により採用候補者、補欠者、それぞれ１名ずつを選出しておりましたが、残念ながら諸般の事情により両者ともに採用には至りませんでした。改めまして、現在、再審査を行っており、今回の応募者の中から再選考し、二次審査を行った上で、最終審査の対象となる候補者５名を選出しております。今後は、９月中旬に実施する最終審査において新たなセンター長を決定する予定でございます。新センター長には、これまで培ってこられた知見、経験、人脈などをベースに、当地域の持つポテンシャル、特性等を十分に引き出していただくとともに、コロナ禍や豪雨災害等からの本市商工業の復活、再建に向け、これまで以上に事業者に寄り添いながら、地域経済の活性化に寄与する取組を行っていただくことを強く期待いたします。

観光振興関係でございますが、令和２年水害からの復旧、そして全国的に蔓延する新型コロナウイルス感染症の影響等により、本市観光産業においても試練とも言える日々が続いております。このような状況を打開するため、また、観光人吉の創造的復興に向け、様々な施策等を実施しておりますが、その１つとして、現在、観光拠点再生計画に基づく観光再生事業を展開しております。この計画は、新たな観光コンテンツの創出、交通アクセスの改善、宿泊施設の改修を観光の再生に資する三本の柱と位置づけ、人吉温泉観光協会や民間事業者と連携して取り組むものであり、コロナ禍や多発する災害からの観光地域復興のモデルケース創造を目指すことを目的としています。併せて、県内居住者を対象とした宿泊支援事業や、体験型観光の推進にも取り組む予定としており、これら複数の事業が交わり相乗効果を生むことで、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた観光戦略の構築につなげてまいりたいと存じます。

また、広域観光に関する取組としては、人吉球磨観光地域づくり協議会が一般社団法人へと移行したことを受け、これまで以上に人吉球磨地域の自治体、観光関連団体、企業、事業所等との結びつき、連携体制を強化してまいりたいと存じます。昨年度は、コロナ禍と豪雨災害の影響により、計画していた全ての事業を実施することはかないませんでしたが、被災したくま川鉄道の線路を活用したレールサイクル事業等、地域産業全体の再興を後押しするための取組などを展開してきたところです。今年度は、ＤＭＯの立ち上げに向けた活動を引き続き展開していくとともに、魅力ある商品開発や市町村の枠を超えたデジタルプロモーションなど、人吉球磨観光の魅力の再発見、再構築に向けた事業を積極的に展開してまいります。

イベント関係におきましては、８月15日に予定していた人吉花火大会について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により日程を延期しております。延期日については、現在、人吉商工会議所を中心に協議が進められておりますが、今後の感染状況等を踏まえつつ、速やかに決定してまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても、人吉球磨地域が誇る球磨川ゆかりの豊かな観光資源を生かしつつ、コロナ禍における新たな観光スタイルの確立を目指すことで、老若男女を問わず、誰もが安心して楽しめる観光地域を創出してまいりたいと存じます。

学校教育関係でございますが、来る10月15日、市議会本会議場におきまして、市内中学生による子ども議会を開催いたします。この子ども議会は、主権者教育の一環として行うもので、「人吉市の未来を考える」をテーマに、令和２年水害からの復興や身近なまちづくりの現状など、本市が直面する様々な課題について理解を深めるとともに、市議会の模擬体験を通じて、自らの言葉で質疑を行うことにより、議会制民主主義や地方自治の仕組みについて学ぶことを目的としています。当日は、各学校から選出された中学３年生の子ども議員による活発な質疑に期待するとともに、御意見等についても今後の市政運営に反映するなど活

用してまいりたいと存じます。

本市社会教育施設については、昨年の豪雨災害での被災により、市民の皆様を中心に御不便をおかけしております。この施設の復旧に関しましては、これまでも様々に検討を重ねてきたところですが、このたび、その復旧方針等について方向性が定まってまいりましたので、この場をお借りしまして御報告申し上げます。

まず、東西コミセンでございますが、これまで災害時の指定避難所として位置づけておりましたが、今年度から避難所機能を人吉西小学校に移管したこと、また、移転新築等に関しましては対象校区内での適地確保が難しいことなどから、本来のコミセン機能の活用を重視し、また、地域住民の意向等も踏まえ、現地での原形復旧を行うことといたしました。

次に、西瀬コミセンでございますが、隣接地に市有地が存在すること、施設自体が球磨川本川に接しており、安全面など総合的に判断した結果、隣接地への移転新築を行うこととといたしました。

市民プールに関しましては、管理棟部分については原形復旧を行ってまいります。また、50メートルプールについては、損傷の度合いが大きく全面改修の必要があること、加えて財源確保等の問題もあり、原形での復旧は困難であると判断しております。今後につきましては、将来の方向性などを検討するための協議の場を設置し、市民プールの在り方等について議論を深めてまいりたいと存じます。

また、人吉スポーツパレス大アリーナに関しましては、長期にわたる避難所使用により損傷した床面及び空調設備について、現在、工事発注等を進めており、令和４年３月の完了を目指し工事を進めてまいります。

人吉城歴史館に関しましては、原形復旧、移転新築、解体及び地下遺構覆屋新築に係る復旧の方向性について検証等を行ってまいりました。しかしながら、全ての方向性において安全確保や財源など検討課題が残ること、また、歴史館建設の経緯や人吉城跡のガイダンス施設としての機能など施設が持つ拠点性を踏まえつつ、さらには今後の復興まちづくりや観光的な側面からも将来の方向性を幅広く議論する必要がございますことから、今後、市民や有識者の御意見を伺いながら、施設の方向性について検討を重ねてまいりたいと存じます。

また、人吉市カルチャーパレスに関しましては、耐震診断を行った結果、天井が脱落する恐れがございますため、現在、ホール棟は休館しております。そのような中、一日でも早い開館を目指すため、小ホールにつきましては客席天井の落下防止ネット改修工事の準備を進めております。本市の文化の殿堂であるとともに、市民や各団体等から利用希望が高い施設でもございますので、早期の開館を目指し、さらには市役所仮本庁舎が移転した後の同パレスの在り方等を含め、関係の皆様と協議を進めてまいりたいと存じます。

一方、現在の本市図書館につきましては、延べ床面積が398平方メートルと非常に狭隘であり、かつ、図書の閲覧や学習を行う「静寂スペース」と、乳幼児などを含めた子供たちが

利用する「児童コーナー」が同一空間で混在している状況にあることから、図書館としての拡充を求める御意見、御要望がこれまでも多数寄せられてまいりました。このような状況を踏まえ、短・中期的なスパンとして、市役所仮本庁舎機能移転後のカルチャーパレスにおいて、２階フロアの図書館スペースの再編等を協議しているところであり、課題である図書館の将来像についても、長期的なスパンの中で引き続き検討してまいります。

例年、夏休みの期間を利用し、市内の小学２年生を対象に開催している人吉市草木山川学校（夏版）でございますが、豪雨災害の発災から１年が経過する中、会場を大畑コミセンと鳩胸川に変更し、２年ぶりに決行いたしました。今年は天候にも恵まれ、竹製の水鉄砲づくりや川遊びなど、至るところで笑顔いっぱいの子供たちの姿を見ることができました。開催に当たり御協力いただきました関係の皆様に改めて感謝を申し上げます。

文化振興事業関係でございますが、人吉球磨総合美展につきましては、例年会場として使用しておりましたスポーツパレス大アリーナの改修工事が予定されており、代替会場の確保も難しいことから、大変残念ではございますが中止することといたしました。また、犬童球渓顕彰音楽祭につきましては、現在、カルチャーパレスホール棟が使用できないため「個人コンクール」は中止することといたしましたが、「碑前祭」、「学校発表会」、「音楽のひろば」については、会場の変更や運営方法等を検討し開催いたします。両事業に対し、運営、審査等、御協力いただいております皆様や参加を予定しておられた皆様には大変御迷惑をおかけいたしますが、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

一方、熊本県民体育祭でございますが、コロナ禍の影響により２年続けての中止となっております。今年は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催年でもあり、全国的にも、そして県内においてもスポーツ全般に対する機運が大変盛り上がりを見せておりましたので、大会に向けて日々の練習に取り組んでこられた各スポーツ団体や選手の皆様の御心境をお察しすると、大変残念でなりません。今後もコロナ禍の収束等状況次第かとは存じますが、次年度以降の大会が無事に開催できますよう心より願っております。

相良700年が生んだ保守と進取の文化「～日本でもっとも豊かな隠れ里―人吉球磨～」のコンセプトの下、人吉球磨地域全体で取り組んでまいりました日本遺産人吉球磨関係でございますが、平成27年の認定登録から７年が経過しようとしております。このような中、文化庁においては、認定から６年が経過した地域を対象に、これまでの成果や今後の計画などを総合的に評価するための認定継続審査制度を、昨年12月より新たに導入されております。本地域においても、人吉球磨日本遺産活用協議会においてこれまで取り組んできた事業や今後の施策展開等について、多方面からの審査を経て、去る７月16日、認定継続の認可をいただいたところです。今後も引き続き、当地域が誇る多様な文化財群の保存活用、資源の磨き上げ等を行っていくとともに、これまで以上に人吉球磨観光地域づくり協議会をはじめとする観光関連団体等との連携を強化し、地域一丸となって日本遺産人吉球磨のさらなる魅力向上

を図ってまいります。

行財政改革関係でございますが、その取組の一端として、本市が玉名市及び宇土市と連携して提案しておりました「多様な広域連携促進事業」につきまして、国から採択をいただきました。本事業で取り組む内容でございますが、県内ではあるものの隣接していない３市における全庁業務データ（量、性質、構造）を活用し、業務及び作業構造の可視化を行うことや、災害等の非常時における優先業務や人口減が影響する業務について、その差異を分析することで課題を明確化し、標準化・最適化した共通モデルの構築を図るものです。今後も、従来の業務執行状況等について新たな視点に基づく見直しを進めることで、円滑な行政運営体制の構築に努めてまいります。

新市庁舎建設関係でございますが、５階部分の柱やはり、屋上のコンクリート工事を終え、８月中旬、無事に上棟を迎えました。現在は、内装工事や屋上の防水工事、電気設備、機械設備の各工事に着手しており、令和４年３月の完成を目指し、予定どおり工事を進めております。また、新市庁舎の供用開始に向けた準備も並行して進めており、庁内に引っ越し検討会議を立ち上げ、引っ越しに関する方針や、引っ越し日の検討等を行っております。今後も、関係者の安全確保に十分に配慮しながら工事を進めてまいります。

世界中がコロナ禍に向き合う中、多くの課題や困難を経て、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されました。様々な議論がある中での開催でございましたが、５月５日に本市に届けられ、日本全国をつないだ聖火が国立競技場の聖火台に灯ったときは、一人の日本国民として純粋に感動いたしました。日本人選手のメダル奪取や世界レベルの競技に心を奪われる一方、新たな競技種目も加わり、女性アスリートや若い世代の活躍が輝きを放つ大会であったと感じております。祝辞なき開催当日を迎えた大会でしたが、「栄冠に輝いたメダリストもメダルに届かなかった人も一様に挫折や絶望を乗り越えた姿を見せた。それが何よりも私たちに『生きる力』を与えてくれた」と、８月10日の読売新聞で総括をされておりました。

一方で、未来の世代に生の五輪体験が残せなかったことの意味も、私たちは直視すべきであろうと指摘されております。

今回話題となった難民選手団の一員で、アフガニスタン出身の柔道女子個人70キロ級に出場したニガラ・シャヒーン選手に関する報道を目にしました。ニガラ選手は、幼い頃、祖国を逃れパキスタンで育ちましたが、自分のアイデンティティーを失いかけた孤独な中で柔道と出会ったということです。「柔道では、うまく倒れることができないと、うまく起き上がることはできないということを最初に教わりました。私はこれまで何度も挫折を味わってきましたが、それには意味があったのだと思えました。柔道の教えが、私の人生を救ってくれたのです」と彼女は語っています。柔道との運命の出会いを通し、どんなに悲惨な境遇も過酷な経験も、前を向くエネルギーに変えられると気づいたという彼女の言葉は、人として

の尊厳に満ちあふれ、多くの人の心に響き、勇気を与えました。

令和２年７月豪雨犠牲者追悼式で、遺族代表としてお言葉をいただきました西村直美様は、命さえあれば未来を切り拓くことができること。どんなことがあっても自分の命を守ること。そして、それは多くの人たちにとっても大切な命であることを自らも教育者として、子供たちに伝えたいと述べられました。そして、「どんな困難でも人間の強さと気高さで乗り越えられる。人も自然も豊かで美しい人吉球磨のまちを復興していく」という強い決意で結ばれました。

本市は、これまでに経験したことがないほど傷つき、あまりにたくさんのモノ、コトを失いましたが、来年２月には市制施行80周年という節目を迎えます。多くの市民が、いや、市全体がいまだに苦難のさなかにあり、目指すべき復興にはまだまだ険しい道のりではございますが、多くの皆様の御支援に誠意と感謝をもって応えるべく、未来に向かい一歩一歩、歩み続けることをお誓い申し上げます。

引き続き、提案しております予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明いたします。

議第58号令和３年度人吉市一般会計補正予算案（第５号）は、歳入では、国・県の補助事業の内示・申請などに伴う追加などを、歳出では、人事異動に伴う人件費及び新型コロナウイルス感染症対策事業や、昨年の豪雨災害に係る復旧事業などの追加補正を行うものです。歳入歳出にそれぞれ７億4,424万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ301億6,652万4,000円とするものです。

議第59号令和３年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第１号）は、前年度繰越金のほか、人事異動に伴う人件費などの補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ２億8,877万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億588万5,000円とするものです。

議第60号令和３年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第１号）は、前年度繰越金のほか、令和２年度熊本県後期高齢者医療広域連合納付金の精算、保険料減免に伴う還付金などの補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ968万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ５億7,530万8,000円とするものです。

議第61号令和３年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第１号）は、前年度繰越金のほか、介護給付費負担金の精算、システム保守委託料などに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ１億3,542万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億4,824万3,000円とするものです。

議第62号令和３年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第１号）は、人事異動に伴う人件費の補正でございまして、収益的収入及び支出につきまして、支出の営業費用を676万3,000円減額し、支出予算総額を４億9,401万3,000円とするものです。資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費を９万円増額し、支出予算総額を３億5,141万1,000円と

するものです。

議第63号令和３年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第１号）は、人事異動に伴う人件費及び災害復旧に伴う委託料等の補正でございまして、収益的収入及び支出のうち、支出の営業費用を2,462万6,000円、特別損失を10万円、特別損失（災害）を446万5,000円それぞれ増額し、支出予算総額を11億4,345万1,000円とするものです。資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費を11万3,000円増額し、支出予算総額を21億6,950万4,000円とするものです。

議第64号令和３年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算案（第１号）は、人吉中核工業用地調整池災害復旧測量設計委託などの補正でございまして、歳入歳出をそれぞれ635万5,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,752万9,000円とするものです。

議第65号令和２年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての案件は、地方公営企業法第32条第２項の規定に基づき、利益剰余金を処分することについて議会の議決をお願いすること、及び同法第30条第４項の規定に基づき、令和２年度人吉市水道事業特別会計決算について、議会の認定をお願いするものです。

議第66号令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての案件は、地方公営企業法第32条第２項の規定に基づき、利益剰余金を処分することについて議会の議決をお願いすること、及び同法第30条第４項の規定に基づき、令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計決算について、議会の認定をお願いするものです。

議第67号行政手続における押印の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例案は、行政手続における押印の見直し等に伴い、関係条例を改正するものです。

議第68号人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案及び議第69号人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案は、デジタル改革関連法による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い改正するものです。

議第70号人吉市市政功労者選考委員会設置条例案は、市政功労者の選考に関し審議する附属機関を設置するため、地方自治法第138条の４第３項の規定により、新たに条例を制定するものです。

議第71号人吉市市民プール検討委員会設置条例案は、市民プールの存廃等に関し検討する附属機関を設置するため、地方自治法第138条の４第３項の規定により、新たに条例を制定するものです。

議第72号人吉市手数料条例の一部を改正する条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、個人番号カードの再交付事務の主体が地方公共団体情報システム機構に改められたことに伴い、改正するものです。

議第73号人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案は、傷病手当金の支給に係る適用期間が延長されたことに伴い、改正するものです。

議第74号人吉市農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例案は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく農地及び農業用施設災害復旧事業に要する費用の一部に関し、受益者から徴収する分担金等について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものです。

議第75号人吉市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、条例に引用されている省令の題名が改められたことに伴い、改正するものです。

議第76号人吉市都市公園条例の一部を改正する条例案は、村山公園管理棟トイレ改修工事に伴い、温水シャワーを一般の利用に供するため改正するものです。

議第77号損害の賠償についての案件は、令和３年５月18日午前９時頃、有限会社フルフルの車両が農道下津留線を走行中、農道横の用水路グレーチングを跳ね上げ、車両下部の燃料タンクが損傷し燃料の軽油が農地に流入した事故に関し、農地の所有者と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものです。

以上、提案しております予算案、条例案、案件議案につきまして概要を御説明いたしましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前10時55分　休憩

午前11時15分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（小澤洋之君）（登壇）　皆様、こんにちは。それでは、私のほうから議第58号令和３年度人吉市一般会計補正予算案（第５号）について、補足説明をさせていただきます。

お手元の予算書の１ページをお願いいたします。第１条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により、第２条の繰越明許費につきましては、第２表繰越明許費により、第３条の債務負担行為の補正につきましては、第３表債務負担行為補正により、第４条の地方債の補正につきましては、第４表地方債補正により、それぞれ御説明をいたします。

５ページをお願いいたします。第２表繰越明許費でございますが、７款、１項商工費、人吉中核工業用地災害復旧事業1,301万3,000円は、中核工業用地調整池の災害復旧測量設計業務につきまして、年度内の完了が難しく、全事業費を繰り越すものでございます。

第３表債務負担行為補正は、追加が６件、変更が１件、廃止が１件でございます。

最初に、追加でございます。新市庁舎ネットワーク構築・機器リース料は、新市庁舎における電算システム運用に当たり、ネットワーク環境を構築する必要がありますことから、借り上げの期間及び限度額を設定するものでございます。基幹系ネットワーク機器リース料は、新市庁舎における基幹系システム運用に係るネットワーク機器を借り上げる必要がありますことから、借り上げの期間及び限度額を設定するものでございます。ＩＰ電話機器リース料は、現在使用しております機器が更新時期を迎えますことから、新市庁舎の供用開始に併せ整備を行うため、借り上げの期間及び限度額を設定するものでございます。第５次電算システム導入事業機器リース料（基幹系端末等）は、基幹系端末器やプリンター等のリプレースに伴い、借り上げの期間及び限度額を設定するものでございます。新市庁舎移転業務委託料は、来年春の新市庁舎完成に当たり、現在分散しております市庁舎機能につきまして、円滑に移行し業務を開始するため、事前に移転等の準備を進める必要がありますことから、委託の期間及び限度額を設定するものでございます。新市庁舎什器等備品購入費は、新市庁舎におきまして使用します机、椅子などの什器等の購入につきまして、事前に準備を進める必要がありますことから、その期間及び限度額を設定するものでございます。

６ページをお願いいたします。続きまして、変更１件の、新市庁舎警備業務等委託料は、その下の廃止１件の、新市庁舎防犯カメラ等機器リース料と関連しておりまして、警備業務と防犯カメラ等の機器リースをそれぞれ契約する予定としておりましたが、業務の効率性などを考慮し、包括的に業務を推進することとしましたことから、限度額を変更し、併せて新市庁舎防犯カメラ等機器リース料を廃止するものでございます。

７ページをお願いいたします。第４表地方債補正の追加と変更でございます。追加の７件でございますが、カルチャーパレス改修事業債は、小ホールにおける改修工事に対する起債でございまして、充当率100％の2,400万円を計上いたしております。緊急自然災害防止事業債は、農業用水路改修事業に対する起債でございまして、充当率100％の1,000万円を計上いたしております。土地改良区団体営農業農村整備事業債は、ひとよし土地改良区における農業用用排水更新事業に対する起債でございまして、充当率90％の430万円を計上いたしております。公共施設等適正管理推進事業債は、人吉西小学校屋上防水修繕工事に対する起債でございまして、充当率90％の3,040万円を計上いたしております。コミュニティセンター改修等事業債は、東間コミュニティセンター改修工事に対する起債でございまして、充当率90％の1,230万円を計上いたしております。現年発生補助災害復旧事業債は、国庫負担金事業で施工を予定しております市道等の災害復旧工事に対する起債でございまして、充当率100％の2,180万円を計上いたしております。現年発生単独災害復旧事業債は、国庫負担金事業に該当しない市道の災害復旧工事に対する起債でございまして、充当率100％の920万円を計上いたしております。

次に、変更の７件でございます。臨時財政対策債は、普通交付税の交付額決定に伴い発

行可能額が確定しましたことから、限度額を変更するものでございます。工業用地災害復旧事業債から過年発生単独災害復旧事業債までの６件は、いずれも事業費の増減などに伴い限度額を変更するものでございます。

恐れ入ります。10ページをお願いいたします。歳入でございます。10款、１項、１目地方特例交付金1,531万6,000円の減額補正及び、その下にございます11款、１項、１目地方交付税２億3,765万1,000円の増額補正は、いずれも交付額の決定によるものでございます。15款国庫支出金、１項国庫負担金、２目災害復旧費国庫負担金２億5,046万3,000円の増額補正は、昨年被災しました道路、橋梁、河川の復旧工事に係る過年災公共土木施設災害復旧費負担金などの増でございます。

11ページをお願いいたします。上のほうから、３目衛生費国庫負担金1,957万4,000円の増額補正は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の増でございます。２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金8,052万8,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や情報通信技術利活用事業費補助金などの増でございます。

12ページをお願いいたします。中ほど下になります。16款県支出金、２項県補助金、１目総務費県補助金4,114万6,000円の増額補正は、熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金などの増でございます。４目農林水産業費県補助金5,694万3,000円の増額補正は、１節農業費補助金で、強い農業・担い手づくり総合支援交付金の増のほか、交付決定に伴う中山間農業モデル地区支援事業費補助金などの減でございます。

13ページをお願いいたします。下のほうになります。17款財産収入、２項財産売払収入、１目不動産売払収入1,690万円の増額補正は、下永野町市有林における立木売払収入でございます。

14ページをお願いいたします。18款、１項寄附金、５目教育費寄附金300万円の増額補正は、奨学基金に対する寄附金でございます。それから、下のほうになります。20款繰越金に前年度繰越金１億4,000万円を増額補正いたしております。

15ページをお願いいたします。下のほうになります。22款市債につきましては、第４表地方債補正にて御説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

17ページをお願いいたします。歳出でございます。各款、項、目の中の給料、職員手当等、共済組合負担金などの増減につきましては、人事異動などに伴うものでございまして、説明を省略させていただきます。中ほどからになります。２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費2,471万3,000円の増額補正は、18ページになりますけれども、12節委託料の空き家等対策支援業務委託料や、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、地区公民館等整備費補助金、くま川鉄道の令和２年度経常損失を補填する人吉市くま川鉄道経営安定化補助金、コロナ禍における町内会活動を支援する地域活動応援事業補助金などでございます。６目財産管理費2,530万4,000円の増額補正は、14節工事請負費で、カルチャーパレス小ホール特定

天井落下防止改修工事などでございます。７目企画費3,220万1,000円の増額補正は、１節報酬と８節旅費におきまして、来年２月の市制施行80周年に合わせ予定をしております市政功労者に対する表彰に向けた選考委員会に係る報酬、費用弁償のほか、19ページになりますけれども、12節委託料の防災対策の１つといたしまして、橋梁の側面に取り付けた照明の色彩の変化によって避難を促すライティング防災アラートシステム構築等委託料などの増でございます。

20ページをお願いいたします。２項徴税費、２目賦課徴収費126万円の増額補正は、市税等の納入につきまして、スマートフォン等を活用した電子マネーでの決済を導入する経費でございます。

少しページが飛びまして、24ページをお願いいたします。ページ下のほうになりますが、４款衛生費、１項保健衛生費、２目予防費4,826万6,000円の増額補正は、次のページになりますけれども、12節委託料の新型コロナウイルスワクチン接種委託料のほか、接種に係る事務的経費の増でございます。

26ページをお願いいたします。こちらも下のほうになります。６款農林水産業費、１項農業費、３目農業振興費6,876万4,000円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、次のページの上段になりますけれども、中山間農業モデル地区支援事業補助金の減、及び強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金の増などでございます。

28ページをお願いいたします。７款、１項商工費、２目商工業振興費5,704万2,000円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の負担金で、まん延防止等重点措置適用により熊本県が実施します営業時間短縮要請協力金に伴う市町村負担金や、その下の補助金で、現在構築しております地域デジタル通貨を活用したデジタルプレミアム商品券事業に係る補助金などでございます。

29ページをお願いいたします。３目観光費2,630万1,000円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、球磨川くだりの再生支援に係る補助金やコロナ禍により影響を受けている飲食店等をプレミアム商品券事業により支援する補助金の増などでございます。その下の５目まち・ひと・しごと総合交流館管理費1,005万3,000円の増額補正は、17節備品購入費で、利用者の宿泊に伴う施設備品及びチャレンジキッチン事業に係る備品整備費用などでございます。８款土木費、１項土木管理費、１目土木総務費3,000万8,000円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の補助金の人吉市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金、それから、昨年の豪雨災害により被災しました宅地・私道の復旧につきまして、熊本県の球磨川流域復興基金交付金を活用しまして支援を行います補助金の増などでございます。

32ページをお願いいたします。３項住宅費、２目住宅建設費3,922万8,000円の増額補正は、12節委託料の災害公営住宅建設に向けた各種調査、設計委託に係る経費でございます。

34ページをお願いいたします。下のほうになりますが、10款教育費、１項教育総務費、

２目事務局費3,201万9,000円の増額補正は、次のページになりますけれども、17節備品購入費で、学校ＩＣＴ教育環境整備といたしまして教職員用タブレット及び電子黒板の購入費用などでございます。２項小学校費、３目学校建設費3,567万9,000円の増額補正は、14節工事請負費で、人吉西小学校管理特別教室棟屋上防水工事などの増でございます。

37ページをお願いいたします。５項保健体育費、１目保健体育総務費601万2,000円の増額補正は、今回新たに設置します市民プール検討委員会に係る報酬、費用弁償のほか、次のページになりまして、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、昨年の豪雨災害により被害を受けました人吉高校及び球磨工業高校カヌー部に対し、備品等の購入費の一部を熊本県の球磨川流域復興基金交付金を活用しまして支援を行う補助金の増などでございます。

39ページをお願いいたします。11款災害復旧費、２項農林水産施設災害復旧費、３目林業施設災害復旧費248万円の増額補正は、こちらも県の球磨川流域復興基金交付金を活用しまして森林作業道の自立復旧を支援する補助金でございます。３項公共土木施設災害復旧費、１目道路橋梁災害復旧費7,843万円の増額補正のうち、14節工事請負費と５目河川災害復旧費1,200万円の増額補正は、今年７月及び８月の豪雨に伴う道路・河川災害復旧工事でございます。

40ページをお願いいたします。下のほうになります。13款諸支出金、２項基金費、４目人吉市奨学基金費505万5,000円の増額補正は、同基金に対する寄附金などを基金へ積み立てるものでございます。

41ページをお願いいたします。最後に、14款、１項、１目予備費を1,234万4,000円増額いたしております。

以上で、議第58号令和３年度人吉市一般会計補正予算案（第５号）につきまして補足説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

○水道局長（久本禎二君）（登壇）　議員の皆様、こんにちは。私からは、初めに、議第65号令和２年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定につきまして補足説明をいたします。

お手元の人吉市水道事業特別会計決算書の２ページと３ページをお願いいたします。金額は消費税込みの額でございます。

収益的収入及び支出の収入でございますが、第１款水道事業収益は、予算額５億3,439万円に対しまして決算額は５億4,700万9,089円で、予算額に対し1,261万9,089円の増となっております。その内訳でございますが、第１項営業収益、予算額４億7,126万4,000円に対し決算額は４億8,383万8,637円で、1,257万4,637円の増でございます。なお、補正予算の減額は、令和２年７月豪雨災害に伴います減免措置によるものが主な要因でございます。

次に、第２項営業外収益でございますが、予算額6,312万3,000円に対し決算額は6,287万

1,745円で、25万1,255円の減でございます。補正予算の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の繰入れによるものでございます。第３項特別利益は、予算額3,000円に対し決算額は29万8,707円で、29万5,707円の増でございます。

次に、支出でございます。第１款水道事業費用は、予算額５億3,073万9,000円に対し決算額は４億9,003万1,304円で、不用額4,070万7,696円となっております。その内訳でございますが、第１項営業費用、予算額４億8,784万2,000円に対し決算額は４億5,622万2,175円で、不用額3,161万9,825円でございます。第２項営業外費用、予算額3,823万円に対し決算額は2,995万3,198円で、不用額827万6,802円でございます。第３項特別損失、予算額411万3,481円に対し決算額は385万5,931円で、不用額25万7,550円でございます。第４項予備費、予算額55万3,519円に対し決算額ゼロ円で、全額不用額となっております。なお、補正予算の増額は、退職給付金や消費税の増額に伴うものでございます。

次に、４ページと５ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。収入でございますが、第１款資本的収入は、予算額4,769万3,000円に対しまして決算額は4,481万418円で、288万2,582円の減となっております。その内訳でございますが、第１項企業債は、予算額4,000万円に対し決算額も同額の4,000万円でございます。第２項工事負担金は、予算額630万円に対しまして決算額は363万7,789円で、266万2,211円の減でございます。第３項固定資産売却は、予算額1,000円に対し収入はありませんでしたので、1,000円の減でございます。第４項繰入金は、予算額74万3,000円に対し決算額74万3,629円で、629円の増となっております。第５項国庫補助金は、予算額64万9,000円に対し決算額は42万9,000円で、22万円の減となっております。

次に、支出でございますが、第１款資本的支出は、予算額２億6,238万5,000円に対しまして決算額は２億4,347万2,949円、翌年度繰越額667万7,000円は、災害復旧工事及び下林願成寺線の水道管移設工事を繰り越すものでございます。不用額は1,223万5,051円となっております。その内訳でございますが、第１項建設改良費、予算額１億8,710万5,000円に対し決算額は１億7,019万3,211円で、不用額は1,023万4,789円でございます。なお、補正予算の減額は、原城配水池のがけ崩れ及び防空壕対策による事業変更並びに令和２年７月豪雨災害発生により災害復旧を優先したことによる未実施分の工事費でございます。第２項企業債償還金は、予算額7,328万円に対し決算額は7,327万9,738円で、不用額は262円でございます。第３項予備費は、予算額200万円に対し支出はございませんでしたので、全額不用額となっております。

下の欄外を御覧ください。資本的収入額4,481万418円が資本的支出額２億4,347万2,949円に対し不足する額１億9,866万2,531円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,443万3,539円、当年度分損益勘定留保資金１億6,818万3,893円、繰越利益剰余金1,604万5,099円で補塡をいたしております。

次に、６ページをお願いいたします。損益計算書でございます。これは令和２年度における水道事業の経営成績を表すものでございまして、金額は消費税抜きの額でございます。１の営業収益、縦の右のほうから２列目でございますが、４億4,177万4,968円に対しまして２の営業費用は４億4,227万784円で、差し引きはマイナスとなり、営業損失は一番右の列で49万5,816円となります。３の営業外収益は6,286万2,770円に対し４の営業外費用は1,709万698円で、差し引き営業外利益は4,577万2,072円となります。この額から上の営業損失を差し引いた経常利益は4,527万6,256円となります。これに５の特別利益、６の特別損失を加減したもの、下から４行目でございます、当年度純利益は4,206万8,798円でございます。この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金２億8,194万6,194円、その他未処分利益剰余金変動額３億8,772万5,650円を加えた当年度未処分利益剰余金は７億1,174万642円でございます。

次に、利益の処分について御説明申し上げます。７ページをお願いいたします。下の段の表４でございます。令和２年度人吉市水道事業剰余金処分計算書（案）を御覧ください。表の右側、未処分利益剰余金の列でございますが、当年度末残高７億1,174万642円のうち、減債積立金として1,604万5,099円、建設改良積立金として3,000万円、自己資本金へ組入れとして３億8,772万5,650円でございますが、これは、その他未処分利益剰余金変動額として資本的支出の不足金額を累計したものでございまして、今回、経理上の措置としまして、剰余金から自己資本金へ組み入れるものでございます。合計をいたしますと４億3,377万749円の処分を予定しておりまして、処分後残高繰越利益剰余金は２億7,796万9,893円となります。

以上で、議第65号令和２年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての概要説明を終わります。

続きまして、議第66号令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定につきまして補足説明をいたします。

お手元の人吉市公共下水道事業特別会計決算書の１ページと２ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の決算額でございまして、金額は消費税込みの額でございます。

収入の、第１款下水道事業収益でございますが、予算額10億387万4,000円に対しまして決算額10億1,793万6,457円で、予算額に対し1,406万2,457円の増となっております。その内訳でございますが、第１項営業収益、予算額５億1,837万円に対し決算額５億2,416万1,441円で、579万1,441円の増でございます。なお、補正予算の減額は、上水道事業と同様に、令和２年７月豪雨災害に伴います減免措置が主な要因でございます。第２項営業外収益、予算額４億6,851万1,000円に対し決算額４億6,981万7,283円で、130万6,283円の増でございます。補正予算の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の繰入れによるものでございます。第３項特別利益、予算額3,000円に対し決算額1,836円で、1,164円の減となっております。第４項特別利益（災害）につきましては、令和２年７月豪雨災害によるものでございまして、予算額1,699万円に対し決算額2,395万5,897円で、696万5,897円の増でご

ざいます。

次に、支出でございますが、第１款下水道事業費用、予算額10億7,330万3,000円に対し決算額10億3,753万9,003円で、不用額3,576万3,997円となっております。その内訳でございますが、第１項営業費用、予算額９億936万8,000円に対し決算額８億9,813万4,332円で、不用額1,123万3,668円でございます。第２項営業外費用は、予算額１億314万1,000円に対し決算額8,485万8,490円で、不用額1,828万2,510円でございます。第３項特別損失、予算額1,236万6,000円に対し決算額1,143万384円で、不用額93万5,616円でございます。第４項予備費、当初予算額400万円に対し327万6,000円を第５項特別損失（災害）に流用し、予算額を72万4,000円としております。決算額ゼロ円で、72万4,000円全額不用額となっております。第５項特別損失（災害）予算額4,770万4,000円に対し決算額4,311万5,797円で、不用額458万8,203円となっております。これも令和２年７月豪雨災害に伴うものでございます。

次に、３ページと４ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。収入でございますが、第１款資本的収入、予算額63億9,484万3,000円に対しまして決算額９億7,322万7,423円で、予算額に対し54億2,161万5,577円の減となっております。その内訳でございますが、第１項企業債、予算額24億9,040万円に対しまして決算額8,340万円で、24億700万円の減となっております。第２項負担金、予算額1,666万2,000円に対し決算額2,401万7,320円で、735万5,320円の増となっております。第３項補助金、予算額38億8,778万円に対し決算額８億6,581万103円で、30億2,196万9,897円の減でございます。第４項固定資産売却、予算額1,000円に対し決算額ゼロ円で、1,000円の減となっております。なお、補正予算の増額は、令和２年７月豪雨災害により被災しました人吉浄水苑並びに雨水及び汚水ポンプ場６か所の災害復旧事業等に伴うものでございます。

次に支出でございますが、第１款資本的支出、予算額68億4,352万1,000円に対し決算額13億8,417万1,908円で、翌年度繰越額54億4,933万3,000円は、災害復旧工事及びストックマネジメントによる改築工事２件ほか２地区の設計など委託を繰り越すもので、不用額は1,001万6,092円でございます。その内訳でございますが、第１項建設改良費、予算額64億5,650万8,000円に対し決算額10億114万848円で、不用額603万4,152円でございます。第２項企業債償還金、予算額３億8,601万3,000円に対し決算額３億8,303万1,060円で、不用額298万1,940円でございます。第３項予備費、予算額100万円に対し決算額ゼロ円で、不用額100万円となっております。

下の欄外を御覧ください。資本的収入額９億7,322万7,423円が資本的支出額13億8,417万1,908円に対し不足する額４億1,094万4,485円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額891万8,563円、当年度分損益勘定留保資金３億6,027万6,452円、繰越利益剰余金4,174万9,470円で補塡をいたしております。

次に、５ページをお願いいたします。損益計算書でございます。これは令和２年度にお

ける公共下水道事業の経営成績をあらわすものでございまして、金額は消費税抜きの額でございます。

１の営業収益、縦の右のほうから２列目でございます。４億7,816万1,153円に対しまして２の営業費用は８億7,538万8,883円で、差し引きとしまして一番右の列の３億9,722万7,730円の不足でございます。３の営業外収益４億6,848万495円に対し４の営業外費用は7,434万6,531円で、差引額は３億9,413万3,964円でございます。この額と営業利益の損失を合わせた経常利益は309万3,766円の損失となります。これに５の特別利益、６の特別損失を加減した当年度純損失は、下から４行目になりますが、2,979万9,734円でございます。この当年度純損失に前年度繰越利益剰余金２億3,919万2,525円と、その他未処分利益剰余金変動額３億1,408万3,668円を加えた当年度未処分利益剰余金は５億2,347万6,459円となります。

次に、利益の処分について御説明を申し上げます。７ページをお願いいたします。令和２年度人吉市公共下水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。当年度未処分利益剰余金５億2,347万6,459円のうち、減債積立金として4,174万9,470円の処分を予定しておりまして、処分後残高繰越利益剰余金は４億8,172万6,989円でございます。

以上が、議第66号令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定の概要でございます。

なお、先ほど御説明いたしました議第65号と共に、剰余金計算書、貸借対照表、また監査委員による決算審査意見書などを添付いたしております。御審議方、よろしくお願いいたします。

○復興局長（元田啓介君）（登壇）　それでは、私から、報第13号和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について、御説明申し上げます。

これは、地方自治法第180条第１項の規定により、令和３年８月２日に専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により、議会に報告するものでございます。

お手元の議案書19ページをお願いいたします。件名は、損害の賠償についてでございます。賠償の理由でございますが、令和３年７月１日午前10時20分頃、市公用車が市道北泉田鶴田線を北進中、今藤歯科医院駐車場から後退してきた相手方車両左後方と本市車両左側サイドミラー及び左側部が接触し、双方の車両が損傷しました事故に関して、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございまして、損害賠償の額は４万160円でございます。賠償（和解）の相手方は、球磨郡相良村柳瀬985番地373、中嶋勝己様でございます。

和解事項でございますが、紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認することとしております。

以上で、報第13号和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告についての説明を終わります。

○経済部長（溝口尚也君）（登壇）　それでは、議案書20ページをお願いいたします。報第14号和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告につきまして説明をさせていただきます。

本件につきましても、地方自治法第180条第１項の規定により、令和３年８月25日に専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により、議会に報告するものでございます。

議案書は21ページをお願いいたします。専第12号専決処分書の内容について説明させていただきます。件名は、損害の賠償についてでございます。賠償の理由でございますが、先ほど市長から議第77号損害賠償案件として説明をいたしました、５月18日に東間上町の農道下津留線で発生したグレーチング跳ね上げによる車両損傷事故によるものでございまして、詳細につきましては、同日午前９時頃、被害者が同農道を車で走行中、農道横の用水路グレーチングを跳ね上げ、車両下部の燃料タンクが損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

これによる損害賠償の額は13万3,287円でございまして。賠償（和解）の相手方は、人吉市浪床町3147番地９、有限会社フルフル代表取締役、藤﨑美樹様でございます。

和解事項でございますが、同じく、紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認するとしております。

以上で、報第14号和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告につきまして説明を終わります。

○議長（西　信八郎君）　これで、議第58号から報第14号までの提案理由等の説明は終了いたします。

○議長（西　信八郎君）　以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後０時03分　散会

令和３年９月第５回人吉市議会定例会会議録（第２号）

令和３年９月14日　火曜日

１．議事日程第２号

令和３年９月14日　午前10時　開議

日程第１　議第58号　令和３年度人吉市一般会計補正予算（第５号）
日程第２　議第59号　令和３年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
日程第３　議第60号　令和３年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第４　議第61号　令和３年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第５　議第62号　令和３年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第６　議第63号　令和３年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第７　議第64号　令和３年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）
日程第８　議第65号　令和２年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
日程第９　議第66号　令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
日程第10　議第67号　行政手続における押印の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第11　議第68号　人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12　議第69号　人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13　議第70号　人吉市市政功労者選考委員会設置条例の制定について
日程第14　議第71号　人吉市市民プール検討委員会設置条例の制定について
日程第15　議第72号　人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16　議第73号　人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17　議第74号　人吉市農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定について
日程第18　議第75号　人吉市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19　議第76号　人吉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20　議第77号　損害の賠償について

日程第21　報第13号　和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

日程第22　報第14号　和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

日程第23　一般質問

１．本　村　令　斗　君
２．池　田　芳　隆　君
３．宮　原　将　志　君
４．西　　洋　子　君
５．福　屋　法　晴　君

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

３．出席議員（18名）

１番	松　村	太　君
２番	徳　川	禎　郁　君
３番	池　田	芳　隆　君
４番	牛　塚	孝　浩　君
５番	西	洋　子　君
６番	宮　原	将　志　君
７番	塩　見	寿　子　君
８番	高　瀬	堅　一　君
９番	宮　﨑	保　君
10番	平　田	清　吉　君
11番	犬　童	利　夫　君
12番	井　上	光　浩　君
13番	豊　永	貞　夫　君
14番	福　屋	法　晴　君
15番	本　村	令　斗　君
16番	田　中	哲　君
17番	大　塚	則　男　君
18番	西	信八郎　君

欠席議員　なし

４．説明のため出席した者の職氏名

市長	松岡隼人君
副市長	迫田浩二君
監査委員	井上祐太君
教育長	志波典明君
総務部長	小澤洋之君
企画政策部長	小林敏郎君
市民部長	丸本　縁君
健康福祉部長	告吉眞二郎君
経済部長	溝口尚也君
建設部長	瀬上雅暁君
復興局長	元田啓介君
総務部次長	永田勝巳君
企画政策部次長	井福浩二君
総務課長	森下弘章君
水道局長	久本禎二君
教育部長	椎屋　彰君

５．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	北島清宏君
次長	栗原　亨君
庶務係長	平山真理子君
書記	青木康徳君

午前10時　開議

○議長（西　信八郎君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、さきに決定されましたとおり質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（西　信八郎君）　それでは、質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）（登壇）　皆さん、おはようございます。15番議員の本村令斗です。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行ってまいりたいと思います。

質問いたしますのは、１点目に被災者の住居で、仮設住宅の入居期限の延長について、それから災害公営住宅について、それから人吉市シルバー人材センターと人吉球磨能力開発センターについてです。２つ目の項目といたしましては被災者の医療費でありまして、無料化の延長についてです。３つ目の項目が球磨川の治水でありまして、被災者が望む対策についてです。４項目めが新型コロナウイルス対策で、文部科学省の校内感染ガイドライン（令和３年８月27日）についてです。５番目にスーパーシティ構想で、大胆な規制改革についてです。

では、１点目の被災者の住居について質問を行ってまいりたいと思います。昨年の水害の被災者の要求をつかむために、7.4球磨川流域豪雨被災者・賛同者の会を中心にアンケート調査が実施されました。その調査結果をいただきました。調査の方法は、郵送とポスティングによって調査票の配布を行い、記入いただいたものを郵送していただくというものです。被災者の会で、被災された348人の方々には郵送し、仮設住宅について、人吉市内319、球磨村に81、錦町86、相良村23、多良木町については被災地域のお宅を対象に25をそれぞれポスティングで配布しました。配布数は、実質845票となります。８月31日までに、246票で有効回答率は29.1％の有効な回答をいただいております。この有効回答率は、郵送調査（一般）の率が30％前後とされていることから、調査としては有効なものと判断していいと考えられます。年齢は、70歳以上の方が45.9％を占め、60歳代の24.0％を加えますと７割近くが高齢者であることが分かります。また、現在のお住まいについては、建設型仮設住宅が最も多く、135名の54.9％となっています。

このアンケートには、「住まいに関する要望は何ですか（複数回答可）」という設問があり、６つの選択肢がありますが、最も多いのが「仮設住宅の入居期限の延長」、82名で

33.3％となっています。この背景には、少ない年金しかもらっていない高齢者で、経済的にどうしても住居の再建や賃貸住宅への転居が困難な方がかなりおられるのではないかと思いますが、その辺はどのように認識されているかお伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　議員の皆様、おはようございます。それでは、御質問にお答えいたします。

住まいの再建が困難な世帯を把握している、また、認識等に関する御質問でございますが、現在、これまでのアンケートや地域支え合いセンターの活動を通じまして、再建方法が未定の世帯を中心に、被災者支援対策課職員が地域支え合いセンター支援相談員と連携して戸別訪問を行い、再建に係る意向や問題点などを確認しております。必要に応じまして、被災者支援の制度や既存の福祉制度などへつなぎ、再建の支援を行っているところでございます。

特に住まいの再建が困難と思われる世帯につきましては、問題解決までに多くの時間を要しますことから、人吉市社会福祉協議会内のひとよし生活困りごと支援センターや地域包括支援センターなどにも協力を仰ぎながら、優先的に再建に向けての支援を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　数的なものじゃないですけど、取組を言われましたけれども、かなり経済的に困窮しておられまして、再建がかなり困難な方々へ向かい合っているということで、そういう方もたくさんおられるんじゃないかというところが感じたところです。

質問を続けますけど、私はボランティア連絡協議会の副会長を務めていますので、人吉市社会福祉協議会から依頼されて、建設型仮設住宅の「みんなの家」で行われているオープンカフェに何度も伺いました。そこでは、入居期限の２年間を過ぎれば仮設住宅から追い出されるのではないかという不安の声を何度か聞きました。経済的に困窮されていて、ほかに行き場のない方を、２年過ぎたからといって仮設住宅から無理やり退去させるようなことは路頭に迷うことになり、絶対にやってはいけないと思います。そのようなことは行われないと思いますけど、被災者の不安を少しでも和らげるために、そのことを明言すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

応急仮設住宅の入居期限につきましては、供用期間が、議員がおっしゃいましたように、２年となっておりまして、最も早い賃貸型応急住宅の入居期限が令和４年７月でございますので、本市におきましても、先ほど申し上げましたように、再建方法が未定の世帯を中心に個別に聞き取りなどを行っているところでございます。

現在、熊本県におかれましては、それらの個別状況や事情を勘案し、応急仮設住宅の供用期限の延長を求め、内閣府と協議を行っておられるところでございます。

熊本地震の例を引きますと、再建方法が未定であることをもっての供用期間の延長は認められていないことから、ある程度再建方法を決めていただき、それに向けまして、問題となっているものを一つ一つ解消していくことになりますけれども、その過程におきまして、入居期間内に問題が解消できない事情をもって応急仮設住宅の延長が必要となってくるものと存じます。

なお、熊本地震の際におきましては、入居期限の到来をもって強制的に退去となった事例はないということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　なかなか、強制的に退去することはないと言いにくいんでしょうけど。今の熊本地震の際の例を言われましたので、入居者の方も、通じるところは分かられると思います。それで少しは安心されるのではないかということを申しておきたいと思います。

次に、災害公営住宅について質問してまいりたいと思います。本議会に、災害公営住宅用地測量及び地質調査等委託料が提案されました。これから災害公営住宅の建設も進んでいくものと思われます。災害公営住宅の建設のためには、必要な供給戸数の確定が欠かせません。人吉市は、被災者の方々に対して、８月にお住まいの再建状況や復旧・復興に関する意識調査を行っており、災害公営住宅への入居の希望を聞かれているようです。災害公営住宅へはどれくらいの世帯の方が入居を希望されているのか、お伺いします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　皆さん、おはようございます。それでは、私のほうからお答えいたします。

災害公営住宅へ入居を希望されている世帯数につきましては、本年１月末から実施いたしました１回目の住まい再建に関する意向調査の中で集計分析を行っておりまして、８月17日の時点で125世帯が災害公営住宅を希望されております。本調査において、再建方法がまだ決定されていない世帯や未回答の世帯もございますので、入居希望者や必要戸数につきましては、８月に実施いたしました２回目の住まい再建意向調査、及び、復旧・復興に関する意向調査の結果や、今後、人吉市地域支え合いセンターで実施を予定されております訪問聞き取り調査の結果などの情報を共有し、年末を目途に、入居希望者の精査をしたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　正確な確定ということではないけど、大まかには大体125世帯ということが見えてきたというところになってくるんだろうと思います。

それで、アンケートにおいても、「住まいについての要望は何ですか」という問いの回答で、「災害公営住宅の建設」が52名、21.1％となっています。災害公営住宅へ入居したいと

いう思いが出ていると思います。希望される方は、全員が入居できるようにすべきではないかということをお伺いします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　それでは、お答えいたします。

災害公営住宅につきましては、現在、相良町候補地に約120戸の整備を予定しております。先ほど答弁いたしましたとおり、今後、必要戸数の精査を行いまして、相良町候補地以外の災害公営住宅整備検討や、県に整備いただきました建設型応急住宅の利活用、そして市営住宅の活用などで、住まいに困窮されている方に関して住戸が不足することがないよう、また、様々なケースに対し、しっかりと対応できるように整備してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　建設型仮設住宅も活用したいということで、あれもまだ住めると思いますので、まだ使っていかれることはいいことと思います。

これは質問にはしなかったんですけど、建設型仮設住宅は、今後、災害公営住宅みたいに使っていく場合、要望としては、やっぱりつくりが違うものですから安く提供していただければという要望も出ているみたいですので、その辺も、ぜひ検討していただきたいということは要望しておきたいと思います。

次に、災害公営住宅はなかなかコミュニケーションが取りにくいという面もあるようです。そこで、障害者に関わるお二人の方から、「障害者に災害公営住宅に行ってもらうなら、１つの住宅に数名の障害者の方にまとまって行ってもらえたらよい」という話をされました。その理由を伺うと、１人の方は、「１つ目に、相手の気持ちが分かるので、お互いに助け合え、自立につながる。２つ目に、行政や医療機関、サービスをする側が効率よく訪問できるので、訪問しやすくなる」などを上げられました。もう１人の方は、実際に仮設住宅で孤立して、鬱になりかけた障害者の方の例を挙げ、「近くに思いを共感する人が必要だ」と言われました。災害公営住宅に障害者の方が入居される場合、お互いが支え合えるように、同じ災害公営住宅に住めるよう検討してはどうかということをお伺いします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

障害のある方の入居につきましては、議員御指摘のとおり、お互いに支え合い、多様なコミュニティーが形成しやすいよう住戸計画を行い、建物の低層階にバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した住居を整備したいと考えているところでございます。

また、建設型応急住宅の活用の際にも、同様に、しっかり配慮してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　その辺を検討して、ただ、災害公営住宅はピロティー式ですので、た

しか。低層にはならないということで、今度のというのにはならないのかもしれないですけど、また、それ以外にも建設されるような場合、その辺をぜひ検討していただきたいと思うということを述べておきたいと思います。

それから、今議会に測量の予算などが提案されている災害公営住宅は、現在、人吉市シルバー人材センターと人吉球磨能力開発センターがあるところに建設されようとしています。しかし、これらの施設は、人吉市のために今後も運営されるべき施設だと思います。シルバー人材センターは、定年退職者などの高齢者に、ライフスタイルに合わせた業務を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとする様々な参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化に貢献しています。このセンターを利用している方に伺うと、「利用している方はみんな存続してほしいと思っている」という話をされました。

また、能力開発センターについては、この施設に関わる方に話を伺うと「とりわけ技術や技能の習得の部門が大事だ」ということでした。環境大臣宛てに、人吉球磨能力開発センター存続と明け渡し反対を求める嘆願書を提出するために署名を集められておられるそうですが、その中には、「高齢化の進行、労働人口の減少、若者の価値観や就職形態の変化や多様性に加え、昨年の大水害により地域の不定着化が進み、今後、人材が最大の資源であり、不安定な雇用から抜け出すためにも技術や技能の習得は重要であると考えています」と書かれています。そうだと思います。

人吉市は、昨年、水害に見舞われ、長期にわたるコロナ禍に、市民は大変な状況に追い込まれています。生きがいをつくることや、職を求める人が技術や技能を習得することが、今までにも増して求められていると思います。人吉市シルバー人材センターと人吉球磨能力開発センターは、移転してでも存続できるように人吉市も力を尽くすべきだと思いますがいかがでしょうか。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　それでは、私のほうからはシルバー人材センターにつきましてお答えさせていただきたいと思います。

シルバー人材センターにつきましては、令和２年７月豪雨では、活動拠点である事務所が大きな被害を受け、シルバー人材センター活動の根幹を揺るがす出来事でございましたが、会員、ボランティア等の力を結集し拠点機能の再開を図ったところでございます。本市といたしましては、第８期人吉市介護保険事業計画の基本目標の１つである「生きがいのある安心安全な暮らしの実現」の「生きがいづくりの推進」において、シルバー人材センターの活動支援を掲げ、高齢者の生涯現役を目指し、就労支援を行うだけでなく、地域社会に貢献するセンター運営を支援しているところでございます。

そのようなことから、今後も移転先を検討しながら、シルバー人材センター事業の支援に努めてまいります。

以上、お答えいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　それでは、能力開発センターにつきまして、経済部からお答えいたします。

能力開発センターの存続につきましては、同センターは本市とは別法人でございまして、法人内の御意見等につきましても説明させていただきながら御答弁したいと思いますので、少々長くなりますけれども御理解をいただければと思います。

令和３年６月３日に開催されました当該センターの理事会、総会に本市から出向きまして、災害公営住宅の建設予定地である旨を、理事である各種協会、組合、協議会や、会員であられます球磨郡町村長及び事業者に対し報告をさせていただいたところでございます。その際、移転・廃止両面での議論が必要とされた上で、今後の対応につきましては、事業者からのニーズが高い建設機械等の講習事業――これは自主事業でございますが――だけでも存続すべきではないか、人吉球磨の将来を見据え、存続を検討すべきといった意見があった一方で、多額の費用をかけて移転したとしても、需要が今後あるのか、移転先で赤字となる可能性もあるのではないか、あるいは、継続するリスクを踏まえ、廃校を含めて検討すべきではないかといった御意見、また、事業を継続することに対する関係自治体の財政負担を危惧する意見もあったところでございます。

ポイントとなった論点としましては、移転地の候補がなかなかないということでございます、これは市内も含めてでございます。移転するにしても多額の費用がかかること、また、令和３年度入校された２年コースの受講生がおられまして、それらの対応。それと事業者のニーズが高い自主講座、先ほど言いました建設機械講習の取扱いでございました。

繰り返しになりますが、人吉球磨能力開発センターは職業訓練法人という独立した法人でございますので、人吉市長が会長ではございますが、組織としての存続の可否につきましては、今後とも理事及び会員で御検討いただくことになります。特に費用面につきましては、当該法人が人吉球磨１市９町村の負担金で運営費の不足分を賄っている組織でもございまして、移転費用についても同様の対応となり得る可能性がございます。会員でもある市及び球磨郡町村の意見も踏まえながら検討していくことが必要となってまいります。本市としましては、まずは、先ほどポイントに上げました、今年度入校された２年コースの受講生に御迷惑がかからないように、これらの対応と、事業者のニーズが高い自主講座のうち、建設機械講習の取扱いに対し、早急に対応策を検討すべきと認識しております。対応に当たりましては、能力開発センター事務局とも連携をさせていただいているところでございます。

最後になりますが、土地建物も含めました現状の規模、体制のままでの当該法人の継続につきましては、移転先の用地の選考や移転費用の課題の解決が必要となりますが、各市町村での費用負担については極めて厳しいのではないかという状況にあると認識しておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　シルバー人材センターは存続できるようなんですけど、能力開発センターがちょっと厳しいようですけど、私が思いますには、やはり、かなり大変な面もあるような、財政的にもあるようですけど、今、コロナ禍の中にあって、いろんな職ですね、技術を付けなければならない方もおられると思いますので、私としてはぜひ存続ができるようになってほしいということを申しておきたいと思います。

次の質問にまいります。被災者の医療費についてです。被災者の会のアンケートの「生活上の要望は何ですか（複数回答可）」という問いに関しては、「医療費無料化の延長」を選んだ人がぬきんでて多く、162名で65.9％となっています。これまでも医療費無料化の延長が少しずつ行われてきましたが、今のところは12月までとなっています。被災者の医療費無料化については、さらに延ばすように求めていくべきではないかということをお伺いします。

○市民部長（丸本　縁君）　議員の皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

これまでの一部負担金免除等の経過を簡単に御説明させていただきますと、令和２年７月豪雨災害の発生直後から、災害救助法適用に伴う一部負担金免除等に対する国の財政支援が示され、令和３年６月末までの１年間は、災害臨時特例補助金等により減免額の10分の10を支援していただいたところでございます。この間、県から本市に対し、一部負担金免除等に対する意向調査があり、本市といたしましては、国・県の財政支援を受け、可能な限り被災者に対する支援を行ってまいりたいと考え、県にその旨をお伝えし、県から国へ、熊本地震と同じ１年６か月、令和３年12月末までの財政支援の延長ということで要望活動を行っていただいたところでございます。

この結果、国においては、被災状況に応じた補助率の引上げと、水害としては異例の、令和３年12月末までの１年６か月に及ぶ財政支援を決定いただいたところでございます。

また、県においては、被災者を広く救済するため、国の財政支援が及ばない部分について、国・県合わせて10分の10の補助となるよう、市町村に対する特別な財政支援を決定いただいたところでございます。

以上のように、国・県への要望につきましては、水害としては異例の１年６か月に及ぶ特別な財政支援を要望どおり実施していただきましたことで所期の目的を達成しており、さらなる要望は難しいと考えているところでございます。

今後の対応につきましては、国民健康保険等の財政運営なども含め、県との連携を一層密にしながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　水害としては異例で延ばしてもらったことも言われましたし、熊本地

震で１年６か月だったという、そういう先例に倣うということはよくやられることですけど、できれば、まだ、被災者の方は経済的にも大変な状況にあると思いますし、医療費無料化の延長は皆さん方が持っている要望ですので、私としては、また、引き続き延ばしていただくよう要望してほしいなと思うということは申しておきたいと思います。

次に、３点目の球磨川の治水について質問を行っていきたいと思います。アンケートの「どのような治水対策を望まれますか（複数回答可）」では、13ある対策から選ぶようになっていますが、「流水型ダムを造る」を選んだ人は20名で、僅か8.1％となっています。一方、「市房ダムなど、球磨川流域のダムを撤去する」は52名の21.1％で、この値を下回っています。その下の「自由に御意見をお書きください」のところには、「流域の復興には、美しく清らかな球磨川、川辺川が必須」という意見も書かれていました。流水型ダムの建設は、ほとんどの被災者が望んでいないと思われないかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

令和２年７月豪雨災害からの安全安心に裏付けされた地域社会の復興のためには、河川流域のあらゆる関係者が協働して、流域全体で治水対策に取り組むことが必要です。球磨川水系流域治水プロジェクトにおける治水対策では、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」の３つが計画されています。これらを多層的に進めていかなければ、令和２年７月豪雨と同規模の洪水や頻発する地球規模の大幅な気候変動による水害から市民を守ることはできないと強く認識しています。

その対策の柱となる流水型ダムも、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」の１つとして計画されています。ダムの機能や操作に対する流域住民の皆様の関心は高く、不安をお持ちの方がいらっしゃることも認識しております。

流水型ダムにつきましては、多くの皆様に理解がいただけるよう、治水上の機能をはじめ、環境面等でも国・県を中心に、今後、調査・検討が進められ、流域住民に説明が行われていくものと認識をしております。私自身も引き続き、国・県に対し、できる限り地域住民の方に不安を払拭するための情報提供や方策を講じていただくよう要望してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　もう１点、質問をしておきたいと思います。今、質問をした項目で、「堆積土砂の撤去」は111名で45.1％、「河道掘削」は97名で39.4％、「堤防のかさ上げ」は83名で33.7％、「遊水地の確保」は57名で23.2％などの要望が大きくなっています。このような、被災者も望む、ダムによらない治水こそ求めていくべきではないかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

昨年の豪雨災害の発災直後から、治水については実施できるあらゆる手段を講じていただくよう、国などにお願いしてまいりました。その１つの答えとして、先ほどお答えしましたとおり、球磨川水系流域治水プロジェクトが策定され、その趣旨、目的に沿って、河川の流域のあらゆる関係者が協働して、流域全体で多層的に治水対策を行うことがさらに重要になったと認識しています。

今後も、地域住民の皆様へ理解を求めながら、国・県はじめ、関係の皆様に対し、流水型ダムのみならず堆積土砂の撤去や河道掘削、遊水地の確保など、あらゆる対策を講じていただくよう要望してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　先ほどの流水型ダムを含め、ちょっと申しておきたいんですけど、アンケートの「現在の県や市の水害対策（穴あきダムを含む流水型治水）について、被災者や住民の声が反映されていると思いますか」という問いに対して、「被災者、住民の意見が聞かれて、その意見が反映している」に回答した人が９名の3.7％、「被災者、住民の意見が聞かれているが、その意見は反映されているとは言えない」が87名の35.4％、「被災者、住民の意見が聞かれていないため、意見は反映されていない」が73名の29.7％となっています。この項目の「自由に御意見をお書きください」というところには、このようなことが書かれていました。「ダムを造るより、もっと被災者に寄り添うべし」、あるいは「昨年の豪雨災害の検証もきちんとやらず、住民の声も聞かず、国や県はダム建設と言う。大いに不満。13年間の無作為への言い訳としか思えない」、あるいは「各首長もダム推進のオウム返しでがっかり」というものです。

昨年の水害後、すぐにダムを持ち出してきた国交省と、それをすぐに容認してしまった流域市町村長に不信を募らせているのが表れているのではないかと私は思うということを申しておきたいと思います。

次に、４つ目の、新型コロナウイルス対策について質問してまいります。新型コロナウイルスのデルタ株の感染急拡大を受け、文部科学省は８月27日に、「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」を発表しました。

まず、そのガイドラインがどのような内容なのかお伺いします。

○教育長（志波典明君）　議員の皆様、おはようございます。よろしくお願いします。御質問にお答えいたします。

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合に、地域の感染状況や保健所の業務の状況等を踏まえ、迅速に対応するため、平常時から学校と保健所が連携を取り、初動体制についてあらかじめ整理しておくことが重要であり、特に緊急事態宣言対

象地域等に指定された状況下での対応を想定し、８月27日に文部科学省から対応ガイドラインが発出されました。

その内容は、大きく３点が示されております。１点目が、学校で感染者が確認された場合の対応についてでございます。児童・生徒や教職員について、出席停止の措置や休暇の取得について示されております。２点目が、濃厚接触者等の特定について示されております。感染者本人へのヒアリングや濃厚接触者等の特定のための調査は、通常、保健所が行いますが、緊急事態宣言対象地域、または、まん延防止等重点措置区域において、学校内の濃厚接触者等の候補者リストの作成に協力するなど協力体制の構築について示されており、併せて濃厚接触者等の候補の考え方についても述べられています。最後、３点目は、出席停止の措置及び臨時休業の判断について示されております。保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて学校の設置者が判断する、学級及び学年閉鎖、学校全体の臨時休業など対応の規模や条件の例が示されております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　今、答弁いただきましたが、私がこのガイドラインで特に重要だと思ったのが、「２．濃厚接触者等の特定」についてです。感染急増地域で保健所業務が逼迫し、学校で感染者が出ても、保健所がすぐに対応できないことも各地で問題になっています。ガイドラインは、保健所業務が逼迫している地域では濃厚接触者の特定に学校が協力する場合があるとし、出席停止となる濃厚接触者の定義に加え、検査の対象となる児童・生徒の考え方を改めて整理し、検査対象者として、感染者と同じクラスや部活動に所属している児童・生徒、同じ寮で生活している児童・生徒などを例示しています。さらに、濃厚接触者や検査対象者の速やかな特定が困難な場合は、判明した感染者が１人でも、感染状況によっては原則として当該感染者が属する学級などの全ての者を検査対象の候補とすることが考えられると明記しています。

保健所の調査を待たなくても、濃厚接触者や検査対象者の候補を学校が作成し、それを保健所が認定すれば、行政検査の対象になります。ただし、残念なのは、厚労省が、この仕組みが使える地域は緊急事態宣言とまん延防止等重点措置の対象地域に限定していることです。

しかし、文科省も、学校で子供の行動履歴を速やかに特定することは困難だとし、濃厚接触者ではなく、検査対象者の考え方について広く検査してほしいと指摘しています。ガイドラインに沿って、学級などの全ての者に行政検査を行うべきではないかということをお伺いします。

○教育長（志波典明君）　お答えいたします。

通常、小中学校において、学校関係者の感染が確認された場合、保健所のヒアリングにより濃厚接触者の特定が行われ、該当者はＰＣＲ検査を実施することとなります。

しかし、濃厚接触者に特定されなくても、接触があったものとしてリストアップされる学校関係者も存在することになります。

これまで市内小中学校において感染が確認された事例では、濃厚接触者はＰＣＲ検査を実施することになりますが、接触があった学校関係者にも任意でＰＣＲ検査に協力いただくよう要請し、全員に協力をいただいております。その場合には、学校と保健所が連携を図って保護者会を開き、保健所から直接保護者に説明をする場を設けるなど、丁寧に経緯、内容等を説明し、保護者の御理解と御協力をいただきながら進めているところでございます。

今後も、安心・安全な学校生活を送ることができるよう、学校関係者に感染が確認された場合には、保健所と連携を図りながら取組を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　今、答弁をお聞きしますと、進んだなと思ったところです。これを質問しようと思ったのは１年ほど前だったと思うんですけど、人吉市でも感染者が出たら、クラス全員をＰＣＲ検査をすべきじゃないかと申入れをしたんですけど、そのときは濃厚接触者だけでいいぐらいの回答をされたものですから、今もそのような状況にあるのかなと思って質問したら、今は、先ほど答弁いただいたように、任意で全員に御協力をいただくようにしているということで、大変いいことだと思っています。今後も引き続き、そのようにしていただきたいと思います。

それから、今、そのように取り組んでおられますけど、人吉市も緊急事態宣言をされたときには十分な体制を組んでおくことが必要だと思うんですけれども、ガイドラインの中では、リストの迅速な認定のためにも教育委員会が事前に保健所と話し合い、初動体制について考えておくことが必要だとしています。このような話合いをやっておくべきではないかということをお伺いします。

○教育長（志波典明君）　お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、感染が確認された場合の連携体制につきましては、既に構築されており、たとえ１人の感染があったとしても、クラスターに発展することもなく、その後の対応は適切に図られていると認識しております。

しかし、全国的に感染力が強いといわれる変異株の感染が広がっているとの報告もあり、市教育委員会といたしましても危機意識を高く持っているところでございます。

今後、もし、本地域での感染が大きく広がり、緊急事態宣言対象地域等に指定された場合に備え、初動体制等につきましては、さらに保健所との連携を強めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　もう既に、かなりいろいろと連携されていると思うんですけど、引き

続き、連携を強めていっていただきたいと思います。

次の質問に移ってまいります。次は、スーパーシティ構想について質問してまいります。政府が、夏までに区域指定を目指していたスーパーシティが迷走しています。昨年５月の根拠法の成立を受け、今年４月までに、全国の31自治体がスーパーシティの提案を政府に提出していました。ところが、それらを審査する６日の専門委員会で、大胆な規制改革の提案が乏しい、不十分な提案が目立ったなどとして、全ての自治体に提案の再提出を求めることになりました。今後、政府のワーキンググループが２か月程度かけ、各自治体に個別に助言するといいます。

人吉市にも提案の再提出を求めてきたと思いますが、その内容はどのようなものかお伺いします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　議員の皆様、おはようございます。お答えいたします。

国のスーパーシティ構想につきましては、先般８月６日に、国家戦略特区担当大臣、有識者等で構成する専門調査会が開催され、提案内容や今後の進め方などについて議論がされております。

内閣府が公表している専門調査会の議事要旨内容によりますと、全ての自治体において大胆な規制改革の提案が乏しかったなどの意見が出されたとのことでございます。この結果を受けまして、８月24日付で内閣府から「スーパーシティに関する規制緩和などの再提案の募集等について」という文書が発出されております。この文書の主な内容としましては、大きく２点ございます。１点目は、４月に提案した規制改革事項につきまして、規制所管省庁から対応の可否等について回答を得ているところでございますが、この回答に対して、必要があれば再考を検討することという内容でございます。次に、２点目でございますが、専門調査会の議論を踏まえ、大体な規制改革などについて再提案を検討することという内容でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　さっき６日と言ったのは８月６日のことです。ちょっとそこは足らなかったので言っておきます。

それで、今答弁いただきましたが、ちょっとそこで心配なことが、スーパーシティ構想は自治体から大胆な規制緩和を求めていますが、国の強力な権限で規制緩和を目指すものです。自治体からの提案を募っていながら、それを凡庸だと否定するのは、私は筋違いではないかと思います。しかも、この制度は、規制緩和が目的のため、どんなに住民ニーズから離れていても、大胆な規制緩和をすればよいということになります。また、自治体が僅か２か月で再提出するように、国は岩盤規制バスターズなる専門家に自治体を指導させるとも言っており、住民ニーズとかけ離れた荒唐無稽な提案になることが危惧されます。政府が求めるよう

な大規模な規制緩和を行おうとすれば、住民ニーズからかけ離れたものになるのではないかということをお伺いします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

議員が懸念される、住民ニーズとの乖離、隔たりにつきましては、専門調査会の議論の中で、大胆な規制改革を伴う再提案を行うに当たり、住民目線で課題が解決をされ、住民がメリットを実感できるものであることという意見が出されているところでございます。

また、内閣府の文書におきましても、再提案に当たっては、実需、実際のニーズを踏まえた提案を行うこととされており、住民ニーズを前提とした再提案が求められているところでございます。

市としましても、専門調査会での議論の内容や内閣府の文書の趣旨を十分に踏まえつつ、議員御指摘の、住民ニーズからかけ離れた再提案内容にならないよう検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　住民ニーズからかけ離れたものにならないようにしたいということですが、これが通るように考えていったときですね、あるいは政府のほうから専門家が来てやろうというところもありますので、そうなるかどうか、非常に心配するところです。

先ほど住民合意のことも言われましたけど、政府は同時に、確かに住民合意を求めていますが、例えば、ある町でドローンをどこでも飛ばしてよいという大規模な規制改革を進めようとすれば、住民合意は得にくくなります。この制度が抱える限界と矛盾を示しています。

このように、どんなに住民ニーズからかけ離れていても、大胆な規制緩和を強要するスーパーシティ構想の再提出はやめるべきではないかということをお伺いします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

本市のスーパーシティ構想は、令和２年７月豪雨災害からの未来型復興を果たすため、熊本県、アーキテクト、助言者、連携事業者、各種関係団体など様々な方々の御協力をいただき提案しているところでございます。

また、住民ニーズにつきましては、防災分野のモデル地区として想定をしております相良町、上薩摩瀬町、下薩摩瀬町の皆様を対象に説明会を開催し、意見交換やアンケートを行うことでしっかりと把握してきたところでございます。

今回の再提案に当たりましても、住民ニーズを前提としつつ、本市にとって必要かつ大胆な規制改革について、引き続き、連携事業者、関係者各位とともに内容の深掘りを行い、スーパーシティ構想の地域指定を目指し全力で取り組みたいと存じます。御理解をいただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　６月議会で質問した、一番心配するところはプライバシーの侵害とか超監視社会になることが非常に危惧されると、そこを言ったわけですけど、今回の国の動きを見て、こういうふうに国の思いにかなわないなら、また返してくるというふうな、自治体を国の思いにかなうように国もやってくるんじゃないかと感じたところです。その点ではプライバシーの侵害や超監視社会になることが、ますます私は心配されるということで、このスーパーシティの再提出はやめるべきだということを申しまして私の質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前10時52分　休憩

―――――――――――――

午前11時09分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）（登壇）　皆さん、こんにちは。３番議員、池田芳隆です。通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。

今回は、１、新市庁舎の供用開始に向けて、機構改革に伴う配置の変更と出先機関の管理について、２、職員の健康管理と職員配置について、３、消防庁舎の移転・新築に伴う人吉市の諸問題についての３点について質問いたします。

まずは、新市庁舎の供用開始に向けて、機構改革に伴う配置の変更と出先機関の管理についてを質問してまいりたいと思います。新庁舎につきましては、場所の選定、費用の高額化、既存施設の活用による分庁舎方式の検討、老朽化庁舎の熊本地震による倒壊の危機、そして昨年７月豪雨など、この庁舎建設に関しましては福永市政のときからずっと話が上がってきたところでございます。その様々な経緯がある中、移転・新築が計画され、来年の令和４年に供用開始になりますことにつきましては、これまで様々に新庁舎建設計画から建設に携われてこられた多くの皆様に感謝を申し上げたいと思います。竣工まで無事に進みますことを祈念申し上げたいと思います。

さて、供用開始されるまでに準備をしなければならないことが多くあると思いますが、まずは配置についてお伺いいたします。予想しなかった昨年７月豪雨のため、新たな部署が設置されたり、また、旧庁舎ではあった売店やＡＴＭが設置されないなど、建設当初と比較するなら、結構変更があったのかと思っております。当初の配置ではクリアされていたであろう労働安全衛生法に基づく執務室の照度の問題、職員の執務をする際の手元の明るさであったり、また、人員の変化によって執務室の机の幅です、人が多くなると、もともと距離感というのが決まっているんですけども、それが狭くなるのではないかと、いろいろ不都合があるのではないかと心配をしているところでございます。今後の執務室等の配置について、ま

ず、お尋ねをしたいと思います。

○総務部長（小澤洋之君）　皆様、こんにちは。それではお答えいたします。

新市庁舎の部署の配置に関しましては、平成29年度に実施設計を取りまとめまして、大まかな部署の配置をお示ししております。

それから、令和２年６月２日に開催をされました第11回新市庁舎建設に関する特別委員会にて、定員適正化計画を踏まえた、教育部を含む部署の再編についてお認めをいただきまして、公共・公用施設の集約化を推進しております。

また、その後の状況の変化といたしまして、令和２年７月豪雨災害に伴う応援職員の受入れと復興局や被災者への対応を行う部署の創設が行われまして、令和４年４月には復旧・復興への取組を本格化させるための機構改革も予定をしております。

以上のことを踏まえまして、令和４年の新市庁舎供用開始に向けた部署の配置を検討していくこととしております。

新市庁舎の部署の配置につきましては、現在検討中でございますが、部署や職員の増に対する課題に対しましては、次のとおり対応していくこととしております。

まず、執務室内のレイアウトにつきましては、ユニバーサルレイアウトを採用しておりまして、机の間隔等を変えることなく部署や職員の増減に柔軟に対応することとしております。また、机の上に置くプリンター等の集約や、作業スペースを業務サポートエリアに集約するなど、原則として机には職員を配置できるように、現在検討をしております。それでも執務室に入りきれない部署、職員が出てまいりますと、例えば、会議室やその他のスペースの一部を臨時的に執務スペースとして活用する方策も検討しているところでございまして、適切な職場環境のもとで、入庁を予定する部署の配置は現在のところ可能と考えておりますが、それぞれの出先機関の状況や意見も加味しながら新庁舎の部署の配置を検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　ユニバーサルデザインの採用によって、机の間隔を変えることなく部署や職員の増減に柔軟に対応できるということを聞いて、私の考えが杞憂に終わることで安心いたしました。

以前の旧庁舎で勤めた人間からいたしますと、要は人間が増えていったことで増築であったりとか、また、いろんな中身の変更であったりとかかなりあって、そして、最終的にはせまい環境で仕事をしていた状況というのを記憶しております。今回、２階以上につきましては、既存の備品を持っていって使うということでございます。本来でしたらば、やはり、新しい庁舎の中、新しい設備のもと、仕事をしていくことが、ストレスなく対応できるかと思うんですけれども、これも予算の関係上、仕方がないと思いますので、少なくとも執務室の

環境につきましては十分な配慮をとっていただきまして、ストレスなきよう、また、来られた住民の方が違和感を持たれないような環境で仕事ができるようにこのことについてはお願いをしたいと思います。

続きまして、現在は仮本庁舎、第一別館、第二別館等に分かれて、分庁舎方式でおおむね市民サービスが行われているところではございます。ただ、ほかにも職員が配置されている出先機関等、建物がございますけども、供用開始後につきまして、残る出先機関というのはどのようになるのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

なお、施設名等については、一部略称で申し上げます。現時点で新市庁舎へ入庁を予定しておる出先機関は、浄水苑にございます水道局となっております。また、今後の機構改革にもよりますが、現時点で新市庁舎へ入庁を予定していない出先機関につきましては、保健センター、カルチャーパレス、図書館、石野公園、まち・ひと・しごと総合交流館にあります商工振興課、それから学校給食センター、ＭＯＺＯＣＡステーション、そして、被災をしております人吉城歴史館の歴史文化課でございます。

なお、保健センターにつきましては、西間別館の改修工事後、１年遅れて西間別館への入庁を予定しております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　やはり、もともと出先でしかできない施設というのが多くあるということで、意外と出先機関が残るのであるなと感じたところではございます。

出先機関が残るということは、今後、いろんな管理の方法というのが問題になってくるかと思いますけども、出先機関の管理の方法についてお伺いしたいと思います。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

本来であれば、行政財産を所管するそれぞれの出先機関ごとに、今後の管理方法等について答弁すべきかと存じますが、今後の機構改革等も踏まえまして、一括して総務部のほうで回答をさせていただきます。

これまでの分庁舎方式から、来庁される方々の利便性と効率・効果的なスケールメリットが図れることを念頭に、機能が集約される総合庁舎方式となるわけでございますが、新市庁舎への入庁まで残り１年を切りまして、ラストスパートをかける時期に入ってきております。

一方で、施設が持つ本来の目的と維持管理面を考慮したときに、総合庁舎への入庁、または施設の委託という手法ではなく、施設にそのまま職員が残り、いわゆる直営方式として従来どおりの手法で管理する施設も出てまいります。今後の機構改革で若干の変更もあるとは存じますが、まず、カルチャーパレスにつきましては、図書館も含めまして、一定の課が残る直営方式を想定しております。現在、仮本庁舎機能が新市庁舎へ移転しました後のカルチ

ャーパレスの在り方につきまして、文化の殿堂という本来の目的を達成できるよう、望ましいゾーニングを検討しているところでございます。

また、被災しております人吉城歴史館につきましても、修復までの当面の期間は、カルチャーパレス等も含めた公共施設への入庁を想定しております。

一方で、水道局につきましては、水道局職員と料金徴収等を委託しておりますお客様センターにつきましては新市庁舎へ入庁する予定でございますが、施設として残る浄水苑の維持管理の業務につきましては、従来どおり、委託業者が管理する委託方式を採用する予定でございます。

また、石野公園、給食センターにつきましても、将来的には委託管理という手法も想定できますけれども、現時点では、当面の間は直営方式を想定しております。

また、出先機関のうち、指定管理者制度の活用が今後想定される施設といたしまして、まち・ひと・しごと総合交流館と、いわゆるＭＯＺＯＣＡステーションの２施設がございます。それぞれ商工振興課と地域コミュニティ課が所管しておりますが、両施設ともに制度導入による管理コストの縮減や民間事業者のノウハウを活用しましてきめ細やかな質の高いサービスができるよう、令和３年４月から指定管理者制度を開始することを目標に協議を進めてまいりましたが、昨年の豪雨災害で温泉や施設が被災をしまして、復旧も現在進行中でございますので、やむなく計画を変更したところでございます。現在、両施設ともに、豪雨災害から一部復旧はしたものの、被災後の観光客の動向ですとかコロナ禍など、取り巻く環境が大幅に変化したことによりまして、指定管理者制度移行に際し重要となります施設の稼働率や運営の安定化の判断が非常に困難な状況となっておりまして、慎重に協議を進めているところでございます。

今後につきましては、これらの施設の指定管理者制度の導入の方針はそのままに、行財政健全化計画、豪雨災害からの復旧・復興の進捗、観光客の動向など、あらゆる観点から、令和４年度中に分析を行いまして、令和５年度以降に速やかに指定管理者制度を導入できるよう準備を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　直営方式がいいのか、委託方式がいいのか、指定管理方式がよいのかというのはこれからの検討とは思うのですが、特に委託、指定管理にされた場合に、市民が、過去、いろいろと誤解を招いているケースが多々あったと私は記憶しております。あえてどのケースがどうだということは申しませんけれども、やはり一番は、市民に誤解を招かないように、また、指定管理をすることで、本来、コスト的に助かるということになるのかというのもいろいろ問題があると思います。そこも十分検討の上で進めていただければなと思います。指定管理につきましては、最終的には議会への提案ということになるでしょうから、

そこで踏まえたところで考えるということになると思いますので、出先機関様々ありますので、経費の問題、多々あるかと思います。これにつきましては十分な御検討をお願いしたいと思います。これは、施設管理についての御質問というよりも、１点だけお願いなんですけれども、新しい庁舎になった際のことでのお願いなんですけれども、要は新しいところに入ると、職員全部が、業務の内容、どこに何があるかというのが理解するまで時間がかかるかと思います。

以前、総合窓口があった際に、各課の業務を整理したマニュアルがコンシェルジュのもとにあったかと思っております。今も多分残っているとは思うんですけども、活用されているかどうかというのは、ちょっと若干不安なところでございます。要は、そういう移転に併せて、職員全員の共通認識であるツール、そういうマニュアルをきちんとリニューアルしていただいて、新しい庁舎になって、また加えて、しかも機構改革があるということで、かなりの職員が混乱されると思いますので、今後、職員の混乱が市民に迷惑をかけるかと思いますので、これに関しましては入庁と併せたところでお願いをしておきたいと思います。

次の質問にまいります。次の質問は、職員の健康管理と職員の配置についてお尋ねしたいと思います。昨年の災害で、この１年間に多くの職員の方は、管理職を含め、多い方で４か所から５か所異動があっているのではないかと思っております。最近は時間外労働の時間数の確認についてという御質問はしておりませんけれども、健康管理というのはかなり重要な問題と思っております。かなりのストレスを抱え込んだ職員の方が多くいらっしゃるのではないでしょうか。何らかの形でストレスを発散するためでしょうか、ランニングをされている職員であったり、ウオーキングなどをして体力づくりをされている方もおられればよいのですが、飲酒の量が増えたとか、過去、たばこをやめていらっしゃった方がストレスでたばこを吸い始めたなど、新たな問題もあるのではないかと思っております。疾病の早期発見は重要なことだと思いますけれども、今、職員の健康診断の受診状況についてはどのようになっておりますでしょうか、お尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

令和２年度に実施しました健康診断及び人間ドックの受検者数でございますが、受検対象者476人、全ての対象者が受検をしております。

それから、ストレスチェックでございますが、受検対象者486人のうち、467人が受検をいたしまして、受検率が96％でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　健康診断100％受診ということで安心をしているところでございますが、これは以前の話で大変恐縮ですけど、私も含めてなんですけども、紹介状をいただきたくないがために、健康診断の１週間前から飲酒をやめたりとか食事制限をして、ふだんと違

う健康状態にしてから健康診断を受けるという話も多く聞いたところでございます。実際、職員の方へのお願いですけども、ここはきちんと素の状態で、健康の状態が分かるような環境で受けていただければなと思っております。

どうしても、その結果、紹介状等をもらわなければならないという方がいらっしゃるかもしれませんけれども、紹介状をもらった方の再受診率は把握されていらっしゃるんでしょうか、お尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

健康診断、それから人間ドックを受検した結果、精密検査が必要となった場合、各検査機関から各受検者個人に対しまして紹介状が送付されますことから、市としては把握していないというところでございます。

ただ、生活習慣改善の必要がある受検者につきまして、熊本県市町村職員共済組合等から特定保健指導実施の通知がありますことから、生活習慣病予防の観点から、対象者に対しまして特定保健指導を受けるよう促しているところでございます。令和２年度につきましては、対象者が30人のうち19人が面談を受けているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　実際に、治療情報とか通院情報というのは個人情報の中でも重要なポイントになってくるので、さすがに職場のほうで確認するというのは難しい問題とは思ってはおりますが、健康管理については、朝礼で毎日職員のお顔を見られているわけですので、そういうときにも管理職、監督職の皆さんは、御自分自身の健康管理もですけども、職員の健康管理についても把握をお願いしたいと思うところでございます。

健康診断につきましては保険年金課、保健センターですかね、市民の方に対してもお願いをしているところでございます。早期発見・早期治療というのが医療費の拡大に対して抑えることでもございますので、また、職員に関しましては、日頃の業務の負担にならないようにということになってきますので、十分な御注意をお願いしたいと思います。この健康診断というのも踏まえたところで職員の配置、要はメンタルダウンされたりとか、いろんなことで休まざるを得ない方がいらっしゃるかと思います。図らずも今回は、災害等などで職員の配置が替わって、ここの問題が出てきているのかなとも思っているところでございます。私が最近一番驚いたのは、復興の中で重要な課となるべき観光振興課、２係あるんですけども、現実４名と。しかも、課長１名、課長が係長を兼務している、係員が２名、１名が出先という形でされている。現場に監督職がいない状態というのも、ちょっと驚きかなと思ったところではございました。災害支援は重要な仕事ではございますが、同様に、全市民に対して行っていく行政サービスも欠かすことはないと思っております。全市民への行政サービスが滞ってしまうと本末転倒となってしまうかという危惧がございます。市民部や健康福祉部など、

全市民が対象となるような部署のサービス低下があったとは話を聞いておりませんけども、今後、庁舎移転を含めて対策が必要だと思っております。

定員適正化計画につきましては、昨年12月の一般質問で、今のところは中断するということで御回答はいただいているところではございますけども、組合等から職員の補充、先ほど言いました観光振興課みたいに極端に減っているようなところで、多分職員の補充等の申出があっていると思います。行政サービスが低下しないような人員配置等の取組についてはどのようになっているかお尋ねしたいと思います。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

現在、市民の方々と協働・連携しましての復興まちづくり計画策定の取組をはじめ、復旧・復興に関する業務に、現在、職員一丸となって取り組んでいるところでございます。

ただ、職員一人一人の業務量というのは増大化しております。全国の自治体から、中長期に職員を派遣いただきまして、また、任期付職員の採用を進めるなど、業務を円滑に進める上でも、職員の負担の軽減、業務の平準化を図っております。

しかしながら、復旧・復興事業が本格化する中、さらなる業務の増大が予想されますことから、現在、市全体の既存事業の見直しを図っておりまして、併せて組織のスリム化、また未来型復興に対応し得る組織機構について検討を進めているところでございます。

多くの市民の方が利用される行政サービスの質の影響を限りなく少なくできるよう、人員配置も含め、検討を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　本当、一番最初の配置の問題からいろいろ併せたところで職員の定数でございます。現場、職員、また組合等と協議をしていただいて準備をお願いしたいと思います。

また、行政経営会議のメンバーの皆様、本当に一番多忙だと思いますが、責任ある職責でございますので、今の時期、特に覚悟を持って準備のほうを進めていっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、最後の質問にまいります。消防庁舎の移転に伴う人吉市の問題についてお伺いいたします。先般、人吉下球磨消防組合で、緊急防災・減災事業債に、いわゆる緊防債の制限緩和を求める要望書を県に提出が行われましたと――これは皆さん、新聞報道等で見られて、御存じかと思いますが、この要望書提出につきまして、人吉市が参加をされておりませんが、何かあったのでしょうか。松岡市長、お答えください。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

人吉下球磨消防組合から私に、８月31日の要望会への出席の依頼がありました。既にその日は、本市の９月定例議会の議会運営委員会の開催が決定しておりまして、この日は、市と

しまして提出します議案を報道関係に説明する必要がございましたことから、やむを得ず欠席とした次第でございます。欠席となりましたものの、要望の趣旨につきましては、管理者、副管理者で合意していることで、当然承知をしておりまして、代表副管理者である私の気持ちといたしましては、今回の要望会は、管理者及び他の副管理者に思いを託したというものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　要望があったのは、副管理者としての出席であったかとは思いますが、市民、地域住民が見た際に、人吉市にある消防施設です、その移転についての要望書の提出、それに人吉市が誰も行っていない。それに関して、市長がもし議員の立場だったらば、どういうふうに質問をされますか。質問されませんか。要は、行かなくて大丈夫だったんですかということはお尋ねになりますか、なりませんか。議員としての立場で、もし、市長が議員だったらば。今から７年前、議員をされている立場で、ここにもし立たれていたらば、もう質問はしないとおっしゃいますか。するか、しないかだけで結構です。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

するか、しないかだけの返事では誤解を招きかねませんので、少々お話をさせていただきたいと思います。

先ほどから、今答弁をさせていただきましたように、要望会の日程というのは、代表管理者の日程の都合で本市に対して要望がございました。その日は、私が記者レクに出て、本市の大事な、９月議会に提案します議案等の説明をするというのが先に入っておりました。ということは、この要望会に参加をするということは、記者レクで本市の議会に提案する議案を、私が記者の皆様方に対して直接説明をしないということになります。どちらかを選択しなければならなかったんですが、私は人吉市の９月議会に提案をする議案等を記者さんたちに説明をするというほうを選択したということでございますので、そこの内容に関しましてはぜひ御理解をいただければと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　ということは、僕が聞いたのは、する、しないということをお尋ねしているんですよね。言いたくないとおっしゃるなら結構なんですけれども。要は、ほかの自治体、地域住民の方が、管理者として出席していると見るのか、自治体からの要望として見ているかということの問題だと思うんですよ。その際に、御自分が出席できないならば、例えば部長であるとか課長であるとか、財政問題でするなら財政課長であるとか、防災の問題ですので防災安全課長が代わりに出席して大丈夫かという確認をされて、僕は市として行くのであるならば――市としてですね、管理者というよりも、周りに見えるものですね、市と

して行くべきではなかったか、誰かを立てるべきではなかったのかなというのが正直な気持ちです。市長としては、そこのお気持ちまでなかったと、今の御答弁で私は受け止めたところでございます。

市長が見えないというのが、よく市民のほうからお声を聞くところでございます。どんなに頑張られていても、肝心なときに自分が動けないときは代理でも、ということをされてないから、余計に市長の頑張りが市民に見えてないのかなと思って、残念でなりません。

問題点というのでするならば、まだまだいろいろお話を聞く上で、人吉市の用地の選定であったりとか、もちろんお金の問題であったりとか、まだまだ決まっていない部分があると思いますので、これを聞いたところで、先には進みませんけども、先に進みませんし御回答も得られないと思っています、今選定中です、予算を確保していますというだけで終わるでしょうから、これにつきましては突っ込んだ質問はしませんけれども、市長として、中央消防署、本部ですね、これはやっぱり人吉市に置くべきかどうか、中央消防署として人吉市にあればいい、本部については別のところに行っていただいても構わないと思っていらっしゃるのか。やはり、本部として、中央消防署として、やはり人吉市の地域住民の方を守るために置きたいと思う気持ちだけをお伺いします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

まずは、先ほどの、私の気持ちが伝わらないとかということに関してですが、物理的に可能であれば、当然、私も行きたかったということは、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

また、記者レクに関しましては、毎回、全部長が出席をして、そして、それぞれの担当の質問が記者さんから出たときは、細かく、丁寧にお伝えをしているというのが、これまでの人吉市が行ってきた記者レクでしたので、部長さん方も、この日に関しましては行くことができなかったというのが事実でございます。そこは御理解をいただいた上での御質問をいただければと思います。

また、私に対しまして、顔が見えないとかということに関しましても、その点に関しましてはしっかりと受け止めて、もっともっと、私も活発に行動していかなければならないと思うところでございます。

下球磨消防組合の中央署の移転・新築につきましては、同消防組合の管理者会議の中で進めていく方針が確認されており、その方向性については、何ら異論はないところでございます。これから最も重要かつ難しい移転候補地の選定を行うことになりますけれども、まずは、人吉下球磨消防組合と本市との間で協議を開始することからがスタートと思っておりまして、所管の部長に指示をしております。本市にとりまして、昨年の豪雨災害からの復旧・復興が目下の最重要課題であり、土地利用をはじめ、引き続き、その対策を進めていくことになりますが、人吉下球磨消防本部と中央署の移転につきましても、まちづくり全体の中で適正配置が求められ、その機能の発揮については人吉下球磨地域の消防行政における重要な課題で

ございますので、構成市町村といたしまして、その役目もしっかりと果たしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　他の自治体の管理者の皆さんも、人吉市が大変きついということは十分に御存じのことです。消防署の移転・新築につきましては、やはり、まちづくりだけの問題ではなく、人吉下球磨地域全体の問題として人吉市に頑張ってほしいという御意見が出ております。本当、市長の頑張りが、結局、市民に伝わらないというのが、今、最大のものかなと。これは、今回行かなかったことに対して、市民はそんなに心配していないよとおっしゃるのであるならば、また、ほかの町村の皆様が、いやいや、人吉市は頑張っているんだから、今回、一回ぐらい行かなくても大丈夫だよとおっしゃるのであるならば、それはそれで問題はないかと思うのですけれども、これは私の杞憂で終わればいいですけども、やはり、地域の方々からするならば、納得いかれるような行動だったのかなと不安を持っているところでございます。もう、答弁は結構でございます。本当、人吉下球磨の全体的な問題でございます、今度の消防庁舎の移転というのは予算の面、いろんな部分で引っかかります。ただ、地域住民の安心・安全を守るためのキーポイントになるわけでございますので、これは下球磨消防組合と連携を取りながら、早期実現に向けて御努力をいただければなと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時46分　休憩

午後１時00分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　こんにちは。６番議員の宮原です。

通告に従いまして、一般質問を行います。今回は、土砂災害防止について、被災地の空き家問題について、医療的ケア児の支援についての３点について質問いたします。

それでは、最初に、土砂災害防止から、建設発生土の埋立てや盛土等による災害の防止について質問をしていきます。今年の７月３日、静岡県熱海市で大規模な土石流が発生しました。これまで26人が犠牲となり、今も１人の方の行方が分からないままであります。この大規模な土石流は、雨が直接的な要因ではあるものの、逢初川上流部にあった盛土の崩壊が被害を大きくしたものとみられており、現在も検証が進められております。

この大規模な土石流が発生したことを受けて、熊本県は、盛土や切土を伴う山林の開発地など土砂災害のおそれがある箇所の緊急点検を、県内の1,000か所以上で実施されました。

報道等では、崩落につながる盛土の異常は確認されなかったということでありましたが、本市において、熊本県が行った緊急点検の結果はどうだったのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　それでは、お答えいたします。

静岡県熱海市で発生した土石流災害を受けて実施をされました盛土の緊急点検と地すべり防止区域等の緊急点検につきましては、７月12日から８月31日にかけて、該当する箇所を点検されておられます。

初めに、大規模盛土造成地での点検でございますが、熊本県内801か所において行われ、球磨管内においては53か所、そのうち、人吉市においては15か所行われております。結果といたしましては、土石流発生のおそれがある区域内の盛土に、崩壊につながるような異常はなかったようでございます。

続きまして、崩壊土砂流出危険地区のうち、土砂流出した場合に影響が大きい箇所につきましては、崩壊土砂流出危険地区1,690か所のうち、被災危険度の高い緊急点検箇所183か所を行われております。球磨管内は50か所、うち、人吉市が５か所実施され、問題はなかったとのことでございます。

続きまして、林地開発許可により開発受注の箇所のうち、土捨て場と、切土や盛土を伴う太陽光発電施設の造成地につきましては、緊急点検箇所28か所のうち、球磨管内３か所が実施をされております。こちらは、３か所全てが人吉市の案件となりまして、こちらにつきましても異常はなかったということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　今回は異常がなかったということですが、点検された箇所の付近にお住まいの方は、やはり大雨が降るたびに不安に思われると思いますので、県も注視されると思いますが、市としても、引き続き、注視をしていただきたいと思います。

また、もしかしたら、自分が住んでいるところの近くにそういった箇所があると知らない方もいらっしゃるかもしれませんので、情報の提供や、大雨時には早めの避難を呼びかけるなどの注意喚起をよろしくお願いいたします。

それでは、次に、今回の熱海市の大規模な土石流の起点となった盛土ですが、不適切な森林の伐採や不適切な建設発生土の処理があったということで、静岡県や熱海市も指導はしていたものの是正ができず、その責任については、土地の所有者だけでなく行政の責任も問われています。本市においては、絶対に不適切な建設発生土の処理が行われないようにしなければならないと思っておりますが、令和２年７月豪雨災害以降、復旧作業が進む中で、河川や農地の土砂の撤去工事などで大量の建設発生土が発生しております。今後も大量の建設発生土が発生することが予測され、土砂等の受入先の確保が課題であるとも言われております。

そこで、本市の建設発生土の処理の現状と今後の土捨て場の確保について、また、同様に、

国や県が発注する工事において、建設発生土の処理についてはどのように対応されているのかお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　それでは、御質問にお答えいたします。

令和２年７月の豪雨災害により堆積した大規模な災害土砂は、林地開発許可等を受けている土砂処理場へ処理を行ったところでございます。

また、今次災害のような大規模災害で発生した土砂の処理先を確保するために、令和２年７月災害で活用した処理場の管理者と、令和３年６月１日に、災害時における土砂の処分等に関する協定を締結したところでございます。

また、国や県においての建設発生土の処理については、令和２年７月の豪雨時の大規模災害で発生した土砂については、処理場への搬出のほか、工事の円滑な実施、土砂の有効利活用の観点から、埋立て等の土地造成予定池、土地を借地することが可能な土地への仮置場の募集を周知し、建設発生土の有効利活用を行われております。

一般的な公共工事の工事現場内で発生した土砂は、建設発生土の搬出の抑制、工事区間利用及び適正処理を行っており、現場内で再利用を行うことで、極力土砂の搬出がないように取り組まれております。

市の公共工事の場合におきましても、同様に、可能な限り現場内で再利用をし、余剰となる土砂については、公衆災害の防止を含め、周辺環境に影響を及ぼさない箇所への搬出を行い、請負者から市に提出されます再生資源利用促進計画書にて処理先の確認をし、適切な管理・指導を行っております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　現在は適切に処理されていると思いますので、今後も適切に処理をしていただきたいと思いますが、この建設発生土の処理については、全国各地で問題になっておりますので、まだまだ安心はできません。

今回の熱海市での土石流の発生した盛土については、県の条例で義務づけられた排水設備が設置されていないことや、産業廃棄物の混入、計画を大幅に超える高さであったことなど、不適切な盛土が行われていたことが問題視されております。ほかにも、東京2020オリンピック関連工事で発生したとみられる土砂の悪質な埋立てが富士山麓で相次いで行われており、こちらも問題となっております。

このように建設発生土の不適切な処理が相次いでいることから、厳しく対処ができる全国一律の法整備が求められておりますが、いまだ国による法的な対応はなされていません。現在、土砂の埋立てや盛土を規制する法律は土砂防止法、宅地造成等規制法、森林法などがあり、地域対象や面積、目的によって安全確保に関する規制はありますが、土砂の埋立てや盛土を完全に規制する仕組みがないのが実態であり、自治体独自で策定されている条例頼みと

いうのが実情であります。

ちなみに、土砂の埋立てや盛土に関する条例についてですが、熊本県や本市では制定されておらず、県内においては南関町が独自で土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例を制定して規制を行っております。本市においても、不適切な土砂の処理を起こさせないようにするためにも人吉市独自の土砂の埋立てや盛土等の規制に関する条例を制定する必要があると思いますが、本市の考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

無秩序な盛土や埋立て、また掘削や切土などは、大雨や地震の発生に伴い、土砂の崩壊、流出を引き起こし、多くの生命・財産が奪われる災害につながる可能性が懸念されます。市民生活の安心・安全を確保することを目的に、新たに条例を制定し、規制を設けることで災害を未然に防止できるのであれば、非常に有効であると考えます。

本年７月に静岡県熱海市で発生した土石流災害、また８月の大雨でも全国各地で土砂災害や河川氾濫が多発しました。全国知事会においては、これらの発災のたびに、建設残土の全国統一基準・規制に関する法律を早急に整備するよう防災担当相に要望をされております。国においては、農林水産省、林野庁、国土交通省及び環境省が連携して、盛土による災害の防止に取り組む、「盛土による災害防止のための関係府省連絡会議」が設置されており、その中で、法制化については全国の盛土総点検の結果を踏まえ、検討していくとされているところでございます。

本市におきましても、全国知事会や、この関係府省連絡会議の動向を注視し、条例等規制を含めた対策について、さらに検討を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　今回、この質問をした理由に、これは建設発生土の盛土ではなかったのですが、昨年の７月豪雨の際、太陽光施設の現場で土砂崩れが起きました。その際、住民の方たちから、行政からも指導してくださいというような要望があったのですが、そのとき、市役所は何と答えたかというと「そもそも市や県で許可等を出していないので、指導等ができません。あとは民民で話をしてください」というような話だったんですね。言われることは分かるんですけれども、住民の方たちからすると、何だ、その対応は、ということなんですよ。やはり、最初から行政が関わっておかないと、いざ問題が発生しても、なかなか指導できない。だから、条例等をつくって規制等をかけて、そして許可等を取ってもらって、もし何かあった場合には指導できる体制をつくっておかなければいけないと私は思っております。ですので、ぜひ、条例等をつくっていただいて、本市において不適切な建設発生土の処理がされないようにしていただきたいと思います。

それでは、次に、災害発生後の復旧支援について質問してまいります。大雨時には、河川

の氾濫だけでなく土砂崩れ等の土砂災害も発生します。昨年の７月豪雨の際には、市内の至るところで土砂崩れがあっており、今年８月の大雨の際にも、家の裏山が崩れてきたとの連絡があり、実際現場も見させていただきました。幸い人命には影響はなかったものの、大雨が降るたびに、また崩れてくるのではないかと心配されておられました。被害拡大を防ぐためにも、市にも復旧の支援をしていただきたいのですが、これまで、民有地の土砂崩れに関しては民有地の管理責任は所有者にあるといったスタンスで、なかなか復旧支援が受けられないという状況であります。言われていることは理解できますが、やはり災害ですので、ある程度の復旧支援は必要ではないかと思っております。

そこで、実際に土砂災害が発生した場合、土地の所有者や受益者に対し、どのような復旧支援を行っているのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

土砂災害発生後の復旧支援でございますけれども、災害対策支部や町内会長様、それから消防団等から、災害が発生した情報をもとに、災害対策本部から関係部署に連絡を行いまして、状況に応じた災害対応を行っているところでございます。

それから、私有地につきましては、災害対策本部から、小規模なものには応急措置といたしましてブルーシートですとか、土のうを提供いたしまして、所有者のほうでの設置が難しい場合につきましては市の職員ですとか消防団などで設置対応を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　それでは、山地の崩落につきまして、経済部のほうから御答弁をさせていただきます。

まず、土砂災害発生後の復旧支援につきまして、山地の崩落などの土砂流出につきましては、御報告がありましたならば、地権者の方との現地立会い調査を行いまして、県の治山事業等の採択要件などの御説明を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　それでは、今の経済部長の答弁でありましたが、熊本県の単県治山市町村営事業を使った復旧支援について質問をしていきたいと思います。

この事業は、危険箇所にあることや、家屋が２棟以上とか、工事費が100万円以上の工事になることなどの採択基準はありますが、工事費の３分の２、もしくは２分の１が熊本県から補助されます。では、残りの３分の１、もしくは２分の１はどうしているのかというと、人吉市の場合は受益者の負担となっています。しかも、この事業は工事費のみの補助となるので、測量費などの費用についての補助はなく、その負担についても、本市では受益者が負担することになっています。

例えば工事費が300万円、測量費が100万円、県の補助割合が３分の２だったとすると、工事費の補助の残り、３分の１の100万円と測量費の100万円の計200万円は受益者で負担してくださいと、負担していただけるのであれば県に申請します、というような対応を本市では取られています。このように金額が大きくなれば、「はい、お願いします」と言われる方はなかなかいません。実際に、この負担金がネックになって申請ができないといった箇所が何か所もあります。

そこで、私、県内の自治体の負担金について調べました。熊本市や、事例等がなかった市町村を除く32の市町村の中で、補助残と測量費のどちらも全額受益者負担としているのは、私が調べたところ、人吉市のほかは１市２町だけで、１つの町に関しては、施工事例がないので当該事例が発生した時点で検討するとされていたので、負担割合はそれぞれありますが、補助残や測量費についてはほとんどの市町村が負担されています。これを見ると、人吉市は災害があった方に寄り添っていないなと私は思っているんです。なぜ、本市は工事費の補助残や測量費について市で負担せず、全額受益者負担としているのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

まず、測量費等が地権者負担になっていることにつきましては、先ほど宮原議員のほうからもおっしゃったように、人吉市森林事業分担金徴収条例に基づきまして、第３条でございますが、「分担金は、森林事業の施行に係る地域の受益者で、市長が事業の施行により特に利益を受けると認める者から徴収する。」とございまして、また、第４条「分担金納入義務者から徴収する分担金の額は、各年度毎に人吉市が施行する事業に要する費用の額から、事業に対し人吉市が交付を受ける国又は県費補助金を差し引いて得た額を超えない範囲において市長が定める。」となっている根拠から、徴収をさせていただいているところでございます。

補助につきまして県に確認しましたところ、単県治山市町村営事業への補助金としては、先ほど議員がおっしゃいましたように、本工事及び工事雑費に関わるものについて補助をする。補助率としては、地域防災計画箇所に該当するものについては３分の２以内、県地域防災計画箇所以外の市町村地域防災計画に該当するものについては２分の１以内の補助を行うとのことでございます。このようなことから、補助金は、本工事及び工事雑費に対しての補助となっておりまして、県につきましては測量費に対しての補助はございません。これにつきましては、今御説明いただいたとおりでございます。

つきましては、分担金徴収条例第４条により、人吉市におきましては交付を受ける国または県費補助金を差し引いて得た額を超えない範囲となっておりますが、現時点では測量費及び本工事及び工事雑費に関わる補助金を差し引いた額について、御本人に御負担いただいていると。なぜかと言われると、従前からそのようにさせていただいているのが御答弁になろうかと思います。

以上、お答えをいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　今の答弁は、人吉市の森林事業分担金徴収条例で決まっているからという答弁だったと思いますが、確かに、ほかの自治体では条例の中だったり、規則や要項を設けて、その中で負担割合を決めているところもあります。ただ、答弁でもありましたが、条例の第４条に、分担金の範囲については市長が定めるとあり、第８条には、「市長は、災害その他特別の理由により必要があると認めるときは、分担金を減免し、又はその徴収を延期することができる。」とされています。要は、市長の判断で分担金の割合を決めることができるんですね。隣の錦町ですが、昨年の７月豪雨災害の災害復旧で４件、この単県治山事業を使われております。２件は町道が関係しているので、補助残と測量費は全額町が負担。残り２件は、民有地内だったので全事業費の５％だけは受益者に負担してもらったそうです。じゃあ、錦町の条例はどうなっているのかというと、人吉市と同じように、分担金の範囲については町長が定めるとなっています。要は、町長の判断で町が負担するとされたんですね。ですので、本市においても、県の治山事業を使った災害復旧については、市長が分担金の割合を決めて、市も負担すべきであると考えますが、市長はこの件についてどのように考えられているのか、お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

事業に係る測量費等の負担につきましては、先ほどからありますように人吉市森林事業分担金徴収条例の中にもございますように、本市が交付を受ける国または県費補助金を差し引いて得た額を超えない範囲において、地権者の方に御負担いただいておるところでございます。

一方で、議員がおっしゃいますように、本条例の第４条及び第５条の中に、分担金の額あるいは割合については市長が定めるとあり、第８条には、今御説明のように減免規定もございます。

土砂災害からの復旧事業は、災害後の市民生活の安定、二次災害からの安全・安心のためにも非常に重要な事業でもございますので、他自治体等の事例も参考にさせていただき、十分検討を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　災害時の市役所の仕事は、市民の命を守ることだと思います。条例で決まっているからできないというのは、平時は私はそれでいいと思います。ですが、災害時は、どうしたらできるようになるかというのを考えるのが市役所の仕事であって、それは市長の仕事でもあると思っております。

この件については十分に検討していくと言われましたので、これ以上は言いませんが、今

後は、被災された方に寄り添って対応していただきたいと思います。

それでは、次に、国や県の災害復旧事業に該当しない土砂災害の復旧支援について質問いたします。先ほどの総務部長の答弁で、ブルーシートや土のうを配っているという話でありましたが、一番困るのは、流入してきた土砂をどう撤去するかということなんです。自然災害によって宅地内へ土砂等が流入した場合、その復旧については土地所有者が責任を負うのが原則であるというのは十分理解できます。しかし、負担が大きく、土地所有者で対応できないといったケースも多く、課題となっているのも事実であります。

そのようなことから、ほかの自治体では、自然災害によって宅地内に土砂等が流入し生活に支障を来す場合において、土砂等を撤去する費用を一部補助するといった自治体もあります。

そこで、本市においても、自然災害で宅地内に土砂等が流入した場合、土地所有者が土砂等を撤去する費用の補助ができないかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

昨年の令和２年７月豪雨災害時には、特定指定災害に指定された災害となったことから、宅地内に流入した土砂撤去につきましては国の補助金で対応ができておりますけれども、指定されない通常の災害におきましては、土砂災害の補助というのは現在ないというところでございます。

今後の土砂災害の補助につきましては、現在、令和２年７月豪雨災害に係る復旧・復興を行っているさなかでもございますし、財政状況も加味させていただきまして、今後十分検討させていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　今、ブルーシートを渡されたところがどうなっているかというと、土砂撤去の負担が大きいために、ブルーシートを被せてそのままにしていたら、次の大雨時に、さらに土砂が流入してきたというようなケースも出てきています。土砂の撤去費の一部を補助していただくだけでも、被災された方は助かると思います。ぜひ、他市の助成制度なども参考にしていただいて、有効な支援の在り方について検討していただきたいと思います。

それでは、この項目の最後に、治山事業について質問いたします。現在、大雨時に土砂災害が発生するおそれがある場合においては、早い段階で高齢者等避難の指示が出されます。私も早めに避難指示を出すのはいいことだと思っておりますし、このような避難誘導等のソフト対策を今後も推進していかなければならないと思っております。ただ、それだけでは災害は防げません。

土砂災害を防ぐには、ソフト対策と併せてハード整備や森林の整備も行っていく必要があります。熊本県がまとめた球磨川水系流域治水プロジェクトにおいても、土砂や立木の流出

抑制や浸水被害を軽減する取組として、治山施設の整備や森林の整備について書かれています。

そこで、本市の治山事業に対する考え、そして、今後の治山事業についてはどのような取組を行っていくのかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

治山事業とは、荒廃した林地の復旧及び荒廃のおそれのある林地の予防工事を計画的に行う事業であり、市民生活の基盤を確保するため、また、市民の生命を守るために非常に重要な事業だと捉えております。

現状としましては、県に対し治山工事実施の要望を行い、県が主体となって事業を実施していただいておりますが、国庫補助に該当しない比較的規模の小さい治山事業となりますと、人吉市が県から補助を受け、さらに受益者負担もいただいて事業を実施している現状があります。

昨年度の未曽有の大災害により、この国庫補助に該当しない小規模な治山工事が人吉市内でも数件発生しましたが、受益者負担の関係で治山事業の実施に至らなかったケースが発生しております。さきに述べましたとおり、治山事業は市民生活の基盤確保と併せ、生命を守るためにも非常に重要な事業と捉えておりますので、事業実施に至らなかったケースがあるという現状は、大変重要な課題であると認識しているところでございます。

今後は、県に対しまして、補助内容のさらなる充実を要望するなどの働きかけを行い、それと併せまして、本市としましても、現行の条例、規則の見直し等の検討を十分に行い、荒廃林地の解消に努めていく所存でございます。

また、治山工事のみならず、森林の整備として山地災害を防ぐという観点からも、山地災害防止機能が低下した森林を適正な状態に戻すことが最重要課題と認識しておりまして、現在、放置林の洗い出しを行い、森林環境譲与税を活用し森林整備につなげる対策を講じている段階でございます。

今後も、これまで以上に放置林対策に力を入れ、森林の有する機能の１つである山地災害防止機能を回復させるため、植林・下刈り・間伐といった森林整備事業と併せた治山事業に取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　今回、土砂災害について質問させていただきましたが、昨年の７月豪雨災害では土砂災害でも多くの命が奪われました。ですので、市長が言われましたように、治山事業というのは市民の命を守るために重要な事業であります。また、山の保水力を高めるということは、御存じのとおり、治水対策にもつながってまいります。ぜひ、治水事業とともに治山事業にも力を入れていただきますことをお願いし、次の質問に移らさせていただ

きます。

それでは、次に、被災地の空き家問題について質問いたします。令和２年７月豪雨災害の発生当初、片付けが進められていく中で、被災した空き家はなかなか手が付けられないということで放置され、周囲の住民の方からは「どうにかしてほしい」というような声を多く聞きました。そして、現在は解体が進められていますが、残された空き家はどうされるのだろうか、劣化が進めば倒壊するおそれもあるので怖いと心配する声も出るなど、被災した空き家については様々に問題が出てきています。

そこで、被災地の空き家の対応について質問していきたいと思いますが、最初に、災害発生後からこれまで、被災した空き家に対し、どのような対応をしてきたのか、また、市内では解体が進んでいますが、空き家の解体状況はどうなのかお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

空き家対策を行っている地域コミュニティ課には、令和２年７月豪雨発災後、被災し、そのままの状態で放置された空き家の管理に関する御相談が、町内会長や近隣住民から数多く寄せられました。相談を受けまして、所有者情報を確認の上、建物所有者に対し、文書によりまして被災した建物内外の片付けと適正管理を依頼するとともに、被災に伴う被災証明書や公費解体の手続などの情報をお知らせをしております。

発災後、空き家対策として対応した件数は約70件に上っております。その後、所有者におかれましては、ボランティア等の力を借りて被災家屋の片付け、建物の被災状況により改修や公費解体を選択されるなど、それぞれに御対応いただいているところでございます。

次に、空き家の解体状況でございますが、公費解体は、半壊以上の判定を受けた建物で、その所有者から解体の申請がなされた建物を対象としているため、現時点で空き家、これがどれだけ流出し、その後、公費解体、自費解体をされたかの数字については把握というものはできておりません。しかしながら、発災後に本市の空き家対策として対応した建物は、所有者の御理解のもと、一部を除き公費解体及び改修によって空き家の解消につながっている状況もございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　公費解体や改修によって空き家の解消につながっているということで安心いたしました。

ただ、まだ手を付けられない空き家もあると思います。例えば熊本地震の際には、相続未登記の空き家があり、解体の同意を得るのが難しく、復興の妨げとなった空き家もあったそうです。

そこで、本市においても、そのような空き家がある場合には、復興のまちづくりを進めていく上で課題となってくると思われますが、発災後、放置されている空き家に対してはどの

ように対応していくのかお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

空き家の対応につきましては、発災前から、本市の空き家対策を総合的に推進することを目的とした人吉市空き家等対策計画書に基づき、事業を実施してまいりました。令和２年７月豪雨災害後は、今年３月に策定した人吉市復興計画の中で、復旧・復興に向けた基本施策、住まいの再建・確保として、被災した空き家について所有者の特定を迅速に行い、適正な管理と空き家周辺の生活環境の確保に取り組むこととしております。これらを確実に実施していく上での課題もございます。

まず、発災後、そのまま放置された空き家の所有者に対し、市が適正管理を通知しても改善がされないという事例がございます。理由としましては、所有者の死亡や、それに伴う相続問題、また相続放棄等による所有者不明や、所有者の意思が確認できないなどによるものでございます。令和２年７月豪雨災害に伴う建物の公費解体の受付が終了した現在、仮に被災した建物を解体する場合、空き家対策として対応できる支援制度としては、30万円を上限とした老朽危険空き家等除却促進事業がございます。また、市民生活環境に重大な影響を与える空き家については、時間はかかりますが、法に基づく代執行の制度もございます。

次に、行政が覚知しておらず、発災後、そのままの状態で市民の生活環境に影響を及ぼすような建物が残っていないかという問題がございます。適切な対応が取られないまま、状況が悪化していくことが非常に懸念されております。

このように、発災後、そのまま放置された空き家の対応については、最も喫緊の課題であると認識をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　実際に、今後のまちづくりにおいて課題となる空き家が出てきているというふうにも聞いております。解体については了承が取れない場合は、答弁でもありましたように、空き家対策特別措置法に基づき、行政が代執行で強制撤去することもできますが、やはり時間がかかります。

ですので、私有財産で手が出しにくいというのは分かりますが、早く、放置されている空き家をどうするのかという方針を決めていただき、対応をしていただきたいと思います。

それでは、次の質問ですが、半壊以上の判定をされた空き家については、解体をするという選択肢がありますが、準半壊、一部損壊の判定を受けた空き家については公費解体の制度はありません。ということは、所有者自らが改修や解体をしない限りは、そのまま空き家として残っていく可能性があります。

また、こういった相談もありました。所有しているアパートが被災し、入居者が出て行かれたので解体したいが、準半壊の判定だったので公費解体ができない。どうしたらいいだろ

うかという話でした。このように、被災後、解体ができず、空き家になっていくケースも考えられます。

そこで、準半壊や一部損壊の判定を受けた空き家の数や、被災したことで新たに空き家になった数などは把握されているのか、また、そのような空き家の所有者に対し今後の意向調査等を行い、対応していくべきだと考えますが、本市の見解をお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

令和２年７月豪雨は、空き家を取り巻く状況についても大きな変化をもたらしました。被災により空き家がどれだけ流出し、その後、公費解体、自費解体等をされたかといった状況や、被災により新たに生じた空き家の数など、実態が把握できていない状況にあります。

そのため、県の地域づくり夢チャレンジ事業を活用し、発災前の空き家情報データベースから、発災後の公費解体等を加味した最新のデータベースを再構築する予定とし、経費を今回の９月補正予算に計上させていただいているところでございます。そのデータベース更新作業では、経年による所有者の変更確認や所有者の空き家活用に関する意向確認を含めたアンケート調査も併せて行う予定としております。

また、データベース再構築作業の中で、建物状況判定を行いながら、老朽危険度や生活環境の保全という観点からも、引き続き空き家対策に取り組んでまいる所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　災害前から空き家は問題になっておりましたが、昨年の７月豪雨災害が発生してから、その問題が一気にやってきたと思っております。相続人と連絡がとれない場合などは難しい対応になるとは思いますが、復興のまちづくりを進めていく上では避けて通れない課題ですので、関連部署で連携を取りながら被災地の空き家問題の解消に向けて取り組んでいただきたいと思います。

それでは、最後に、医療的ケア児の支援について質問いたします。医療的ケア児とは、痰の吸引や、外部からチューブを入れて栄養補給をする胃ろう、また人工呼吸器など医療的なケアを日常的に必要とする子供のことをいいます。新生児医療の進歩により救える命が増えたため、この10年間で医療的ケア児は倍増しており、全国で２万人いると推計されております。救われる命が増えるということはすばらしいことでありますが、その一方で、医療的ケア児への支援は、これまで国や地方自治体の努力義務とされていたため、医療的ケア児が心身の状況に応じた適切な支援や教育を受けられないという問題が起きているほか、家族が24時間ケアを担うために就労の機会を失うことから経済的な困窮につながり、また、身体的・精神的な負担の大きさから両親の離婚など、家庭環境が悪化するケースも出てきていると言われております。

こうした現状を変えるために、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律――

これ以降は医療的ケア児支援法と呼ばせていただきますが、本年６月11日に、参議院本会議にて可決され、今月の18日から施行されることになりました。これまで努力義務に留まっていた国や自治体の医療的ケア児の支援が責務に変わり、これまで地域によって格差のあった支援体制の是正が期待されております。

本市においても積極的に医療的ケア児の支援を進めていくべきであると思っておりますが、まず、初めに、保育所等の受入れのための支援について質問いたします。

保健センターに確認したところ、本市には、保健センターで把握している医療的ケア児は４名いらっしゃるそうです。また、この４名については未就学児であり、うち、２名が保育園に行かれています。

そこで、先日、医療的ケア児を受け入れられている保育園を見学させていただきました。その保育園では独自で看護師を雇用され、医療的ケア児が使う椅子やマットなどの備品については既存のものを工夫したり、病院の先生に相談しながら購入したりと、いろいろと手探りでやっていますと話されました。今回施行される医療的ケア児支援法では、国や自治体においては医療的ケア児が在籍する保育所等に対し支援しなくてはならないとされていますので、今後は、受入れをされている保育園にはしっかりと支援をしていかなければなりません。

そこで、医療的ケア児が在籍する保育園等に対し、財政支援等も含め、どのような支援を行っていくのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が、今、議員のほうからも御紹介がございましたが、本年６月18日に公布され、今月９月18日から施行されることとなっております。

この法律では、地方公共団体は支援に係る施策を実施する責務を有すると明記してございますので、本市といたしましても、市内の保育所などに何らかの支援をしていかなければならないと存じております。

しかしながら、本市におきましては、受入れに関するガイドラインの策定など、これから環境整備を行う状況でございまして、受入れ側の保育所などにおきましても、医療的ケア児を受け入れるための十分な環境が整っていないと考えられますことから、今後、関係各所と協議を行いながら、必要な施設の整備や人員配置などの検討、財政的な支援の在り方など、受入体制の構築に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　これから検討していくということでしたが、先日、保育園に見学に行ったときに、市の担当の方はまだ見に来られていませんと言われていました。ですので、どのような保育をされているのかとか、どのような支援が必要かということを把握されていな

いと思います。ぜひ、担当の職員の方は保育園に行って話を聞いていただきたいと思いますし、時間がありましたら、ぜひ部長も、また市長も保育園で医療的ケア児がどのように過ごしているかというのを見ていただきたいと思います。

それでは、次に、学校での受入れのための環境整備について質問いたします。現在、本市の医療的ケア児は、全員未就学児でありますが、今後は小学校へ進学することになります。医療的ケア児支援法においては、学校においても適切な支援を行うことが責務となっていますので、医療的ケア児が地域の小学校に通学するといった場合には看護師等を配置し、受け入れる環境も整備していく必要があります。

そこで、学校における医療的ケア児を受け入れるための環境整備についてはどのように考えられているのかお尋ねいたします。また、医療的ケア児を受け入れ、障害のある、なしにかかわらず、子供たちが一緒に学ぶということは、文部科学省が推進しているインクルーシブ教育にもつながると思いますが、教育長のインクルーシブ教育のお考えについても、併せてお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君）　御質問にお答えいたします。

ただいまございました法律の中で、学校の設置者はその設置する学校に在籍する医療的ケア児が、保護者の付添いがなくても適切な医療的ケア、その他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置、その他の必要な措置を講じるとされております。学校で医療的ケアを行う場合には、教育委員会において看護師等を確保し、継続して安定的に勤務できる体制を整備することが必要になってまいります。

現在、市内の小中学校に医療的ケアを必要とする児童・生徒は在籍しておりませんが、今後の医療的ケア児受入れに備え、関係機関及び関係各課と連携しながら看護師等の配置について協議を重ねているところでございます。

また、医療的ケア運営委員会や学校内の医療的ケア安全委員会の設置、医療ケアに知見のある医師の委嘱、学校の受入体制の整備、関係者の研修など、保護者だけでなく、学校が安心・安全に医療的ケア児を受け入れることができるようにするための準備を検討していく必要がございます。

これらのことを進めていくためには、看護師の確保や予算の確保が課題となります。また、受け入れる学校の職員や保護者、児童・生徒の理解と協力が必要不可欠となります。できる限り早期に医療的ケア児の保護者の意向を確認するとともに、関係機関や関係者と連携した取組を丁寧に進めていく必要があると考えております。

次に、インクルーシブ教育についての私の考えについてお答えをいたします。共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のために学校教育においては特別支援教育を着実に進めていく必要があると考えております。ともに学ぶことにより、生命尊重、思いやりや協力の態度などを育むことにつながります。また、同じ社

会に生きる人間として、互いに正しく理解し、ともに助け合い、支え合っていくことのできる大切さを学ぶなど、個人の価値を尊重する態度や自他の敬愛と協力を重んじる態度を養うことが期待できます。

基本的な方向といたしましては、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が、できるだけ同じ場でともに学ぶことを目指すべきであると考えております。その場合には、それぞれの児童・生徒が、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感を味わいながら充実した時間を通して生きる力を身に付けているかどうか、身に付けていけるかどうか、ここの点が最も本質的な視点となってくると思っております。そのために、個別の教育的ニーズのある児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備していくことが重要であると考えております。

また、保護者に対しましては、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、また特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場について、正しく理解を深めていただく機会を設定することも必要です。これまで以上に、就学指導中心の点としての教育支援から、早期からの相談を含めた線としての継続的な教育支援へ、そして、家庭や関係機関と連携した面としての教育支援を目指していくべきであると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　今、教育長にインクルーシブ教育について聞かせていただきましたが、私が保育園を見学させていただいたときに、保育園の方が、医療的ケア児がほかの園児と関わることでどんどん成長していますと言われておりました。就園、就学の選択肢が増えるというのは、今後の可能性も広がっていくのではないかとも言われておりました。

インクルーシブ教育は難しい点もあるかもしれませんが、一緒に学ぶということでお互いを認め合い、配慮することを自然に学んでいけると思っておりますので、児童・生徒の状況を把握しながら、必要な支援を行っていただきたいと思います。

それでは、最後の質問ですが、医療的ケア児の保護者の方と話をさせていただいている中で、今一番困っていることが、相談するところ、相談する人がいないということでありました。保育園を探す際も、どこの保育園が受け入れているのかという情報が全くないとか、今後進学する小学校についても、どのような教育環境かが分からないというような話をされました。また、見学に行った保育園の話の中でも、「保育園としても、相談や研修等が実施できるところが必要です」とも言われておりました。

ですので、医療的ケア児やその家族が相談する窓口や、関係機関が協議をする場を設置する必要があると思います。今年の３月に出された第２期人吉市障がい児福祉計画の中においては、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に関しては、市単独で進めていくのか圏域として進めていくのかを検

討し、令和５年度末までに１か所の設置及び１名の配置を目指しますと書かれております。

そこで、医療的ケア児支援法ができた今、令和５年度末までと言わず、早急に協議会の設置やコーディネーターの配置を目指すべきだと考えますが、本市の考えをお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

ただいま議員のほうから御紹介がございました第６期人吉市障がい福祉計画・第２期人吉市障がい児福祉計画におきましては、医療的ケア児支援のための関係機関との協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に関しましては、ただいま御指摘がございました、市単独で進めていくのか、圏域として進めていくのかを検討し、令和５年度末までに１か所の設置及び１名のコーディネーターの配置を目指すと記載しているところでございます。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が間もなく施行となりますが、その中で、地方公共団体の責務として、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携のもとに、必要な相談体制の整備を行うことが明記されております。

また、関係機関の協議等による連携が、保育所や学校等における医療的ケア児及び家族に対する切れ目のない支援のため必要不可欠であると認識しておりますので、計画最終年度である令和５年度末を待たず、人吉球磨10市町村で構成される人吉球磨障害者総合支援協議会などを活用し、早期に協議の場の設置及びコーディネーターの配置を目指して取り組んでまいりたいと存じます。

最後になりますが、本件に限らず、子育てに関する悩みや相談事は、福祉課や保健センターにて随時受け付けておりますので、お気軽に御相談くださいますよう、この場を借りまして市民の皆様方に御案内を申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　答弁でもありましたように、大事なのは切れ目のない支援を行っていくことと思っております。これは、医療的ケア児だけではなく、どの子についてもそうなのですが、保育だったら福祉課、学校なら教育委員会と、ちょっと言い方は悪いんですけれども、縦割り行政の弊害によって、情報の共有だったり連携がうまくいっていないというケースも多く見られます。

早期に協議会の設置及びコーディネーターの配置を目指すということでしたので、そこで各部署がしっかりと連携していただき、医療的ケア児に対して切れ目のない支援を行っていただくことをお願いし、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後１時56分　休憩

午後２時10分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）（登壇）　皆さん、こんにちは。５番議員、西洋子です。

今回の通告は、防災ラジオについて、遊水地について、聖地巡礼と天狗橋についての３点です。一部ではありますが、被災世帯を中心に防災ラジオが配布されました。配布された皆さんは、正確に情報を受け取ることができて、とてもありがたいとおっしゃっています。防災ラジオで情報を得る、ハザードマップで常に確認をとる、この逃げるということに関して、防災ラジオとハザードマップはセットだと私は考えておりますので、ハザードマップのことを先に少し質問させていただきます。

ハザードマップ、ハザードマップと私は言っていますが、正確には人吉市総合防災マップです。ただ、日常の会話の中でそういう言葉は使いません。ハザードマップという表現で通じるかと思いますので、あえてハザードマップと今日は表現させていただきます。

このハザードマップですが、来年４月に、新しいものの配布が予定されているようです。先日、基本高水の見直しを検討するということが発表されました。この見直しは、来年４月に配布する人吉市総合防災マップ、いわゆるハザードマップに影響を与えることがあるのでしょうか。お尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

まず、議員がおっしゃいました基本高水でございますけれども、基本高水のピーク流量でございますが、流域に降った計画規模の降雨がダムですとか遊水地などの人口的な施設で洪水調整が行われていない状態で、そのまま河川に流れ出た場合の河川の流量を表したものでございまして、基準地点人吉市では、計画規模は80年に一度の割合で発生する洪水雨量を目標に設定がされております。

議員御質問の、基本高水のピーク流量の見直しでございますけれども、おっしゃいましたように、人吉市での現行の毎秒7,000トンが8,200トンに変更される予定で、現在審議されているところでございます。

一方、計画高水流量でございますが、河道を設計する場合に基本となる流量でございまして、基本高水を河道とダムや遊水地などの各種洪水調整施設に合理的に配分した結果として求められる河道を流れる流量のことでございまして、人吉市では、河川改修による上積みが困難なため、毎秒4,000トンで据置きとされております。

来年度配布予定の人吉市総合防災マップ、いわゆるハザードマップでございますけれども、想定最大規模の洪水による浸水深を示していることから、今年度４月に配布をいたしました球磨川浸水想定マップ――いわゆるＬ２でございますけれども――と同様のマップとなりま

して、基本高水の見直しによります修正はないというところで現在考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　影響はないということで理解いたしました。現在配布されているマップに避難所等が上書きされた地図というような形になると思うんですが、現在配布されているマップは赤いところがとても多いですよね、浸水深が深いところがとても多いんですが、その中で避難所が３か所入っています、スポーツパレス、東小学校、西瀬小学校は、その地図でも浸水地域になっています。

空振りでもいいから逃げてください、とにかく逃げてくださいと言っているわけですけれども、水深の深いところに逃げようという気になりますか。ちょっと、やっぱりちゅうちょする。80年に一度、100年に一度、1000年に一度などの表現がありますが、これは80年先でも100年先でも1000年先でもないですよね。ひょっとしたら今年の台風、居座り台風とか来たときにはあり得ることです、来年の梅雨時もあり得るかもしれません。ですので、せめて、この３か所については、高台にあるところに避難をできるように早急に検討していただきたいと思います。西小学校、球磨工業高校、中小企業大学校、私の頭に浮かぶのはそれぐらいなんですが。今、二中は体育館が２階にあって、そこが避難所になっておりますので、なかなか誰でも行けるという環境ではありませんが、生徒数の減少によって、何とか校舎の１階辺りを、本当の非常時というときでもいいですから、できるようにできないものかなと考えます。

それから、町なかに避難タワーですか、それも地区別懇談会などに行くとコンサルの方はおっしゃっていますけれども、これもできるまでには、やっぱり１か月、２か月でできるものでないと思うんです、数年の年月がかかると思いますので、できるだけ高い建物に避難ができるように、ありましたよね、協定協力があっているなら、ここに上がってもいいんだと思うんですね。ないと、やっぱりよその家じゃないですか、そこに避難するということをためらわれる方もいらっしゃいますので、そういう場所をどんどんつくっていっていただきたいとお願いをしていただきたいと思います。

そして、今配られてるマップの四角い囲みのところにいろいろ説明が書いてあります、時間雨量どれだけを想定しているとか、マップに対する説明が書いてあるんですが、恥ずかしながら初めてちゃんと読みました。そうしたら、堤防の決壊は含まれていない、内水氾濫も考慮していないということだったんです。考えてみれば、どこがするか分からないわけですから当然なんですが。なかなか、そういう細かいところは見ないのではないかなと、私だけではないと思います。うちの町内は安全だと思い込んでいました、来ても床下だなと。だけど、内水氾濫ということになれば、今、あちこちで詰まっているんです、大きな道路の下を通る田んぼの排水溝、大きい排水溝はいいんです、力があるので流れていますから。でも、

幅が狭い排水溝は詰まって、そこからの逆流というのも起こっておりますので、安全と思い込んでいる地域でも被害を受けない場所はないんだなと、私は今回、つくづくと、今さらながらではあるんですけど思いました。今回被災を受けなかったところは、案外うちは大丈夫という思い込みがあると思うんです。この辺のところも市民の方にも啓発をしていければいいんではないかと思います。

それで、防災ラジオのことに入ってまいります。市が防災ラジオを確保した台数と、配布の状況について説明をお願いします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

まず、防災ラジオの納入状況でございますが、６月22日に1,800台、６月30日に1,800台、合計3,600台納入されまして、校区ごと及び配送優先順位に仕分けを行いまして、配送業者にて各世帯に配布を行ったところでございます。

この配送優先順位でございますけれども、まず、罹災証明書発行者で既に再建をされた方、市内の仮設住宅やみなし仮設住宅にお住まいの方、避難行動要支援者の方、それから民生委員・児童委員、町内会長、それから市議会議員ということで順位を決めております。

また、配送しました防災ラジオが宛先不明等で返ってきた台数が231台ございまして、現在、自宅再建状況等を確認の上、再配布を行っている状況でございます。

今後、残り１万1,900台納入される予定となっておりますけれども、現在、コロナ禍等の影響で世界的な半導体不足になっていることから、現在まだ納入ができていない状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　配送の優先順位、分かりました。この中で、被災された方というのは、どなたが考えても分かるんですね。町内会長さん、今就いておりますのでそういうのも分かるんです。避難行動要支援者の方です、全然被災していない地域で「私のところには来たよ」と、「じゃあ、なぜうちには来ないの」と、そういう混乱が実際起きているんです。来ない方はやっぱり不安に思われます、特に高齢者の方ですから不安に思われます。民生委員さんの中にも、自分の家は被災していないが届きました。だから、自分のところの地区に配送があったものだと思っていたということもありました。なぜ、こういうことになかったかというと、一切の説明がなかったらです。後から、町内会長さんのほうには文書での説明があったということなんですが、民生委員さんのほうだけにでも、要支援者の方には配ってありますと。民生委員さんには、今まで、私たちのところみたいに個別の受信機はなかったんです。それがいきなり送られてきたら訳が分かりませんよね。当然、隣にも送ってきていると思うと思うんです。そういう状態でしたので、説明するべきだったのではないか。お忙しい中で手作業での作業だったということではあるんですが、何も全員の方に言われなくても、校区

ごと単位で会長さんなりいらっしゃるわけですから、せめてその方たちに説明をしていただければよかったのではないかなと思います。民生委員さん方はそういう高齢者の方と日々接していらっしゃいますので、一番正確な情報が本人さんたちに伝わると思いますので、これからでも民生委員さんのほうに説明をお願いしたいと思います。

それと、宛先不明が231世帯もあるということで、ちょっと多いなという印象があるんですが、これは推測でも構わないんですけれども、どういった原因が考えられるかお答えいただけますか。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

今申し上げました、宛先不明等で返ってきた台数が231台ございましたということですけれども、状況といたしましては、現在の避難者の方が仮にお住まいになっているところが、市外のところであって住所が分からないといったところであるとか、親族宅にお住まいの方、また、施設入所の方々などで住所の変更等がなされていないと、そういった方が考えられるということでございます。

こういう方々について、電話等でのお問合せがあった場合には、当然、今どこにお住まいか再確認をした上で再配布を行っている状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　分かりました。

それでは、次に、罹災証明書発行世帯と配送世帯の差がありますけれども、この理由をお聞かせください。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

罹災証明書発行世帯数と配布世帯数の差でございますけれども、令和３年５月31日時点の罹災証明書発行世帯数が3,377件でございます。その中で、人吉市に住民票がある世帯主の方2,938件のうち、2,617件に、先ほど答弁をいたしました優先順位に基づき、防災ラジオの配送を行ったところでございます。

議員御質問の、罹災証明書発行世帯数と防災ラジオの配布世帯数の差でございますが、今申し上げたような、仮住まいが市外の方ですとか、親族宅にお住まいの方、それから施設入所の方々など、全部で321件配布を行っていないという状況でございますので、そういった方につきましても、自宅再建状況等を確認の上、再配布を行っているという状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　先ほど、宛先不明231世帯の原因として、市外、親族宅とおっしゃいましたが、これはもとから送っていないという答弁となりますよね。この231世帯というの

は、要するに住所変更がきちんとなされていないところと受け止めました。

先ほど、電話で問合せがあった場合は対応していますということでした。231件の分は、本人さんが問合せをしないと届けることができないということだと思うんですけれども、住所も変更していらっしゃいません、ちゃんと郵便物の転送もしていらっしゃいます、でも届いていないというところがやっぱりあります。これは、先ほども言いましたように手作業ということで漏れがあっているんではないかと思うんですが、こういう状況があるということは、もしかしたら届いてないことさえ知らない方もいらっしゃるんじゃないかなと思います。被災者宅を巡回訪問されている支え合いセンターの方、主に民生委員さんですけれども、その方に確認を依頼されてはどうでしょうか。これからでも遅くならないと思います。これは、防災ラジオの使い方等々も併せまして、問合せがあったらお答えしますということではなくて、もう少し積極的な取組をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そして、市長は施政方針の中で「完了しました」とおっしゃいました。これで完了ということであれば、市は配布先の選定をし、発送の手はずを整えたということが完了したということでしょうか。届いてないところへの対応とか、もうちょっときめ細かいことがあっての完了と私は思ったんですが、実際、「うち、被災したのに来てないよ」という方がいらっしゃる中で、完了という言葉をお使いになりましたので、市役所が言う完了は、配送先の選定、発送の手はずまでということで理解してよろしいでしょうか。お答えをできましたらお願いします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

施政方針の中で、3,600台配布完了ということで申し上げておりますけれども、議員御指摘のとおり、発送については配送の手はずを完了したということでございまして、届いていない防災ラジオにつきましては、議員がおっしゃいましたように、いろんな手段を使って、極力御自身のところに届くように、しっかり工夫をして届けてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　よろしくお願いします。

こういうふうに行政に携わっていると、こういうことは「へえ、そんなことぐらいなのか」と思うことが、一般の市民の方にとっては結構分かりにくい問題だったりしますので、きめ細やかな対応をお願いいたします。

それでは、防災ラジオが届いているところにて、どんなトラブルが起きていますか。また、その後の対応はどういうふうに考えていらっしゃいますでしょうか。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

どんなトラブルが起きているかという御質問でございますけれども、電話等での問合せが

一番多いんですけれども、「電源が入らない」ですとか、「電池のランプが点滅している」、それから「AMラジオは聴けないのか」と、そういった問合せがあっておりまして、職員にて対応を行っているところでございます。

今後は１万2,000台近くを無償貸与ということで配布をすることになりますので、当然問合せ等も多くなることが予測されます。広報ひとよし等に操作マニュアルと注意事項を掲載し、また、ホームページ上でも周知をしてまいりたいと思っております。

また、今後配布する住民の方々につきましては、防災ラジオと一緒に操作マニュアルと注意事項をお渡ししたいと考えております。

また、この防災ラジオにつきましては、コールセンターを設置しております。防災ラジオの裏に、その連絡先をシールで貼ってございます。そちらの利用もお願いできればと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　私が回ったところで、一番伝えていかないといけないなと思ったのが、電池を入れていらっしゃらない方が結構いらっしゃるんですよ。防災ラジオですね、別にラジオは停電になったときに聴けなくてもいいやという考えなんでしょうが、コンセントを付けているから電池を入れておくと流れるからということで、コンセントだけの方は結構いらっしゃるんです。「停電のときにはただの箱になりますよ、防災情報は聴けませんよ」と言うと、「あら、そがんたいな」ということになっていますので、この辺は今後の対応の中にも入れていっていただければと思います。

それから、ラジオが聴けるからといって黒いアンテナ、防災のほうを取る、あれを付けない、どこに行ったか分からないというのも出ております。「自由選局ができない」とか、「ＮＨＫが聴きたいのに聴けない」というお問合せがありますので、今度マニュアルをつくられるということですので、「よくある質問一覧」みたいなところに加えていただければと思います。

それから、防災ラジオのことは、デイサロンで社協の職員さんが一生懸命説明してくださるんです。だけど、自分も見たこともない、市からもらったのは、一緒に入っていた説明書だと、だからうまく説明ができないとおっしゃるんです。当たり前だろうと思います。そういう頼みごとをするときは、社協の職員さん全員にとは言いません、さっき言ったみたいに代表の方でいいですよ、実際のものを見せて、こういう扱いだというぐらいのことは、もっと丁寧に、確実に頼みごとはしていただきたいと思います。毎回防災ラジオの説明をしてくださるんです、でも、本人さんが分からないままで説明されるわけですから、ちゃんと伝わらないということになりますので、どうぞ、その辺もこれから先はよろしくお願いいたします。

次の、配布方法と対策のことでお伺いいたします。窓口での受け取り方式になるということでしたが、混雑、それから職員の方への負担も大きいと思います。それから、取りに来られない方がいらっしゃると思います。多分受領証が必要になると思いますので、取りに来られない方への対策、また、聴覚障害者の方で手帳のある方は、市のほうにリストがありますので字幕付で対応されるということですが、手帳がなくても聴覚に不安がある方はいらっしゃると思いますけれども、こういう方にも対応をしていただけるのかどうか。それと、事業所への対応は考えられているのか。以上、３点をお伺いいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

いわゆる、次の配布方法と、その配布の対策でございますけれども、現在、先ほど申しましたように、世界的な半導体不足によりまして防災ラジオの納入時期が確定しておりませんが、納入されましたら、広報ひとよしや防災行政無線等で配布日程を周知いたしまして、カルチャーパレスに取りに来ていただく方法での配布を考えております。

カルチャーパレスまで取りに来ることができない方につきましては、代理での受け取りができるよう検討してまいりたいと存じます。

また、カルチャーパレスで極力混乱を生じないように、カルチャーパレスの受取場所、それから受け取りの方法、代理受領の方法等には極力簡素化して、御面倒をおかけしないように検討してまいりたいと思っております。

また、耳が聞こえない、または聞こえにくい方につきましては、その際にお申出いただければ、文字表示付防災ラジオの貸与を行いたいと考えております。

最後に、事業所への配布でございますけれども、現在全戸配布が終わっていませんので、今年度中に事業者に対する防災ラジオの取扱いについて検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　カルチャーパレスでの受け取りということですが、次回も、全部の台数が一挙にそろうということはないのかなと思います。そういう場合に配布先の選定、優先順位が出てくると思うんですけれども、そういうときに出てくるのが不平等感です。これは、市政への不信感にもつながってまいりますので、十分な事前説明の上、どこどこへの配布と分かるようにしていただきたいと思います。

それから、先ほど申しましたとおり、最終的に取りに来なかった人、取りに来ていない世帯は出てくると思いますので、それは課題としてどういうふうに対応していくのかということを検討しておいてもらいたいと思います。せっかく放送がお家の中で聴けるようになりました。放送内容のグレードアップの検討はされていませんでしょうか。例えばダムの情報で事前放流とか調整放流とかありますね、そういうこと。また、それに伴って上流域でどうい

うことが起きているのかというリアルタイムな情報を流していただければと思います。流域治水の観点から事前放流をすることが決まりましたので、以前にも増して増えることが考えられますので、ぜひ、そういう情報を流していただくようなグレードアップの仕方を検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

今回配布を行います防災ラジオでございますけれども、校区ごとの設定を行っておりますので、市房ダムの計画放流時や上流の状況等も対象の校区に対し、可能な限り放送を行ってまいりたいと存じます。

また、今年度、スマートフォン等で使用ができます人吉市防災ポータルサイトの構築を行いまして、来年４月稼働に向け準備を行っておりますので、今後は防災ポータルサイトでの周知も行いながら、きめ細やかな内容を市民の皆様に対しまして情報提供を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　校区ごとの設定ができるということで、対象になる校区に対し放送を、とおっしゃったんですが、その流域に住んでいるのは年を取った両親だけ、本人たちはそういう場所にはいないということも十分考えられると思いますので、それを聞いた子供が「こうやって、今ラジオが言っているよ」ということもあり得ると思うんですね。ですから、対象校区だけではなく、情報ですから市内全域に流していただければと思います。

また、私たちは市房ダムの下流に住んでいるわけです。ダムのことについて、昨今いろいろなことが話されておりますが、臆測、誤解が大変多いと思います、あちこちで話を聞くのにですね。ですから、ダムというものを日常的に考える、感じることに対しても、ダムの情報は全市民に対して流していっていただきたいと思います。屋外放送では長く話せなかったこともできるようになると思います。高齢者の方はラジオでニュースを聞いたりされますので、ニュース放送みたいにきめ細かく流していただければと思います。

また、ポータルサイトの構築ですが、私も苦手ですので大変心待ちにしておりますが、これも残念なことに、高齢者の方にはほとんど意味をなさないものではないかと思いますので、どうぞ防災ラジオでのニュース放送を充実していっていただきたいと思います。

それでは、次に、遊水地のことについての質問に入ってまいります。現在、中神地区の右岸と左岸が候補地と上がっておりますが、万が一、地質調査の結果駄目だとか、住民運動が激しくて駄目だとか、できないということの想定が考えられないこともないのかなと思います。そういうときの予備のためといいましょうか、万が一のときのために第二の候補地は考えていらっしゃいますか、市長、お答え願います。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

球磨川水系流域治水プロジェクトにおける遊水地整備計画における候補地につきましては、人吉市街部及び中流部で効果を発揮させられるような遊水地の配置及び洪水調節効果、事業期間等を総合的に評価したところで効率的・効果的な箇所として選定がなされたものと認識しています。

国土交通省が想定している遊水地における洪水調節容量は、球磨川流域として約600万立方メートルで、本市においては中神町大柿地区、中神町城本地区が候補地であり、現在、両地区では測量及び地質調査等が実施され、その結果をもとに遊水地の緒元などが示される予定となっています。本市としましても、現在のところ、遊水地について、ほかの地域の想定はございません。

遊水地の計画については、大切な土地や居住環境、さらには地域コミュニティーにも大きな影響を及ぼす問題でもありますので、今後とも地域住民の皆様それぞれの不安、思いに丁寧に耳を傾けながら、遊水地計画に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　ほかの地域の想定はないということですね。それから、不安を取り除き、思いに丁寧に耳を傾けながら遊水地計画に取り組んでいく。これは、言葉は大変きれいなんですが、何が何でもあそこに造るぞ、というふうに聞こえると思います。言っておきますが、私、別に反対と言っているわけではないんです。ただ、それならそれで早く示してくれないと、もし、遊水池がここにできないというときには流域治水というスタンスから外れることもあるんです。流域治水は、何も遊水池だけではありませんけれども、下流の皆さん、人吉市にはできなかったのごめんなさい、上流の錦町、相良村の皆さん、すみません、人吉市はできなかったけど、皆さん、人吉市のために遊水池を造ってくださいと言っているのと同じなんですからね、これは。ですから、そういうことを考えると、やはり、国交省は、あそこに何が何でも造る気なのかなと私は邪推しております。このことについての答弁は求めません。

次に、候補地の皆さん方には丁寧な説明会をされておりますが、７月31日に開催されました地区懇談会、中神地区も、大柿・小柿地区もそうなんですが、その中の資料に阿蘇市の小倉遊水地の写真というんでしょうか、イラストというんでしょうか、ありました。そこにA’からＡへと矢印が付く破線がありました。これは、ここから入ってここから出るんだろうというふうな誤解をされました。私は実際にあそこに行ってきたんですけれども、全然違っていたんですね。ああいう写真を上げられたということは、ちょっと違うと思うんですけど、このことについて説明をしてください。

○企画政策部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

７月31日に開催しました大柿地区、中神地区の懇談会における参考事例、遊水池と移転地

の取組で阿蘇市の小倉遊水地の資料を掲載しておりますが、排水方法につきまして、初期湛水池に溜まった水の排水方法は、河道水位低下後、初期湛水池に設置してある排水樋門より24時間以内に排水を行うということになります。議員が御指摘のとおり、資料中のA’からAの破線が示したものは土地の断面を示すための破線でありまして、排水の水の流れを示したものではありません。この資料における表現が、排水の水の流れる方向を示しているように誤解を与えたとのことでしたので、おわびを申し上げ、次の機会に改めて御説明をさせていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　あの線は調査のための線であって、７月31日の地区懇談会資料に付けるべき写真ではなかったと思います。ただ、少しでも分かりやすいようにという職員の方の親切な心だったと思うんですね。ただ、説明資料には意味がありますので、正確に伝わるもの、そして、御自分たちがきちんと理解ができたものを、今後掲載をしていっていただきたいと思います。

県内に遊水池がどれほどあるのか、遊水池群というお答えで構いません。それと、遊水池を造ることによって民家の移動があったという工事があったのかどうかということをお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

熊本県に確認した範囲でお答えいたします。阿蘇市の黒川には幾つか遊水池がございまして、先ほどの小倉遊水地のほかに牟田遊水地、小野遊水地、内牧遊水地、手野遊水地がございます。そして、熊本市の坪井川には坪井川遊水地があり――これは九州ルーテル学院大学の側でございます。坪井川水系の堀川には花立遊水池、これは菊陽町になります。あと、沖野遊水地――合志市になります――がございます。

また、遊水池を整備する際に、住宅の移転を伴う整備があったかどうかということにつきましては、現時点では確認することはできませんでした。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　阿蘇の黒川のための遊水池群、それから、熊本市の坪井川のための遊水池群と理解いたしましたが、いずれにしても、遊水池は余り例を見ない事業だということだと思います。もちろん、市の職員の皆様どなたも経験がないことだと思いますので、それでこそ百聞は一見にしかずということで、理解を深めるということで視察に行かれたと聞いております。実際に目にしたことにより分かったこと、理解が深まったのではないかと思います。遊水地候補の関係者の皆様こそ、そういうものを目で見ていただきたいと思うのですが、そういう住民の現地視察はできないかということでお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　御質問にお答えいたします。

小倉遊水池の現地視察ということでございますが、遊水池候補地の住民の皆様が希望されるということであれば、遊水池について御理解をいただくよい機会となりますので、実現に向けて検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　ぜひ、よろしくお願いいたします。

最後の質問です。聖地巡礼と天狗橋についてということですが、まず、天狗橋について、復旧の方針なのか、撤去の方針なのか、お聞かせください。

○建設部長（瀬上雅暁君）　それでは、御質問にお答えいたします。

天狗橋につきましては、令和２年７月豪雨によって、球磨川左岸大柿側の橋台背面盛り土が流失する被害が発生しております。球磨川に架かる橋梁のうち、天狗橋及び西瀬橋を含む10橋につきましては、令和２年７月20日に、国土交通大臣による施工となる工事の代行でございます権限代行の決定がいち早くなされております。

また、国土交通省八代復興事務所では、令和３年６月24日に、流失しました橋梁の被災したメカニズムや再発防止の観点から、学識経験者及び専門家からなる球磨川橋梁復旧技術検討会が設置され、第１回目の検討会の開催がなされております。この検討会の全体のコンセプトといたしまして創造的復興が掲げられておりまして、また、地元市町村の意見を踏まえた検討も進められております。

これまで、天狗橋につきましては、今後の維持管理費用が財政に与える影響、それから観光に与える影響など、撤去を含めあらゆる観点から検討を行ってまいりました。また、国・県との協議、それから地元や観光関係団体の御意見も頂きながら検討を行ってきたところでございます。市としましては、検討会全体のコンセプトでございます創造的復興を基本といたしまして、単なる原形復旧に留まらず、本市長寿命化計画に基づいた延命化、球磨川流域プロジェクトや遊水池計画、地域住民の安全・安心を確保するとともに、災害に強く、そして自然と歴史、観光などの魅力向上も念頭に置き、天狗橋の復旧を要望しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　復旧の見込みがあるということで、少しだけ安心いたしました。

夏目友人帳は、県のほうも人吉の復興応援ビデオということで作っております。残念ながら、ここに天狗橋は出てきませんけれども、夏目友人帳の天狗橋は主人公の通学路でございまして、ここに来ない人はいないんです。聖地巡礼中の聖地と言っていいようなところです。人吉市でなければ、この夏目友人帳は成立しないわけですよ。人吉市にしかない観光資源だ

と私は思います。また、夏目友人帳の世界観には、古い神社仏閣や自然への尊厳や畏怖の念など、道ばたに転がっている小石にも神が宿るという日本人の心などがしっかりと詰まっておりまして、日本遺産にも通じるところがあるのではないかと思います。

観光面では申し分ないんですが、ただ、天狗橋は、現在、生活道路としての利用が薄れております。それでも天狗橋の復旧は可能でしょうか、推し進めていただけますでしょうか、お伺いいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

天狗橋につきましては、上流に紅取橋が架設されてから、人道橋として管理をしております。紅取橋の完成後は、地元住民の散策路として利用していただいておりますが、議員御指摘のとおり、アニメ夏目友人帳の作中でも天狗橋を思わせる風景が描かれており、聖地巡礼のスポットとして、アニメファンの関心も大変高くなっております。

天狗橋の復旧につきましては、先ほどの答弁と重複いたしますが、復興に向けた１つの有力な観光資源として誘客・周遊に大きな効果をもたらす橋梁でございます。その点も踏まえまして、国へ強く要望してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　小学生の頃、写生大会で描いた天狗橋は、アニメに描かれているような赤いきれいな橋でした。夏目友人帳ファンでなくても、いま一度、あの姿を見たいと思う人は多いかと思います。

コロナが落ち着いた後の観光・集客を見据えて、海外でも字幕付で放映されるほど人気の高い夏目友人帳の聖地が守れるように、強く推し進めていただきたいと思います。また、天狗橋が新しい姿を現した際には、右岸側の入り口が大変荒れておりますので、そちらのほうの整備もお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後２時57分　休憩

午後３時13分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）（登壇）　それでは、本日最後の質問を行います。14番議員の福屋法晴です。

通告に従いまして、質問を行ってまいります。通告は、応急仮設住宅から、避難者の今後について、農業問題から、鳥獣被害対策について質問を行いたいと思います。

それでは、応急仮設住宅から、避難者の今後について質問を行っていきますが、前回６月

に関連質問を行いましたが、持ち時間の関係でできなかったことについて行います。建設型住宅――別名仮設住宅や、賃貸型応急住宅――別名みなし仮設住宅や、知人宅等を含め、市街に居住されておられる世帯については、約917世帯との答弁をいただいておりますが、答弁の中で、今後、地域支え合いセンターなど関係機関と連携を取りながら、再建できない要因の解決に努めたいとのことでしたので、要因については解決できたのでしょうか。お尋ねをいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

被災者の方々の住まいの再建につきましては、世帯ごとに希望される再建方法は様々であり、また、同様に、世帯ごとの生活再建に向けた課題、再建できない要因等も様々でございます。現在も継続して、人吉市地域支え合いセンターと連携した戸別訪問を行っておりまして、課題把握・現状把握に努めております。

その中で、現制度においては解決できない課題もございますが、できる限り被災者の方々の希望に添うように、熊本県をはじめ関係機関と連携・協議をしながら支援を行っておるところでございます。

今後は、応急住宅の供用期間を見据え、住まいの再建に関する支援も本格化してまいりますので、これまで以上に被災者の方々に寄り添った、きめ細やかな支援が必要になってくると考えます。

世帯ごとの再建できない要因につきましては、人吉市地域支え合いセンターや関係機関と連携を図り、確実な状況把握に努め、一日でも早い生活再建を目指して、要因の解消に努めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　支え合いセンターの相談員の方が個別に丁寧に回っておられるということは見ております。非常にありがたいことで、感謝を申し上げます。

仮設住宅をはじめ、それぞれの避難所から早く元の場所での生活再建を考えておられる方々が、前回の答弁では約70%おられるとのことでしたが、個人で住宅建設をされる方や民間住宅に入居される方、公営住宅に入居される方など、いろいろなことが考えられますが、現在の入居期間が来年までとなっていますが、期間終了後の入居者についてどのような考えを持っておられるのかお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

応急仮設住宅入居期間終了後に向け、再建に向けた対応でございますが、住まいの再建が困難と思われる世帯につきましては、問題解決までに多くの時間を要しますことから、人吉市社会福祉協議会の困りごとセンターや地域包括支援センターなどにも協力を仰ぎながら、必要に応じまして被災者支援の制度や既存の福祉制度などへつなぎ、再建の支援を行ってい

るところでございます。

また、御自分で新たな住まいが確保できない方につきましては、災害公営住宅の選択肢がございますが、詳細な入居要件や家賃、間取りなどにつきましては、建設部において熊本県とも協議しながら詰めているところでございます。熊本地震の例や、おおまかに決まっているものにつきましては、訪問活動や広報などを通じて情報提供を行っているところでございます。なお、災害公営住宅を希望されている方につきまして、条件によってはリバースモーゲージなどにより、家賃よりも返済額が安くなるケースもございますため、併せて住宅金融支援機構の相談についても御案内をしているところでございます。

最終的には、様々な制度を御利用いただきながら、被災者の皆様が自助や共助により自力で再建されることが理想でございますので、そちらを優先しつつも、災害公営住宅や既存の福祉制度の利用、及び市営住宅、建設型応急住宅の活用も視野に入れまして、被災された全ての方々の再建に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　最後まで、被災された全ての方々の再建に、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いをしておきます。

建設型応急住宅の今後の運用計画がどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

建設型応急住宅の供用期間終了後の利活用につきましては、災害公営住宅を補完する住宅として、現在検討を進めているところでございます。利活用に当たりましては、市所有の単独住宅として無償の譲渡を受け、必要予算の確保、条例整備を行いまして、被災者の再建状況等をしっかり把握し、災害公営住宅の建設と併せまして必要戸数を確保してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　単独住宅として無償の譲渡が受けられるということで、ぜひ、必要戸数を確保していただきますようお願いをしておきます。

次に、期間終了後について、仮設住宅から新しい生活に移行される方々に対し、何か補助を考えておられるのか。これから、避難所入居者が少しずつ元の生活に戻られると思いますが、民間住宅などに転居を考えておられる方々は、敷金等や家賃等が新しく必要となりますが、国・県をはじめ、何らかの補助があるのか。また、別の仮設に転居しなければいけないのか、お尋ねをいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

応急仮設住宅から、住まいの再建をされ新しい生活に移行される方に対しての補助でござ

いますが、熊本県の球磨川流域復興基金を活用した住まいの再建５つの支援策がございます。こちらにつきましては、罹災判定が大規模半壊以上の方、及び半壊の方でも被災住宅を解体された方や応急仮設住宅から退去された方が対象となるものでございます。民間賃貸住宅や公営住宅などで住まいの再建をされた方につきましては、民間賃貸入居助成事業20万円、公営住宅入居助成事業10万円がございます。

また、自宅を新築・購入・補修された方に対しましては、熊本県が実施いたします住宅を再建するための借入金利子を補助する自宅再建利子助成事業、リバースモーゲージ利子助成事業がございます。なお、いずれの場合におきましても、応急仮設住宅などの避難先から家財道具の移動を伴う転居をされた場合には、転居費用助成事業10万円がございます。いずれも申請期限がございまして、再建先の新たな住居に入居された日から６か月となっているところでございます。

応急仮設住宅の転居・住み替えにつきましては、災害救助法の趣旨から基本的には認められておりませんが、応急仮設住宅の延長が認められた場合、賃貸型応急住宅では貸し主の都合により更新ができない、建設型応急住宅においては借地の更新ができないケースなどが想定されておりまして、そのような本人の責によらない場合は、入居期限の延長時に入居可能な建設型応急住宅を中心に転居していただくことになるかと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　民間賃貸入居助成金とか公営住宅入居助成金、転居費用助成金などがあるということで少しは安心されるのかなということで、このことについては私たちも十分説明をしていく義務があるのかなと、今考えたところでございます。

次に、現在お住まいの仮設住宅から転居したくても転居できない方々に対してはどのように考えておられるのか。現在の仮設住宅を縮小していくことが必要であると思いますが、集約されていく予定があるのかお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

応急仮設住宅を入居期限内に退去できない場合につきましては、新たな住宅、住まいの確保が困難な入居者に対しまして、現在、入居者に再建方法などについて個別に聞き取りを行い、再建に向けた支援を行っているところでございますが、災害公営住宅への入居や新築される場合につきましても、工期の問題など時間的制約があるため、個別の状況に応じまして入居期限の延長について、熊本県におきまして内閣府と協議を行っておられるところでございます。本市といたしましても、個別の状況や事情を抱える世帯につきましては、建設型応急住宅の入居期限の延長を、熊本県を通じ内閣府に求めていくものでございます。

再建が進み、入居者が減って、なかなか再建が進まない方が建設型応急住宅に残られるようなケースは、これまでの災害のケースでも見られることでありますので、そのような方を

優先的に訪問・支援を行ってまいります。

各仮設団地の縮小・集約化につきましては、各仮設団地の再建の状況、借地の更新の状況、建設型応急住宅の利活用計画の状況などによりますが、そのような場合におきましても転居は入居者の方の負担になりますので、縮小・集約化、利活用する場合も含め、最小限度の転居で済むように進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　仮設住宅について、市有地に建設をされている仮設住宅は市民の共有地でもあります。市民が使用できるよう、民有地に集約したほうが私はいいと考えます。なぜかと言うと、運動広場とか公園、この辺りは健康管理で市民の方がそれも利用したいという意見も多々聞いておりますので、今後、協議が必要となると思いますが。また、今すぐに撤去をしていただければ、今年の台風でまた災害が来て、また、その必要性が出るかもしれませんので、来年の７月ぐらいまで、いろいろ協議をしていただいて検討をしていただくようにお願いをしておきたいと思います。

そこで、以前、人吉市では空き家対策検討委員会が立ち上がっていると思いますが、立ち上げの目的についてお尋ねをいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　御質問にお答えいたします。

地域コミュニティ課が所管する人吉市空き家等対策協議会でございますが、空き家等対策の推進に関する特別措置法に規定する事業の実施、本市空き家等の施策の推進に関し、適正かつ円滑な事業の運用を図るために設置している組織でございます。空き家の問題・対策のために設置をしておる組織でございます。

地域住民、法務関係、不動産、建築、福祉、文化等の学識経験者と、行政、市長を会長とした、市長と委員９名、全員で10名で構成しております。協議内容として、空き家等対策計画の作成や変更、実施、特定空き家等の認定や措置などを行っており、令和２年度の実績としましては、令和３年２月に１回開催をいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　令和２年度に１回実施をされているということで、本年度から本格的にこういう協議をしていただきたいと申しておきます。

このようなときこそ、市長がよく言われる、民間企業と連携を取り、人吉市の人口減少問題だけでなく、うまく活用できないのでしょうか。国・県、市民、市、民間でしっかりタッグを組み、住民が安心して生活再建できるようにすることが大切だと思います。目的が違うからと言われると思いますが、専門家の知識や意見を聞き、この難局を打開するのが大切であると考えますが、このことについてお尋ねをいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

議員がおっしゃいましたように、市内に点在する空き家等を被災者の住まい対策として活用することは、希望ある復興を目指して取り組む人吉市復興計画の趣旨に合致し、また、我々が所管する空き家対策としても、空き家の解消という観点からも重要な視点・手法であると考えております。

所有者に対しましては、空き家等の管理を通じて空き家バンクを活用した空き家の有効活用法などの周知を図ってまいりたいと存じます。

また、民間のノウハウや資金を活用した新たな住環境の提供ができないか、他自治体の事例等を含め研究を行ってまいりたいと存じます。

また、専門家との協議、特に住宅専門業者との協議・連携等につきましては、市内の不動産業者が多く加盟される熊本県宅地建物取引業協会と、空き家バンクによる物件の調査時や相談会を通して、今後も継続的に情報共有をしながら適宜協議を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　先ほども答弁で、１回しかされておられないということで、やはり、この協議は数多くするべきじゃないかなと、こういう特殊な事態のときに、やはり専門業者に委託をすることによって、どれだけ人吉市に空き家があるのか、どれぐらい需要と供給が求められているか、そのあたりも把握できるんじゃないかなと思います。そして、私がなぜこのことを言いたいかというと、こういう住宅関係については市職員は専門員じゃないですよね、それに関連した仕事はされておりますが、ここを委託することによって、市職員は他の仕事もできるわけです。その中で問題点について、市長が提起していけばいいんじゃないかなと。あれもこれも市の職員がするのではなくて、やはり専門専門に今後はお願いしていくことが私は必要だと思います。委託料がかかるからとか、予算がないからと言いますが、それは、先ほどの池田議員の質問にもありましたが、職員の健康が、その委託料よりも大切だと私は思います。どこに命の大切さがあるかというのは、そこじゃないかなと考えますので、ぜひ、その辺りはお願いしておきたいと思います。

次に、みなし仮設住宅については、民間企業との契約でなり立っていると思います。延長するにも、聞けば家賃など多くの問題があるようです。普通、民間住宅では、退去する前に一月前には契約変更をしなければならないようですが、みなし住宅についてはどのような契約になっているのか、また、聞いてきたところによりますと、本当か分かりませんが、大体６か月ぐらい前には今後の契約について協議を行うことが必要と言われました。このようなみなし仮設住宅については、どのようになるのかお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

みなし仮設住宅、賃貸型応急住宅と申しますけれども、契約につきましては借主――これは熊本県になります、貸主、入居者――これが被災者の方になります――の三者での契約となっておりまして、入居期間につきましては２年の契約でございます。

入居期間内に退去される場合は、入居者は40日前までに熊本県に申出書の提出、熊本県から貸主へは１か月前までに解約の申入れを行っていただくこととなっております。契約期間の６か月前までに、熊本県から契約期間終了の通知が行われる予定でございますが、その際に、応急仮設住宅の入居期限の延長についても、要件、希望の有無を確認されるのが熊本地震までの流れでございます。

今般の災害につきましても、先ほど申し上げましたが、現在、入居期限の延長につきまして、熊本県において内閣府と協議を行っておられるところでございます。延長となった場合の契約更新につきましては、貸主の意向もございますので、そのままお住まいの賃貸型応急住宅での延長となる場合と、建設型仮設住宅に転居いただいて延長となる場合があるかと存じます。

また、現在お住まいの賃貸型応急住宅の物件を、熊本県を含めた三者契約から、貸主と借主（入居者）の二者契約に切り替えて、再建先として住み続けられる方も一定数おられるのではないかと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　ただいま答弁をいただきましたように、賃貸型応急住宅の物件は、今までの三者契約から二者契約になるということで、多分、みなし仮設住宅に入っておられる方は、自分たちは出る場所が決まらなければ、そこにおれるんだという感覚でおられると思うんです。もう、残り７か月ぐらいですよね。入られたときから換算して、転出が６か月かどうか分かりませんけれども、もう、今年度が終わる前から、こういうみなし仮設住宅におられる方には、熊本県との契約はこうだと、だから人吉市との契約はこうなんだと、だから、あなたたちの契約はこうなんですよということを、文書でもいいですから教えていただければなと思います。みなし仮設住宅に入っておられる方が錦町のほうにおられるんですけれども、その人から、「ここは快適で、死ぬまでおってもよかかな」という話をされて、「いや、おれませんよ」という話をするんですけど、おれるという感覚でおられる方もおられます。特に高齢者は、ここにおっていいんだと思っておられると思いますので、ぜひ、その辺りは早めの周知をしていただきたいと思います。

そこで、最後に、市長に伺います。最後は市長の判断のもと、市長の決断次第だと私は考えますが、人吉市の未来を決めるのも、人吉市民から未来を託されている松岡市長ですから、人吉市が進むべき方向を示すときが私は今じゃないかなと思います。今後の復旧・復興は市長の決断と考えますが、新たな生活再建を行う市民が安心して再建への行動を起こす起爆剤

が、今必要だと考えます。新たな生活再建に向けて、松岡市長としてどのような考えを持っておられるのかお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

被災された方々の居住の安定確保につきましては、地域全体のまちづくりを進める中で、雇用の継続・確保、高齢者や小中学生を抱える世帯など生活機能の確保に配慮しつつ、それぞれの世帯が恒久的な住まいを着実に確保できるよう支援する必要がございます。

そこで重要となってくるのが災害公営住宅ですが、これまで住まいの意向に関するアンケート調査を行ってきたところでございまして、その調査結果をもとに、災害公営住宅の建設戸数や整備内容について検討するものでございます。現在、国・県、市の間で協議を行っておるところでございます。

被災された住居を離れて生活されている方々は、建設型応急住宅、民間賃貸住宅等の借り上げによる賃貸型応急住宅、市営住宅、親戚や友人、知人宅など多様でございますので、遺漏のないよう対象世帯を抽出した上で、地域支え合いセンターと連携し各家庭を訪問して聞き取り調査を行う準備を進めております。被災者の意向や思いは刻々と変化することも考えられますので、調査を複数回にわたって定期的に行いながら、災害公営住宅の供給戸数や入居要件等を精査してまいります。

また、調査結果により、民間賃貸住宅や市営住宅等のすみ分けや需要と供給のバランスが見えてまいりますので、災害公営住宅や建設型応急住宅の必要戸数も含め、総合的に判断してまいります。

住宅再建は、被災地における生活の場の再構築であると同時に、資材の流通や雇用を伴う大きな経済活動を誘発する事業でもございます。自力再建が困難な高齢者等に対する医療、福祉、生活支援等を考慮した住宅の復興や、議員から御提案の、空き家等の遊休資産の活用が実現できれば、行政の効率化や福祉サービスの向上、ひいては人口減少の歯止めに寄与できるのではないかと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　議員からの質問で、先ほど、災害公営住宅については125戸予定をしているという答弁があっておりますが、民間とか市営住宅という話も出ましたが、私、「災害公営住宅に入るにはどうしたらいいんだ」ということをよく聞かれます。そして、「家賃は幾らなんだ」とよく聞かれるんですよね。まだ協議中ですから、はっきりしたことは言えませんということで、今後、我々議員に対して、全協あたりで説明があると思いますので、そのときにお知らせしますと話しておりますので、ぜひ、その進行状態によって、早期、早期に議員のほうには説明をいただければと考えております。

また、最後に、市長にちょっと申し上げたいんですけど、市長室での執務も大変大切だと

思いますが、ぜひ、先ほども出ておりましたが、現地視察することで、被災された方、避難の方々は市長が見回っておられる姿を見ることによって、早く再建しようかなという気持ちになるというような話も聞きましたので、もし時間があったら、そういう被災地を、少しでもいいですので回っていただければとお願いしておきます。

以上で、この件については終わります。

次に移ります。次に、農業問題から、鳥獣被害対策について質問をしてまいります。令和２年７月豪雨災害から１年が過ぎ、中心市街地においては自費解体や公費解体が始まっております。新しく、今後のまちづくりや農地復興・復旧などについて意見交換会をはじめ、今後について復興計画がスタートし、復旧作業も始まっていますので、大変ありがたいことですが、来年に間に合うのか見守るしかない状態であります。

被害は、球磨川流域をはじめとした市街地だけでなく、中山間地でも起こったわけですが、このことが農林業に大変な被害を及ぼすこととなったことも確かだと思います。耕作したくてもできない現状を、松岡市長はどう受け止めておられるのか。また、今後、どのような対策を行っていかれるつもりか、まず、市長にお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

昨年７月豪雨災害におきましては、多くの貴い生命や財産、市民の日常生活、また農林業をはじめ、各産業におきましても甚大な被害があったところでございます。

現在、経済部を中心に、国・県などの関係機関の力添えもいただきながら、商工業、観光、農林業、各分野において復旧・復興に向けた各種取組を鋭意行っておりますが、被害があまりにも広範囲であったこともあり、関係者や市民の皆様の期待や御要望に十分に応えられていない部分もあると認識しております。

現在、農林業の再建につきましては、被災した農地や農道、水路等の農業用施設、林道や作業道の復旧工事、農家が所有しておられた農業用機械や施設の再取得や修繕について、早期復旧を目指して農業振興課、農林整備課において鋭意対応しており、一部完了しているものもございます。

また、農家等の自力復旧により一部営農や林業経営が再開されたところもございますが、全体的には被災前の状態には戻っておらず、さらに、コロナ禍による長引く地域経済の停滞も加わり、農林業従事者の皆様の厳しい状況を考えますと、焦りと申し訳ないという思いで、市長として大変心苦しい日々を送っております。とにもかくにも、まずは一日も早い営農活動や林業活動の再開に向けて、農地等経営基盤の復旧が最重要であると考えておりますので、現在取り組んでおります各種事業の早期完了に向けて、さらに意を決して関係の部署の総力を挙げて取り組んでまいりたいと存じます。引き続き、農林業従事者の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　現在取り組んでいただいております農地に関しましては、国・県をはじめ、市執行部におかれましても鋭意努力していただきまして、少しずつではありますが復興をしておる状態であります。今後は、早期完了し、来年度には元の農地によみがえるように、最後までこの事業を、国・県とともに推し進めていただきますようにお願いをします。

現在、人吉市において人吉市鳥獣被害対策実施隊員の方々がおられるようですが、何名で組織されて活動されておられるのか。年齢構成は、最高年齢から若い人で何歳ぐらいなのか。どれぐらいの頻度で活動をしていただいているのか、活動内容等についてお尋ねをいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

現在、人吉市鳥獣被害対策実施隊としての定員は70名でございます。これに対しまして、委嘱状を交付し、実施隊となられた隊員数は63名でございます。これを９班に編制され、活動をいただいておるところでございます。

年齢構成でございますが、年代別に申しますと、30代の方が１名、40代の方が７名、50代の方が３名、60代の方が18名、70代が27名、80代の方も７名おられまして、隊員の方の最高年齢は87歳、一番若い方は37歳となっております。ちなみに、平均年齢といたしましては67歳となっているところでございます。

続きまして、活動の頻度でございますが、それぞれの頻度は異なっておられまして、週１回程度の方もおられますし、毎日のように活動をしていただいている方もいらっしゃるところでございます。

活動内容といたしましては、各班に分かれて捕獲や巡視、あるいは依頼を受けてのわな設置など、様々なことを行っていただいているというところでございます。なお、人吉市鳥獣被害対策実施隊隊員規程には、１人当たり年24回以上出動するものとすると規定しておるところでございますので、年24回以上は活動いただくよう、隊員の方々にはお伝えし、お願いをしておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（西　信八郎君）　ここで、会議時間を延長いたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　年々、隊員の方の年齢が高齢化していっているように感じます。いろんな災害があったときに、その地区において災害復旧するには約10年かかる、10年かかっても、まだ復興しないというような話も聞きますので、今後、10年たったら約77歳ですので猟とかできるのかなと思います。だから、何年か前の一般質問で私は、鳥獣被害対策でどうしても猟をしていただきたいので、免許を取るための補助金、１万円だったと思うんですが、

これをぜひ補助していただきたいということで、それを認めていただいてちょっと増えたんですけど、また、それだけでは足りないということでお聞きしておりますので次の質問にいきたいと思います。

これまでは、狩猟といえば複数の人たちが猟銃と猟犬による捕獲が主な狩猟活動ではないかと思います。近頃はどのような活動を行っておられるのか。猟銃を所持されて狩猟をされておられる方は、どれぐらいおられるのか。また、そのほかの狩猟方法もあると思いますが、例えばくくりわなでの狩猟についてはどうなのか。このようなことについてお尋ねをいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

実施隊により市に報告がされているものにつきましては、猟銃、くくりわな、箱わな、囲いわなの４種類による捕獲方法で活動をいただいておるところでございます。

猟銃によります捕獲では、規制や危険が伴いますので、主に山間部等での捕獲活動を行っておられまして、里山近くや田畑、住居地近くでの活動におきましては、主にくくりわな、箱わな等によります捕獲活動を行っておられます。

実施隊の猟銃やわなの免許所持数につきましては、猟銃の免許所持者は43名、わなの免許所持者は50名、その両方の免許を持っておられる方につきましては32名おられるということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　びっくりしました。猟銃所有者が43名おられるということで、昔は猟銃の音を聞いてたんですけれど、この二、三年、私、猟銃の音を聞いた覚えがないものですから、どのようになっているのかなということでこの質問をさせていただきました。

次にいきますが、くくりわなでの狩猟が現在多くなってきているとのことですが、最初にお尋ねしましたが、わなによる狩猟を行うにはそれなりの道具が必要だと思います。１人がわなをかけるに当たり、数量などについてどういう条件があるのか。また、そのほかに箱を使ったわなが考えられると思いますが、これらの猟については鑑札などが必要なのか、何が必要なのかお聞きしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

熊本県に確認しましたところ、第12次鳥獣保護管理事業計画書がございまして、これに基づいた許可申請による有害鳥獣捕獲でございますと、イノシシ、鹿を捕獲する目的として設置するわなの可能個数は、適切な管理ができるようでしたらという前提付きでございますけれども、定めはないとの回答をいただいております。

また、それ以外の種類の有害鳥獣捕獲ですと、30個までと制限をされておるところでございます。なお、制限がある理由としましては、まず、大量にわなを使用することで鳥獣の大

量捕獲を招くおそれがあるということ、次に、狩猟者が管理できる範囲を超える数のわなを使用することは、いわゆる不必要に負傷鳥獣を生むおそれがあることや、さらには事故等を招くおそれがあることからでございます。

また、イノシシ、鹿に制限がないと申しましても、捕獲されたらすぐに対応できる、いわゆる適切な管理ができる体制をつくる必要はもちろんございます。

続きまして、箱わな設置の際の鑑札の必要性についてでございますけれども、鳥獣保護管理法第９条第12項に、「使用する猟具ごとに、見やすい場所に、住所及び氏名又は名称その他環境省令で定める事項を表示しなければならない。」と規定がございます。ただ、電話番号等の表示につきましては、個人情報の兼ね合いもありますことから義務にはなっていないようでございます。

このように定められた事項を記載されました標識等が、設置されましたわなごとに必要となってくるということでございまして、許可が出されていない鳥獣が誤って捕獲されたり、あるいは不適切なわなの設置が発見された場合等、不測の事態が発生した際に速やかに対応できることを目的としておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　鑑札等については鳥獣保護法の中でいろいろと規定があると思いますが、私は１点だけ、電話番号の表示は個人情報ということで、本当に私もそれは分かりますけど、実際、あるところで山に行ったときに、鹿が捕獲されていまして、もう死んでいたんですけど、そこでどうしようかなといっても連絡場所も書いていないし、どうしたらいいのかなということで、名札を見せてもらったら知り合いの方だったものですから電話をしたことがあるんですけど。例えば山菜採りとか、今、養蜂業とか、そういうわなとかされておられる方がいますよね、その方が万が一行って、くくりわなに遭遇したときなどに、自分で広げることもできるんですけれども、やはり電話番号があったらいいのかなということ。例えば個人の電話番号が駄目だったら、人吉市の災害対策本部とか、どこか分かりませんけど、どちらかに電話をしたら対応できるとか、そういう電話番号の表示ができないかなということを、今後ちょっと検討していただければと思いますので、この件ついてはお願いをしておきます。

次に、くくりわなについて、先ほども言いましたが、それぞれに道具が必要で、道具について、捕獲できたらすぐに駄目になるそうで、新しくしなければならないとのことでした。専門店での購入もできるとのことですが、価格については大変高価なことで、自分でそれらを見て研究して、現在は作っておられるということでしたので、わなについては補助金があるのか。また、聞くところによると、それぞれのグループにおいてはいろんな活動資金が必要で、猟を行い、捕獲しなければ、なかなか補助金がもらえないということで悩んでおられ

ましたので、このことについてお尋ねをいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

現時点におきましては、いわゆる捕獲器具の購入、あるいは捕獲活動そのものに補助金がございませんというお答えになります。実施隊には年報酬１万8,000円が、市単費より支払われておりまして、狩猟税が毎年減免されるという優遇措置がございますので、これらで賄っていただいているというのが実情でございます。

現時点におきましては、また、猟期における活動等につきましては補助金等の交付は考えておらないところでございますが、現時点ではこのようなお答えになろうかと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　次に、鳥獣駆除について、駆除期間について、それぞれ金額がありますが、捕獲すれば補助金があります。皆さん御存じのとおりだと思いますが、捕獲しなければ補助金もないわけで、なかなか期間中はそれぞれに仕事もあり、できないと思います。猟をされる方にお願いしても、時期は農繁期に入る前で、特に被害は農繁期に集中しますので、なかなか来ていただけないのが今の現状ではないかと思います。

執行部にお願いをしまして、人吉市鳥獣被害対策実施隊に関する資料を見せていただきましたが、市民から捕獲要望をお願いされても、どの方に連絡をしたらいいのか、よく分かりませんでしたので、このようなときの対応について、農業被害が少ないうちに隊員の方々に受けていただくことができるのか、できないかについてお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

必要に応じまして隊員に御対応いただくことは可能という御答弁になろうかと思います。

しかし、議員もおっしゃられましたように、隊員の皆様も日頃それぞれの生業で仕事をされておられますので、また、地域各地からの活動を要請されているところでございますので、やはり、常に迅速に、的確に対応できるわけではない場合もあるようでございます。その点につきましては御理解をいただければと存じます。

また、隊員には年間を通して委嘱をしておりますので、年間を通じて対応いただけるようにお願いをしておるところでございます。それぞれの御都合はあろうかと思いますが、駆除等の御依頼があれば対応をしていただくことは可能ということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　市民の方は、どなたに連絡をしていいのかなかなか把握をしておられません。

そこで、確認ですけど、もし、そういう話を私たちが聞いたときには経済部のほうに連絡

をして、経済部のほうで対応していただけるということでよろしいですか。一応確認です。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

議員おっしゃいますように、どなたにということがお分かりにならない場合は、市の農林整備課の担当に御連絡いただきまして御相談いただきまして、しかるべき実施隊の方におつなぎするということにさせていただければと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　ぜひ、対応していただきたいと思います。私たちではなかなか対応ができませんので、その辺はお願いをしておきたいと思います。

人吉市鳥獣被害対策実施隊隊員の方々も、大変毎日お忙しいと思いますが、捕獲ができないと、今後ますます耕作者が減ってくるのではないでしょうか。そこで、箱わなについてお尋ねしますが、１基の箱わなの金額は、普通のもので、調べましたところ五、六万円するようですが、箱わなに発信器とかセンサーが付いていると30万円以上するようですので、購入金額の半分が適当と私は思うんですが。そこで、上限を決めて、その金額の20％くらいの補助ができないか。今後、ますます隊員が減少するのは目に見えていますので、また、各農家に対し捕獲器の貸出しはできないのか、お尋ねをいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

現在、本市においては、先ほども御答弁しましたが、わなの購入に対しまして補助の制度はありません。ただ、他自治体をいろいろ調べさせていただきましたところ、補助をしている事例も様々あるようでございます。今後、熊本県や自治体と様々御協議をさせていただきまして、また、他自治体も参考にしまして協議・検討してまいりたいと思っておるところでございます。

また、農家へのわなの貸出しでございますが、くくりわな、箱わなを実施隊に貸出しを行っているところでございますけれども、現在、全て貸出しをしておりますものですから貸出し可能なものを、今持ち合わせていないところでございます。在庫が出ますと、農家の方への貸出しも可能でございまして、その場合の貸出期間としましては、どちらのわなにつきましても最長３か月間とさせていただいているところでございます。

貸出しの条件としましては、やはり鳥獣の捕獲等、または鳥類の卵の採取等許可申請書、いわゆる許可をいただくことは条件でございまして、また、小型のわな、箱わな以外を借りる場合におきましては、やはり狩猟免許が必要になってくるということになっておりますので、そこは御理解をいただければと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　免許がなくても箱わなを設置し捕獲できたら、一番いいと思うんです

よ。わなをかけていただければ、見回りも耕作者ができ、捕獲ができていたら実施隊の方に連絡をして処理していただければ、それだけでも駆除ができるんじゃないかなと、農作物被害が減るんじゃないかなということを考えております。また、この点についてもお尋ねしますが、それぞれのわな設置について、隊員の方にもお聞きをしてきましたが、設置したら、少なくとも二、三日に１回は見に行かなければいけないとのことでした。なぜだか分かりますか、お尋ねをいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

わなを設置されますと、鳥獣保護管理法をもとに県が作成しております第12次鳥獣保護管理事業計画書には、原則１日１回、設置した方による各わなの見回りが必要となっておるところがございます。つまりは、設置された方が、鳥獣保護の観点、その他から見回りをしなくてはならないということでございまして、そのような観点から見回りをされているものと理解しておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　今、第12次鳥獣保護管理事業計画書とかいろいろ言われましたが、聞くところによると、本当はわなにかかったら、ほかの動物に食べられてしまうからだそうです。食べられれば補助金もなくなり、しっぽの写真がなければ補助金ももらえないからとのことでした。大変な仕事ですよね。今後、安心して農業を行うことができるように、今すぐにでも対策をとる必要があると思います。

現在、球磨川流域の農地には、市街地近くまで出没してきているようです。現在、使用ができないＪＲの線路を、夜になれば獣道として活動をしていると住民の方からお聞きをしました。現在農業をされておられる方が相談に来られましたので、猟をされておられる方を紹介しましたが、高齢者になり、要望に応えることができないとのことで、相談に来られた方は、来年作っても被害に遭うのは分かっているので、農業は今年で辞めるとのことでした。帰り際に一言、「辞めるのがつらい」と言われた言葉が、ますます人吉市の農業は駄目になると実感をしました。私も、市議会議員として市民の負託に応えることができないことが残念でなりませんでした。

球磨川流域の農地に関しては、少しずつではありますが、農地の復旧工事が始まっていますが、中山間地においては農地の復旧作業もなかなか進んでいないのが現状ではないでしょうか。農業従事者は年々高齢化が進み、若者はいなくなり、今後、人吉市の農業についてしっかりとした方向を決めることが人吉市の復興にもなると思います。今後の農業の在り方をはじめ、鳥獣被害対策、農道整備についても、耕作者が減少すれば補修工事もできません。市長が忙しくてできないのなら、迫田副市長が現場検証をしていただき、今後の人吉市のまちづくりの中でしっかりと協議をしていただきたいと思います。迫田副市長は、副市長とし

て市長を支える立場でありますが、行動は起こせると私は思います。どのような考えを副市長はお持ちなのか、お尋ねをいたします。

○副市長（迫田浩二君）　議員の皆様、こんにちは。それでは、お答えいたします。

これまで復旧・復興に向けた災害対応につきましては、市長が外部での活動が多いことから、私は市役所内各部局の調整や統制に力を注いできたところでございます。被災箇所につきましては、全てではございませんが、公務の合間を見ながら見てきておりますし、また、各部局からの報告を通じて把握をしているところでございます。

今後の復興につきましては、引き続き市長を支えながら、農林業の厳しい状況も踏まえ、各種産業も含めました本市の復旧・復興に向けて、総合計画・復興計画に基づいた各事業の取組と、さらにはまちづくり、地区懇談会等の中におきまして地域住民の皆様としっかり協議をしながら、復興まちづくりの計画策定・実施に向けて市民の皆様とともに取り組んでまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　副市長が被災地を見て回っておられるということでお伺いをしたんですけど、私は１回も会ったことがありませんので、また、地域の皆様に聞いても、なかなか市長も、副市長も来てくれないなという話をお聞きしますので、行かれた際には「副市長が来ました」ということをアピールして帰って来ていただければと思います。

最後に、これから永遠に続く人吉市民全ての食育を確保していただくためにも、今後の農林業問題について今後の在り方の方向を示すのは、松岡市長の考え次第だと私は思います。今後について、松岡市長にお尋ねをしておきます。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

今後の農林業の方向性につきましては、復興計画の３つの柱の中の「力強い地域経済の再生」として、農業・林業の再生・復興を掲げさせていただいております。議員が「永遠に続く」という表現をされましたが、私も気候変動による大規模災害やアフターコロナといった、さらに厳しさを増す社会へ対応すべきレジリエンスと持続可能性を持った農林業の確立という大きなテーマも設定すべきだと考えております。

農業・林業分野に共通しましては、先ほどお答えいたしましたとおり、まずは被災しました農地や農業用施設、林道等の経営基盤の早期復旧を行うことが最重要と考えております。復旧後の農業振興対策といたしましては、農業従事者の高齢化や後継者不足に対応するための新規就農者や地域の担い手となる中心経営体の確保・育成、担い手への農地の集積、遊休農地の解消や鳥獣被害対策、中山間制度等を活用しました農地、農道、水路の維持管理、省力化のための先進技術の導入や高収益作物の栽培など、持続可能な農業を目指してまいりたいと存じます。

林業振興対策といたしましては、森林環境譲与税の活用も踏まえ、計画的な森林整備、放置林対策、鳥獣被害対策、災害に強い路網の整備等を行います。そのほか、循環型林業の推進によるゼロカーボンへの取組や、学校等と連携し、林業従事者の担い手確保のための安全で快適な職場環境の整備や、木育、林業教室による、子供たちが森林に親しむ機会の創出、球磨ヒノキの産地競争力の強化やブランド化等に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　いろいろと対策とかあるようですので、ぜひ、そのことを推し進めていっていただきたいと思いますが、今回、補助金についてお願いをしてきたわけですが、今回は財政面が厳しいのでという答弁をいただかなかったのが、一番、私の今回の一般質問で得たことかなと考えました。ふるさと納税がありますよね、鳥獣被害対策とか農林業対策とか、そこでふるさと納税を、例えば人吉市鳥獣被害対策という項目でいただいて、そういう活動をしておられる方に対して、長期にわたって活動していただける補助、また、新しい人が「してみようか」というような補助、こういうのをしっかりと今後検討していただいて、ぜひ、人吉市からこういう被害を駆除できる隊員がいなくなることがないように、いろんな協議をしていただければなということをお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後４時13分　散会

令和３年９月第５回人吉市議会定例会会議録（第３号）

令和３年９月15日　水曜日

１．議事日程第３号

令和３年９月15日　午前10時　開議

日程第１　議第58号　令和３年度人吉市一般会計補正予算（第５号）
日程第２　議第59号　令和３年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
日程第３　議第60号　令和３年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第４　議第61号　令和３年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第５　議第62号　令和３年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第６　議第63号　令和３年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第７　議第64号　令和３年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）
日程第８　議第65号　令和２年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
日程第９　議第66号　令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
日程第10　議第67号　行政手続における押印の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第11　議第68号　人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12　議第69号　人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13　議第70号　人吉市市政功労者選考委員会設置条例の制定について
日程第14　議第71号　人吉市市民プール検討委員会設置条例の制定について
日程第15　議第72号　人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16　議第73号　人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17　議第74号　人吉市農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定について
日程第18　議第75号　人吉市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19　議第76号　人吉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20　議第77号　損害の賠償について

日程第21　報第13号　和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

日程第22　報第14号　和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

日程第23　一般質問

１．田　中　　哲　君
２．徳　川　禎　郁　君
３．牛　塚　孝　浩　君
４．平　田　清　吉　君
５．豊　永　貞　夫　君

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

・追加日程

議第78号　令和３年度人吉市一般会計補正予算（第６号）

議第79号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

３．出席議員（18名）

１番　　松　村　　太　君
２番　　徳　川　禎　郁　君
３番　　池　田　芳　隆　君
４番　　牛　塚　孝　浩　君
５番　　西　　洋　子　君
６番　　宮　原　将　志　君
７番　　塩　見　寿　子　君
８番　　高　瀬　堅　一　君
９番　　宮　﨑　　保　君
10番　　平　田　清　吉　君
11番　　犬　童　利　夫　君
12番　　井　上　光　浩　君
13番　　豊　永　貞　夫　君
14番　　福　屋　法　晴　君
15番　　本　村　令　斗　君
16番　　田　中　　哲　君

17番　　大　塚　則　男　君

18番　　西　　信八郎　君

欠席議員　なし

４．説明のため出席した者の職氏名

市　　長	松　岡　隼　人　君
副　市　長	迫　田　浩　二　君
監　査　委　員	井　上　祐　太　君
教　育　長	志　波　典　明　君
総　務　部　長	小　澤　洋　之　君
企画政策部長	小　林　敏　郎　君
市　民　部　長	丸　本　　縁　君
健康福祉部長	告　吉　眞二郎　君
経　済　部　長	溝　口　尚　也　君
建　設　部　長	瀬　上　雅　暁　君
復　興　局　長	元　田　啓　介　君
総務部次長	永　田　勝　巳　君
企画政策部次長	井　福　浩　二　君
総　務　課　長	森　下　弘　章　君
水　道　局　長	久　本　禎　二　君
教　育　部　長	椎　屋　　彰　君

５．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局　　長	北　島　清　宏　君
次　　長	栗　原　　亨　君
庶　務　係　長	平　山　真理子　君
書　　記	青　木　康　徳　君

午前10時　開議

○議長（西　信八郎君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程の追加について

○議長（西　信八郎君）　ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

一般質問の前に、議第78号令和３年度人吉市一般会計補正予算（第６号）、議第79号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認め、議第78号、議第79号の２件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程　議第78号及び議第79号

○議長（西　信八郎君）　執行部へ提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇）　おはようございます。

ただいま、追加提案いたしました議案につきまして御説明申し上げます。

議第78号令和３年度人吉市一般会計補正予算案（第６号）は、歳入では国、県の補助事業の内示、申請などに伴う追加を、歳出では新型コロナウイルス感染症対策事業や昨年の豪雨災害に係る復旧事業などの追加補正を行うものです。歳入歳出にそれぞれ１億7,420万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ303億4,072万9,000円とするものです。

議第79号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての案件は、長船法文氏の任期が令和３年９月30日に満了することに伴い、後任として岡本麻美氏を任命することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の御同意をお願いするものです。

詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。議員各位におかれましては慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（小澤洋之君）（登壇）　皆様、おはようございます。

それでは、私のほうから議第78号令和３年度人吉市一般会計補正予算案（第６号）について、補足説明をさせていただきます。

お手元の予算書の１ページをお願いいたします。第１条の歳入歳出予算の補正につきましては主なものを事項別明細書により、第２条の地方債の補正につきましては第２表地方債補正により、それぞれ御説明をいたします。

４ページをお願いいたします。第２表地方債補正の変更でございます。社会資本整備総合交付金事業債は、事業費の追加に伴い、限度額を変更するものでございます。

飛びまして７ページをお願いいたします。歳入でございます。15款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金4,567万5,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増でございます。２目民生費国庫補助金2,313万円の増額補正は、介護施設の改修費用に対する地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の増でございます。４目土木費国庫補助金3,150万円の増額補正は、社会資本整備総合交付金の増でございます。16款県支出金、２項県補助金、４目農林水産業費県補助金1,000万円の増額補正は、球磨川流域復興基金交付金の増でございます。20款繰越金に前年度繰越金4,000万円を増額補正いたしております。

８ページをお願いいたします。22款市債につきましては、第２表地方債補正にて御説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

９ページをお願いいたします。歳出でございます。２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費460万1,000円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、コロナ禍により影響を受けております交通事業者に対しまして支援を行う新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通事業者支援金でございます。７目企画費1,000万円の増額補正は、復興まちづくり計画策定に伴う地域別懇談会の意見等を踏まえ、被災地域における各種復興事業につきまして事業手法の検討など、実現に向け調査を行うものでございます。３款民生費、１項社会福祉費、３目老人福祉費2,313万円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、国庫補助金を活用し、地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームの２施設につきまして、水害対策として垂直避難の施設整備を補助する地域密着型サービス拠点等施設整備補助金でございます。７款、１項商工費、２目商工業振興費6,425万円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の負担金で、まん延防止等重点措置適用期間が９月30日まで延長されましたことから、熊本県が実施します営業時間短縮要請協力金に伴う市町村負担金1,425万円の増のほか、次のページの補助金でございますけれども、国の持続化給付金を受けた事業者に対しまして、市独自の支援といたしまして12分の１の額を補助します被災小規模事業者再建事業補助金2,000万円の増、給付金で、新型コロナウイルス感染拡大により売上げが20％以上減少した中小企業者等に対する事業継続支援としまして新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金3,000万円の増でございます。８款土木費、２項道路橋梁費、３目道路新設改良費3,000万円の増額補正と、その下の４項都市計画費、３目公園整備費2,350万円の増額補正は、いずれも国の補助金の追加配分によるものでございま

して、避難路及び避難地の測量設計費用でございます。

11ページをお願いいたします。11款災害復旧費、２項農林水産施設災害復旧費、１目農地災害復旧費1,948万円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、小規模災害により自力で農地災害復旧をされた方に対しまして、その費用の一部を助成する農地小規模災害自力復旧支援事業補助金の増などでございます。最後に、14款、１項、１目予備費を75万6,000円減額いたしております。

以上で、議第78号令和３年度人吉市一般会計補正予算案（第６号）につきまして補足説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（西　信八郎君）　ただいま説明がありました議第78号、議第79号に対しての議案質疑は、明日16日の一般質問終了後に行いますので、よろしくお願いいたします。

質疑を含めた一般質問

○議長（西　信八郎君）　それでは、質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）（登壇）　皆さん、おはようございます。16番議員の田中哲です。

今回は、２項目を通告しております。１項目が令和２年７月豪雨災害関連より、２項目めが市民の声よりを通告しております。

では、早速、１項目めでございます。国土交通省は、９月６日の検討小委員会で、昨年の７月豪雨災害で氾濫した球磨川水系の治水方針を見直し、洪水の想定最大流量を、基準地点の人吉市で毎秒8,200トンに引き上げる見直し案を示したと報道があっております。昨年７月豪雨時の最大流量が毎秒約7,900トンと推定されるため、現行方針の毎秒7,000トンからの大幅な見直しをするとのことであります。

国交省は、長期的な治水方針である河川整備基本方針の改定作業を進める中で、人吉地点で80年に一度の大雨に対応するという基本的な考え方は変えず、気候変動で増大する降雨量に備えるとのことであります。その内容は、想定する最大流量、基本高水ピーク流量を毎秒8,200トンとし、そのうち、ダムや遊水地等の洪水調節施設などで4,200トンをカットし、残る4,000トンを河川に流す方針で、現行方針の洪水調節施設でのカット流量毎秒3,000トンを1.4倍に増やし、河川に放流する流量は4,000トンのままにするという方針だそうでございます。蒲島熊本県知事は、今回の見直し案について、受け入れることが県民の命と清流を守ることだと、また、1,000人にテストをつくる場合に、500年に１人の天才がいたら、その人に合わせてテストをつくるのか、それより999人の平均でつくる。そしてまた、安全性については、絶対に安全と思うことが危険である。地域住民と一緒になって考えていきたいと述

べられております。私も、今回の見直し案を可としたいと思います。

そこで、まず川辺川ダムを前提とした人吉地点での最大流量、浸水地区、被害額の過去の水害と比較してということでお尋ねいたします。国土交通省は、昨年７月豪雨時の人吉市での最大流量を毎秒約7,900トンと推定しております。

一方、川辺川ダムがあれば、流量を４割削減できたと試算しておりますが、流量のほうははっきりと公表しておりません。そこで、私なりにこの４割削減で計算してみますと、７月豪雨時には約3,160トン減少し、約4,740トンの流量となります。

そこで、この4,740トンの流量は、過去の流量と比較すればどうだったのか。昭和40年水害時の球磨川の流量と昭和57年の水害時の流量は、それぞれどのくらいの流量だったのかお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　皆様、おはようございます。お答えいたします。

平成21年に開催されましたダムによらない治水を検討する場の資料によりますと、ここでいう最大流量とは、洪水は氾濫せずに全て流下し、加えて市房ダムによる洪水調整を行われなかったと仮定した場合の流量のことでございます。

御質問の、昭和40年７月の洪水時の人吉地点の最大流量は、約5,700立方メートル毎秒、毎秒5,700トンでございます。同じく、昭和57年７月の洪水時は、約5,500立方メートル毎秒、毎秒5,500トンでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　ただいまの答弁で、川辺川ダムを前提とした場合、過去の昭和40年の水害、そして昭和57年の水害時の最大流量より少なかったということが明らかになったと思っています。また、昨年の７月豪雨災害では、最大で５メートル浸水した地域があったと発表されております。

一方、国土交通省は、昨年10月６日に、県庁で開いた県・流域12市町村との第２回検証委員会で、川辺川ダムがあった場合の治水効果を公表し、堤防の越流は９割削減できた、また、人吉地区の浸水面積が実際の４割にとどめられたとしております。

そこで、川辺川ダムを前提とした人吉市のどの地区が浸水し、その水位はどのくらいだったのか、昨年７月豪雨災害との比較でお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

昨年開催された第２回令和２年７月球磨川豪雨検証委員会の資料によりますと、現行の貯留型での川辺川ダム計画では、６月１日から９月15日の期間における洪水調節容量は8,400万立方メートルとされており、仮に現行の川辺川ダムが存在した場合で、従来から検討してきた洪水調節ルールを用いたときに、人吉地点の水位は約1.9メートルの低下であったと推定されております。その結果をもとに、人吉区間での浸水状況をシミュレーションし

た結果、ダムがない場合とダムがあった場合の浸水面積の計算結果を浸水深、深さごとに比較すると、0.5メートル未満で68.5ヘクタールから66ヘクタールへ、４％の面積の減となっております。0.5メートルから３メートルで275.9ヘクタールから132.1ヘクタールへ、52.1％の減となっております。家屋等の２階まで浸水が及ぶと想定される浸水の深さ３メートルを超えるという範囲は、224.2ヘクタールから25.2ヘクタールへ88.8％減少するという推定結果となっています。

また、九日町地内の球磨川本川61キロ600付近、これは国道445号の肥後銀行人吉支店さんの前でございますが、そこの地点でのピークの水位は、その痕跡から約3.3メートルとなっており、川辺川ダムが存在した場合には、その水位が約2.4メートル低下し、約0.9メートルになると推定をされております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　昨年の７月豪雨災害では、球磨川の堤防の破堤や越流、そしてまた橋梁の破壊を引き起こしましたが、川辺川ダムを前提とした場合、直ちに堤防の越水のおそれはないが、水位の超過高は最大１メートルになると言われております。その場合でも、公共インフラ、あるいは鉄道インフラ等に影響があると想定されているのかもお尋ねいたします。

また、農業への被害はどのくらいと想定されているのかお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

昨年行われた検証委員会では、川辺川ダムが存在した場合の効果について、ピーク流量や水位の低減効果などについて検証がなされておりますが、議員お尋ねのような川辺川ダムが存在した場合の流量と水位の低減効果等についても検証報告がなされております。

構造物である堤防・橋梁・鉄道軌道など、あるいは農業に対する被害をどれだけ抑えることができたのかということについては、ダムが存在した場合の想定流量が昭和57年７月の洪水時の実績流量より少ないと推定されることから、国土交通省におかれましても、被害規模が減少することについては共通理解がいただけるものと認識をしているということでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　個々の具体的被害状況は、現時点では検証されていないという答弁でございました。過去の最大流量、昭和40年が5,700トン、昭和57年が5,500トンと言われておりますので、川辺川ダムを前提とした場合が概算で4,740トンとなりますので、過去の最大流量より少なくなります。

また、被害額も国交省は公表しておりませんが、被害額のほうも少なかったということが推測できるものと私は思っております。

では、昨年７月豪雨災害における人吉地区の、人的被害を除いた概算的被害総額はどうだったのか。分かっていれば、鉄道関係の被害額もお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

国や県が管轄するインフラなど公共交通機関、消防団施設、住家等の被害額は含まれておりませんが、令和３年２月28日時点における被害額は――これは本市の災害対策本部において公にしているものですが、公共土木施設、公園など、市営住宅、農林業、商工業、観光業、福祉衛生関係等を含め、総額約445億800万円でございます。

鉄道関係の被害額でございますが、肥薩線の被害額については、過去に100億円を超えるという報道がなされておりますが、くま川鉄道の復旧費用については、発災直後の概算でございますが46億円という額が示されております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　昨年７月豪雨災害における農業被害額についてお尋ねいたします。農業被害について、圃場をはじめとする農業関連施設については、復旧が着実に進んでいると思います。稲作について見れば、２年間作付ができず、農家は無収入となっております。

まず、人吉市でどのくらいの圃場と農業関連施設が被害を受け、また、その復旧費の概算額はどのくらいなのかをお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　議員の皆様、おはようございます。それでは、お答えいたします。

令和２年７月豪雨により被災しました農地及び農業用施設の復旧費の概算額についての御質問でございますが、災害査定の額を御答弁申しまして、被害額に代えさせていただければと思います。

災害査定を受検し、国に認めていただきました査定件数でございますが、まず、農地は142件、1,662筆でございます。面積は139ヘクタールでございまして、査定額は、いわゆる被害額でございますが、10億7,624万6,000円でございます。

次に、農業用施設は201件でございまして、内訳は、農道が55件、頭首工が37件、用排水路が107件、橋梁が１件、揚水機が１件でございまして、査定額は15億7,089万4,000円でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　圃場の復旧作業において、受益者負担金が発生していますが、１反当たりの工事金額と負担金はどのくらいになるのか。また、表土の流出圃場での工事金額と負担金はどうなるのかについてお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

先ほどお答えをいたしました査定額及び面積等で計算をいたしますと、現時点では１反

当たり――約990平米でございますが――の復旧工事費は約80万円と見積もっておるところでございます。受益者の負担金につきましては、工事費から国の補助、97.4％の補助がございますが、それを除きました2.6％が農家、受益者様の負担となりますので、１反当たり、990平米で計算をいたしますと、農家負担額は約２万円と推測されるところでございます。

また、今回の農地災害復旧は、堆積土砂の撤去で災害査定を受検しておりますので、一部表土流出で表土購入等が必要な場合につきましては、受益者の負担も増額になると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　次に、２年間の主要作物ごとの粗収入の減収分はどのくらいと試算しておられるのか。また、収入補償はどうなるのか。それに、いつ頃から作付ができるのかについてお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

２年間の主要作物ごとの粗収入の減収分についてでございますが、災害後の令和２年８月に災害対策本部に提出しました推計の内容でお答えをさせていただければと思います。

令和２年の災害時点におきましては、主要作物としまして水稲の被害面積が77.5ヘクタール、被害金額が8,228万円でございました。また、ＷＣＳ用稲の被害面積が16.7ヘクタールで被害金額は351万円でございました。

次に、たばこの被害面積が6.6ヘクタールで被害金額が3,606万円、畜産の被害頭数が、繁殖雌牛１頭、子牛３頭で被害金額が314万円でございます。

令和３年度におきましては、現時点では詳細は把握できておりませんが、被災した農地において自力復旧により営農再開されている農地も、一部ではございますが、ありますので、令和２年度の数値より若干減少した数字となるものと予想しておるところでございます。

次に、収入補償についてでございますが、熊本県農業共済組合に伺いました内容でお答えをさせていただきます。

全国農業共済組合連合会の制度としまして収入保険、それと熊本県農業共済組合の制度として農業共済の２つの制度がございます。内容としましては、収入保険は保険期間の農産物の販売収入が、過去５年間の平均収入の９割を下回ったときに、下回った額のさらに９割を上限に補填されるもので、農業共済につきましては、農作物ごとの収穫量の減少割合に応じて補償がされるというものでございます。本制度に加入されている農家には、加入している共済等の種類で補償割合等は異なりますが、令和２年度分につきましては補償金が支払われているということでございます。ただし、残念ながら、令和３年度におきましては、農地が被災して作付ができていない農作物等については保険に加入できませんので、補償がないというところでございます。

また、本制度に加入されている場合は、部門ごとに加入条件がございますので、農家の方々の詳細につきましては熊本県農業共済組合にお尋ねいただいているという状況でございます。なお、令和２年度における本市農家の加入状況でございますが、収入保険につきましては８戸、水稲共済につきましては388戸、果樹共済は20戸、園芸共済が10戸、家畜共済が64戸となっており、その中で、令和２年７月豪雨で被災され補償の対象になった件数は、水稲共済が87戸、園芸共済が２戸、家畜共済が２戸と伺っているところでございます。

次に、いつから作付ができるのかという御質問でございますが、現行の計画としましては、全ての被災農地の復旧工事を、令和３年度内完了に向けて鋭意取り組んでおるところでございます。令和４年度からの作付が可能となりますよう力を尽くしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　では、被災した圃場が、農家に引き渡されるまでの手順はどうなるのか。また、管理面において、どこが管理し、どういう検査を行うのか、検査基準は何によるのかをお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　それでは、お答えいたします。

復旧完了後の農地を所有者の方にお引き渡しする手順についてでございますが、農家と市の担当者、それと請負業者との三者で復旧完了後の農地で現地確認を行わさせていただきたいと思っております。

また、農家等の方が農地を確認後、営農に支障がないと判断をされ、農地として問題がない場合は、農地復旧完了確認書を御提出いただきまして、これをもって復旧完了とさせていただいておるところでございます。

また、工事中の施工管理につきましては、熊本県の「農業土木工事施工管理基準」（平成25年４月改正）に基づき、請負業者が管理をいたしております。

また、検査基準につきましては、熊本県の「土木工事検査基準」に基づきまして、本市の担当者が検査をするということでございます。また、主な検査内容としましては、まず、農地の面積、農地面の高さ、傾斜の有無、畦畔の高さ・幅・長さ等につきまして検査を行うこととしております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　圃場の復旧作業においては、受益者に引き渡されてからも、しばしば、逆田とか均平がとれていないとのクレームが発生することがよくあります。その対処はどうなっているのかをお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

復旧後の農家等からのクレーム等につきましては、農地復旧完了後の農家等への引渡しにおきまして、先ほども御答弁しましたが、農家、市の担当、請負業者の三者で現地立会確認をしっかりさせていただきました後、農地復旧完了確認書を御提出いただいておりますので、提出後のクレーム等につきましては、基本的には市のほうでの対応は生じないものと、また、そのようにならないようにしたいと考えておるところでございます。

ただし、内容次第では、現地確認を行いまして、市で対応するべき事案につきましてはケースごとに検討して対応してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　こういう圃場の造成には、引渡し後によく、本当にクレームがつくことがありますので、引き渡すまでの管理に十分注意していただくようにお願いしておきます。

次に、昨年７月豪雨災害が本市に与えた財政的影響と、今後についてお尋ねいたします。昨年７月の豪雨災害が、今後、人吉市の財政にどう影響を与えると考えておられるのか。豪雨災害に対する国と県の財政的支援メニューと規模についてお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

昨年の豪雨災害がもたらす財政的影響は様々にございまして、一口でお答えができないところでございますが、ここでは２点お答えをさせていただきます。

まず、１点目は、税収の減でございます。被災されました多くの事業者におかれましては、困難な中、事業再建に向け努力をされている方がいらっしゃる一方、苦渋の決断により廃業を選択された方々もおられまして、また、家屋や事業所等の解体が進む中において、市税全体での減収が相当の期間に及ぶのではないかと危惧しているところでございます。

２点目は、災害復旧事業等に係る市債発行による将来負担の増加でございます。昨年の災害発生以降、災害復旧に係る事業費の財源としまして、多額の市債を発行しております。市債の発行残額は、令和元年度末現在で161億1,119万3,000円でございましたが、補正予算（第４号）の段階で、今年度末の発行残額が266億4,507万5,000円となる見込みでございまして、後年度の公債費負担の増加が顕著な状況にございます。この２つを見ましても、昨年の豪雨災害が財政に与える影響は大変厳しいものであるというふうに捉えております。

次に、お尋ねの、国と県の財政的支援メニューでございます。こちらは、既に予算化をして取り組んでいるものになりますが、発災直後の被災者救助につきましては、国・県からの人的支援のみならず、財源としましても災害救助費負担金により手厚い支援をいただいたところでございます。

災害復旧事業につきましては、発災直後の課題でございました災害廃棄物処理の費用に対し災害等廃棄物処理事業費補助金を、土砂撤去費用には堆積土砂排除事業費補助金を、農地災害の復旧には現年災農地・農業用施設等災害復旧事業費補助金を、それ以外にも道路橋

梁災害復旧事業などにつきまして、法令に基づき、それぞれの災害査定により復旧支援をいただいております。

熊本県におかれましては、制度上、国の支援が難しい被災者支援であるとか、復旧事業における課題につきまして、球磨川流域復興基金交付金を中心に最大の支援をいただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　次に、豪雨災害前の経済的状況に回復するにはどのくらいの期間を要すると考えておられるのか、また、回復するにはどのような施策が必要と考えておられるのかについてお尋ねします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

まず、１点目の、経済状況回復にはどのくらいの期間を要するのかとの御質問でございますが、経済状況につきましては、農林業、商工・観光業と産業分類も幅広く、それぞれに統計資料がございますし、被災後にどのくらいの落ち込みが生じているのか、現時点では統計調査等も実施されておりませんので、確定的な御答弁が困難でありますことにつきましては御理解をいただきたいと存じます。

また、仮に災害がなかったとしても、少子高齢化など社会経済が縮小局面にございまして、加えてコロナ禍など、これまでの経済や生活の在り方まで覆すような社会経済状況の中では、なかなかに先が見通せないというところが正直なところでございます。

しかしながら、その一方で、本市の災害復興のための行政計画としましては、本年３月に人吉市復興計画を策定しておりまして、本計画におきましては、計画期間を令和２年度から令和９年度までの８年間とし、うち前期計画の第１期は令和２年度から令和５年度までの４年間としておるところでございます。

つきましては、この第１期の期間に集中的に復旧・復興関連施策を展開することによりまして、あるいは災害復旧事業やなりわい再建など、各産業の再生復興の下支えをさせていただきまして、計画の後期であります令和６年度以降令和９年度にかけましては、何とか回復基調に近づけてまいりたいと考えておるところでございます。このような御答弁でお答えに代えさせていただければと存じます。

次に、２点目、回復するにはどのような施策が必要と考えているのかとの御質問でございますが、復興計画に基づく復旧・復興計画の施策につきましては、農地・農業用施設及び林道施設等の災害復旧、営農継続支援、なりわい再建支援など、令和２年度からスタートしているものもございます。引き続き、本年度におきましても、農業関係におきましては、前年度に引き続き、農地・農業用施設の早期災害復旧と営農継続支援及び農地の集積・集約化や農商工連携による地元農産物のブランド化推進。林業関係につきましては、前年度に引き

続き林道施設等の早期復旧、森林環境総合整備及びスマート林業の構築と実践。商工関係につきましては、前年に引き続くなりわい再建支援及び中小企業等経営と起業・創業の支援、企業誘致のさらなる推進と、ふるさと納税をさらに推進してまいりたいと考えております。また、観光関係につきましては、復旧・復興及びコロナ禍にも対応する、魅力ある観光地域づくりの推進、以上のような施策で、それに連なる各種事業を展開していくこととしておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　では、豪雨災害による人口動態と、これからの予測についてお尋ねいたします。また、他の自治体に避難され、戻られる意思のない方はどのくらいおられるのか、その理由を分析されておられるのならばお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　人口動態と予測について、御答弁させていただきます。

令和２年７月豪雨災害を通しまして、人吉市の人口がどうなっているのかということでございますが、１つの指標としまして、市民課における転出入の数値をもってお答えさせていただきます。

令和元年の７月から10月の４か月間の社会動態による人口の増減と、災害が起きました令和２年度の同時期のそれと比較しますと、令和元年のマイナス７人に対し、令和２年度はマイナス246人になっている状況がございます。

また、令和２年６月末現在の町内別人口と世帯数、災害後の９月末日のそれを比較してみますと、多くの被災地域、特に住宅の多い地域でございますが、世帯数・人口が減少していることを確認しております。令和２年度に実施した国勢調査の速報値でも、今回３万1,334人という数値が出ておりますが、平成22年、平成27年の調査時が、それぞれ、平成22年が３万5,611人で、その５年前の直前調査と比較して5.25％の減少、平成27年が３万3,880人で4.86％の減少に対し、今回は５年前と比べて7.51％の減少となっております。通常の人口の自然減・社会減に加え、今回の被害も影響があるものと推察をしております。

今後の予測という点では、人口減少を緩やかにしたいという政策的課題がございますので、復旧・復興も含めたまち・ひと・しごと創生総合戦略等への取組により、少しずつでも回復してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　議員の皆様、おはようございます。それでは、私のほうからは、ほかの自治体に避難されて、本市に帰る意思のない方はどのくらいおられるのかということについて、お答えをさせていただきたいと思います。

令和３年、本年１月に実施いたしました「今後の住まいに関するアンケート調査」では、その時点で約２割の方が市外に避難されている状況でございましたが、本年９月１日現在、

本市以外の賃貸型応急住宅にお住まいの方々が87世帯、市外の親族、友人、知人宅等にお住まいの世帯が50世帯という状況になっております。そのうち、本市に帰る意思があるのかという確認については、現在のところ、確認はとれておらないところでございます。なお、建設型応急住宅、民間賃貸住宅等の借り上げによります賃貸型応急住宅、市営住宅、親戚や友人・知人宅にお住まいの全世帯、約1,000世帯ございますけれども、今月末から、各家庭の訪問等で今後の住まいの再建等について意向調査を実施することとしておりますので、その調査によりまして、今後市内に居住されるのか、市外なのか、市外を選択する理由は何なのかというものが見えてくるものと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　では、土砂災害危険箇所についてお尋ねいたします。昨年の７月の豪雨災害では、大きな土石流や急傾斜地の崩壊による土砂災害が発生しませんでしたが、市内の至るところで小さな土石流や急傾斜地の崩壊が見られました。

また、昨日、宮原将志議員も述べられましたように、今年の７月３日に発生しました静岡県熱海市の土砂災害は、記憶に新しいところでございます。

そこで、まず、土砂災害危険区域と特別警戒区域との相違についてお尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

土砂災害警戒区域と特別警戒区域の違いでございますが、土砂災害警戒区域とは、土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、過去の土砂災害による土砂の到達範囲などを勘案して設定をされております。

その土砂災害警戒区域の中でも特に、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい被害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域のことを特別警戒区域といっております。この特別警戒区域は、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造が規制されているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　土砂災害危険箇所への調査は定期的に行われているのか、災害後の見直しはないのか、調査の方法はどうなっているのかということでお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

所管しております熊本県砂防課に確認しましたところ、次のような回答がございました。砂防指定地、急傾斜地、崩壊危険区域、地すべり防止区域における砂防施設等については、長寿命化計画に基づき、定期的に点検しており、地震や豪雨後には臨時点検を行っています。なお、災害後に砂防指定地等の見直しは行っておりませんが、ハザードマップ作成等ソフト対策を推進する目的で指定する土砂災害警戒区域等については、平成28年の熊本地震を受け、

区域の見直しを行っています、との回答でございました。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　人吉市地域防災計画書の中の急傾斜地崩壊危険箇所のランク１、ランク２、ランク３と、県知事が指定した指定危険区域13か所との違い、また、防災マップ上の急傾斜地崩壊危険箇所１か所との違いについてお尋ねいたします。

また、人吉市地域防災計画書の県指定の危険区域13か所のほうが危険度が高い、また緊急性が高いと私は思っているわけでございますが、なぜか指定危険区域が防災マップ上では図示されておらず、危険箇所１か所となっております。

そこで、この指定危険区域の13か所がマップ上に図示されていない理由と、なぜ、この急傾斜地崩壊危険箇所１か所のみが図示されているのか。また、防災マップの１か所とはどこなのかについてお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

まず、初めに、急傾斜地の御説明をさせていただきます。急傾斜地とは、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第２条に、傾斜度が30度以上である土地と定義をされております。このうち、急傾斜地崩壊危険箇所とは、昭和41年の建設省からの通達に基づきまして、急傾斜地の高さが５メートル以上の土地で、急傾斜地の崩壊により人家等に被害が生ずるおそれがある区域がランク１と２、それから、今後、新規の住宅立地等が見込まれる区域をランク３と分類されておりまして、危険箇所の周知が主な目的とされているところでございます。

また、急傾斜地崩壊危険区域とは、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、県知事が指定するもので、急傾斜地の崩壊を防ぐため、ハード整備など崩落防止対策の実施や、切り土や盛土など一定の行為制限をかけるものでございます。

熊本県が指定しております急傾斜地崩壊危険区域は、市内で、議員おっしゃいましたとおり、13か所ございます。平成27年度に総合防災マップを作成する上で基となる地図上に、土砂災害警戒区域など各種ハザード情報を重ね合わせる方法をとっております。危険区域につきましては広範囲に及びますが、危険箇所は住家が存在するなど、より危険性が高く、マップとして情報を重ねた際に視認性が失われます。住民への周知という趣旨に即して、より危険性が高い情報として急傾斜地崩壊危険箇所を掲載しております。

また、防災マップに掲載されております急傾斜地崩壊危険箇所１か所につきましては、ランク３のうち、七地町の１か所でございます。

ランク１から３まで約130か所ございますけれども、残りの箇所につきましては土砂災害警戒区域として指定されているため、未指定の１か所のみ、総合防災マップには掲載がされているという状況でございます。

今回、新たな防災マップの作成におきましては、内容等をこれまで以上に精査した上で作成・配布したく考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　土砂災害危険箇所の地すべり危険箇所が４か所とはどういう場所なのか、また、所管する省の違いはなぜなのかお尋ねいたします。

また、この地すべり危険箇所の指定時には、地すべり計が設置されていたと記憶しておりますが、現在はどういう方法で計測しているのか、異常値は見られないのかについてお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

まず、地すべりとは、斜面の一部あるいは全部が、地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象のことでございます。本市の地すべり指定地域でございますが、地すべりが確認され対策工事を行った箇所であるとか、地すべりが発生するおそれのある箇所で、西大塚町下小野、それから西大塚町下下須、大塚町大塚、瓦屋町与内山の計４か所となっております。西大塚町下下須は、昨年地すべり現象が発生をしまして、熊本県が地すべり計を設置したところでございます。その他の箇所につきましては対策工事が行われており、異常もなく、現在は観測していませんと、熊本県県南広域本部球磨地域振興局土木部工務第一課に確認したところでございます。

それから、所管する省の違いでございますが、地すべりが発生した場合の、いわゆる保全対象、人家であるとか森林であるとか農地であるとか、そういった保全対象が違うため、農林水産省と国土交通省と分かれております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　昨年の７月の豪雨によって急傾斜地で災害が発生したところがあります。急傾斜地崩壊対策工事の優先順位、工事を受けるための要件と、予防的災害防除工事の採択要件はどうなっているのかということでお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　まず、経済部からお答えをさせていただきます。

災害復旧工事としましては、熊本県の治山事業のメニューの１つとして、市町村が事業主体となり事業を行う単県治山事業の自然災害復旧事業がございます。この事業の採択要件としましては、県または市町村が作成する地域防災計画に登載された危険箇所であることと併せまして、１施工箇所の工事費が100万円以上のもの、さらに保全対象が次のいずれかに該当する必要がございます。まず、道路、学校、公民館などの公共施設があること、児童福祉施設、老人福祉施設などの災害弱者関連施設があること、ため池または用排水施設であること、家屋２棟以上があること、農地におきましては２ヘクタール以上であること、以上と

なっております。また、これ以外にも、知事が認めるものであれば、採択となる場合もございます。

ほかにも、熊本県の治山事業のメニューの１つとしまして、熊本県が事業主体となり事業を行う予防治山事業がございます。この事業は、水源の涵養及び山腹崩壊危険地区等の荒廃を未然に防止するために実施される事業となっておりまして、１施工箇所の事業費が、年度計画において、山腹であれば800万円以上、渓流であれば1,500万円以上である必要がございます。さらに、次に述べますような採択要件に該当する必要があるということでございまして、まず、初めに、１級または２級河川の上流で実施されるものとなっております。次に、その他の河川流域、または荒廃危険山地に該当する地区におきましては、市街地や人家が10戸以上の集落の保護であること、または学校、病院、道路などの主要公共施設の保護であること、または農地、ため池、用排水施設などの保護であることなどが採択要件となっております。

以上、お答えいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　建設部からは急傾斜地崩壊対策工事についてお答えをいたします。

熊本県で土砂災害警戒区域等に指定された急傾斜地の崩壊危険性の場所、いわゆるイエローゾーン、レッドゾーンの市内区域は178か所ございます。そのうち、急傾斜地崩壊危険区域と指定され、既に工事を完了している箇所が12か所、現在工事発注予定されておる箇所が、井ノ口町の１か所でございます。

優先順位でございますが、急傾斜地崩壊対策事業である補助事業の採択条件に一致するか、そして、現地調査や実際の被害状況の確認、要配慮者利用施設の有無、公共施設の状況、地元住民の意見・要望などを考慮し、また、急傾斜地崩壊危険箇所のランクも参考に優先順位を決定し、熊本県へ要望をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　人吉市が毎年出しています人吉市地域防災計画書の資料には、土砂災害危険箇所の急傾斜地崩壊指定危険区域一覧、地すべり危険箇所一覧、急傾斜地崩壊危険箇所一覧、山腹崩壊危険箇所一覧、土石流危険渓流一覧等が、町名と字まで詳しく記載してありますが、残念なことに添付地図がございません。一方、総合防災マップには色分け図示してありますが、こちらのほうには、番号、箇所名とか字名等が記載されておりませんので、両方を対比して調べるのは大変苦慮します。

そこでもって、もっと分かりやすい人吉市地域防災計画書、または総合防災マップについてということでお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

人吉市地域防災計画書でございますが、災害対策基本法に基づき、本市の地域並びに市

民の生命・身体及び財産を災害から守るため、市の処理すべき事務または業務を中心に、関係機関等の協力を得て総合的かつ計画的な防災行政の整備推進を図り、もって防災に万全を期することを目的として作成するものでございます。

また、一方、総合防災マップでございますが、平時から災害時における心構えと備えを醸成すること目的としまして、視覚的に分かりやすくお伝えする、市民向けの冊子でございます。

地域防災計画書への地図情報の添付につきましては、市内の土砂災害警戒区域だけでも270件ございます。膨大な危険区域等の情報量や、地図として掲載した際の視認性、いわゆる見えにくく、分かりづらくなるということなど制約もございます。防災マップにおきましても、ページ数の制約ですとか、今申し上げた視認性など、総合的に検討させていただきたいと存じます。

今後、パソコンやスマートフォン等で危険区域の情報や浸水想定区域などを確認できる防災ポータルサイトの作成に向けて取り組んでまいります。

また、現在、熊本県のホームページにて土砂災害情報マップが公開されておりますけれども、地図上で土砂災害警戒区域の情報なども掲載されておりますので、ぜひ御活用いただきますようお願いを申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　では、次に、２項目めの市民の声からということでお尋ねいたします。

今年は、５月15日、５月27日、それに６月３日と、例年より早い時期から避難指示が出されました。私たちの地区の支部会議が開催されたのが６月８日でしたので、支部会議が開催された日まで、３回も避難指示が発令されました。近年の異常気象で大雨時と梅雨時も早くなっているように思います。

そこで、町内会長からありました意見として、災害対策支部会議と上部の災害対策本部会議をもう少し前倒しで開催したほうが、近年の状況に合っているのではないかという意見がありましたので考えをお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

災害対策支部会議につきましては、市内８か所にて開催をいたしております。今年度につきましては、６月２日開催の林薩摩瀬支部会議を皮切りに、６月９日までの間にそれぞれ開催がされているところでございます。

それに先立つ形で、５月26日に、人吉市防災会議及び災害対策本部会議を開催をいたしております。例年ですと、６月上旬の梅雨入り前に防災会議及び災害対策本部会議を開催をしております。これは、４月の人事異動に伴う組織編成などのほか、関係機関、各種団体の代表者の確認、関係機関からの情報の取りまとめに、ある程度の時間を要するほか、熊本県

防災会議や球磨地域防災会議の開催を受けまして、本市の防災会議を開催するということになっているからでございます。

今回は、新型コロナウイルス感染症対策のため、昨年同様、書面での会議も視野に入れておりましたけれども、例年より大幅に早い梅雨入りと、昨年の被害、また災害対策基本法の改正による警戒レベルの見直しなどを受けまして、例年どおりの開催となったところでございます。

今後におきましても、可能な限り、県の防災会議や球磨地域防災会議を経て早くの開催をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　防災無線と、現在全戸に配布予定していただいております防災ラジオの放送で、市房ダム放流のサイレン吹鳴とお知らせ放送を流すことはできないかということでお尋ねいたします。

昨日、西洋子議員も防災ラジオの件で質問されておりましたが、これは球磨川をなりわいとしておられる市民からのたっての意見でございますのでお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

防災行政無線と、現在、市内全戸に配布を予定しております防災ラジオを活用し、市房ダム放流のサイレン吹鳴を流すことはできないかという御質問でございますが、御承知のとおり、市房ダムの管理者は熊本県でございまして、システムを連動させる対応はできておりません。それに代わるものとしまして、事前放流や緊急放流が実施される際には、流域自治体へ事前に通知がございますので、それに基づきまして本市の防災行政無線・防災ラジオ、また市のホームページやＳＮＳ等で市民への周知を行うよう対応してまいりたいと考えております。

また、防災行政無線での放送の際には、簡潔に聞き取りやすい放送を、引き続き心掛けてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時09分　休憩

午前11時25分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）（登壇）　皆様、こんにちは。２番議員の徳川禎郁です。

早速、通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

今回の質問は、２項目です。１項目めは復興まちづくり計画について、２項目めは自立支援、就労支援についてです。

それでは、１項目めの復興まちづくり計画の中で、生活再建について質問を行ってまいります。８月末現在で、公費解体が61％進んだとのことですが、町なかを見渡しますと、感覚的にはそれ以上に解体が進んでいるような感じがして、寂しさを隠せません。被災地にお住まいの方にとっては、毎日そのまちの姿を見なければならないかと思うと胸が痛みます。

本市では、令和３年８月に、被災された方々に対し住まいの再建状況や復旧・復興に関する意向調査を実施されましたが、現時点での回答率はどうでしょうか。また、その内容は、地域ごとや業種別、それぞれ違う内容だったのでしょうか。まずは、この２点についてお尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君）　それでは、御質問にお答えさせていただきます。

まず、実施しました意向調査の回答率につきましては、９月７日時点でのお答えになりますけれども、発送数3,739件に対しまして2,008件の回答をいただいておりまして、回答率は53.7％でございます。

3,739件の内訳でございますけれども、令和２年７月豪雨により何らかの住家被害に遭われ、罹災証明書を取得された3,334件の方々に加えまして、去る７月21日に都市計画決定させていただきました被災市街地復興推進地域内に土地をお持ちの個人及び事業者と法人の方262件、並びに球磨川流域治水プロジェクトに基づく遊水地の候補地である中神町城本・馬場・段地区の球磨川右岸側と、中神町大柿の球磨川左岸側に農地をお持ちの方143件でございます。

調査項目につきましては、発災後、本市の実施分以外にも多くのアンケートが実施されておりますことから、過大な御負担とならないよう、できる限り一度の調査で、本市が必要とします項目にお答えいただくという構成にさせていただいております。

また、球磨川流域治水プロジェクトや復興まちづくり計画の進捗を踏まえまして、本年２月に実施をしました「今後の住まい等の御予定に関する調査」においてお伺いをしました住まい再建の御意向などが、その後どのように変化をしているかといった比較も可能となるような設問も設けております。このほか、発災に伴い、御自身等で所有される土地の利活用について御意向を伺う設問などを新たに設けるなど、今後の本格的な復興事業の検討に際して必要となる基礎的な情報の把握も行わせていただいております。

また、発災から１年が経過する中で、現在、相良町を候補地として検討を進めております災害公営住宅への入居希望や、現所有地から別の住まいを検討しているけれども物件が見つからないといったような様々な御意見もいただいております。

被災の状況や土地所有の有無などにより設問が分かれておりまして、分かりにくいといった御指摘もいただいておりますけれども、そういった点につきましては次回以降の調査でも改善していきたいと考えております。

今後は、地域支え合いセンターの訪問活動に併せましてフォローアップをさせていただいて、回答率をさらに上げていきたいと思っておりますし、今回得られました情報をもとに、治水対策や被災市街地復興推進地域内における土地利用、被災地域の今後のコミュニティーの在り方など様々に検討するに当たっての基礎情報として有効に活用してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　実際にアンケートが届いた方々のお声を聞きますと、「どう回答してよいか分からなかった」「これで意見を聞いたということになるのだろうか」「自分は店だけが被災したから記入するところがほとんどなかった」など、様々な御意見をいただきました。地域によっても被災の度合いが違います。サラリーマンの御家庭、お独り暮らしの高齢の方、農家の方や事業をされている方々、また、その家族構成によっても復興の度合いやその先の見通しが違うのではないかと思います。それを、一律の調査で把握しきれるのでしょうか。せっかく調査をされるのであれば、そこまで踏み込んだ調査をしてほしかったです。被災者の方々のお手間を考えての調査だったかもしれませんが、逆に不信感を持たれた方もおられたように思います。回答率も100％を目指して、これから支え合いセンターと力を合わせていただきたいと思います。また調査結果が出ましたら、御報告をお願いいたします。

被災事業者の方の中には、保険で対応できなかったり、なりわい再建支援補助金の対象にならなかった、また、申請を諦めてしまったために、何の支援も受けられない方々に対して、本市としてはこれからどのような支援をしていかれるのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

なりわい再建あるいは保険等も対象にならなかった事業者の方々に対する御支援という御質問と思います。国の支援制度におきましては、持続化補助金７月豪雨型がございまして、これは補助率が３分の２、最大200万円を補助するものでございます。なりわい再建支援補助金の対象とならない事業者の方などが多く活用された実績がございます。令和２年度では226事業所、今年度も約90事業所が申請をされているところでございます。

また、本市独自としましては、被災小規模事業者再建補助金といたしまして、この持続化補助金７月豪雨型に採択された事業者に対しまして、対象経費の12分の１を、市独自に上乗せして補助をするという制度を実施してまいりました。また、今年度におきましても、先ほど追加提案で補正予算を御提案申し上げましたが、その中に今年度分の事業が含まれているところでございます。

次に、融資制度でございますが、セーフティネット４号という制度がございまして、これに豪雨型や新型コロナウイルス対策の特例付きの低利で、かつ５年間、国が100％利子補給をするという制度がございますので、金融機関、人吉商工会議所と連携して御支援をしてまいったところでございます。

また、本市におきましては、令和２年８月から令和３年３月末までは、人吉商工会議所に人吉なりわい再建サポートセンターを設置いたしまして、熊本県よろず支援拠点、熊本県行政書士会の御協力も得ながら相談体制、相談窓口を設けさせていただきまして、約450事業者の御相談を受け付け、国の支援制度や融資制度の活用支援を実施してまいったところでございます。とは申しましても、何の支援も受けられないと、まだおられる事業者に対する対応についてでございますが、中には支援制度を知られないがゆえに活用できていない事業者もいらっしゃるかと存じますので、引き続き、国・県あるいは人吉商工会議所、金融機関と連携しまして、そういった方々へのアプローチを引き続き継続してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　今の御答弁のほうにもありましたが、１年２か月たった今でも、まだ補助金のメニューのことも、御自身が補助金を使えることも御存じないと、何とか自力で再建しようと踏ん張っておられる方がおられました。これは三日前の話でございます。三日前に、市民の方から伺ったお話でございます。たくさんの情報の中で、自分が使えるメニューはどれなのかと選択する余力もなかったんだろうかと思います。また、もう１年たったからと、諦めてしまわれる方も多く声を聞きます。どうか、お一人お一人が再建される最後まで寄り添っていただきますようにお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

中心市街地のまちづくりについてお尋ねいたします。被災市街地復興推進地域内で被災前の事業者数はどれくらいあったのでしょうか。また、その中で、現在再開されている店舗の数、さらに、元の場所で再開をされている数、別の場所で再開をされた事業者はどれくらいなのかをお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

被災市街地復興推進地域内の事業者数でございますが、当該地域は九日町、紺屋町、下青井町及び宝来町の一部となっておりますので、若干正確性を欠くところもあるかと思いますが、構成する町内の事業者数の合計を申し上げますと約350事業者ございます。

また、元の場所で再建した事業者数でございますが、再建状況につきましては日に日に変化をしておりまして、現時点での正確な数値までは把握が困難でございますけれども、本市が現地訪問調査をいたしました本年７月の時点の状況につきましては、半数弱の約160事

業所が再開をされておったということでございます。なお、別の場所で再建した事業者数につきましては、現在も調査中でございまして、詳細な件数は現状では把握できておらないというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　九日町が大体95件あったのが、今は半分の40件ぐらい。紺屋町に至っては202件あったのが、現在90件弱というふうに伺っております。

これはちょっと古い資料ではございますが、昭和38年に熊本県が調査された、九日町、紺屋町、大工町の商店街診断報告によりますと、買い回り品店96店、最寄り品店47店、その他サービス業が75店、合計218店舗が、この３町内だけにでもあったと記されております。ほぼ平屋だったと思います。そして、その中には、こう綴られております。「本地区商店街は本市代表商店街であるとともに球磨郡内代表商店街というべく、またサービス業多く観光商店街ともいえる。従って、本地区街の性格は買回品的且つ観光的店街というべきである。」と綴られています。昭和38年と申しますと、私も生まれておりませんが、当時、足の先から頭の先まで全部、その街なかで揃えられたというような話を聞きます。古き良き時代といわれると、当時とただ単純に比較はできないとは思いますが、私は被災後に２か月ほどかけて上新町、下新町、二日町、五日町、中心商店街から駒井田町、上青井町、下青井町、地図と見比べながら歩いて回りました。そこで一番驚いたのが、被災前から駐車場となっている土地の多さでした。中心市街地のにぎわいを取り戻すには、この中心市街地の歴史と被災前の状況を踏まえて、新たににぎわいの創出を計画することが重要だと考えます。

そこで、秋口に具体的な復興計画を示されるということですが、その計画には予算措置を含めた具体的な計画が示されるのでしょうか。また、接道要件を満たしていない地域について、具体的な対策まで盛り込まれるのか、市民に対してどのような示し方をされるのかお尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君）　それでは、御質問にお答えいたします。

現在、８つの重点地区におきまして地区別懇談会を行っておりまして、対象地区の住民の皆様との意見交換等を通して復興まちづくり計画の策定を進めており、10月を目途にお示しをしたいと考えておるところでございます。

なお、遊水地の検討など、国の治水対策が大きく影響します２地区につきましては、関係する住民の方々の御意向を丁寧にお聞きしながら、可能な限り早期にお示しできればと考えております。

復興まちづくり計画につきましては、住民主体で御議論いただいております地区別懇談会という会議体から、復興まちづくり計画のための御提案という形で、まずは本市に対して復興まちづくりに必要な具体的な内容と取組について御提出をいただきたいと考えておりま

す。その後、提出いただきました御提案をもとに、計画策定の趣旨、検討の前提となる被災者の方や被災地域の現況、並びに策定後の見直し方針などの整理を行いまして、また、復興計画に掲げます３つの基本的な施策に沿って、本市としまして復興まちづくり計画案を策定したいと考えております。

復興まちづくり計画を踏まえました上での復興まちづくりの具体的なイメージについてでございますが、これまでの地区別懇談会では、個別の路線や施設を避難路や避難場所として、拡幅あるいは機能強化とすべきといった御意見をいただいております。それを、今後の整備方針や具体の事業として整理をしまして、復興後に目指すべき地区の姿をお示しすることで、計画策定後、住民や事業者の皆様、関係機関が一体となって復興を加速させることに資するものと考えております。

また、復興まちづくり計画の策定に当たっては、本市のみならず、外部の専門家――学識経験者でございますけども、外部の専門家により、事業内容や事業の優先順位などについても御判断をいただきたいと考えております。

これらによりまして、時間軸も意識しながら、できる限り具体的に計画に落とし込むことで、より実効性のあるロードマップとしていきたいと考えております。なお、議員御指摘の予算額につきましては、別途予算額につきましては積算等をする必要があることから、地区別懇談会から本市に対して御提出いただく段階で内容に盛り込むことは想定しておりませんけれども、実現に向けて概算事業費ですとか、活用を見込みます国庫補助事業等の例示につきましては、本市の段階で計画案に盛り込んでいきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　市の具体的な方針が見えないと、再建するにも、その一歩が踏み出せずにおられる方が多くいらっしゃいます。少し先の未来が分かることが、皆様の一歩を踏み出す後押しになると思います。来月には計画を御提示くださるということですので、１日でも早く御期待に添えるようにお願いいたします。

地区座談会、懇談会には私も参加しております。市民の皆様の声をたくさん聞いていただけるのは本当にありがたいと思っておりますが、市民の皆様からは、「いつまで同じ話を聞くのか」などとの厳しいお声もこの頃は聞きます。

そこで、行政が事業化して進めていく部分と、住民自らが進めていく部分も必要だと思いますが、そのすみ分け部分をどのようにまちづくりの計画に落とし込んで行かれるのかお尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君）　それでは、御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、復興まちづくり計画を実行していくに当たりましては、行政中心に進めていきます避難路・避難場所といったハード整備などの取組、また、住民の皆様に自

ら進めていただくソフト対策などの取組、あるいは行政と住民の皆様が協働して進めていく取組などが想定されますけれども、いずれにしましても、行政と住民の皆様とで一体的に取り組んでいくべきものと考えております。

また、中心市街地地区や青井地区につきましては、安全性を高めつつ、にぎわいあるまちづくりの枠組に向けまして民間資本をいかに呼び込むかと、そこに必要な規制ですとか誘導といった取組は、当然これは行政が中心となりますけれども、これも当然ながら、住民や民間事業者の皆様と一体的に進めていくということが不可欠であると考えております。

地区ごとの被災状況や課題が様々にある中で、住民と行政の役割も様々な形が想定されますことから、より分かりやすく具体的に計画案に書き込んでいきたいと考えております。さらに、柔軟に更新あるいは改定といったことが進めていくようにしていきたいと、併せて考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　今後、柔軟に更新・改定が図られると聞き、これからも市民の皆様の声を聞きながら進めていかれるということが伺えて安心をいたしました。

中心市街地の住民の方々だけではなく、多くの市民の皆様からのお声の中に、町なかに図書館などの新たな公共施設の設置を望む声が多く聞かれます。本市としましては、どのように考えておられるのか。そういった公共施設の計画があるのかお尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君）　それではお答えいたします。

本市といたしましても、中心市街地に図書館あるいは集合住宅といった何らかの公共施設が欲しいという住民の皆様方からのお声については十分認識をしているところでございます。

今後、平成30年度に策定をしております公共施設等総合管理計画との整合性も図りながら、また、先般実施をしました地権者の皆様に対しますアンケート調査、また、10月以降、実施を予定しております戸別訪問などを通じて、まずは地元地権者の方々の御意向をしっかり把握した上で、公共施設の設置の必要性あるいは街区ごとの土地利用の方向性についてしっかり検討していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　先ほどの町なかの減少世帯数のことを考えると、まちの再建のためには公民館の再建・復旧が課題だと思います。厳しい町内の存続のためにも、例えば防災機能を持った図書館などを造るとか、平時には市民のまちのコミュニケーションの場として活用できるような場所も必要だと痛感しています。復興計画の中に、このような市民の皆様の熱望を酌み入れていただきますよう要望いたします。

さらに、復興まちづくり計画の中で、観光地としてのにぎわいを取り戻す計画はあるのか。人吉球磨の観光地として、その中心としてにぎわいを取り戻す計画があるのか、本市のお考えをお尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君）　御質問にお答えいたします。

復興まちづくり計画の策定作業におきまして、商店街や宿泊施設、歴史的建物を有します中心市街地地区、国宝青井阿蘇神社を有する青井地区、人吉城址を有する麓・老神地区の３つの地区につきましては、浸水リスクに対する安全性を高めながら、人吉球磨の中心、顔としまして、町なかのにぎわい創出を図るとともに、町なか居住の誘導なども図る取組を、町なかグランドデザインとして描く方向で検討を進めております。

具体的には、人吉らしい町並みを次世代に継承し、住民、観光客など誰もが歩いて楽しめる回遊性のある町なかとして、未来型復興を成し遂げるための方向性を計画案に盛り込んでいきたいと考えております。

また、地区別懇談会での議論と並行しまして、九日町・紺屋町再生会議であったり、市内観光事業者の方の会合ですとか、あるいは麓・老神地区の若手の方との意見交換、市内高校生の方に対するアンケート、ワークショップの場等におきましても、観光地としてのにぎわいを取り戻してほしいというお声は大変よく耳にしております。

また、併せまして、ひかりの復興計画という御提案も別途いただいておりますので、これらを復興まちづくり計画案にしっかりと落とし込みながら策定を進めたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　私も、先般の復興のまちづくりに関する特別委員会の中でひかりの復興計画の説明を聞きました。とてもわくわくするような計画で、人吉市の明るい未来が見えたような気がいたしました。

市長の所信表明の中に、「観光拠点再生計画に基づく観光再生事業を展開しております。この計画は、新たな観光コンテンツの創出、交通アクセスの改善、宿泊施設の改修を観光の再生に資する三本の柱と位置付け」と述べられております。やはり、人吉市は観光で生きていくという覚悟を感じました。

それでは、次に、熊本県の令和３年度６月補正予算に、令和２年７月豪雨デジタルアーカイブ事業が組まれておりますが、本市としてはどのように取り組む予定でしょうか。また、市民から、写真・動画の収集はしてあるのか、お尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

熊本県が実施しております令和２年７月豪雨デジタルアーカイブ事業でございますが、災害の経験や教訓を後世に残し、今後の災害対応に生かすために、昨年の７月豪雨災害時の資

料であるとか写真などのデータをデジタルアーカイブサイトで公表するというものでございまして、本市においても、既に熊本県へ写真などの資料を提供しているところでございます。

本事業の今後の活用でございますが、集約された資料をもとに、防災教育ですとか今後の災害対応、さらには観光分野への活用等も検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　県への写真の提出が、もう済んであるということでした。その写真の提出の中に消防団の記録も入れられているとのことで、あの甚大な災害のさなか、最前線で動かれた消防団の方の記録はとても貴重なものだと思います。そのアーカイブ事業が、ただ単に「ネットで見れますよ」で終わるのはもったいないと思うのです。答弁にもありましたが、防災教育や今後の対応、さらには観光分野への活用も検討されているということですので、さらに、令和３年に文化庁から提案されております、先端技術を活用した日本文化の魅力発信事業があります。文化財が豊富な人吉市にはもってこいの事業ではないかと考えます。デジタルアーカイブ事業と、現地でＶＲなどの仮想現実映像が見れる仕掛けで、防災教育や防災視察の誘致などに結びつけることができると思います。災害を観光にというのは抵抗があります。視察誘致という点では、かなり有効かと思いますので提案いたします。

次に、人吉市被災市街地復興推進地域の今後のスケジュールについてお尋ねいたします。本年７月に、推進地域の措置決定がなされましたが、市民の皆様は家を、店を再開してよいのか、再建してよいのか、また、移動しなければならないのではないか、準防火指定地域なので経費がかさむが、など不安の中におられる方が多くいらっしゃいます。

そこで、本市のその地域の方々への戸別訪問・意見聴取の今後のスケジュールをお尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君）　それでは、被災市街地復興推進地域の今後のスケジュールについてという御質問にお答えいたします。

７月に都市計画決定を行いました被災市街地復興推進地域におきましては、再建に当たって、接道との問題で土地利用が困難な地区や、そのまま再建しても、避難路に適さない狭い道が残されたり、避難する場所がないなど、課題を抱える街区がそのまま残ってしまうという地区の改善につきまして、改めて都市計画決定が必要な土地区画整理事業や地区計画なども含めまして、適切な事業手法の検討を行っているところでございます。

今後、想定される具体的な事業手法などにつきましては、より丁寧な説明を住民の皆様に対して行い、事業への御理解・御賛同をいただけるように合意形成を進めてまいりたいと考えております。

つきましては、来月10月を目途に復興まちづくり計画をお示ししました後、区域内に土地や建物をお持ちの全ての方などを対象に、説明会・座談会などに加えまして戸別訪問も行

う必要があると考えております。令和４年７月の、被災市街地復興特別措置法に基づきます指定の期限を迎えるまでには、具体的な事業手法を決定し、適切な手続きを進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　発災直後から何度も申し上げていると思いますが、また言わせてください。１日も早く戸別訪問をしていただき、市民の皆様の不安を１つでも早く取っていただきますように要望いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時56分　休憩

―――――――――――――

午後１時00分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　それでは、２項目めの質問をいたします。

自立支援、就労支援についての質問です。熊本地震から５年、人吉市も少なからずとも影響を受けています。そのような中での新型コロナウイルス感染拡大、さらに豪雨災害と、立ち直ろうとしても、また立ち上がろうとしても襲ってくる災害。なかなか先の見通しがつかないコロナ禍、次々と延長される緊急事態宣言、まん延防止措置。飲食業の方、またそれに関わる様々な業種の方々、どれだけ苦しめられているか。泣く泣くお店を閉められる方や退職をせざるを得ない方など、しわ寄せはどんどん弱者のほうにやってきます。

そこで、コロナ禍の前と直近までの生活困窮の御相談の現状をお尋ねいたします。また、相談件数に水害の影響も見えてくると思います。併せてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

生活困窮の方々からの御相談につきましては、生活困窮者自立支援事業を所管しております人吉市社会福祉協議会のひとよし生活困りごと支援センターにおいてお受けをしているところでございます。現在のコロナ禍における影響につきましては、収入減となった生活困窮者の方に対しまして家賃相当分を支給する住居確保給付金など、各種支援制度の申請件数が増加している状況でございますので、コロナ禍の前と比較しますと、生活困窮に係る相談そのものが増えているといった状況でございます。

また、昨年の豪雨災害による影響につきましては、社会福祉協議会の緊急貸付事業である緊急小口資金が特例措置によって要件緩和されたことにより、被災された方で一時的に生活が困窮された方々から貸付けの相談件数が増加している状況にございますので、昨年の豪雨災害の前と比較しますと、コロナ禍による影響と同様、生活困窮に係る相談そのものが増え

ているといった状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　2019年度、2020年度の生活困窮者自立相談支援事業月次実績詳細報告によりますと、令和２年４月の相談件数が急激に増えています。コロナ禍の影響が大きいことが見てとれます。

では、生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業と就労訓練事業とはどのような事業なのでしょうか。事業の概要と、直近の利用実績をお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

就労準備支援事業は、生活のリズムが乱れている、社会との関わりに不安を抱えられている、就労意欲が低下しているなどの理由により、直ちに就職することが困難な方を対象としまして、一時就労に従事することができる基礎能力を形成することを目的として、就労準備支援員が計画的かつ一貫して支援を行う事業でございます。

直近の事業参加者につきましては、令和元年度に４名、令和２年度に５名の方が参加されております。

また、就労訓練事業につきましては、就労準備支援事業と同様、直ちに就職することが困難な方を対象といたしまして、認定を受けた事業所が状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う事業でございます。就労訓練事業の実施を希望する事業所につきましては熊本県から認定を受ける必要がございますが、本市におきましては、事業の実施には至っていないところでございます。

なお、県内におきましては、阿蘇郡西原村の２つの事業所が就労訓練事業として認定を受けており、施設における清掃・洗濯等の就労機会の提供が行われていると伺っております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　就労準備支援事業については御利用をされている方がおられると聞いて、少し安心いたしました。

しかし、就労訓練事業については、就労訓練事業の実施を希望する事業所が阿蘇にしかないということを聞き、驚きを隠せません。ひとよし生活困りごと支援センターでは、このように「あなたを応援します。柔軟な働き方を支援します」とパンフレットをつくられておりますが、人吉市の方が利用しづらい就労訓練事業が記載されることに疑問を感じます。確かに、自立支援相談支援事業と住居確保給付金の支給以外の事業は任意で実施されると書いてありますが、人吉市に受け皿がないものを記載してあることに、生活困窮者の方をお支えする事業として、市の企業努力と申しますか、県と連携を取るなど市としての対応が急務ではないかと考えますが、本市のお考えをお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

就労訓練事業は民間の事業所の実施事業でございますので、民間事業所から申請が必要とされているところでございます。就労訓練事業所として認定を受けるためには、事業を実施するための施設・人員・財政的な基礎が必要であることや、生活困窮者に対する就労等の支援について責任者を配置すること、就労等の支援についての計画を策定することなど、幾つかの要件を満たす必要がございますので、こうした点が就労訓練事業に取り組む事業所が少ないことにつながっているのではないかと推察しているところでございます。

先ほど答弁させていただきましたように、本市におきましては、現在、就労訓練事業を実施している事業所はございませんが、就労準備支援事業におきまして、市内の幾つかの事業所から除草作業など軽作業や農業体験などの機会を御提供いただき、就労体験を行っておるところでございます。

御質問の就労訓練事業につきましては、国の動向や他の自治体の取組等を注視しながら、支援対象者のニーズや事業所の意向を取り込んだ取組が行えるように努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　それでは、次に、平成20年４月１日に施行された人吉市就労支援プログラムとはどのような事業なのでしょうか。また、直近の参加人数は何人でしょうか。お尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

人吉市就労支援プログラムとは、就労意欲のある生活保護相談者及び生活保護受給者を対象といたしまして、就労促進指導員が就職活動に係る助言や指導を行うとともに、ハローワークとも連携して就労支援を行うことにより、就職や収入増を実現させることで、経済的・社会的自立を促す事業でございます。

直近の事業参加者数は、令和元年度が37名、令和２年度が31名となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　人吉市就労支援プログラム実施要項の中の第４条第５項の中に、「支援対象者が生活保護受給者の場合は、必要に応じ、求職活動に伴う交通費及び被服費並びに技能習得に係る扶助費を支給することができる。」とありますが、直近の実績はありますか。また、その内容についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

技能習得に係る扶助費の支給実績でございますが、直近では令和２年度、昨年度に、パソコン事務に必要な技能取得のための費用といたしまして、１名の方に技能取得費を支給し

ているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　技能習得されることにより、それを生かした就職につながり、経済的自立や社会生活の自立につながると思います。

それでは、最後の項目の質問に入ります。人吉市災害公営住宅の建設予定地となっている人吉球磨能力開発センターの今後の計画についてお尋ねいたします。

昨日、本村議員も一般質問されましたが、あえて質問させていただきます。まず、現在の受講生の数、受講内容についてお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

令和３年度につきましては、まだ事業年度途中でございますので令和２年度の実績で申し上げさせていただきたいと思います。

まず、熊本県の認定補助事業でございます、２年課程の普通課程の木造建築科が３人、配管科が３人、鉄筋コンクリート施工科が４人、短期課程は年度限りで終わる課程でございますが、短期課程の情報処理科が46人、土木施工監理科が９人、電気工事科が５人となっております。その他、熊本県立高等技術専門学校の委託事業でございます、介護職員初任者養成科が８人。厚生労働省の認定訓練補助事業でございます、休職者――失業者でございますが――の支援訓練につきましては、未実施のためゼロ人となっておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　それでは、次に、自主講座の実績、講座内容についてお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

自主講座につきましては、建設機械技能講習、建設機械特別教育、安全衛生教育と、大きく３分野の講座が実施されております。建設機械技能講習でございますが、これは小型移動式クレーンやフォークリフトをはじめ、７種の講習で164人が受講されておるところでございます。

次に、建設機械特別教育でございますが、これは伐木作業、足場の組み立て、アーク溶接など10種の講習で133人が受講されております。

最後に、安全衛生教育等でございますが、これは職長・安全衛生責任者教育及び刈払い機の取扱い作業の２種の講習でございまして、これは48人が受講されているということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　かなりの数の方が受講されております。建設業関係では、それぞれに資格取得の必要があるとのことで、個人事業主の方は従業員に資格取得をさせるためには熊本や八代まで通わせることが大変なんだということが、これで分かります。

では、次に、災害公営住宅の建設を踏まえて、今後の能力開発センターのスケジュールについてお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

本市と人吉球磨能力開発センターの間で10年間の市有地の無償貸借契約を締結をしておりまして、当該契約期間が令和４年３月31日、本年度いっぱいで終了することとなっております。その後原則でございますが、災害公営住宅建設に関わる設計あるいは施工が開始されるのは令和４年４月と聞いておりますので、それまでには退去する必要があるということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　令和４年３月で終了とのことですが、令和３年度の受講生の方、普通講座が３名、木造建築科が２名、配管科に１名いらっしゃいます。その方々の対応はどうされるのでしょうか、お尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

昨日、本村議員の御質問にもお答えしましたが、本市としましては、議員もおっしゃられました、今年度入校された２年課程の普通課程の受講生の方は来年まで受講カリキュラムがございますので、これらの対応につきましては早急に対応策を検討すべきと認識をしておるところでございます。これに当たりましては、能力開発センター事務局のほうにお任せすることなく、我々も連携をさせていただきまして取り組んでいるところでございます。

令和４年度も受講が必要な普通課程の受講生が終了まで受講できますように、人吉球磨能力開発センターの理事及び会員で御検討いただくように、方策を講じていただくように我々も努力をしてまいりますし、また組織決定の要望等もしてまいりたいと、法人のほうで御検討いただくようにしてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　その３名の方には、必ず卒業まで寄り添っていただきますようお約束をお願いいたします。

自主講座以外にも、現在、熊本林業大学校も利用されております。労働災害防止協会熊本県支部の総務課長さん、熊本林業大学校の県南校の先生にお話を伺ってまいりました。熊本林業大学校では、今年、熊本県では20名、うち県南校は８名の方が学ばれております。県南校としては五木村に、事務所は球磨地域振興局に置かれておりますが、県有林が人吉市に

あるために、現在、能力開発センターも利用されております。私たちは水害を体験しました。これまでも、人吉市は水害の歴史と共に生きてまいりました。今、また山の大切さが叫ばれております。林業を学ぶ方を、そして熊本林業大学校に協力することも本市の役目ではないかと思います。

また、若者の離職率が高くなったと言われて久しいですが、第３次人吉市地域福祉計画の地域福祉に関するアンケートの調査の中での就学・就労の問題について、「不登校の低年齢とケースの増加」「高校の退学の増」「未就職者の増」という回答がありました。早くに社会に出てしまった若者に技術を身につける支援をすることは、人吉市からの人口流出に歯止めをかけるものになるのではないかと思います。厚生労働省が出している若者の離職理由に、「キャリアが足りない」とあります。

また、厚生労働省職業安定局統計によりますと、求職は事務職が多いのに対し、求人は圧倒的に技術職が多い。ここに何が見えてくるでしょうか。技術を、手に職を付けていれば就職もできるだろうし、離職率の低下にもつながるのではないでしょうか。経済的に困られている方に対しての就労支援にも同じことがいえると思います。自立支援・就労支援の観点から、また、地元の中小企業を支える面からも、能力開発センターの今後について、市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

人吉球磨能力開発センターは、職業能力開発促進法に基づき、認定訓練やその他の職業訓練業務を行うことにより、職業人としての技能者の養成と生涯訓練を目的として設立されたものでございまして、主として働く社会人向けに事業スキームが組まれておりますが、生活困窮者や無職の若者も、就職に必要な資格の取得等において活用することが可能となっています。

しかしながら、当該センターは、生活困窮者等に対し直接アプローチすることは法で禁じられており、アウトリーチが可能な社会福祉協議会や、就職しても長く続かない、就労に一歩踏み出せない未就労の若者の就業支援を行う若者サポートステーション八代や、球磨地域振興局内に設置されておりますジョブカフェ球磨ブランチなどとの連携が必須となります。

今後の職業訓練の在り方でございますが、生活困窮者や就業に問題を抱える若者の課題は、精神疾患を抱える方や家庭内で問題を抱える方など様々であり、ナイーブなケースがございます。生活困窮者等の視点で職業訓練の在り方を考えますと、就業に向けて一歩を踏み出すため、サポート機関等との連携が重要であると認識しております。

若者サポートステーション八代などでは、過去に就職したが、職場での経験で心に傷を抱えた若者を就業につなげるために、まずは体を動かすことや働く喜びの体験をしてもらうために、農業体験や室内での簡易な手作業などをメニュー化するなどの対応をとられております。

若者に限らず、労働・就労の問題は、社会全体にとっても、個々の個人にとっても、社会生活における根幹的なものなので、多様な選択肢や可能性を創出することの重要性は理解をしているところです。

先日、本村議員の質問に対し経済部長が答弁いたしましたとおり、人吉球磨能力開発センターの土地建物も含めた現状体制のままでの令和４年度以降の継続は極めて厳しい状況にあるところですが、需要者ニーズの高い自主講座の継続などについては、別途、同センターの理事、会員各位と対応を検討するなど、職業訓練の場の損失を最小限にとどめるよう、当該センターの会長として努力してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　役割のある人、役割を感じられる人は仕事を辞めません。細かいところまで、細かいところにこそ光を当てるのが、市の役割ではないかと思います。もちろん、災害公営住宅の建設が最優先だということは重々承知をしております。職業能力開発促進法により、生活困窮者に対して直接アプローチはできないということも承知をしております。ただ、社会福祉協議会やジョブカフェなどとの連携で就労支援ができる手だてがあるのならば、やるべきだと思います。今、経済部と健康福祉部が手を取るときだと考えます。誰を真ん中に置いて考えるかです。コロナ禍での復興が始まったばっかりの人吉市です。誰一人取り残さない、お一人お一人に光を当てた支援と復興を進めていただきたいと切に希望します。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後１時22分　休憩

午後１時36分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）（登壇）　皆さん、こんにちは。４番議員、牛塚孝浩でございます。

通告に従いまして、一般質問をいたします。１点目は、６月にも質問をさせていただきましたが、新型コロナウイルスワクチン接種について、２点目にくま川鉄道の代替バスの停留所とその環境整備について、３点目に市民の声から、被災農地と解体後の宅地の課税についてをそれぞれ質問いたします。

質問の前に、３点目の市民の声からで、大柿地区の遊水地計画についてと耕作できない農地の課税については、議長の許可を得て順番を入れ替えて質問をさせていただきます。

さて、皆様も御認識のとおり、我が国は、いまだにコロナ禍第５波のただ中にあります。これまでにない感染爆発は、ここ数日で下降傾向にはございますが、先月には熊本市の50代

男性が自宅療養中に亡くなっております。また、同じように、自宅療養中であった妊婦さんは、救急搬送が間に合わずに大変悲しい事態も発生してしまいました。このことを受け、本市では妊婦さんへの優先接種ができる体制を構築いただいたということでございまして、大変ありがたく感謝をいたしております。

しかし、今回、このような新型コロナウイルス感染症による人命への脅威は、明らかにこれまでとは違う危機的な状況にあると思っております。

そこで、ワクチンの接種状況については、８月３日と定例会開会日に、全員協議会の中で現況を説明いただきました。さらに、本市のワクチン接種率につきましては、９月８日に、人吉新聞さんで詳しく掲載をいただいておりますので、まず、自治体によってばらつきがあるとの新聞報道を受けまして、球磨郡圏域でのワクチン接種の進捗状況についてお伺いをしておきます。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

球磨郡圏域でのワクチンの接種の進捗状況につきましては、９月８日の時点で申し上げさせていただきたいと思います。

医療従事者を含んだ接種率をお答えいたします。65歳以上は、１回目93.4％、２回目92.4％、64歳以下は、１回目74.0％、２回目52.7％となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　64歳以下で５割強ということを確認いたしました。引き続き、圏域での接種率が上がりますように、側面からも支援をお願いしておきたいと思います。

報道でもございましたが、今回、推察として示された本市の接種完了見込みは10月中旬ということでございますが、６月の答弁では９月末でありました。その要因を伺っておきたいと思います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

６月定例議会の御質問の際、高齢者と同程度の接種体制で進めた場合、64歳以下のワクチン接種の完了を９月末の目標とお答えしておりました。その後、国からのワクチン配分量が、７月以降、全国的に減少しましたことを受けまして、接種の進捗に影響が出たものと考えております。

本市におきましては、幸いにしまして、８月末に県から示されたワクチン供給量により、現在のところ、ワクチン接種を希望された方の２回接種に必要なワクチン量の確保はできております。したがいまして、ほとんどの受託医療機関では、現段階で接種完了が９月末の見込みでございますが、一部接種希望の多かった受託医療機関のみ10月中旬頃になる見込みでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　国からの分配量の減少が原因であったと理解をいたしました。

また、今後接種予定のワクチンについては確保もできているということでございますので、混乱なく、速やかに接種が完了しますようにお願いしたいと思います。

以前、説明をいただきましたワクチン接種の希望率についてでありますけれども、おおよそ８割であったということで、２割の方が接種しないということでありました。

今回、この第５波の感染爆発において、明らかにワクチン接種をしている方の再感染、ブレークスルー感染であったり、感染をしても重症化する確率が少ないと言われているようであります。

そこで、接種をしないという選択は個人の自由であり、強制するものではございませんが、その理由など、何らかの調査・検証、把握はされているのか。感染が拡大する中で、接種希望者の変化、新しく接種したいという方とか、そういうものはあっているのか。そのことに対する対応についてはどのようにされているか、伺っておきます。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

今回のコロナワクチンの接種につきましては、臨時接種として行う接種でございまして、議員がおっしゃいましたように、御本人の希望で接種されるものでございまして、接種を希望されない方の理由についての調査・検証は行っておりません。

しかしながら、電話などでの相談業務の中で把握していることといたしましては、現在入院中、また疾病の治療中で接種のできない方や、過去に他の予防接種を受けて副反応が出たため、副反応が怖くて受けない方などがおられます。また、接種を希望しておられても、受ける直前まで迷われておられる方もいらっしゃるようでございます。

ここで、８月の１か月間の新規の申込者数について御報告させていただきたいと思います。新規の申込者数は772件でございまして、その年代別の割合は、65歳以上が9.2％、60歳から64歳が3.1％、50歳から59歳が8.2％、40歳から49歳が14.8％、30歳から39歳が22.3％、20歳から29歳は18.9％、16歳から19歳は8.4％、12歳から15歳は15.1％となっておりまして、申込み締切り後の新規申込みの割合の高い年代は、順に30歳代、20歳代、12歳から15歳の順となっております。なお、新規の接種希望による申込みにつきましては、現在でも随時受け付けておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　随分新規が増えたということでございました。実は、接種をしないという選択をしていた友人が、今回ばかりはワクチン接種をすると言っておりました。これまでは副反応であったり、そういった不安とか、接種できない様々な事情があってのことと理解をしております。今後は、新しい希望者の方に対しましても、遅滞なく接種が可能となり

ますようによろしくお願いしておきたいと思います。

次に、先月26日ですが、モデルナ製のワクチンに異物の混入が発覚しました。その後も各地で次々に発見され、問題となっております。厚生労働省からは、使用を見合わせたワクチンロットの番号なども公表はされておりましたが、それ以外のワクチンからも異物の混入が発見されております。本市において影響はなかったのか、伺っておきます。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

本市では、ファイザー社製のワクチンのみを利用しておるところでございますので、この件につきましての影響はなかったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　ありがとうございます。安心しました。

では、これまで、ワクチン接種を進めていく中で見えてきた問題点・課題というものは何か、特に接種後の副反応について、何か把握されていることがございましたら教えていただきたいと思います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

ワクチン接種に関しましては、１バイアルが６人接種となっていることから、受託医療機関において希望された方々の接種が進み、接種希望者が少なくなりますと６人そろわない状況が生じます。このため、ワクチン廃棄を防ぐため、廃棄予防リストへの登録を呼びかけてまいりましたが、その登録者も、接種が進んだことによりまして、６人を確保するための人数調整が難しくなってきているといった課題がございます。

この課題解決のため、現在、市ではホームページに、未接種者の方へリスト登録のお願いを掲載し、接種促進とワクチン廃棄防止に努めているところでございます。

接種後の副反応につきましては、国が基準を設けて、医療機関に報告を求め収集し、県を経て市への情報提供となりますが、これまでのところ、１件、１名の方が１日の入院が必要でございましたが、翌日には回復されて退院されたということで、重篤な副反応の報告は受けておらないところでございます。

なお、接種後の副反応に関する情報につきましては、市ホームページに掲載いたしまして、接種に対する正しい理解に努めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　現在の課題については、６人の枠組みがそろわないということであります。そういうことを理解できました。ただ、接種希望者の中には、まだ接種できないよねという声もあります。ホームページだけではなく、もう一つ踏み込んだ周知方法を御検討いただければと思います。

また、副反応についても、ＳＮＳなどを利用されて情報を逆に提供いただいて、内容を精査いただいた上で生の声を発信してみてはどうかなと思います。正確な情報を正しくお伝えいただき、引き続き不安の解消に努めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、ほぼ起こり得ないことだと認識はしておりますが、ワクチン接種によって、もしも万が一、健康被害などが発生した場合、公的な支援制度というものはあるのか。それはどのようなものなのか、念のために伺っておきたいと思います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

予防接種法に基づく予防接種の副反応による健康被害が生じた場合、予防接種と健康被害との因果関係を厚生労働省が認めたものについて、救済給付を行います。

給付の種類は、医療機関で医療を受けた場合、医療費及び医療手当を、障害が残ってしまった場合は、18歳未満の方には障害児養育年金、18歳以上の方には障害年金、亡くなられた場合は、葬祭料、死亡一時金などがございます。なお、救済給付に係る費用は国が負担することになっております。

本市では、接種券などの送付時に同封しておりますファイザー社製ワクチンの説明書でも記載をしておりますけれども、これもまた、ホームページ等の記載により周知を行っておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　この制度につきましては、接種券に同封いただいたということでございまして、ただ、複数枚の書類の中の裏面にちらっと書いてありました。果たして、どれぐらいの方が認識をされているのかちょっと不安でしたので、この場で再度確認をさせていただいたということでございます。

次に、先月、東京では、医療従事者に対して３回目の接種を行ったという事案が発生しております。問診した医師は、厚生労働省からの規則を知らなかったということでございますが、本当にそんなことがあるのかなとちょっと首をかしげたところであります。その後、11日の熊本日日新聞さんの一面に、大きく「３回目接種、年内にも」という見出しで、「政府はブースターと呼ばれる３回目の接種について、専門家らによる本格的な議論を開始する」という記事が掲載されておりました。この３回目の接種については、今後、希望があれば可能なのか。報道では、ワクチンの効果が６か月しかもたないとか、抗体の数が半分以下になるとか、ブレークスルー感染の不安をあおる情報が出回っております。副反応や健康面での安全性も含めて、その必要性はどうなのか、現時点での見解を伺っておきます。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

３回目のワクチン接種につきましては、今、議員から御紹介がありましたように、各メディア等の報道によりまして様々に情報が出ておりますが、現時点で国からの通知はないと

ころでございます。また、３回目のワクチン接種による副作用や健康面での安全性につきましても、今のところ、正確な情報がない状況でございます。

３回目のワクチン接種の必要性につきましては、今後、国からの通知に基づき対応してまいりますが、その対応に遅れが生じないように、本９月定例議会に御提案の補正予算に、接種体制の準備に向けた費用の一部を計上させていただいておるところでございます。今後、国の動向も見極めながら、現時点では２回目接種の完了を目指してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　日々情報がめまぐるしく変化する事案ですので、国の動向を見極めつつ、正確な情報の発信と、現段階での大前提である２回目までの接種完了への注力をお願いいたします。

県は、市町村の接種を側面から支援するために、８月にグランメッセ熊本に県民広域接種センターを開設しています。11月までの接種完了を目指すということでございますが、本市への影響について伺っておきます。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

接種を加速化するため、県民広域接種センターが８月に開設され、夜間や休日の実施、妊婦枠や子育て世帯枠を追加するなど、11月接種完了を目指し進められているところでございます。

９月７日時点で、本市におきましては、予約者58人との報告を受けております。平日の夜間や休日の接種があることは、市民の方々の選択肢が増えますので、好ましいことと捉えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　実情では、比較的若い世代で接種が進んでおりません。このような広域の接種センター活用についても、いま一度、情報の発信をいただければと思います。よろしくお願いします。

デルタ株をはじめとします変異株の猛威は、子供たちの間にも感染が拡大しております。他市では保育所でのクラスターも発生しており、このことは本市でも同じ危機感の中にあると私は認識しております。

このような現実を踏まえた上で、12歳未満へのワクチン接種について、今現在、どのような協議がなされているのかお伺いいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

接種の対象年齢は、現時点での科学的知見に基づいて決められております。ファイザー社製及びモデルナ社製の新型コロナウイルスワクチンは、海外では生後６か月から11歳を対

象とした臨床試験が実施されていると報道されておりますが、その結果につきましては、まだ公表に至っておらず、国からの情報もない状況でございます。今後も、国の動向につきまして、情報収集に努めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　保育園や小学校に通う子供を持たれております親御さんの不安というのは、相当なものだと思います。できるだけ早期に、何らかの方向性が示されますことを祈念しつつ、引き続き、できる限りの予防対策を周知徹底いただきますようお願いをいたしておきます。

最近はあまり耳にすることも少なくなりましたが、以前は、ワクチンの未接種者に対する誹謗中傷や差別によって会社を退職させられたという話も聞いております。もちろん、こちらではございませんけれども。特に子供たちを取り巻く環境のもとでは、この差別は大変懸念をされる部分であります。児童・生徒に対して、その辺の対応というものがどのようになっていますでしょうか、お伺いいたします。

○教育長（志波典明君）　お答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意思で接種を受けることとなっております。したがって、周りの人に接種を強制したり、接種を受けてないことを理由にいじめなどの差別的な扱いをしたりすることは許されるものではありません。

教育委員会といたしましても、ワクチン接種の有無による誹謗中傷や差別は絶対あってはならないとの考えから、８月上旬に各学校に足を運び、直接、各校長に対し、２学期の始業式において校長から、ワクチン接種の有無による誹謗中傷や差別は絶対に許されないことについて、児童・生徒へ語りかけていただくようお願いをいたしました。この件につきましては、８月23日に行いました臨時市内校長会議においても、重ねて確認をしております。その後、各学校からは、ワクチン接種の有無に関係した誹謗中傷や差別についての報告はなく、適切に対応していただいていると認識しております。

今後、12歳の誕生日を迎える児童が順次ワクチン接種の対象となっていくこともあることから、各学校において、今後も継続して御指導いただくよう、校長会議等を通してお願いをしてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　12歳です、小学生では高学年だけが受けるということになります。非常にデリケートな部分であると認識しております。難しい対応を迫られますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

全国では緊急事態宣言の延長や、本県においてはまん延防止等重点措置の適用が今月30日まで延長となりました。以前より分科会の尾身会長は、さらなる人流の抑制・制限をお願いされておりますが、しかし、一方では、経済活動の低迷についても懸念をされておりました。そのような中、当然、医療体制の拡充が前提にはなりますが、政府は、今年11月頃を見据え、緊急事態宣言下でも国民の行動制限を緩和するための基本方針を決定したそうです。

そこで、重要性を持つものがワクチン接種証明書、ワクチンパスポートであろうと思います。これまでも何度か耳にしているワクチンパスポート、接種証明書の利活用につきましては、本市でも早期に検討いただき、このような状況下であっても、本市並びに圏域での経済が回っていく仕組み、経済活動を行っていけるような政策・プランが必要であります。このことについては、どのように検討されていますでしょうか、伺います。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

現在のところ、国内での新型コロナウイルスワクチン接種の事実は、接種時に本人に交付されます予防接種済証、接種記録書も含むとなっておりますが、これによる証明を基本とされているところでございます。

議員がおっしゃいましたワクチン接種証明書、いわゆるワクチンパスポートは、海外渡航に必要な場合に限り、市町村において発行しており、本市でも７月26日から発行しているということでございます。

今後、国のほうでは、年内を目途にワクチンパスポートのデジタル化を検討されておるということでございます。これにより、ワクチンパスポートの取得が容易になり、国内で活用できる環境が整うことが期待されております。新型コロナウイルスワクチン接種率の向上や感染防止対策の推進と併せまして、議員がおっしゃいましたように、社会経済活動の正常化に向けた取組として、予防接種済証またはワクチンパスポートを国内で積極的に活用する流れになっていくのではないかと考えておるところでございます。

聞くところによりますと、ワクチン接種が進んでいる諸外国でも、接種証明の積極的な活用により社会経済活動の再開や、ワクチン接種の促進に向けた取組が行われておりますことや、国内においても、接種証明を活用して商品の割引やおまけの提供といったことなどを一部で実施されていると聞き及んでいるところでございます。

ウィズコロナにおける社会経済活動の正常化・活性化に向けたワクチンパスポートの活用につきましては、国・県等の動向も踏まえまして、引き続き調査・研究してまいりたいと思いますし、我々としましては、今後、コロナ禍と令和２年７月豪雨の二重苦で疲弊している、特に飲食店や観光業等をはじめとした事業所の景気浮揚につながるような政策をはじめ、イベント等の実施によりまして人流の回復など、経済の反転攻勢につながるような施策につきまして、事業者の皆様と共に前向きに取り組んでいければと考えておるところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　答弁いただきましたように、デジタル化が進めば利活用しやすくなるのかなとは思いました。しかし、これがあるからといって羽目を外した行動につながっては、また感染が広がりかねません。また、接種証明書を持たない方の不利益につながるようでは、本末転倒であります。この辺のこともしっかりと踏まえていただいて、活用方法を検討いただきますようにお願いをしておきます。

次に、新型コロナウイルス感染症に対しての課題というものは、ほかにもたくさんございます。決して、ワクチン接種だけが解決策ではないということも認識した上で、ワクチン接種に関して伺ってまいりました。なぜならば、現時点で感染症の拡大を抑制し、少しずつでも健全な生活を取り戻すためには、より正確な情報をもとに周知をいただき、安心してワクチン接種をしていただくことが、現時点での最善であると思っているからであります。以前も申しましたように、ワクチンの接種希望者へは、本市のみならず圏域での早期の接種完了が、感染した場合の重症化を防ぎ、医療従事者の負担や現場の混乱を軽減させ、コロナ禍の沈静化と併走し、経済を復活させるために、やはり重要であると私は思っております。このことについて、市長はどのように思っておられるか伺っておきます。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

先ほど経済部長が申しましたとおり、ワクチンパスポートを活用した社会経済活動への寄与については、諸外国を含め、経済浮揚に効果が出ており、大変期待するものです。

一方で、今回のワクチン接種は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する上での緊急の措置という観点から、予防接種法において接種を受けるよう努めなければならないと定められており、ワクチン接種を受けるべきかどうかはあくまでも個人の任意であること、また、アレルギーや健康状態によってワクチン接種が困難な方もいらっしゃいますことから、ワクチンパスポートの利活用については、ワクチン接種を受けていない方、受けられない方への差別や偏見、不利益な取扱いにつながらないよう、総合的に勘案し、実施するとともに、実施の際は、ワクチンパスポートの利活用に係る所期の目的に鑑み、代替措置等を含めて十分配慮してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　ありがとうございました。ほかの自治体では、ワクチンの保管不備による廃棄や、間違った希釈率での接種という事案も発生しておるようであります。その辺、本市ではしっかりと実施いただいているようでございますので、大変な長期戦となっております医師会と医療従事者の皆様には、改めて感謝を申し上げ、コロナ禍という有事が早期に収束をすることを切に願って、この質問は終わります。

２点目は、昨年の豪雨災害で被災をし、バスによる代替輸送を余儀なくされているくま川鉄道のバス停と周辺の環境整備についてお伺いいたします。くま川鉄道に関しましては、令和２年12月25日にくま川鉄道再生協議会が設立をされ、復旧に向け鋭意尽力いただいていると認識しています。また、利用状況につきましては、令和２年５月の実績が、４高校の合計で852名であったと、本年１月の全員協議会の資料で追加提出をしていただきました。

そこで、まず、初めにお伺いしたいことは、この代替バスの停留所は何か所あるのか、待合所の環境整備はどうなっているのか伺います。

○企画政策部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

くま川鉄道につきましては、令和２年７月豪雨により球磨川第四橋梁の流失、相良藩願成寺駅から肥後西村駅間においては土砂流入など複数箇所で発生し、また、所有する車両５両全てが浸水するなど、甚大な被害を受けております。この被害により、全区間において運休を余儀なくされましたので、被災直後の７月20日から代替バスを運行し、主な利用者である沿線高校に通う高校生の移動手段の確保を速やかに行ったところでございます。

議員御質問の、代替バス運行に伴い設置したバス停でございますが、人吉市側から順に湯前町方面へ向けて申し上げますと、まず、人吉市でございます、人吉駅前、鬼木町のファミリーマート人吉インター店さん付近です、それと相良村が産交バスの柳瀬バス停留所、錦町が球磨中央高校前と錦町役場、あさぎり町がおかどめ幸福駅の裏手、あさぎり駅前、そして多良木町の武道館、湯前駅前の全部で合計９か所になっております。

また、それぞれのバス停における環境整備についてでございますが、今回新たにベンチ等の設置を行った箇所はなく、既存の環境のもとで御利用いただいている状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　詳しくお答えいただきましてありがとうございました。９か所ということで理解しました。そして、新たな設備はなくて、既存の環境のもとで利用されているということも確認しました。

では、次に、鉄路の一部復旧・再開の計画について、その区間と運行開始の予定はいつ頃なのか伺います。

○企画政策部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

被害が少なかった肥後西村駅から湯前駅までの区間におきまして、先行してくま川鉄道の部分開通を計画しておりまして、各方面で開通のための調整が行われている状況でございます。

現在、開通に向けたあさぎり駅の設備改修や踏切設備の復旧工事中であり、その後、車両をあさぎり駅に運搬しまして、最終検査や試運転の後、本年11月下旬には部分運行が開始できるのではないかと伺っておりまして、現在、工事も順調に進んでいると聞き及んでいる

ところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　本年11月下旬から部分運行を開始すると確認しました。いざ、くま川鉄道の運行ができなくなってから、つくづく、その存在のありがたさというものを痛感しておりましたので、大変ありがたく思うところであります。

今後、くま川鉄道が全線復旧するために、水害により崩壊した球磨川第四橋梁の完成が大前提になると思います。この鉄橋の完成と、全線が復旧するまで、おおよそ何年間を一部区間バスの代替輸送になるのか伺っておきます。

○企画政策部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

肥後西村駅から湯前駅までの部分運行が開始できたといたしましても、人吉温泉駅から肥後西村駅までの区間は運休が続きますので、引き続き代替バスの運行が必要となります。

では、代替バス運行の解消、つまりくま川鉄道の全線開通の時期がいつ頃になるかとの御質問ですが、今、議員御指摘のとおり、被害が一番深刻であった球磨川第四橋梁の復旧工事の工期が大きく関わってまいります。現在、本年度において、球磨川第四橋梁の詳細設計を行っているところでございますが、調整中の項目も多く、現時点では具体的な全線開通時期につきましては未確定の状況でございます。代替バスを利用している高校生、また来年度以降に高校進学を予定されている中学生、そしてその保護者の皆様はもちろんのこと、沿線住民の方々も一番の関心事、御心配事であり、広くは全国のくま川鉄道ファンの方も同様に心待ちに思っておられることだと存じておりますので、報告できる時期がまいりましたら、速やかにお伝えしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　全線の復旧と併せて、代替輸送機関というものも現時点では未確定ということでした。

先ほども申しましたが、なくなってから気づく大切なものがあります。まさにくま川鉄道は、人吉球磨にとってかけがえのない大切なものであると思います。答弁いただきましたように、多くの方が心待ちにしていると思いますので、引き続き、国・県へのお力添えと協議会の御尽力に期待をいたします。

次に、鬼木町のコスモス前、向かいのファミリーマート前が代替バスの乗降場所となっておりますが、くま川鉄道の社員さんが毎回出てきて、学生たちの乗車を見送っておられます。雨の日も、日差しのきつい真夏も、極寒の真冬にも見かけました。そして、学生たちも、このような環境のもとで通学をしています。見ていてかわいそうなんです。臨時的なものであるということは十分理解をしておりますし、国道沿いであり、そして民地であるというこ

とも理解はしておりますが、何か対策といいますか、改善ができないのかなと思っておるところであります。

災害後、１年と２か月になります。そのような話は出ていないのかお伺いをしておきます。

○企画政策部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

代替バス運行ルートを設定する際、当初、人吉高校にバス停を設置する案も検討されたようですが、一番の問題として、次のバス停の接続に大きく時間がかかってしまうことがありました。具体的には、湯前方面から人吉市に向けてバスを上りで利用する場合、人吉高校の生徒さんと球磨工業高校の生徒さんが同乗しておりますので、人吉高校前を経由し、次の人吉駅に向かうことになりますが、この経路では道路環境の面もあり、大幅に時間がかかってしまい、球磨工業高校生が学校の始業時間に間に合わない事態が生じてしまうとの検証結果がございました。

逆の湯前方面でのルート、下り面でも同様の問題が想定されるわけでございますので、こういった事前の検証結果から現在のルートとなっているようでございます。

鬼木町のコスモスさん前のバス停を主に利用されるのは、人吉高校へ通われている生徒さんですが、議員がおっしゃいましたとおり、このバス停でバスが来るのを待っている生徒さんを見かけられ、「炎天下の中、かわいそうだ」という声がくま川鉄道に届いていることは、市としても聞き及んでおりますし、把握しております。

一般的なバス停の環境整備としましては、上屋やベンチ、ガードパイプ、バスベイ――これは渋滞回避のためのバスの引込みですね、そういうスペース等の新設がございます。今回の問題として提起された雨風や直射日光を遮る上屋の設置には、土地の確保の問題もありますが、何より大きな費用が必要となります。

また、実際に、平日利用される生徒さんの数ですが、これは今年の５月に各学校が調査した数値でございますが、朝の登校で、このバス停からバスを待って乗車する生徒さんは64名、球磨中央高校、南稜高校行きでございます。下校で、このバス停からバスを待って乗車する生徒は222名、人吉高校の生徒さんでございます。土曜日も代替バスを運行しておりますが、部活や学校活動への参加日で、日中にこのバス停を利用する生徒さんがかなりいらっしゃるのではないかと考えられます。

このように、バス停の環境整備、それに伴う相当な規模のものが必要であり、大きな費用がかかってしまいますので、利用者も多く、また全線開通までの限定的な利用であるため、抜本的な設備面での対策を講じることは非常に困難であると認識をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　最善を検討されて、現在の状態であるということを認識しました。

くま川鉄道の社長に話を伺ったところ、会社で対応するとなると、答弁いただいたとおり、莫大な予算が必要であり、さらには一部分だけを対応するわけにもいかないとのことでした。昨年の豪雨災害は、多くの人たちに苦労や試練を与えていることに改めて悔しい思いをしているところであります。

しかし、全線の開通が開始されるまでの間は、バスによる現行運行となるわけです。くま川鉄道再生協議会の構成自治体へも、対策について何らかの協議を持ちかけていただいて、学生たちの安心安全な通学がかなうよう、お力添えをいただきたいと思いますが、市長、どのようにお考えでしょうか。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

昨今の異常気象により、日中の気温もかなり上昇し、またゲリラ的豪雨も頻繁に発生することから、バスを待つ環境として非常に厳しい状況下にあることは認識をしておりますし、心配もしているところでございます。

先ほど部長から答弁しましたとおり、バス停の環境整備には莫大な費用がかかり、期間も限定的なことから抜本的な対策を講じることができないのが現状でございます。

乗降整理業務に当たるくま川鉄道職員を含め、利用されている高校生等に対しまして大変心苦しいことではありますが、それぞれにおいて対策を講じていただくようお願いするほかございません。

くま川鉄道におきましては、バスを待つ時間が必要最小限に抑えられるよう、代替バスの定時運行はもちろんのこと、随時、学校とも密に連絡を取り、テスト期間や学校行事でふだんとは異なる利用形態にも対応しており、定員超過によるバスに乗りきれなかった生徒さんが発生しないよう最善の対策を講じているところでございます。万が一、生徒さんが乗りきれなかった場合には、速やかに学校へ報告し、対応を引き継いでおります

しかし、この問題に関しましては、このバス停に限らないことでありますし、沿線自治体全てに関わる問題でございますので、状況に応じ何らかの対策ができないか、各首長とも必要な機会等を捉え、情報共有を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　市長の心苦しい胸の内を発言いただきましたが、答弁いただきましたように、状況に応じて、各自治体の首長さんとも情報の共有を図っていただきまして、適時可能な対策をお願いしておきたいと思います。

次に、鬼木のコスモスとファミリーマート前の乗降場所についてですが、ここに行くためには、市道下林北願成寺線のブックスミスミ側にあります横断歩道を渡る必要があります。ここは、インターチェンジへの出入口でもあり、道路の拡幅も実施されておりまして、一部３車線化もされておりますことから交通量も非常に多い場所であります。この横断歩道では、

昼間は歩行者が見えるんですけれども、夕方暗くなると横断待ちの歩行者が見えません。夜、実際に通行いただくとよく分かると思います。ですから、一方のドライバーが気付いて一時停止をしましても、一方が歩行者に気付かなければ事故を起こしかねない状況であります。せめて横断歩道の両サイドに照明を付け、歩行者が認識できるような対策をいただけないかなと思いますが対応はできますでしょうか。

また、臨時的なバスの乗降場所となっているほかのところで、このように危険な状態になってしまった場所というものはほかにないのか。あれば、その安全対策についてはどうなのか伺います。

○建設部長（瀬上雅暁君）　それでは、私のほうからは、危険な道路の対策について御答弁をいたします。

議員申されたとおり、鬼木町のディスカウントドラッグコスモス前が臨時バス乗降場所となっておりまして、付近の横断歩道を渡る歩行者が一時的に増えているという状況でございます。また、この場所につきましては、人吉インター入口に近く、大型車をはじめ、普通車両も多い箇所でございます。照明施設につきましては、比較的大きな交差点には道路改良時点で設置を行っておりますけれども、その他の箇所につきましては設置はしていないという状況でございます。

議員御指摘の横断歩道でございますが、人吉インターチェンジ進入口の近くにございまして、直進レーンと人吉インターチェンジへ進入するための右折レーンの上にございます。また、信号機もない横断歩道となっております。

現場を確認いたしましたが、歩行者が横断される際、特に南側から北のほうへ横断される際には、右折レーンに進入した車両からは直線レーンに停止した車が死角となりまして歩行者の確認が遅れ、事故につながる危険性もあると思われます。歩行者の安全対策といたしまして、照明設備の早急な設置についてはちょっと難しいと思われますけれども、まずは右折レーンを横断歩道を挟まない形状にするなど、車両の誘導につきまして改善をしたいと考えておりまして、熊本県公安委員会と協議を行い、進めてまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○企画政策部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

代替バス運行により設置しましたバス停付近の危険箇所の把握でございますが、くま川鉄道に確認したところ、あさぎり町のおかどめ幸福駅裏手において危険性を認識しておられ、要注意箇所として対応されているとのことでございます。バスを降りた後の乗客の移動については、安全確保及びバス発車の妨げにならないよう注意が必要ですが、当該の場所におきましては、どうしてもバスを降りた生徒さんがバス発車前に前方を横切ったりする行為が見られることから、運転手も細心の注意を払い、安全運転に努めておられるということでございます。

この場所に限らず、全般的なバス停の乗降時の危険性、特に大きな道路等に面する場合などが想定されますが、交通安全や利用マナーにつきましては、各学校とも情報を共有し連携を密に取りながら、安全運行・事故防止に取り組んでおられます。

昨年７月から代替バスを運行されておられますが、事故等は発生しておらず、このまま安全運行に努めていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　照明設備の設置については難しいとのことでございます。しかし、つい先日も、私の目の前で横断中の高校生の列に車が突っ込んでいったんです。本当に危うく、大事故でした。先ほど答弁いただいたように、代替輸送期間も、今現在、何年かかるか分からないわけであります。いくら一時的とは言っても、半年、１年ではないと思います。

今年６月28日、皆さんも御存じだと思いますが、千葉県八街市において罪のない子供たちが犠牲となる痛ましい事故も発生しております。県の公安委員会とも協議を進めていただくとのことでございますので、事故が起こる前に、特にここは朝晩の渋滞も非常にひどいです、交通量も多いところですので、しっかりとした安全対策を早急に実施いただきますようにお願いをしておきます。

また、あさぎり町のおかどめ幸福駅裏手が要注意箇所ということでございますけれども、11月以降、鉄路が再開すれば解消されるんですよね。それまでは、引き続き安全運行と配慮をお願いしておきたいと思います。

この件に関しましては質問を終わります。

最後に、市民の声から、被災した農地について、解体後の宅地について、幾つか質問をさせていただきます。

まず、１点目は、昨年の豪雨災害で被災した農地については、国・県・市の御尽力によりまして復旧・復興の工事を進めていただいておりますことに感謝を申し上げます。しかし、それまでの期間、これは田中議員からも今日触れておられましたが、耕作ができない状態の被災したままの状態であったために、今年、作物の作付ができない状態でありました。結果、当然収入も発生しない状況であります。

そこで、このように作付ができなかった農地、被災地域においてどれぐらいあったのか。９月８日の人吉新聞に詳細な数字を掲載されておりましたので、簡潔で結構ですのでお尋ねをいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

昨年豪雨での被災により国の災害査定を受けた農地は1,662筆、130ヘクタールでございます。つきましては、豪雨災害により今年度も営農作付ができない農地は139ヘクタールとしておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　139ヘクタールであるということでお答えをいただきました。田中議員の質問と合わせまして重複する部分がございますけれども、ちょっと視点が違いますのでそのまま質問を続けさせていただきます。

であれば、今年、作付が不可能であった農地に対して、昨年は被災した家屋に対して減免をいただきました。このように、令和３年度の固定資産税に対して減免いただくことができないのかという声が出てくるわけでございます。当然、財源の問題も出てくることになりますので、国や県に対しても、この辺の補償は必要であると御要望をいただきまして、対策・対応をお願いしたいと思いますが、執行部としての考えをお伺いします。

○市民部長（丸本　縁君）　議員の皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

固定資産税は、その資産価値に対して課税させていただく税金でございまして、土地の場合、その地目に応じた課税となるものでございます。御質問いただきました被災農地につきまして、現時点で土砂や枯れ木等の撤去や整地が済んでいない農地もあるかと存じますが、農地利用を目的として元の状態への復旧が進められており、長期間に及んで作付が不能な状態とはならないことから、これまでどおり農地としての課税をさせていただいているところでございます。

なお、農地として課税をさせていただいておりますので、減免に関する補填等についての国・県に対する要望は行っておりません。御理解いただければと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　お答えいただきました被災農地に関しましては、復旧後、順次作付が可能になっていくということ、そして被災前同様に耕作ができるということで理解をしました。また、資産に対しては減免はないということも確認させていただいたところでございます。よって、国・県への要望はしないということも併せて確認をしました。

であれば、農業支援とか、別の形でその辺を補填といいますか御支援をいただけないかと思うわけであります。被災した農家へはもう一歩寄り添っていただきまして、前向きに御検討いただきますようにお願いをしておきます。

次の質問ですが、その後、大柿地区をはじめとしまして、球磨川流域治水事業の中で遊水地を整備するという案が出てまいりました。この件については、６月の一般質問で、そして昨日の一般質問でも西洋子議員からも心配の声が上がっておりますが、そうなりますと、ますます、この先どうなるのか見通しが立たず、頑張って農業をやろうという意欲もなくなってくると思うんですね。

そこで、この遊水地の整備計画がはっきりする時期はいつ頃になるのでしょうか、伺い

ます。

○企画政策部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

国土交通省は、令和３年７月25日の遊水地に関する地元住民説明会において、遊水地候補地の測量結果の提示及び地質調査の実施のお願い、並びに今後の進め方について説明を行われました。そのときに示されたスケジュールでは、今後の協議などの状況によって変更の可能性はあるとのことですが、遊水地候補地の地質調査を実施した後、遊水地計画の諸元等を令和３年10月頃に地元住民の皆様に提示する予定となっています。

また、市と連携しながら、遊水地計画を含む復興まちづくり計画を策定した後、令和３年度後半から用地測量・用地協議に着手し、協議が整い次第、用地の補償について実施していく予定で、遊水地工事の着手につきましては令和５年度以降の着手となる予定でございます。

当該地区の農地の復旧工事も進んでいく中で、一方では遊水地整備計画も進められており、地域住民の皆様の思いをおもんぱかると、その悩みや不安を払拭すべく早急に対処していかなければなりませんが、まずは生業である農業の再起を優先に考えていただければと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　要は、遊水地になれば、当然農地として機能しなくなるわけでございます。令和５年に着手するということであれば、たった１年ほどしか耕作ができないのかなと想像もできます。当該地域の皆様の心中を思いますと何とも言葉がございませんが、今後もしっかりと注視していきたいと思います。

昨年被災された農家の中には、地域に根ざして農地を守り、農業を頑張ろうと、再生に向け、日々努力をされている方がおられます。これまで農振地ではない場所の被災地農地でも、この機会に復興計画の中で集約化し営農しやすい田畑に作り替えていただきたいと望む声を聞きます。実際のところ、そのようなことは不可能なのでしょうか。どうにかしてできないか、お伺いします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

議員がおっしゃいましたように、農地を集約しまして営農しやすい田畑の形状を整備する事業を圃場整備事業と申します。圃場とは田畑のことでございますが、日本では非常に多くの農地が区画が小そうございまして、不整形なものも多うございますので、このような農地の区画を整形することにより生産性の高い農地に作り替えるという事業でございます。事業内容としましては、もちろん農地の区画整形もございますが、併せて用水路・排水路・農道なども整備していくものでございます。

本事業は、農地に直接的に影響を及ぼすことや、農家の皆さんの受益者負担、費用負担

がございますので、原則として農家の要望や同意のもとに実施をさせていただいているところでございます。したがいまして、市から圃場整備をされませんかというよりは、あくまでも農家の皆さんの要望等により行っていきたいと思っておるところでございます。

おっしゃるように、農業生産基盤の整備は、生産性向上といった農家レベルの効果とともに、やはり地域経済の振興、あるいは生活環境の整備などによる地域レベルの向上効果も有しているという事業であることは市も認識をしておるところでございますが、やはり、災害復旧工事と違いまして、土地改良法に基づいて行う補助事業でございますので、事業を実施するに当たりましては補助事業の要件がございます。まず、１つ目には、農業振興区域内であること、２つ目に、整備区域内の農家あるいは地権者の３分の２以上の同意があること、３つ目に、先ほども申しましたが、市のほうに要望書・同意書を御提出いただくこと、この要件を満たすことができないと、なかなか事業には着手できないところでございます。

また、圃場整備事業につきましては、このような手続を踏みますことから、事業完了まで多くの時間を要する事業でございます。市としましては、農家の方のお気持ちは、確かにこの機に生産性の高い農地にということは、非常にお気持ちとしては分かるところでございますけれども、まずは災害復旧事業により農地・農業用施設を復旧させていただきたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　これまでの圃場整備事業ではできないということは理解をしておりました。ですから、復興計画の中で何らかの対策ができないかと思ったわけでございます。

薩摩瀬地区で農業をされていた方から話を聞いた限りでは、最近、山間部で非常に鳥獣被害が多いと、昨日も一般質問の中でございましたけれども、「薩摩瀬は鹿とかイノシシとかは全く被害がないよ、農業すっとにはよか場所ばい」というような話を聞いておりましたものですから、この農業振興という部分で薩摩瀬のほうが復興計画の中で何とか集約できればと思って質問をしたところでございます。引き続き、何か良策がございましたらば御検討いただきますようにお願いをしておきたいと思います。

次に、令和２年７月豪雨によって被災した、半壊判定以上の家屋を解体した場合ですが、被災者生活再建支援金は全壊世帯同様となりまして、解体が実行された後、基礎支援金の差額について追加申請ができます。一連の流れを、おおよそのその期間も併せまして、再度確認をさせていただきたいと思います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

被災者生活再建支援金につきましては、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金を支給し、生活の再建を支援するものでございます。

支援金には、住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金がございます。基礎支援金の支給対象となる世帯は、全壊または大規模半壊の罹災証明を受けた世帯で、支給額はいずれも複数世帯の場合で、全壊の世帯に100万円、大規模半壊世帯に50万円が支給されます。

また、住宅が大規模半壊または半壊の罹災証明を受け、そのままにしておくと非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかることから、これらの住宅を解体された場合には、解体世帯として全壊世帯と同等の支援金が支給されます。したがいまして、大規模半壊世帯が解体世帯となった場合には、再度申請をすることで差額の50万円が支給されます。

手続といたしましては、解体世帯として支援金を申請する際に、被災住宅が解体されたことを公的に表明するものを提出していただく必要がございます。具体的には、公費解体の場合には、市環境課から送付される被災家屋の解体・撤去完了通知書、または住宅の解体後、滅失登記が行われた後に法務局で取得できる閉鎖事項証明書が必要となります。なお、市環境課が送付します解体・撤去完了通知書につきましては、被災住宅の解体委託業務完了後、おおむね１か月程度で所有者へ送付されます。法務局の閉鎖事項証明書につきましては、滅失登記申請からおおむね１週間程度で取得可能とのことでございます。

申請から支給までの流れにつきましては、市で受領した申請書は熊本県を経由し、被災者生活再建支援法人、公益財団法人都道府県センターへ送付されます。その後、センターにおける審査、支給に係る処理に一定の期間を要するため、支給までの期間はおおむね２か月半程度となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　おおむね２か月半と理解をいたしました。

では、解体が済み、基礎支援金の差額について申請が可能となった被災者で、申請をされてない世帯はあるのか。あるとすれば、どれくらいあるのかを聞かせてください。さらには、申請ができること自体を認識されていないという可能性もありますので、そのような世帯の周知についても併せて伺います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

現在は、被災住宅の解体が随時実施されている状況でございますので、解体が済んだものの、支援金が未申請となっている世帯の把握はできていないところでございます。支援金の制度周知につきましては、発災直後から、カルチャーパレスホール棟での総合相談窓口におきまして案内チラシ等を交付し個別に説明をしてまいりました。

また、申請受付開始から１年が経過した先月８月の広報ひとよしにおきまして「支援金の申請はお済みですか」という記事を掲載し、再度周知を図ったところでございます。なお、

解体後の支援金が未申請のままとなっている世帯に対しましては、市内の公費解体がおおむね完了した後に、時期を捉まえまして勧奨の通知を行うなど、基礎支援金の申請期限である令和４年８月３日までに漏れなく全ての世帯の申請が済むように進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　分かりました。まだ、解体自体が進行中であるということで、未申請世帯の把握はできていないということでお答えをいただきました。

あと、広報ひとよしにも確かに掲載をしてあり、確認をいたしました。ただ、やっぱり人ですから、時がたつと忘れると思うんですよね。今後も、引き続き、申請漏れがないようによろしくお願いいたします。

次に、滅失登記が終わりますと、その家屋についての固定資産税は発生しないということで認識をしておりますが、更地になった土地に対する固定資産税について、被災住宅用地特例の軽減措置、対象期間が２年です、これを過ぎたときに６倍になると、不安に思っておられる被災者の方が多数おられます。固定資産税は土地と家屋に分けられており、実際のところは具体的にどうなるのか、被災したから解体になってしまって税金が上がるということは納得がいかないと言われます。本当は上がるということではないという表現は不適切であると認識はしておりますが、そういう声に対して、その不安を軽減して御理解をいただくために、仮の数字を使って、一度分かりやすい説明をお願いしたいと思います。

○市民部長（丸本　縁君）　御質問にお答えいたします。

住宅用地につきましては、元来、その税負担を軽減することを目的といたしまして、住宅の面積に応じて特例により軽減措置が取られております。また、議員からも御紹介ありましたけれども、令和２年７月豪雨により住宅を解体し更地となった場合でも、地方税法の規定に基づき、特例によりその住宅が建っていた土地は被災住宅用地と見なされ、住宅が建設されていなくても令和４年度まではこの軽減措置が引き続き適用されることとなっております。

御質問いただきました、住宅用地の特例が外れた場合の税額に関する具体例につきまして、各々の土地や家屋の状況次第で様々なパターンがございますので、あくまでも標準的な例で説明をさせていただきます。

まず、住宅用地は、通常、住宅１戸当たり200平方メートルまでの部分を小規模住宅用地、200平方メートルを超える部分を一般住宅用地に分けることができます。小規模住宅用地の場合は、固定資産税の算定基礎となります課税標準額が評価額の６分の１となり、一般住宅用地であれば３分の１となります。

これに対し、住宅用地の特例の適用を受けない更地の場合は、通常、評価額の70％が課

税標準額になります。例えば500平方メートルの土地に１戸の専用住宅が建っており、その家屋を滅失した場合、土地の固定資産税額は補正率等を加味しまして約2.3倍となり、必ずしもそうなるわけではございませんが、最大で約４倍程度になる場合もございます。税額を交えて具体的に申し上げますと、土地の税額が２万円、家屋の税額が３万円で、合計５万円の税額がかかっていると仮定します。解体により家屋が滅失し、更地のまま被災住宅用地の特例が終了した場合には、土地に対してのみ課税されますので一概には申し上げられませんが、例えば土地の税額が４万円あるいは５万円、あるいは６万円になるというイメージでございます。

各々の土地や家屋の状況により計算が変わってきますので、一律に何倍上がるということを申し上げるのは非常に困難と考えておりますが、逆に、滅失した家屋の税額は発生いたしませんので、土地と家屋の総額で考えますと、上がるケースもあれば下がるケースもございます。その点を踏まえた上での税額であることも御理解いただければと存じます。

御不明な点につきましては、税務課に個別に御相談いただきましたら、御相談者の状況に応じた丁寧な説明を心がけてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　よく分かりました。ありがとうございます。本当に不安をお持ちの市民の方がたくさんいらっしゃって、今日、答弁いただいたことをお伝えすることで不安の解消と誤解を解いていただけると思います。

最後に、2020東京オリンピック・パラリンピックでは、そして選抜高校野球大会についても同じですが、多くの成果と感動を与えていただいたと思います。実は、これは熊日新聞さんの「新生面」にちょっと載っていた言葉を紹介したいんですけれども、シドニー五輪の金メダリスト、高橋尚子さんが10代の頃、岐阜の代表選手から「ちょっとだけ頑張ることを毎日続けてみようよ」という言葉を聞いたそうです。その後、彼女は練習の後、自分だけ100メートルを３本走るようにしたということでありました。それを毎日続けていたら、やがて長い距離へと伸び、現役の引退まで続いたということであります。高橋尚子さんの活躍につきましては、皆さん御承知のとおりだと思います。今年は、たくさんのスポーツ選手から多くの感動と元気と、そして復興へ向けた力を与えていただいたように思います。災害からの復興に向け、コロナ禍からの復活に向け、与えられたそれぞれの立ち位置で、今よりちょっとだけ頑張ることを心がて、よりよい未来へ向かい、共に頑張りましょう。

これで、一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後２時49分　休憩

午後３時05分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）（登壇）　皆さん、こんにちは。本日、４番目の質問者の、10番議員、平田清吉でございます。

これから、しばらくの間、私の一般質問にお付き合いをお願いいたします。

今回の私の一般質問の項目は、市民の声からの１項目です。質問要旨は１項目、令和２年７月豪雨災害からの復旧・復興についてを通告しております。

まずは、第１回目。昨年の７月豪雨災害以降、いろんな場所において球磨川流域の治水対策についてとか、流水型ダムに関する勉強会とか、本年に入ってからは本市の復旧・復興の重点地域とした８地区において、人吉市復興まちづくり地区別懇談会を、また、最近においては中神町段・馬場・城本・大柿地区におきまして、特に遊水地について幾度か協議を続けてこられましたが、いまだに本市から、本市の復興まちづくり計画について具体的な計画も内容も示されておらず、聞いた覚えもありません。

そこで、質問要旨としまして人吉市復興計画としておりますが、ここは人吉市復興まちづくり計画に改めて、進捗状況及び計画書はいつ公表されるのかと質問する予定でしたが、午前の徳川議員の一般質問の中で同様な質問があり、回答もありましたので、議長の許可を受けまして回答は割愛いたします。

本市の復興まちづくりについては、市民の声が先か、市からの声が先か、考えさせられるところがありますが、復旧・復興に当たっては、国や県、さらには市からの支援に頼らざるを得ないところが大です。地区別懇談会の場では、市民からの声を聞くばかりでなく、国・県・市としては、今のところ、ここまでは支援できますとか、また、本市の復興まちづくりについて復興まちづくりアドバイザーと契約されているようですので、アドバイザーの方の考え方も聞かせていただければ、市民からの復興まちづくりの本音が聞けるのではないか、また、早期に、市民と一緒に復興まちづくりを語り合えるのではないかと思われます。

そこで、２回目。市長にまとめてお尋ねいたします。昨日も福屋議員から同様な質問があったかとは思いますが、１つは、令和２年７月豪雨災害からの本市の復旧・復興について、１つは、被災市街地復興推進地域の復旧・復興について、１つは、令和２年７月豪雨災害からの復旧方法について、特に浸水被害を受けた地域の治水対策の方策に伴う宅地・建屋の再建方法、都市計画道路として位置付けられている国道445号の拡幅についてと、市街地における災害時の避難誘導道路の確保と拡幅について等々において、具体的な支援案をお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

本議会の所信でも述べさせていただいたところでございますが、本市の復興まちづくりを

進めていく上で、その大前提となるのが球磨川流域の治水対策ではなかろうかと思っています。現在、国土交通省では球磨川水系河川整備基本方針の見直しに着手され、国の審議会の１つである河川整備基本方針検討小委員会による検討が進められております。この基本方針は、球磨川における将来の河川整備の方向性を示すもので、今次水害による様々な検証を踏まえ、想定される基本高水のピーク流量と河道に安全に流せる計画高水流量等が検討されていくものと存じますが、まずは、今年３月に策定されました流域治水対策である球磨川流域治水プロジェクトを、国・県・流域市町村とがしっかり連携し、着実に取り組んでいくことが大事であろうと存じます。本プロジェクトの全てが完了した場合、令和２年７月豪雨と同規模の雨量の場合、人吉市内においては浸水しないとの試算が示されていることから、国が市内で計画している治水対策は、河道掘削や遊水地の整備等河川整備が中心であり、宅地かさ上げや居住の移転などといった居住誘導施策は示されておりません。

また、今後、本市独自での一定規模の宅地かさ上げなど面整備の取組につきましては、現時点では想定しづらいのではないかと思われます。その理由としまして、平成29年３月に国から示されました本市内における洪水浸水想定最大規模Ｌ２と同程度の浸水深を踏まえたかさ上げが必要となること、さらに、東日本大震災における津波被害や熊本地震など地域全体で住家が滅失してしまった災害とは異なり、発災直後から、既存の家屋を修理して、そのままお住まいの住民の方々が一定程度おられることなどが上げられます。

一方で、本プロジェクトの完了までには相当の期間を要することが見込まれる中、被災された方々の住まいやなりわいの再建は待ったなしの状況にあることは、私自身十分に認識しているところでございまして、その治水対策と被災者の再建、さらには復興まちづくりとの時間軸の相違をどのように両立させていくかは非常に難しい課題であると存じます。

つきましては、今後も、梅雨時や台風など豪雨に見舞われることが度々予想されますが、当面の課題として、まずは命を守ること、そこに注力し、そのために考えられるあらゆる施策を講じていく必要があると存じます。

具体的には、既存道路の拡幅など避難路の整備や避難場所の確保といったハード事業をはじめ、今後の土地利用の在り方や住家の建築手法の考え方など広くお示しするとともに、防災行政無線の復旧や防災ラジオの配布、ＳＮＳの積極活用など情報伝達手段の多重化により、リアルタイムに正しい情報を住民に伝え、早期避難を誘導するなど、行政としてできることについては全て取り組んでまいる所存です。

この取組の一環として、本日、避難路や避難場所の整備に係る予算を含む補正予算を追加提案させていただきました。今後も、国・県の財政支援等もいただきながら、切れ目なく、よりスピード感をもって、できるところから順次取り組んでまいります。

次に、被災市街地復興推進地域及び国道445号の今後の方向性に関する質問でございますが、中心市街地及び青井地区においては、被災市街地復興特別措置法に基づく推進地域の都

市計画決定を、去る７月21日に行いました。現在、安全かつ魅力向上につながる市街地整備について、土地区画整理事業など面的な整備手法も視野に検討を進めているところでございまして、国道445号につきましても、その中で一体的に検討しているところでございます。

国道445号の道路管理者である熊本県からも、市の復興まちづくりと連携して整備を進めていきたいとの話をいただいているところでございまして、現在、熊本県では国道445号の整備に向けた予備設計を、本市においても、当該地区における事業手法の選定やまちのにぎわいづくりに向けた測量設計に連携して取り組んでいるところでございます。

また、先月実施しました住まいと土地利用に関するアンケート調査については、現在内容を分析中でございますが、被災市街地復興推進地域内に土地をお持ちの方の中には、「土地を手放してもよい」との回答をいただいた方もいらっしゃるようでございます。今後は、それらの御意向も酌み入れながら、具体的な整備手法を検討してまいります。

当該地区にて住まいやなりわいの再建を検討されておられる住民の皆様には、来年７月３日まで、建築に係る一部制限が生じており、大変御迷惑をおかけしておりますが、今後、当該地区に土地をお持ちの方たちを対象に、座談会の開催や戸別訪問を行って丁寧に説明を行い、具体的なまちづくりの方向性や整備手法などをお示ししながら合意形成を深めてまいりたいと存じます。

先月22日に開催しました復興のまちづくりに関する中間報告会のトークセッションにおいて、ワークビジョンズ株式会社の西村浩氏は、発言の最後に、「人吉市の復興は日本中の期待である。日本中から注目される新しいモデルでやるべきではないか。人吉市は期待できると思っている。ぜひ、元気を出して取り組んでいただきたい」と述べられました。この力強いエールを胸に、50年後、100年後にこの地に住む人たちが、「2020年には大きな水害があったけど、当時のまちづくりのおかげで暮らしやすいまちが今ここにある。先人たちに感謝しなければ」と言っていただけるような未来型復興を成し遂げるべく、私自身強いリーダーシップをもって本市の復興に取り組んでまいります

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　ちなみに、特に道路の拡幅及び避難誘導道路の拡幅確保に対しては、被災した地権者、市民の力を借りなければならないところが大ですが、地区別懇談会の中ではっきりとした考え方を示してもらいたいものです。

また、災害復旧方法については、特定災害復旧に指定されても、あくまでも原形復旧が鉄則であることを再認識させてもらいました。しかし、国が言う災害からの未来型復興とは何でしょうか。

続きまして、３回目。公費解体についての質問は、公費解体の現状について質問する予定でしたが、先日の市長の所信表明の中で話がありましたので、議長の許可を得て割愛いたし

ます。

続きまして、第４回目。令和２年７月豪雨災害前から現在に至るまで、本市の人口はどのように推移したか、また、令和２年度決算における市税の課目ごとの現年度分の決算額と徴収率はどのようになっているのかお尋ねします。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

令和２年７月からの本市の人口の推移でございますが、豪雨災害前の令和２年６月末日現在は３万1,932人、直近の令和３年８月末日現在は３万1,219人となっており、713人の人口減となっております。

次に、令和２年度決算における市税の課目ごとの現年度分の決算額と収納率についての御質問でございますが、それぞれ見込額でお答えをさせていただきます。

まず、個人市民税決算見込額11億5,916万6,385円、収納率見込98.88％、法人市民税決算見込額２億6,352万5,800円、収納率見込97.45％、固定資産税決算見込額14億1,667万988円、収納率見込96.83％、軽自動車税決算見込額１億2,644万2,100円、収納率見込98.05％、市たばこ税決算見込額２億5,204万9,634円、収納率見込100％、入湯税決算見込額612万3,000円、収納率見込100％、都市計画税決算見込額１億6,180万5,945円、収納率見込96.83％、合計しますと令和２年度一般会計の市税現年課税分決算見込の総額は33億8,578万3,852円、収納率見込97.86％でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　現在、公費解体については、本年３月末に解体申請の受付けを終了し、合計908件の申請があり、８月31日現在で882件、97.1％の工事を発注済で、554件、61％の解体が完了している。なお、発注が済んでいない26件については、所有者の方が解体をするか、しないかを思案中とのことで、引き続き、所有者の意向を確認しながら事業完了を目指しておられる旨、伺っております。

そこで、第５回目。公費解体または自費解体をし、家屋があった土地及び家屋に係る固定資産税並びに都市計画税はどのようになるのか。先ほど牛塚議員も質問されておりましたが、そのまま質問させていただきます。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

公費解体または自費解体をした家屋に係る固定資産税及び都市計画税についてでございますが、まず、土地に関して説明をさせていただきます。

先ほども牛塚議員の御質問の中で御答弁いたしましたけれども、住宅用地につきましては、元来、その税負担を軽減することを目的としまして住宅の面積に応じて、特例により軽減措置が取られています。また、令和２年７月豪雨により住宅を解体し更地となった場合でも、地方税法の規定に基づき、特例によりその住宅が建っていた土地は被災住宅用地と見なされ、

住宅が建設されていなくても令和４年度まではこの軽減措置が引き続き適用されることとなっております。

次に、家屋について御説明させていただきます。令和２年７月豪雨により、令和２年中に解体した家屋につきましては、滅失家屋となりますので固定資産税等の課税対象とはならず、令和３年度から、その家屋に関する税額は発生しないことになります。ただし、公費解体等のスケジュールの都合上、令和２年中に解体ができなかった家屋につきましては、賦課の期日であります令和３年１月１日時点で存在する家屋となりますので、一旦、令和３年度の課税対象とさせていただいております。

しかしながら、被災により解体を余儀なくされ、また公費解体等のスケジュールの都合により令和２年中に解体ができなかった点を考慮いたしまして、所有者からの申請により減免の取扱いとさせていただいております。対象者の皆様には、申請忘れがないように、直接関係書類の送付を行っているところでございます。

また、被災により滅失または損壊した家屋に代わるものとして、新たに家屋を取得したり改築される場合もあるかと存じますが、地方税法の規定によりまして、被災した元の家屋の床面積に相当する分の固定資産税等を取得した翌年から４年間、２分の１に減額する特例措置がございます。内容につきましては、市ホームページでの周知はもとより、家屋調査の際にも、対象の皆様へ内容を御説明し、申請書の提出をお願いしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　減免の取扱いができる場合には、所有者からの申告漏れがないように、申告書の提出確認をいま一度お願いいたします。

続きまして、第６回目。現在、市役所内で勤務されている職員全体で、農林業に従事されている方――副業・手伝いを含めて――はどのくらいおられるのか。また、そのうち、農業振興課及び農林整備課に何人の人が配置されているのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

職員におきまして、いわゆる兼業や手伝いなどで農業並びに林業に従事している者につきまして詳細は把握しておりませんけれども、地方公務員法第38条第１項の規定に基づきます営利企業等従事許可申請により従事している職員が、全体で２人おります。けれども、この２人につきましては、農業振興課また農林整備課配属ではございません。

議員御質問の、農業振興課及び農林整備課にこういった職員が何人配置されているかということですけれども、２課に確認しましたところ、２課で５人の職員が家業である農林業の手伝いを行っております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　ことわざの中に「石の上にも三年」とか、山本五十六元帥の名言に「やってみせ、言って聞かせて、させてみせ、褒めてやらねば人は動かじ」という言葉がありますが、どんな職業でも、最初は自分が進んで選んだ職業です。仕事に従事して経験してみないと、自分に与えられた仕事の内容や仕事要領は理解しがたいものです。また、仕事内容が理解しがたい人に対しては、先ほどの山本五十六元帥の名言のごとく、叱咤激励してやらなければ人は育ちません。何事にも経験を持たれた方の配置がほしいところです。

続きまして、第７回目。田んぼダム及び遊水地についてお尋ねいたします。

まず、国や県の治水対策の一環として、田んぼダムについて、本市はどのように捉えておられるのか。本市の水田面積、筆数も踏まえてお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

まず、本市内の水田面積のお尋ねでございますが、約980ヘクタール、筆数は１万552筆となっておるところでございます。

次に、田んぼダムについてでございますが、田んぼダムは水田の持つ貯留機能を最大限に活用し、排水枡に流出量を調整する堰板を設置しまして、水田に降った雨水が排水路へ一気に流れ出すのを緩和しまして、ピーク時の流量を減少させ、下流への到達時間を遅らせるということにより、洪水軽減につながることを目的としております。なお、熊本県におかれましては、その効果を実証するために協力される農家へ、今年度、堰板を配布されまして検証が行われているところでございまして、これにつきましては有識者による田んぼダム効果等検証委員会を立ち上げられ、貯留効果であるとか、周辺農地への影響などを調査し、御提言をされるということになっておるところでございます。

本市のスタンスでございますが、令和４年度まで行われる実証実験による効果等の検証結果を見ながら、また、一番には農家の皆様方の御理解・御協力が必要でございますので、そういったものをいただきながら、田んぼダムの取組につきましては県などと協力しまして、できましたら前向きに検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、この取組を通じまして、流域全体で治水安全度の向上に取り組んでいるという意識の向上が、今後の治水対策をはじめ減災・防災の取組にとっても非常に大きなプラスの効果を生み出すのではないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　本市の水田面積は約980ヘクタール、約980万平方メートル。国・県の田んぼダム計画では、田んぼの貯水高を25センチにしたい考えです。とすると、田んぼの畦高は約30センチ――現状20センチぐらいです――にしなければならないですが、貯水高を規定値にした場合の本市水田での貯水量は245万立方メートル、貯水量としては結構な貯水量になります。しかし、鬼木地区だけにおける田んぼダムの実証実験で、果たして治水効果を

確認することはできるのでしょうか。２年後の検証結果を待ちたいと思います。

また、昔から、田んぼの稲作は、水をためて耕作をしてきたんですよね。だから、昔から治水対策に貢献してきたわけですけれども、なかなか世の中から評価されないという現実があります。

続きまして、遊水地について、本市はどのように捉えておられるのかお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

流域全体で洪水を受け止め、リスクを分散するための球磨川水系流域治水プロジェクトにおける遊水地整備計画につきましては、人吉市街部及び中流部で効果を発揮させられるような遊水地の配置及び洪水調節効果、事業期間等を総合的に評価し、効率的・効果的な箇所で実施する治水事業であると認識をしております。

国土交通省が想定している洪水調整容量は、球磨川流域として約600万立方メートルで、本市においては大柿地区・中神城本地区が候補地であり、現在、両地区では地質の調査が実施され、その結果を基に遊水地の規模をはじめとする諸元などを地元の皆様にお示しすることになっております。

今後も、国・県との連携を図り、市の復興まちづくり計画との調整を行うとともに、地域住民の皆様と対話を重ねながら、この治水計画を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　中神地区及び大柿地区の遊水地につきましては、現在、国の地盤調査が進められているところで、実際見ておりますが、五、六か所、約10メートル掘削して調査が進められておりました。中神地区の地盤は三層ほどから形成されており、湧き水は確認されなかったものの、各層間を水が流れていると聞くことができました。遊水地に適しているかどうかは、調査会社に資料を持ち帰り、検査をしてみなければ分からないとのことでした。

また、中神地区及び大柿地区の遊水地の適否については、国交省から、今月末から来月中旬頃には現地説明をしたいとのことでしたので、その説明を待っているところです。

続きまして、第８回目。農地及び農業用施設の復旧についてお尋ねいたします。これも、先ほど牛塚議員から農地の災害査定件数の質問がありましたが、査定件数についてお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

災害査定件数のお尋ねでございますが、農地は142件、139ヘクタールでございます。また、農業用施設は201件でございまして、農道55件、頭首工37件、用排水路107件、橋梁１件、揚水機１件でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　続きまして、農地及び農業用施設の災害復旧の発注状況についてお尋ねするところですが、同様な質問が先ほど牛塚議員と田中議員からありましたが、農地につきましては地区ごとの面積と発注割合を、農業用施設については用排水路、農道、頭首工等の発注件数と発注割合についてお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　それでは、発注状況につきまして御答弁をさせていただきます。

まず、農地でございます。地区ごとに御説明いたします。まず、中神地区39ヘクタール、大柿地区13ヘクタール、小柿地区２ヘクタール、林地区13ヘクタール、戸越地区３ヘクタール、七地地区11ヘクタール、６地区81ヘクタールの農地復旧工事を発注しております。これにつきましては、査定を受検しました農地全体の約58％の発注を今完了しているところでございます。

続きまして、農業用施設、これは農道・用排水路等でございますが、この発注状況につきましては、現在58件発注しているところでございまして、内訳としましては用排水路が36件、農道が20件、頭首工が１件、揚水機が１件でございます。これも、査定を受検しました農業用施設の全体の約29％の発注が完了しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　農地の復旧工事が完了したところについては、その都度、工事完了検査を地権者立会いのもと行い、地権者に引き渡していただいたほうがよいかと思います。

続きまして、農地等の災害復旧に伴う地権者の負担金の負担額についてお尋ねいたします。当然のことだと思いますが、地権者の土地の所有面積は各々違うので、負担額は違ってくることは承知しておりますが、そのほか、復旧工事内容においても各地権者の負担額は違ってくるのでしょうか、お尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

現在、田中議員の御質問につきましても、農地の復旧につきましては１反当たりの御答弁をしたところでございますが、土砂の量、あるいはその工種及び表土の搬入等につきましては、工事費等の変更が生じてくる場合もございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　続きまして、被災した農地の貸借契約状況についてお尋ねいたします。

まずは、被災した農地の農地中間管理機構を介した貸借契約状況についてお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　被災した農地の農地中間管理機構を介した貸借契約状況につきましては、農業委員会から御提供いただきましたデータでお答えをさせていただければと思います。

農地パトロールの結果に基づきまして、令和３年２月１日現在の被災農地の筆数及び面積でございますが、筆数が1,523筆、面積が150万1,506平方メートルとなっております。そのうち、中間管理機構を介しました貸借契約状況でございますが、令和３年８月末現在で筆数が88筆、面積が９万8,613平方メートルとなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　続きまして、被災した農地の相対での貸借契約状況についてお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　それでは、農地の相対での貸借契約状況につきましてでございますが、これも農業委員会から御提供いただきましたデータで、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定状況ということでお答えをさせていただければと思います。

先ほどもお答えいたしましたが、筆数1,523筆、面積150万平方メートル余りのうち、利用権設定状況は、令和３年８月末現在で筆数が163筆、面積が18万8,105.5平方メートルとなっておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　なぜ、このようにしつこく質問をするかと言いますと、今、貸借の状態で地権者の方が高齢化して作れないという状態が発生しておりますので、誰が田んぼを管理してくれるのか、地権者なのか、借り手なのかといったところをちょっと危惧しておりましたので質問させていただきました。

よって、被災した農地の貸借契約状況が確立されていないと、工事完了後の地権者への引渡し後の農地の管理状況が不十分となり、新たに雑草が繁茂してしまいます。よって、来年度の稲作が困難になることが予想されます。

続きまして、令和２年７月豪雨災害を受けて住宅の浸水被害を受けた方が、被災された宅地での再建を諦め、被災しなかった農用地を求めておられる方が少なからずおられます。被災しなかった農用地取得の簡素化や農業振興地域の見直しはないのか。また、農業振興地域の見直しはいつ頃行う予定かお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　まず、簡素化のほうの御答弁とさせていただければと思います。

令和２年７月豪雨に伴う災害復旧等につきましては、議員おっしゃいますように、被災市町村を中心に被災者の生活再建を加速化するために、積極的にこれを支援するという観点から、熊本県からも、令和２年７月に「令和２年７月豪雨に伴う災害復旧等に関わる農業振興地域整備計画の変更等の取扱いについて」という通知を発出されておるところでございます。これにつきまして、少し御説明をさせていただきます。１つ目としましては、整備計画の変更に伴う事前協議を、通常、５月・11月の年２回、熊本県が行っておりますけれども、昨年

の豪雨災害に伴う災害復旧等に関わる案件につきましては、県の同要綱によりまして随時受け付けるというような緩和をされているところでございます。

続きまして、２つ目としましては、関係法令におきましては、整備計画の変更に関わる変更案の縦覧期間がありますが、これを公告の日からおおむね30日の期間と指定しておるところでございます。これにつきましても、国の通知によりまして変更内容の重要性あるいは除外に係る土地の地権者との調整状況を踏まえ、各市町村が地域住民等に対して整備計画変更案を周知するのに十分であると判断した場合は、これは30日よりも短くすることが可能とされておりますので、本市におきましては、この通知の趣旨を踏まえまして、令和２年11月１日から当分の間は、縦覧期間を15日に変更させていただきたいと県のほうには報告をしているところでございます。

これらによりまして、被災後に御自宅の再建に伴う農振農用地の除外の申請が２件ございまして、これにつきましては２件とも熊本県からお認めをいただいたということでございます。

次に、少々お話が複雑になりますが、少々お付き合いいただければと思います。３つ目としまして、法に基づく、いわゆる除外の要件充足の判断の１つであります縁辺部という言葉がございます。農用地域の端っこのほうという意味でございますが、これは市町村が農業上の利用を確保すべき土地として設定した区域であります農用地区域の角に事業計画地が位置している場合のことを「縁辺部にある」ということでございます。この縁辺部に当たるか否かについては、通常、当該農用地の連続する二辺について、知事が農業の振興、農用地の確保を図るべき土地として指定した、いわゆる農振地域のうち農用地区域外の農地である農振白地に接しているか否かを検討することになります。二辺が農用地以外に接していなければならないという決まりがございます。これにつきましては、昨年の豪雨に伴う住宅等の再建に係る整備計画の変更に当たりましては、まず、条件としまして住宅等が著しい損壊等を受けて現地での再建が困難であると認められること、平田議員がおっしゃったような状況でございます。次に、土砂崩れや河川の氾濫と今後の被災の可能性もあり、現地での居住等が困難であると認められること。最後に、ほかに代わるべき安全な土地がないなど、やむを得ない事情が認められる場合は、農振白地に一辺のみ接している農用地であっても、いわゆる縁辺部に当たると取り扱っても差し支えないということで、ここが要件が緩和されているところでございます。

これらにつきましては、もちろん市町村のほうで十分整理した上で事前協議を行うこととなっております。このように、昨年の豪雨により被災者が宅地を求める場合に限り、要件にもよりますが、被災者の生活再建に寄り添った取扱いが農振農用地域でも可能な場合がございますので、個別具体の案件につきましては、お困りの方がおられましたら農業振興課にぜひ御相談をいただければと存じます。

最後に、農業振興地域の見直しでございますが、本市における次回の見直しは令和５年度に予定をしております。しかし、現在、球磨川流域における農用地区域内での遊水地の計画等も上がっているところでございます。また、今後、国が示される計画の内容によりましては、農業を取り巻く環境が一変することも想定されますので、もしかしたら見直す時期が遅れることも考えられるところでございます。よって、今後は国の動向等も注視してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○議長（西　信八郎君）　ここで会議時間を延長いたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　御存じのとおり、令和２年７月豪雨災害において、家屋等に浸水被害を受けた被災者が数多くおられます。被災者の方は、自宅の再建のために宅地の確保に向け奔走されている方もおられます。よって、定期的な農業振興地域の見直しではなく、特定災害復旧の指定を受けた今こそ、見直す必要があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

続きまして、これもまた令和２年７月豪雨災害を受けた方々への自宅再建の情報として、また自宅購入の情報として、現在の本市の空き家の件数と空き家バンクへの登録件数はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

本市の空き家でございますが、平成30年度に、人吉市空き家等対策計画を策定するに当たり、建築物またはこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされてないことが常態であるもの及び、その敷地を空き家等として定義をし、市内全域の戸建ての建物について調査を行いました。その結果、管理がなされていない建物、いわゆる空き家と推定される建物として、平成31年３月時点ではございますが、783戸を確認しておりました。

令和２年７月豪雨により多数の建物が被害を受け、解体されたことから、戸数の変動が見込まれ、今回の９月補正予算において空き家の再調査に係る経費を予算計上させていただいているところでございます。

次に、空き家バンクの登録数でございますが、令和３年９月４日現在、赤池水無町の売買住宅１件を公開しております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　空き家の調査、平成31年３月時点ですよね、それから大分たちますよね。本市は、人吉市空き家等対策の推進に関する条例まで制定して、空き家等の適切な管理において利活用可能な空き家等については、空き家バンク制度等を創設し、移住・定住の促進を図っていきますとしている本市であるならば、現在の空き家の情報は全てお持ちのこと

と推察しておりましたが、本当に残念なことです。被災者の方が非常に待ち望んでおられるところもあったんじゃないかと思います。

続きまして、被災した町内の公民館及び指定並びに無指定文化財、神社・観音堂・お堂等の復旧について、復旧のための補助金等の制度はどのような制度があるのかお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　御質問にお答えいたします。

まず、町内の公民館でございますが、被災した公民館再建の補助制度として、新たに人吉市令和２年７月豪雨被災自治公民館再建支援事業補助金交付要項を令和３年２月に制定しました。補助金の額でございますが、認可地縁団体の場合は、建て替えの場合、４分の３補助で限度額1,500万円、修繕の場合375万円となっています。認可地縁団体以外の場合は、建て替えの場合、４分の３の補助で限度額375万円、修繕の場合150万円となっています。補助上限額が、認可地縁団体と認可地縁団体以外で変わってまいりますので、担当課では可能な限り、認可地縁団体となるための町内会法人化の支援も同時に行っているところでございます。

現時点において復旧時期が未定の町内もございますが、今回制定しました補助制度は、令和６年３月末までの時限法として制定をしておりますので、今後も未復旧の町内会との協議を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、文化財の復旧のための補助制度でございますが、私のほうから続けてお答えさせていただきます。

被災した町内管理の人吉市指定文化財建造物に対しては、既存の人吉市文化財保存整備補助金と球磨川流域復興基金を財源とする併用可能な人吉市被災文化財復旧支援事業補助金がございます。これにより、人吉市文化財保存整備補助金として、対象経費に対して75％以内、最大200万円までの補助を行い、さらに人吉市被災文化財復旧支援事業補助金として12.5％以内を補助することができます。これらを合計いたしますと、対象経費に対する最大87.5％の補助が可能となります。

次に、被災した町内会の未指定文化財建造物に対しては、球磨川流域復興基金を財源として、人吉市地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金がございます。これにより、対象経費に対して50％以内、最大1,000万円までの補助が可能となります。なお、この文化財助成制度については、所管課であります教育部歴史文化課から、市内の全町内会長様宛に文書でお知らせをしてございます。

これまで被災し、復旧を要する可能性があると想定される町内管理の指定・未指定の文化財建造物は30件程度と把握をしており、このうち、９月10日現在で14か所、24件の相談を受けております。今後も、町内会の復旧状況を踏まえながら、広報紙を活用した周知活動や細やかな連絡調整及び現地での協議等を実施しまして該当案件の把握や周知徹底を図りながら、対象となる被災した文化財の復旧に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　被災された地域におきましては、自宅の再建もままならなず、多くの方が災害仮設住宅等で生活されておられます。よって、公民館並びに地域の文化財を通した地域のコミュニケーションを取れない地域もあります。しかも、高齢化により年金生活者が多く、地域住民での負担に事欠くところもあります。そのため、いま一度、公民館並びに地域の文化財の復旧について、より負担が少ない復旧制度がないか再確認されて、御指導のほどお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後３時57分　休憩

午後４時14分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）（登壇）　皆さん、こんにちは。13番議員の豊永貞夫です。早速通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は２項目であります。市民の声からと、マイナンバーカードの利活用についてであります。

早速質問をいたします。昨年の災害から、早いもので１年２か月がたちました。昨年７月の豪雨災害発災当初、あれだけ町中に溢れていた災害ごみもきれいに撤去され、各避難所で生活されていた多くの市民も、自宅のリフォームやみなし仮設、応急仮設住宅に入居され、自宅の自費解体は完了し、公費解体も進んでいます。被災地域では、新しいまちづくりの協議が始まってはいますが、皆さんの気持ちは先行き不透明な、何とも言えない不安を抱えておられる方がほとんどではないでしょうか。仮設住宅入居の方も、自力で再建できる方もおられますが、大半の方は災害公営住宅への入居を希望されていると思います。

その仮設住宅に入居されている方から何点かお尋ねがありました。内容的に誤った情報が出ているようなので、正確な情報を議会で答弁してもらうほうが、個々にお答えするよりいいだろうと思いましたので、今回取り上げさせていただきました。

昨年被災した市営住宅は、老神団地の１棟と相良団地の３棟が被災しました。入居されていた方は仮設住宅などへ入られていますが、団地の今後について、業者の方から「相良団地は今後解体され、跡地は公園になる」、また「解体された場合、全壊扱いとなり、入居されていた被災者に対して被災者生活再建支援金の基礎支援金がもらえる」と言われたそうでありますが、本当かというお尋ねでありました。御承知のとおり、老神団地と相良団地は、

昨年の水害で１階部分が天井ぐらいまで浸水しましたが、その判定は半壊でありました。その後、新たに中規模半壊が被災区分として追加され、令和２年７月豪雨にも適用されましたが、そこでも市営団地は中規模半壊の対象にはならなかったという経緯があります。

ここでお尋ねしますが、１点目として、相良団地は解体されるのか、また、その跡地は公園になるのか。２点目は、被災した市営住宅を解体した場合は全壊扱いとなり、被災者生活再建支援金の基礎支援金の支給対象となるのか。２点をお尋ねします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　それでは、お答えいたします。

令和２年７月豪雨により被災いたしました市営住宅は、議員からありましたように、老神団地と相良団地の２つの団地でございます。老神団地は、既に災害復旧工事を発注しておりまして、早期の復旧に向けて取り組んでいるところでございます。

議員お尋ねの相良団地でございますが、今後につきましては、現在策定中でございます人吉市公営住宅等長寿命化第２期計画の中で検討してまいりますので、解体することについて決まっておりません。したがいまして、公園化するということも決まっておりません。

また、解体された場合、全壊扱いになり、基礎支援金がもらえるのかとの御質問でございますが、現時点では基礎支援金の申請期間が令和４年８月３日までででございますので、この時期までに解体されなければ支給されることはございません。

今回、市民の方が業者の方から聞かれ、議員にお問い合わせをされたということでございますが、未確定な情報や虚偽の情報を伝えまして市民の方たちを混乱させる悪質な業者もおりますので、そういった場合には人吉市消費生活センターや市の被災者支援対策課まで御相談をいただければと思っております。

また、被災された方に正確な情報が伝わるように、今後も努力してまいりたいと改めて感じたところでございます。本市といたしましては、被災された方の今後の住まいの確保につきまして、災害公営住宅等の建設の進捗を見ながら御希望に添えるよう努力してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　答弁でありましたように、相良団地は長寿命化第２期計画の策定中ということで、解体は決まっていない。つまり、解体されるという話は、現段階ではデマ情報だということになります。それは理解いたしました。公園についても、解体されるというのは決まっていないので、もちろん公園ということも決まっていないということであります。

もう１点は、令和４年、来年の８月３日までに解体されない限りは支援金の支給はされないという答弁でありました。確認でお尋ねしますが、今の答弁で、相良団地への支援金の支給は難しいというのは、現段階では１年以内に解体されない限りは支給されないというのは分かりましたが、一般論ですが、市営住宅という公営住宅が被災し、半壊判定の場合、期

限内に解体された場合は全壊扱いとなって、被災されていた方に基礎支援金が、単身世帯では75万円、複数世帯では100万円が支給されるということになるのかお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

期限までに解体され、申請いただいた場合という、あくまでも仮定のお話ではございますが、公営住宅でございましても、一般の住宅と同じく、半壊以上、そして解体されたということであれば基礎支援金は支給されるということでございます。

ただし、相良団地の３棟は、１階が半壊、２階は一部損壊という判定でございますので、１階におられた方につきまして、議員からありましたように、この場合は基礎支援金が支給できるということになります。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　確認で質問しましたが、来年の８月３日までに解体が条件ということになっております。今、長寿命化第２期計画の策定中ということで、今後の計画をする上で、あの場所が災害常襲地域、球磨川べりにありますので、そういった意味ではあそこに残していいのかということも、その計画の中で検討もされると思います。そういった意味ではリフォームするならリフォームするという決定は早めにしないと、被災された方は業者さんから聞いたということで、もうすぐ解体されるんじゃないかと思われるんじゃないかと思います。そういった意味では正しい情報を早めに出す意味でも、策定中ということですので早めに決定もしていただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

災害時のデマに詳しい、東京大学の総合防災情報研究センター特認准教授の関谷直也氏が、以前、ＮＨＫの番組で「なぜ、災害時にはデマや根拠のないうわさが生まれ、そして拡散するのか」、関谷准教授は、その主な要因を３つに分類されております。それは、「不安」と「怒り」、そして「善意」の３つであるということでありました。得体の知れないことが起きているという「不安」、いつ、事態が収まるのかという「怒り」、そして、少しでも人の助けになる情報を伝えようという「善意」の３つが組み合わさって拡散すると考えられています。東日本大震災でもあった実際の例で、千葉県市原市の製油所が爆発したとき、有害物質の雨が降るというううわさが出ました。結果的に、根拠がないデマ情報でしたが、ＳＮＳでまたたく間に拡散したということでありました。昨年のコロナ感染当初の時期や、熊本地震の際にもデマ情報が拡散されたことはいまだに記憶に新しいと思われます。不安、怒り、善意による情報の拡散、これは災害時だけではなく、現在のような、生活再建に対して先行き不安な日々を過ごされている仮設住宅の方々も同じだと思います。感じたのは、自分がだまされる側になるだけではなく、デマを拡散する加害者になってしまう可能性もあるということです。重要なことは、正確な情報を発信することが大変大事だということであります。

次に、災害公営住宅についてですが、被災者へのアンケート調査について質問を予定し

ておりましたが、昨日の本村議員の質問と重複しておりました。その答弁で、災害公営住宅への入居希望世帯が125世帯という答弁も出ていますので、改めての質問はいたしません。また、災害公営住宅への引っ越し費用についても、昨日の福屋議員の答弁で、転居費用助成で10万円が支給されるとありましたので、その質問についても割愛をいたします。

災害公営住宅の入居について、市民の方からお尋ねがありました。これも、情報が不確かなところがございます。「災害公営住宅は抽選で入居が決まるので、希望しても全員は入れないと聞いたが、本当か」という内容でした。「まだ、何も決まっていないです。これから調査や説明会もありますから」と説明はしておきましたが、この件についても、先ほどと同様に、正確な情報を発信することが重要だと思いますのでお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

災害公営住宅の入居に関してでございますが、希望される方には、今後、入居申込書を御提出いただき、住宅の滅失や入居資格などを確認した上で最終的な入居の御案内を行う予定でございまして、現時点では入居に際し抽選を行うということは考えておりません。

次に、希望者全員が入居できるかということでございますが、住まいを失い、困窮されている方に対しては、住戸が不足することがないよう、災害公営住宅と併せまして建設型応急住宅の利活用も検討しているところでございます。なお、災害公営住宅の入居説明会や入居の申込み時期につきましては、現在検討中でございまして、日程が決まり次第、市のホームページや広報ひとよし等で被災者の皆様へ周知してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　答弁していただきましたので、抽選による入居者の選定はデマ情報だということが分かりました。間違った情報は、正しい情報を発信することで消していくしかないと考えます。

本市のホームページに10日付で、８月４日時点の情報として、災害公営住宅のお知らせのチラシが載せてありました。その中に、入居の要件５項目が書いてあります。この要件５項目を全て満たしている方が入居の対象ですとありました。ちょっと読み上げますけれども、「入居の要件、以下の５点を全て満たしている方が対象です」１つが「豪雨災害により、住宅を失った方」、２つ目が「仮設住宅や避難先に居住するなど、住宅に困窮していることが明らかな方」、３番目「暴力団員でない方」、４番目「被災者生活再建支援制度の加算支援金等、自宅再建に係る支援金や助成金を受給していないこと」、米印として「以下の支援金や助成金を既に受給された方は、災害公営住宅に入居できません」ということで、括弧して「被災者生活再建支援制度の加算支援金、自宅再建利子助成、リバースモーゲージ利子助成、民間賃貸住宅入居助成、転居費用助成」とあります。５番目に「地方税等の滞納がないこと」、滞納がある場合は括弧して「滞納がある場合は、入居申込み開始時に御相談ください」

とありました。この５項目を満たしていないと入居ができないということになるわけですが、昨日の本村議員の入居希望者125世帯の中には、入居対象から外れてくる世帯も出てくると思われます。今後も、調査や説明会で、入居できる世帯も減少すると考えられますので、この件については今後の調査次第ということで、今後の推移も見守っていきたいと思っております。この件は以上です。

次に、応急仮設住宅に入居されている方に、災害公営住宅の件で説明しているときですけれども、入居されている方が高齢のお独り暮らしの方だったんですけれども、「私は平屋のこの仮設の住宅でいいです」と、「この仮設住宅は残してもらえないでしょうか、２年で解体するのはもったいない」や、ほかにも「ここの場所の仮設住宅が災害公営住宅として残ると聞いたよ」という、どこから出たか分からないような話もありました。いろんな要望やお尋ねなどがありましたけども、言われることはごもっともで、応急仮設といっても、建物自体はしっかりしている住宅なので、解体するのはもったいないと私も思います。昨日から仮設住宅について残すための方策も検討されているということでございますが、残すためには課題もあると思いますが、本市の住宅として残すことはできないか、改めてお尋ねしたいと思います。また、これまでのよその災害において、仮設住宅を残された事例があれば、それもお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

建設型応急住宅の供用期間終了後の利活用につきましては、災害公営住宅と同じく、住まいをなくされた被災者の方への住宅供給の有効な手段として、現在検討を進めているところでございます。

利活用に当たりましては、市所有の単独住宅として無償の譲渡を受けまして、必要予算の確保、条例の整備などを検討してまいります。なお、利活用の事例といたしましては、熊本地震の際に整備された建設型応急住宅のうち、10市町村20団地約300戸が、市町村所有の単独住宅として現在活用されているというところでございます。

また、建設型応急住宅の需要につきましては、今後、人吉市地域支え合いセンターで実施予定の訪問聞き取り調査結果などを踏まえまして、しっかりと進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　熊本地震の仮設住宅も残されているということが分かりました。10市町村20団地300戸、かなり多くの仮設が市町村の単独住宅として活用されているということであります。今の答弁でも、残せるということが分かりました。本市においては、今後、この件についても聞き取り調査をされることになっていますので、その結果によっては建設予定の災害公営住宅への入居希望者もかなり減るんじゃないかと思われます。それも、今後の

聞き取り調査の結果待ちになりますが、ぜひ、本市所有の単独住宅としての無償での譲渡を受けていただきますよう要望しておきます。この項目については、終わります。

次に、マイナンバーカードの利活用についてでございます。平成27年10月からスタートしましたマイナンバー制度、平成28年１月からマイナンバーカードの交付が始まり、６年が経過しようとしていますが、これまで、なかなかマイナンバーカードの普及が進んでいない現状がありました。あったら少し便利だけども、なくても困らないというのが普及しない一番の理由だと思われます。普及促進のために、昨年からマイナポイント事業が展開されておりましたが、普及も進んだのではないかと思いますけれども、また、カードに健康保険証機能を持たせることを、今年の３月からは本格スタートを予定しておられましたけれども、コロナ禍の影響やシステムのトラブルで延期になり、改めて本年10月からの本格スタートとなったようでございます。令和元年９月議会でも、マイナンバーカードについては質問しておりますけども、生活の中で一番利用するであろう健康保険証の機能が入りますので、利用することでのメリット・デメリットなどを質問したいと思います。

９月１日にデジタル庁が発足しました。今後、行政サービスもますますデジタル化が進んでいくと思われますが、あまり早く進みすぎると取り残される人が出てくると思います。誰一人取り残さない社会を目指して丁重に進めていただきたいと思います。

まず、初めに、現在のマイナンバーカードの本市の交付状況をお尋ねします。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

マイナンバーカードの交付件数でございますが、８月末日現在で累計で１万1,537枚、８月末日の人口３万1,219人に対する交付率は36.96％でございます。

参考といたしまして、総務省が公表しております８月１日現在の交付率、これは人口は令和３年１月１日現在でございますけれども、全国が36.0％、熊本県が35.4％、人吉市も、県と同じ35.4％となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　人吉市が36.96％、令和元年のときに聞いた交付率が13.99％でしたので増えてはいると思います。ただ、マイナポイント制度もあった中で、なかなか進んではいないように思っております。全国的にも同様の数字だったという答弁でございました。その要因としては、やはりコロナ禍ということが大きな要因ではないかと思っております。

今後、いよいよ10月から本格スタートしますので、それに伴って様々なメリットだったり、今後ちょっと聞きますけれどもいろんなメリットがあるようでございますので、その辺についても今後の推移を見ながら交付状況も聞いていきたいと思います。マイナンバーカードを利用して保険証が入り込むということで、実際に医療機関や薬局での受付はどのような流れになるかというと、ちょっと簡単に説明しますと、マイナンバーカードの場合は、受付

時に患者自らが、マイナンバーカードを窓口に設置されたＩＣチップの読み取り機能があるカードリーダーに置きます。顔認証付きカードリーダーの場合は顔認証での受付が自動化されて、完了するようであります。または、患者が４桁の暗証番号を入力することで本人確認が行われ、受付完了ということになります。思ったより簡単な受付になるようでございます。従来の健康保険証の場合は、これまで同様に受付の窓口で保険証を提示して、そこでの本人確認をすることでの受付ということで、これはこれまで同様でございます。

マイナンバーカードを受付窓口に預けることはございません。医療機関・薬局が、マイナンバーカードの12桁の番号を取り扱うことはありません。後でセキュリティーの件もお聞きしますが、医療機関では、12桁の番号ではなくマイナンバーカードのＩＣチップ内の利用者証明用電子証明書を利用することになります。そういったところで、セキュリティーの面についても個人情報というところは守られるということでございます。

ここで質問ですが、マイナンバーカードの健康保険証機能が入ることでのメリットにはどういうものがあるのか、お尋ねしたいと思います。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

マイナンバーカードの健康保険証利用についてのメリットでございますが、まず、医療を受けられる方のメリットといたしましては、保険医療機関の受診の際に、限度額認定証を窓口に提示することで、自己負担限度額までの支払いで済む制度が現在ございますけれども、この限度額認定証等がなくても、窓口での限度額以上の一時的な支払いが不要となります。

同じく、受診の際に、先ほど議員からも御紹介がございましたけれども、顔認証付きカードリーダーで受付が自動化されたり、データに基づく診療や薬の処方が受けられます。

また、医療費の領収書を管理しなくても、マイナポータル、これは政府が運営するマイナンバーに関するオンラインサービスでございますけれども、マイナポータルで医療費通知情報を管理することが可能になり、Ｅ－Ｔａｘに情報を連携できるため確定申告が簡単になるなどのメリットがございます。

次に、保険者のメリットとしましては、資格の移動等による資格切れの被保険者証や被保険者番号の誤記等による過誤請求等の事務処理負担が軽減されたり、限度額認定証等の申請に係る事務手続や認定証等の発行が減少することなどが考えられます。

また、保険医療機関等のメリットにつきましては、病院システムへの資格情報の入力事務等が軽減されるなどが考えられます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　メリットを今紹介していただきましたが、そのほかにも転職・結婚・引っ越しということもありますが、引っ越ししても、新しい健康保険証の発行を待たずに保険者での手続きが完了次第、マイナンバーカードでの医療機関・薬局を利用できるというと

ころもあるようでございます。

今、様々マイナンバーカードのメリットについて紹介していただきました。確定申告の際の医療費控除で、１年分の領収書をまとめる必要がなくなるのは助かります。扶養家族分の領収書を管理するのは大変な作業でしたので、それだけでもストレスがなくなります。メリットについては、今お聞きしましたが、反対にデメリットはどのようなものが考えられるか。個人情報のセキュリティーについてもお尋ねします。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

デメリットということではございませんが、マイナンバーカードを健康保険証として保険医療機関で利用していただくためには、保険医療機関においてもシステム改修や整備、読み取り端末の導入が必要となります。この保険医療機関等のシステム整備につきましては、国が支援し、令和５年３月末までにおおむね全ての保険医療機関等での納入を目指すこととなっております。

また、住民の皆様の中には、マイナンバーカードを持ち歩いても大丈夫なのか、紛失した場合は個人情報が漏れてしまうのではないか、それから、先ほど議員からもおっしゃっていただきましたが、ＩＣチップ部分にはプライバシー性の高い情報は記録されないのかなど、セキュリティーの面で不安をお持ちの方もおられるようでございます。総務省の説明によりますと、マイナンバーカードはキャッシュカードのように持ち歩いても大丈夫であり、万が一、紛失された場合でもマイナンバー総合フリーダイヤルに電話をしていただきますと、24時間365日、マイナンバーカードの一時利用停止をすることが可能となっております。

また、マイナンバーを知られてもマイナンバーを利用する手続では顔写真付きの本人確認が必要になりますので、悪用は困難であり、個人情報を一元管理する仕組みではないため、情報が芋づる式で漏れることはございません。さらに、ＩＣチップ部分には税や年金などのプライバシー性の高い情報は記録されておらず、健康保険証として使えるようになっても、特定健診結果や薬剤情報がＩＣチップに記録されることはないということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　デメリットについて説明していただきました。セキュリティーについては個人情報が、ＩＣチップにそんなにいろんな情報は入っていないということが分かりましたので、漏れることはないということで安心したところであります。

メリット・デメリットを聞いてきましたけども、メリットのほうが多いようであります。実際に、マイナンバーカードに健康保険証としての機能を持たせる登録方法はどうすればいいのか、市役所でも登録できるのかお尋ねいたします。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、健康保険証利用の申込みが必要

となります。利用申込みにつきましては幾つか方法がございまして、厚生労働省の説明によりますと、医療機関や薬局の窓口に、今後順次設置される顔認証付きカードリーダーにおいて簡単に行うことができることとなっております。

また、医療機関での待ち時間をなくすために、事前に利用申込みを行うこともできますが、その場合、カードリーダー機能を備えたスマートフォンやパソコンからマイナポイントアプリやマイナポータルアプリをインストールして申込みをすることができます。カードリーダー機能を備えたデバイスをお持ちでない方の場合は、市民課の窓口においても利用申込みの支援を行っております。さらに、セブン銀行のＡＴＭや一部チェーン薬局の窓口でも申込みが可能となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　スマホから登録ができるようでございます。登録自体、そんなに難しくないようでございますが、市民課でも登録ができるということで安心しました。

マイナンバーカード全体の交付数を考えると、まだまだ利用頻度は少ないような状況だと思います。医療機関での利用が多い世代としては65歳以上の方が一番多いのではないかと思いますが、高齢者へのマイナンバーカード交付の促進や周知、こういった保険証適用の登録支援については、どういう考えを持っているのかお尋ねします。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

高齢者への周知や登録支援についてでございますが、市民課でマイナンバーカードを交付する際、皆様に健康保険証利用についての説明を行っており、カードリーダーを備えたデバイスを持っておられない方で支援を希望される場合は、利用申込みの支援を行っているところでございます。

また、広報ひとよしに「教えて！マイナちゃん」というタイトルで、毎月、マイナンバーに関する情報を掲載しており、健康保険証利用や窓口での支援についても周知を行っているところでございます。スマホやパソコンを使用されない高齢者の方につきましては、分かりにくい点も多いと思われますので、市民課や保険年金課など関係課で連携を図りながら、マイナンバーカードの取得も含めまして、丁寧な説明・周知を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　答弁でありましたように、まずはマイナンバーカードの取得の促進を図るのが今後の課題となると思われますので、丁寧な説明・周知をお願いしておきます。

10月から本格スタートしますけども、現在の医療体制は日本全国、コロナワクチン接種が第一としているために、このマイナンバーカードについては影に隠れている状態になっています。まだ各医療機関の受付の準備も整っていない状態だと思います。私のかかりつけの

病院にも問い合わせたところ、まだ準備はされていないと、今後、整備は検討はしていくということでございましたが、今後になるかと思います。

そこで、現在、本市での利用できる医療機関・薬局の件数についてお尋ねします。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

人吉市内でマイナンバーカードの健康保険証利用が可能な保険医療機関等は、９月６日現在で調剤薬局１件となっているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　まだ、やはり準備はできていないようでございます。先ほども言いましたとおり、ワクチン接種がメインとなっていましたので仕方ないとは思いますけども、制度的には10月から本格スタートしますので、これからだと思います。

本市の対応は、制度が始まった以上、体制は整えていく必要がございますので、今後もその体制についてはよろしくお願いいたします。

最後の質問ですが、デジタル庁発足に伴い、行政手続などのデジタル化が加速すると考えられますが、マイナンバーカードを活用した今後のスケジュールはどういったものがあるのかお尋ねします。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

政府は、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を基本方針に掲げ、本年５月、デジタル庁設置法案を含むデジタル改革関連法案が成立しました。９月１日に発足したデジタル庁は、デジタル社会の形成に関する司令塔として行政の縦割りを打破し、行政サービスを抜本的に向上するために設置されましたが、これにより、行政手続などのデジタル化は、議員からも御紹介いただきましたが、加速化していくものと思われます。

今後、予定されておりますマイナンバー及びマイナンバーカードの利便性向上に関する行政手続としましては、健康保険証利用のほか、マイナンバーカードの電子証明書の発行・更新等を、住所地市町村が指定した郵便局において取り扱うことができることとする郵便局における電子証明書の発行、マイナンバーカードをかざすことなく、スマートフォンのみで手続を行う電子証明書のスマートフォンへの搭載、マイナンバーカード所持者がマイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行う転出・転入手続のワンストップ化、戸籍事務へのマイナンバー制度導入などが順次予定されており、このほか、運転免許証との一体化も検討されているようでございます。

マイナンバーカード及び電子証明書はデジタル社会を支える基盤となるものであり、本市としましても、今後もマイナンバーカードの周知・啓発を行いながら取得促進に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　答弁いただきました。今後のスケジュールとしても様々なものがマイナンバーカードに入るということで答弁がございました。コロナ禍の中での本格スタートとなりますが、まだまだコロナワクチンの２回接種も完了していない状況なので、マイナンバーカードの交付件数も急激には増えないかもしれません。今後のスケジュールにもありましたけども、スマホへの電子証明の搭載もあるようなので、若い世代には受け入れやすいとも思われます。

しかし、高齢者にとってはなかなか苦手な方もおられますので、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を目指すならば、そういった人にも丁寧な説明・周知が重要だと思います。マイナンバーカードの促進においてもよろしくお願いしておきます。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後４時55分　散会

令和３年９月第５回人吉市議会定例会会議録（第４号）

令和３年９月16日　木曜日

１．議事日程第４号

令和３年９月16日　午前10時　開議

日程第１　議第58号　令和３年度人吉市一般会計補正予算（第５号）
日程第２　議第59号　令和３年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
日程第３　議第60号　令和３年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第４　議第61号　令和３年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第５　議第62号　令和３年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第６　議第63号　令和３年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第７　議第64号　令和３年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）
日程第８　議第65号　令和２年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
日程第９　議第66号　令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
日程第10　議第67号　行政手続における押印の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第11　議第68号　人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12　議第69号　人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13　議第70号　人吉市市政功労者選考委員会設置条例の制定について
日程第14　議第71号　人吉市市民プール検討委員会設置条例の制定について
日程第15　議第72号　人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16　議第73号　人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17　議第74号　人吉市農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定について
日程第18　議第75号　人吉市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19　議第76号　人吉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20　議第77号　損害の賠償について

日程第21　報第13号　和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

日程第22　報第14号　和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

日程第23　一般質問

１．犬　童　利　夫　君

２．大　塚　則　男　君

３．松　村　　太　君

４．高　瀬　堅　一　君

５．井　上　光　浩　君

日程第24　議第78号　令和３年度人吉市一般会計補正予算（第６号）

日程第25　議第79号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第26　委員会付託

２．本日の会議に付した事件

・追加日程

議案の訂正について（議第79号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて）

・議事日程のとおり

３．出席議員（18名）

１番	松　村	太　君
２番	徳　川	禎　郁　君
３番	池　田	芳　隆　君
４番	牛　塚	孝　浩　君
５番	西	洋　子　君
６番	宮　原	将　志　君
７番	塩　見	寿　子　君
８番	高　瀬	堅　一　君
９番	宮　﨑	保　君
10番	平　田	清　吉　君
11番	犬　童	利　夫　君
12番	井　上	光　浩　君
13番	豊　永	貞　夫　君

14番	福屋法晴君
15番	本村令斗君
16番	田中　哲君
17番	大塚則男君
18番	西　信八郎君

欠席議員　なし

4．説明のため出席した者の職氏名

市長	松岡隼人君
副市長	迫田浩二君
監査委員	井上祐太君
教育長	志波典明君
総務部長	小澤洋之君
企画政策部長	小林敏郎君
市民部長	丸本　縁君
健康福祉部長	告吉眞二郎君
経済部長	溝口尚也君
建設部長	瀬上雅暁君
復興局長	元田啓介君
総務部次長	永田勝巳君
企画政策部次長	井福浩二君
総務課長	森下弘章君
水道局長	久本禎二君
教育部長	椎屋　彰君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	北島清宏君
次長	栗原　亨君
庶務係長	平山真理子君
書記	青木康徳君

午前10時　開議

○議長（西　信八郎君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、さきに決定されましたとおり、質疑を含めた一般質問を行い、一般質問終了後、議第78号、議第79号に対する議案質疑を行います。その後、委員会付託をいたします。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

═══════════════════════════════

日程の追加について

○議長（西　信八郎君）　ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議案の訂正についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議案の訂正についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

═══════════════════════════════

追加日程　議案の訂正について（議第79号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて）

○議長（西　信八郎君）　執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇）　皆様、おはようございます。

議員の皆様におかれましては、貴重な時間をいただきまして誠に申し訳ございません。御提案申し上げております議案の訂正をお願いいたしたいと存じます。

昨日、９月15日に追加提案いたしました議案書におきまして誤りがございました。追加議案書の１ページ、議第79号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての議案の提出日につきまして、お手元に配付しました正誤表のとおり、「令和３年９月７日」を「令和３年９月15日」に訂正をさせていただきたいと存じます。

大変御迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんが、何とぞ御了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西　信八郎君）　以上で、訂正についての説明は終了いたしました。

お諮りします。ただいまの議案訂正については、これを承認することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議案の訂正については承認することに決しました。

ここで、執行部に申し上げます。議案の上程に当たっては、内容を十分に確認、精査の上、

提出されますよう忠告いたします。

質疑を含めた一般質問

○議長（西　信八郎君）　それでは、ただいまから質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）（登壇）　皆さん、おはようございます。11番議員の犬童利夫でございます。

一般質問最終日ということで、大変お疲れとは存じますが、しばらくお付き合いのほどをよろしくお願いいたします。

台風14号は、現在、東シナ海に停滞しておりますが、予報では今夜ぐらいから北九州方面に上陸するとの予報も出ております。今後の進路が気になるところでございます。台風は、過去30年間の平均で約年間25個発生しているそうです。その半数の12個ぐらいが日本に接近し、３個ぐらいが上陸しているとのことであります。接近・上陸は、７月から10月にかけてが多く、台風による被害は、温暖化が進むと激甚化する傾向にあるとのことでございます。これからの時期は、特に注意が必要であると思っているところでございます。

それでは、通告に従いまして質問をしてまいりたいと思います。今回は、２項目について通告しております。

１項目め、小中学校の防災教育について、２項目めが８月の大雨災害についてでございます。よろしくお願いいたします。

まず、１項目めの、小中学校の防災教育について。第３次人吉市教育振興基本計画からお尋ねいたします。学校では、消防法により、有資格者の中から防火管理者を定め、消防計画の作成など、訓練や防火管理に必要な業務を行われていることは認識しているところでございます。

また、平成30年度からは、各学校に防災主任が置かれ、その防災主任を中心に会議が行われ、学校の防災体制が確立されているとのことでございます。昨年はコロナウイルス感染症防止対策や令和２年７月豪雨災害により、防災教育や危機管理について大変御苦労もあったと思いますが、防災主任会議の実施とコロナ禍での今後の予定などについてお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君）　おはようございます。犬童議員の御質問にお答えいたします。

まず、防災主任会議の実施についてでございます。各学校におきましては、平成29年度の校務分掌から防災主任が位置づけられ、本市におきましては、教職員、防災安全課、福祉課、教育委員会の関係機関で構成する防災主任会を平成30年度に発足しております。

発足後は、学期ごとに会議を重ね、各学校における防災教育の取組内容の情報共有や、講

師による研修等を重ねてまいりました。昨年度は新型コロナウイルス感染症と豪雨災害の影響によりまして、予定していた会議を全て中止せざるを得ない状況でございました。しかし、今年度に入りまして、国土交通省八代河川国道事務所から担当者をお招きし、出水期前の５月に開催したところでございます。

今後の予定でございますが、近年、我が国でも頻発している自然災害は、防災教育の大切さを痛感させるものでございますので、今後も教職員の防災教育に対する意識をさらに高め、防災教育の側面を発見できるような防災主任会議となるよう、コロナ禍ではございますが定期的な開催を実現してまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　昨年は、コロナ禍、あるいは令和２年７月豪雨により会議等は実施できなかったということで、今年に入ってから職員の研修などを実施されたということで、今後は、防災教育の重要性から防災主任会議を定期的に開催していただくということでございました。

次に入りたいと思いますけれども、令和２年７月豪雨を教訓として、学校の管理職や防災主任に対して、学校安全計画と危機管理マニュアルの定期的な見直しを周知するとのことでありますが、その学校安全計画と危機管理マニュアルの大きな改正点や見直しについてお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君）　お答えいたします。

学校安全計画及び危機管理マニュアルにつきましては、学校保健安全法第29条に基づき、各学校で作成が義務づけられており、各学校で危機管理を具体的に実行するために必要な事項や手順等を示すものとされております。

本市におきましても、全ての小中学校で作成されており、平成30年度の防災主任会発足当時から、管理職と防災主任を中心に、常に見直し・改善を行うよう継続した指導を行っているところでございます。併せて、国が、令和３年６月、学校で危機管理マニュアル等の見直し・改善を行う際の評価の観点、その他参考となる情報などの共有を目的として作成した「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」を各学校にも周知しております。

また、本市地域防災計画におきまして、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に立地している学校では、緊急時において子供たちを迅速に避難させるための避難確保計画を作成しております。各学校の学校安全計画及び危機管理マニュアルにつきましては、作成後の大きな改正点はございませんが、令和３年５月の災害対策基本法等の一部改正により避難情報が変更になっております。

また、先ほど申し上げましたガイドラインに、評価・見直しのチェックリストも掲載され

ておりますので、学校を取り巻く様々な状況の変化、国内外で発生した事故・災害事例の教訓、先進校の取組事例などを参考に、これまでどおり見直し・改善を定期的に行っていくよう、引き続き、各学校に対して指導を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　作成後は大きな改正点などはなかったということで答弁をいただきました。また、今年の５月の災害対策基本法の一部改正により避難情報等の改正がなされましたけれども、これについても、また、学校を取り巻く状況の変化などについては随時見直しをしていくということで答弁いただきました。また、人吉市地域防災計画の中で、土砂災害警戒区域や浸水想定区域にある学校では、緊急時に子供たちを迅速に避難させるための避難確保計画が作成されているとのことでありました。関係者の情報の共有は大切であると思っております。情報の提供など、よろしくお願いしておきたいと思います。

次に入りますが、実践的な防災教育の推進と令和２年７月豪雨災害の経験を踏まえ、体験活動を通した防災教育や避難訓練を実施することで、自らの的確な判断のもと、防災・減災行動を取り、身を守ることのできる力を育成しますとあります。実践的な防災教育の実施状況と、これからの体験活動を通した防災教育や避難訓練等の実施についてお伺いいたします。

○教育長（志波典明君）　お答えいたします。

市内小中学校におきましては、避難訓練をはじめ、災害のメカニズムや地域の防災体制、自然災害の歴史、ハザードマップを使用した学習など、学校ごとに年間指導計画を立て、様々な防災教育が行われております。

体験活動を通した防災教育につきましては、子供が自ら考え、答えを発見していく、問題解決学習による指導と、その過程の繰り返しの必要性、さらに体験と知識を結び付けることを意識した指導プロセスの重要性、これらは教育委員会としてもしっかりと認識しているところでございます。

学校で行われる避難訓練につきましては、やらされている、やらなければならないといった、いわゆる避難するだけの訓練を繰り返すのではなく、事前に予告をしないで実施するなど、より実践的な避難訓練の実施を、防災主任会発足当時からお願いしているところでございます。予期せぬ災害に見舞われたとき、人は思考が混乱し、適切な行動を取れない場合があります。災害に遭った場合でも、自分の命を守るための適切な思考と判断による行動ができる力を育てていく必要性があると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　各学校ごとに年間計画を立てて、様々な防災教育が行われているようであります。答弁の中で、防災教育に役立つ体験活動について触れられましたけれども、学

校においては災害時避難所となるなど、その役割の重要性が見直されております。その避難所に宿泊体験する学校宿泊や集団宿泊教室の中で防災に関する教育を実施するなど、体験型の防災教育も考えられるのではないかと思っております。現在のコロナ禍では、集団的な行動はできないと思いますが、ぜひ、今後検討していただければと思っております。

次に入りますけれども、先ほどもちょっと述べられましたけれども、その環境や社会の状況に合わせながら見直し、継続した訓練をお願いしたいと思います。また、先ほど、想定を信じない防災教育なども必要ということで話されました。これも、やはり必要じゃなかろうかと思っております。

次に、防災教育は、自分や他人の命を尊重し、安全な行動がとれる児童・生徒を育成するとともに、学校・家庭・地域・関係機関との連携した防災教育も重要であると思います。家庭や地域、関係機関との連携した防災教育や危機管理体制についてお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君）　お答えいたします。

学校の防災教育は、学校だけで完結できるものではなく、防災教育の効果を高めるためには、子供たちと教職員が地域住民と協働して活動する機会を積極的に設け、地域社会や家庭との連携、学校で指導した内容の情報発信などを行っていくことも必要であると存じます。

現在、学校では、家庭と連携した引渡訓練や地域の消防団と連携した取組などを行っておりますが、市が行う総合防災訓練への参加や消防署・警察署との連携、ＰＴＡ・町内会との連携など、学校以外での防災活動にも積極的に取り組み、地域の人材と一緒に防災教育に携わることが必要であることは、議員が御指摘のとおりでございます。現在、第二中学校区では、学校と地域が連携した地域学校安全委員会――これは仮称ではございますが、こういう組織を立ち上げるために小学校と中学校の管理職、防災主任が中心となって取り組んでいるところでございます。

この取組を参考にいたしまして、市内全域に広げていくことにより、防災教育の優れた取組が、特定の学校や地域などの点で行われるのみにとどまることなく、面というようなネットワークの構築につながると確信しております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　家庭や地域、ＰＴＡとの連携につきまして、１つの提案でございますけれども、授業参観日に避難訓練などを行い、保護者やＰＴＡの方々に見学してもらったり、あるいは訓練に参加してもらったりすることにより、学校内の施設やいろいろな設備を知っていただくことも連携につながり、大変有用なことではないかと思っているところでございます。

また、先ほど紹介がありました、現在、第二中学校区では学校と地域が連携した、（仮称）地域学校安全委員会の設立に向けて、各小学校と第二中学校で取り組んでおられるとい

うことでございます。その設立に大いに期待するものでございます。また、その活動が全校区に広がることに期待をしたいと思います。

次に入りますが、日頃の学習の中で、防災に関する内容を取り入れて教育されていることは理解しているところでございます。今日のコロナ禍の状況の中では、集団的な訓練やその実施時間などの確保が難しいと思います。また、いろいろな課題もあろうかと思いますけれども、防災安全教育の今後の課題等についてお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君）　お答えいたします。

学校における防災教育は、ほかの教科と同じように学習指導要領の枠内で行われるものでございますが、防災教育という特定の教科があるのではなく、様々な教科の中で防災の狙いに沿った要素を入れて進められていくことは、議員御承知のとおりでございます。

コロナ禍にあって、臨時休業や分散登校による授業時間の短縮、三密の回避など、防災教育を進める上で時数や体験的な学習の場の確保など様々な課題があることは理解しております。しかし、防災教育は災害に関する知識を教えるだけでなく、非常時に自分の命を守るためのものであり、子供たちの生きる力を育むことにも深く関わっております。

今後も、全ての教育活動の中でその視点を持って防災教育を実施し、教職員に対する防災教育の校内研修の実施と併せ、市内校長会に御理解を求めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　防災教育については、自分の命を守るための訓練・教育ということで答弁いただきました。これまで、学校の防災教育、訓練や危機管理について答弁を頂き、教育長の思いなども感じ取ったところでございますけれども、最後に、防災安全教育について、教育長のお考えをお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君）　お答えいたします。

将来の変化を予測することが困難な時代に入っております。自然災害等に対する危機管理は、学校安全の基礎的・基本的なものだと考えております。その中でも、児童・生徒一人一人が防災に関する基礎的・基本的な事項を理解し、的確に思考判断して行動する力を培う防災教育、これは自分や自分以外の人の命を守る教育として、発達段階に応じ計画的・継続的に実施するべき重要なものであると認識しております。

また、児童・生徒が自分の住む地域の安全活動に進んで参加・協力することも大切かと思います。復旧・復興までを含めた地域の防災について学習させることは、今後の社会を担う児童・生徒に地域のつながりの重要性を再認識させることとなり、大きな防災・減災につながると思います。

災害はいつ起こるのか分からない状況を踏まえ、防災教育は一過性のものとして捉えてはなりません。今後も、学校では効果的な防災教育の在り方を研究し、発達段階に応じた指導

内容や地域の実態に即した防災教育を、学校の教育活動全体を通して実践していくことが必要であると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　子供たちの命を守り、育てる教育長の思い、熱意をお聞かせいただきました。子供は地域の宝でございます。また、日本の宝でもあります。今後とも、命を守る、さらなる教育の充実をお願いいたしまして、防災教育についての質問を終わりたいと思います。

次に、本年８月の大雨災害対策についてお尋ねいたします。

今年の８月中旬には、梅雨期のような気圧配置が発生し、全国的に大雨が降り続きました。異常とも思えるような連日の大雨でした。この大雨災害時の気象情報についてお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　皆様、おはようございます。それではお答えいたします。

令和３年８月の大雨に関する気象状況でございますが、８月11日から19日にかけまして、前線が九州付近に停滞し、前線に向かって太平洋高気圧の周辺から温かく湿った空気が流れ込んだ影響で、九州及び山口県におきまして大気の状態が非常に不安定となりました。特に12日未明から15日明け方にかけまして、局地的に猛烈な雨が降るなど、九州北部で記録的な大雨となりまして、15日夜には前線が九州南部まで南下をしております。

また、16日から18日にかけましては、東シナ海に発生した低気圧が九州北部地方を通過したため、前線の活動が再び活発となり、九州南部でも断続的に激しい雨が降り、大雨となっております。

人吉球磨地方におきましては、たまたま、その激しい雨のコースがずれたことにより、大きな災害にはならなかったと考えております。

また、警報について、時系列的に沿って主なものを御説明をさせていただきます。８月12日７時29分、大雨洪水警報が発表となり、同日の７時40分、土砂災害警戒情報が発表されております。それから、13日11時42分に洪水警報も発表となっております。その後、大気が不安定な状態が続きまして、警報の解除と発表が複数回ございました。最終的に、19日５時42分に大雨警報が解除されまして、全ての警報が解除となったところでございます。

次に、降雨量でございますが、本市では９日間の累積雨量が多いところ――これは田野でございますけれども、972ミリと、1,000ミリ近い雨がこの期間で降ったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　気象状況について答弁いただきましたけれども、８月11日から19日まで九日間にかけて大雨が降り、特に12日から15日朝方にかけては、局地的な猛烈な雨が降っ

たということでございました。また、九州北部では記録的な大雨になったということでございます。たまたま、人吉球磨地方は大きな災害にならなかったのは幸いであったと思っております。

本市の対応について、避難情報の発令と避難所開設の状況、避難者数についてお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

本市における避難情報の発令状況について、時系列で御説明をさせていただきます。８月11日17時に、東間校区・大畑校区・西瀬校区の山間部に対し、土砂災害に伴う警戒レベル３、高齢者等避難を発令をいたしております。それから、12日午前10時でございますけれども、市内全域に警戒レベル３、高齢者等避難を発令、同じ日の14時に、市内全域に警戒レベル４、避難指示を発令いたしました。その後、警報や気象状況等に応じて警戒レベルの切替えを複数回行いまして、最終的に、19日９時30分に、市内全域に発令していた警戒レベル３、高齢者等避難を解除いたしております。

以上が、避難情報の発令状況でございます。

次に、指定避難所の開設状況でございますが、11日17時に、東間コミュニティセンター・第一中学校・大畑コミュニティセンター・西瀬小学校の４か所を開設いたしております。それから、12日午前10時に、新たに４か所を開設いたしております。これ以降、19日に避難情報が解除となるまで、８か所の避難所を開設しておりました。

避難者数でございますが、最大で26世帯、52名の方が指定避難所に避難されておられた状況でございます。避難所別に見てみますと、スポーツパレスが最も避難者が多く、最大で13世帯、32名でございました。

一連の大雨対応で計九日間、避難所を開設したわけでございますが、避難所ごとに避難者の数は大きく異なりまして、中には合計避難者が１人や２人だけであった避難所もあっております。避難所によっては、避難者が１人もおられない時間帯も多くございましたけれども、避難情報を発令している間は避難所を開設していく必要がございますので、常に職員が避難所に勤務していたという状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　避難所開設に当たっては、11日に４か所の指定避難所の開設、また、12日に新たに４か所、計８か所が開設されたということで答弁いただきました。避難者は、最大のときで26世帯、52名の方々が指定避難所に避難されていたということでございます。

避難された方々の食事についてお尋ねいたしますけれども、避難指示が発令された場合に、避難所の食事について検討をされると理解しているところでありますが、今回の食事の提供と、自主避難所の食事の提供についてお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

12日14時、市内全域に発令しました警戒レベル４、避難指示及び避難所開設の長期化が予想されたことを踏まえまして、13日の朝食から15日の昼食まで計８回、食事の提供を行っております。提供は、指定避難所におられる方のみでございまして、自主避難所におられる方へは提供を行っておりません。

食事の内容につきましては、初回はワカメ御飯や乾パン等の非常食と飲料水を提供いたしまして、それ以降は、基本的に、朝食と昼食は市販のパンとペットボトルのお茶、夕食は弁当とペットボトルのお茶を提供いたしております。

15日朝方には天候の回復が予想されたことと、避難者数が減少したこと、避難者の中で、食事を取りに帰宅される方も見られたことを踏まえ、15日の昼食をもって食事の提供を終了させていただいたところでございます。

食事の提供につきまして、災害救助法が適用された場合の炊き出しでございますが、費用の限度額が定められておりまして、１人１日当たり1,160円以内で実施することとなっております。

次に、災害救助法による提供対象でございますが、指定避難所の避難者または住家に被害を受け、もしくは災害により炊事のできない方で指定避難所に食事を受け取りに来られる方が対象でございまして、災害による流通の支障等により食事が得られない、また、住家が被災し炊事ができないなど、金銭の有無にかかわらず、現に食べ物を得られない方を対象としておりますので、物流の状況等も勘案し食事の提供を判断することとなっております。昨年の７月豪雨災害時には災害救助法が適用とされましたので、今申し上げたような食事の提供を行いまして、市内にある業者から弁当やパンなどを調達し、避難者へ食事を提供いたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　13日から15日の昼食まで計８回、指定避難所におられる方々へ食事の提供を行い、自主避難所におられる方には提供は行っていないということでございました。また、災害救助法が適用された場合の炊き出しや提供の基準などについても説明がありましたが、いろいろな課題もあろうかと思いますが、自主避難所や一時避難所、飲食ができない一時避難所もあると聞いておりますけれども、そういうところの食事の提供についても検討する必要性を感じているところでございます。これについては、先ほど述べられました、住宅が被災したとか、道路状況とか店が開いてないとか、そういうものの状況などいろいろあろうかと思いますけれども、避難されている方については一緒の思いで避難をされているわけですので、食事の提供についても、以後、検討する必要性を感じているところでございます。

最後に、今後の課題についてお尋ねしますが、今回の大雨による災害対策として、九日間避難所が開設されました。災害支部において、支部ごとに職員のローテーションを組みながら避難所運営に当たられました。勤務が終わってから避難所勤務であったり、避難所勤務が終わり通常の勤務に就かれるなど、大変な御苦労があったと思います。職員の方については大変御苦労様でございました。感謝申し上げたいと思います。災害対応する職員の方々の負担や健康に不安を感じたところでもございます。このように複数日や長期に及ぶ避難所開設と運営については、自主防災組織等に協力を求めるなど検討する必要があるのではないかと思います。今後も予想される台風の上陸や、あるいは長期間の大雨による避難所開設やその運営など、今後の課題についてお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

災害時における課題でございますが、議員がおっしゃいましたとおり、災害対応に当たる職員の負担が大きいことが、まず上げられます。特に、今回のように長期間に及ぶ災害対応の場合は、多くの職員が日中に通常業務を行い、夜間に避難所対応に従事することとなりまして、限られた職員数で通常業務と避難所運営を長期間行うことに大変苦慮したところでございます。

そこで、本市としましては、これは議員もおっしゃいましたとおり、今年度から自主防災組織の機能強化に取り組むこととしておりまして、自分たちの地域は自分たちで守るという意識のもと、地域の防災力向上を図りたいと考えております。

自主防災組織が主体となって避難所運営に取り組むことで、災害に強い地域コミュニティーの形成が図られる上、災害時に市職員が通常業務や避難所運営以外の災害対応に当たることが可能となるため、災害時の行政機能の維持にも大きく寄与するものと存じます。

しかしながら、現状では、昨年の大規模災害の影響もございまして、自主防災組織はほとんど機能していないという状況でございまして、今すぐに自主防災組織による避難所運営はちょっと困難であると考えておりまして、まずは組織の機能強化に取り組み、将来的に自主防災組織が主体となった避難所運営が可能となるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　組織の機能強化に取り組み、将来的に自主防災組織が主体となった避難所運営が可能となるように取り組むと答弁いただきました。ぜひ、期待したいと思います。今回の事例などは、細部にわたり検証されて今後につなげていただきたいと思います。また、コロナウイルス感染症予防対策の観点から、車中泊避難や分散した避難所、あるいは自主避難所や一時避難所の開設も考えられます。いろいろな避難を想定した避難所運営の仕組みづくりや食事の提供についても、併せて検討していただきたいと思います。要望しておきたい

と思います。

これで、私の一般質問を終わります。答弁、ありがとうございました。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前10時44分　休憩

午前11時00分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）（登壇）　皆さん、こんにちは。17番議員の大塚則男です。通告に従い、一般質問を行います。

１項目のみで、公共工事発注に至るまでの経緯についてです。私自身よく分からないところがある中、事業所の方から、一括発注あるいは分離発注について不信感・疑問視されていることを耳にすることがあります。疑問点などにしっかりとお答えできるように理解したいことから、お尋ねさせていただきます。

例えば新市庁舎建設については、事業費も膨大であり、議会の議決も必要なことから、新市庁舎建設に関する特別委員会を設け、入札方法については、一括発注もしくは建築・機械・電気設備などに分けての分離発注などについても協議を行ってきました。建設が進んでいく段階でも、逐次説明を受け、議会の議決をもって発注に至ったものと理解しているところです。

では、議会の議決が必要でない事業の入札方法、一括・分割発注については、どこでお決めになるのか。確認として、１億5,000万円以上の工事は議会の議決が必要になっていると思います。例えば事業費総額が２億円の工事を分割発注した場合は、議決を必要としないのか。また、その判断はどこでされるのか、お尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

議会の議決に付すべき契約に関する御質問でございますが、人吉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条に基づきまして、予定価格１億5,000万円以上の工事につきましては、議会の議決に付すところでございまして、分離・分割発注を行い、１億5,000万円に満たない場合は議会議決に付す必要はないということでございます。

また、一括発注または分離・分割発注の判断につきましては、事業担当部署におきまして、工事の内容に応じ判断し、行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　答弁いただきましたけど、では、先ほど言いました、例えば２億円の

建設事業費が出たときに、そのままでいきますと確かに２億円ですから議会の議決が要るんでしょうけど、これを分割した場合に３億円あったときに分けるときにも要らないということですか、建設だけの場合です。例えば、設備工事を含めたとかいろいろありますよね、そういったものを分けたときには要らないのか。建設だけのときの２億円をもし分けたなら要らないということなんですか。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

合計で２億円であったり３億円であったり、その額の捉え方にもよると思いますし、あとは工事の概要、建設工事また機械設備工事、電気設備工事、それぞれ合わせて２億円だったり３億円だったりという場合もありますので、その工事の内容に応じて分離・分割についてはその都度判断をしているという状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　後のほうで聞いていきたいと思います。

人吉市内の設備工事専門業者でもあります管工事協同組合様におかれては、人吉市の水道供給、災害時などに関する協定を結ばれており、市民の皆様の安心・安全な飲料水供給に昼夜問わず御尽力いただいておりますことは、皆さんも御承知のことと思います。市長も御存じのことと思いますが、昨年の豪雨災害後、復旧工事などの対応に関して、建設業あるいは管工事協同組合もそうですが、その他、様々な業界から要望あるいは意見交換の申出があっていると思います。

そのような要望や意見交換会があった中で、行政として本当に真摯に受け止め、お応えできる改善策を考え、検討されておられるのかお尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

市内の事業者の方々とは意見交換会を開催をいたしまして、要望であるとか情報の共有等を図り、要望に添えるもの、また改善できるものにつきましては適宜見直しや改善等を行い、対応を図っております。

議員がおっしゃいました人吉市管工事協同組合につきましても、先般、役員の方々と意見交換会を開催をさせていただいております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　いろんな形で意見交換会、要望等はされると思うんですけど、それが本当に前向きに、目に見える形でできているのかと思った場合に、私はちょっと疑問に思うんですよね、後で述べますけど。

人吉市内にも建築・土木・電気・管工事・造園・水道など建設に関する個人事業所、会社組織など様々にあり、営業を営んでおられます。昨年の豪雨災害後、様々に国・県の支援を

いただき復旧工事が行われており、このことについては大変ありがたく思っているところです。入札参加への機会が増すことにより、結果として仕事量が増し、各事業所も安定した経営となり、人吉市の活性化にもつながっていくものと私は思っています。

そこで、既に工事発注済事業で公表されていますくまりばの人吉生産性向上協創拠点整備改修工事の入札が６月15日に行われております。この工事の入札方法は一括発注になっています。工事内容をお聞きしましたところ、事業費の半分近くは設備工事ということでした。一括発注でもあり、結果として、市内の電気・管工事など設備事業者は残念ながら携わっておられません。仮に分割発注があったとするなら、建設以外の市内設備専門の事業所も入札に参加できたのではないかと私は思ったところです。

そこで、この事業については分割発注の考えはなかったのか。なぜ、できなかったのかをお尋ねします。また、６月15日に入札が行われた改修工事と、８月５日に行われた外構工事の予定価格と落札価格、落札率、そして予定価格を事前公表をする前と公表した後の落札率についてお尋ねします。

○経済部長（溝口尚也君）　それでは、当該工事の所管であります経済部からお答えいたします。

令和３年６月15日に開札をいたしました人吉生産性向上協創拠点整備改修工事を一括発注とした経緯でございますが、まず、今回の改修工事につきましては段階的に整備を進めておりました人吉市まち・ひと・しごと総合交流館くまりばの未整備の部分における宿泊スペースとレンタル厨房の改修整備が主なものでございます。工種といたしましては、内装改修ですので建築工事、電気設備工事、機械設備工事でございます。

経緯につきましては、一括発注に至りました要因が３点ございます。まず、１点目でございますが、今回の事業につきましては、国の令和元年度補正予算である地方創生拠点整備交付金を活用した事業でございまして、もともと令和２年度に繰越しをしておったものでございます。これが令和２年７月豪雨による事故繰越事業としてお認めいただいたことから、令和４年３月末までに是が非でも完了する必要がございました、いわゆる工期が非常に厳しいという状況でございます。

次に、２点目につきまして、工事施工箇所が同じ場所で行われるものでございまして、施工業者間での進捗監理の調整が非常に困難ではないかと予想されたことと、コワーキングスペースやサテライトオフィス、シェアオフィス等につきましては、もう既に入居者等もおられまして、それらの配慮やその機能を維持しながら工事を施工する必要があると、時には工事をお休みしていただくようなことも出てくるということでございます。

最後に、３点目でございますが、令和２年７月豪雨に関連しました災害復旧工事が非常に増加をしておるところでございます。特に建築につきましては、現に監督員が不足しているということによるものでございました。

以上、３点につきまして総合的に勘案をいたしまして、事業の所管でございます経済部と設計施工監理を依頼しております建設部で協議した上で、今回の工事につきましては一括発注にて実施する手続を取らせていただいたものでございます。

以上、お答えいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　改修工事と外構工事の予定価格と落札価格、落札率、そして予定価格事前公表を行う前と行った後の落札率の変化につきましては、所管しております総務部からお答えをさせていただきます。

令和３年６月15日に開札をいたしました人吉生産性向上協創拠点整備改修工事の予定価格は、消費税込みで6,524万5,400円、落札価格6,490万円、落札率99.47％。令和３年８月５日に開札をいたしました人吉生産性向上協創拠点整備外構工事の予定価格は、消費税込みで1,813万200円、落札価格1,804万円、落札率99.5％でございます。

予定価格事前公表を令和２年４月１日から試行を実施しまして、令和３年４月１日から正式に公表を行っているところでございますが、予定価格を事前公表する前の平均落札率は平成30年度97.53％、令和元年度97.92％、事前公表を行った令和２年度は97.91％でございます。令和３年度につきましては集計ができていないところですが、落札率は依然として高止まり傾向にあるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　先ほど、経済部長のほうから答弁をいただきましたけど、私の受け止め方として、これは最初から一括発注ありきで、地元の設備専門業者への発注は検討されていたとは思えません。一括発注になった要因として、３点上げられました。３月末までに完了したい、ということは、裏を返せば、専門業者が入ると完了しないと判断されたのか。２点目の理由、じゃあ、この工事を行われて、設備工事業者は入っていないのか。３点目、監督員の不足と述べられましたが、この監督員は市の担当責任者なのか、現場代理人なのか分かりません。これについてお尋ねします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

まず、３点目の監督員につきましては、市の監督員でございます。それと、分割発注につきまして検討しなかったのかということでございますが、当然にそういったことも検討したところでございますが、やはり、令和２年７月豪雨災害後の工事が非常に多くなっている状況の中でございまして、ここでは述べておりませんけれども事業者さんも非常に足りなくなっているということも状況としてはお伺いしておったものですから、一括発注に踏み切らせていただいたということでございます。先ほど言いましたように、施工監理が非常に難しくなってくるということは、おっしゃるように上手に調整すればできるのではないかといった御意見もあるところでございますけれども、今回の場合は元請けのほうできちっと調整をし

ていただくことを期待をさせていただきまして、一括発注をさせていただいたということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　これから見ても、なかなか要望とか出しても、どこまで酌んでいただけるのかなと私は疑問を持つわけですね。さらに言いますと、例えば改修工事に当たっての予算立ての見積りですけど、これをお願いされたのは多分市内の専門業者だったと思うんです。当然、そういったことを頼まれますと、業者としては、ああ、こんな工事があるんだと期待は持ちますよ。その後どうなったのかなと思ったときに、この工事は一括発注で終わっていますということになってしまうわけです。じゃあ、私がつくった見積りは何だったのかということを私なら考えます。もし、依頼があって見積りをつくりますよね、ああ、これは市が今度予算立てをするんだと、なら当然期待を持ちますよね、いつ発注になるのか、いつ、この工事が出るのかなと。ところが出てこない。一括発注になったときに、人員をかけて、時間を割いてやった見積り、予算立てだと言われればそれまでですけど、これに対しては、その分やるからといって、役所のほうはその費用は多分発生していないと思うんです。そういったことがあったときに、じゃあ、お付き合いって何ですかとなるんですね。私はそこに注文を出しなさいと言っているんじゃないんです。そういったのを頼んだ以上は、やっぱりさっき言いましたように、この工事は一括なのか分割発注でいいのか、そこまで含めて考えていただきたい。そうすれば、その見積りを出した業者も私は納得されると思いますよ。例えば、そこに行かなくても、市内の専門業者が行くならば、まだいいです。そうでなくなった場合は、じゃあ自分たちは何だったのかなという疑問が起きてきます。そういったところはもう一度真剣に考えていただきたいと思います。

周りの町村については、常に地元業者優先にされておられると伺っています。特に人吉市内の設備関連の事業所は、入札参加の機会が大変に厳しいというふうにも聞いております。それとは逆に、人吉市は幅広く間口を設け、市町村問わず指名されておられると思います。先ほどから様々な理由をお聞きしましたが、私としては市内の専門業者も参加できる発注方式を行うことができたのではないかと思いますし、やってほしかったと思っております。

次に、スポーツパレス大アリーナ災害復旧事業補助金についてですが、昨年の豪雨災害により避難所として使用された後、改修工事が必要になり、何とか災害復旧事業とならないかと働きかけていただいている中で認めていただき、大変ありがたく思っています。ただ、事業施工期間が今年度内と短く、８月３日に臨時議会を行い、決定しました。そもそも、この体育施設改修事業費として、どのような経緯で補助金になったのか。市からの働きかけで実現に至ったのか、その経緯についてお尋ねします。

○教育部長（椎屋　彰君）　皆さん、こんにちは。それでは、私からお答えいたします。

災害救助法では、避難所施設の修繕に関して、認められる範囲は軽微なものと示されている中で、特例的な適用が受けられないかと国へ要望を行ってまいりましたが、残念ながら、本年５月上旬に、災害救助法を適用できないとする連絡が入ったところでございます。

そのような中において、大アリーナの復旧は早急な対応を要するものでございましたので、復興局をはじめとする関係課総力を挙げ財源の確保に当たり、床改修工事におきましては、避難所施設としての機能強化を図る観点から、従来の床に対しまして耐水性・保温性・吸音性の向上を図ることで、緊急防災・減災対策事業債を適用し、空調熱源改修工事におきましては、文科省所管の学校施設環境改善交付金の前年度からの繰越枠について国庫補助金を確保したものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　すみません。後先になって大変申し訳ありません。先ほど、１点忘れておりました。さっき総務部長から述べていただきました入札の件で、すごく高止まりしているとおっしゃいました。私もこれを見てびっくりしているんです。確かに事業者の利益は確保してあげなくてはなりません、それは十分理解いたします。そういった中でも、公表されませんけれども、最低制限価格は、ここまでだったらいいですよとある程度利益を見てあると思うんです、それは実際見えませんけど。でも、そういった線を引いてあるということは、それから、いかに頑張っていただけるかという、私はそういったふうに捉えております。そういった中で、今回99.何％とすごく高止まりしてしまっている。私の記憶に間違いなければ、事前公表をするのとしないのとではどのくらい違うかということが確かあったと思うんですね。ところが、その答弁として、ほとんど変わらないということで公表に踏み切ると聞いたような気がします。ところが、入札の額は変わらないどころか、すごく変わっているんじゃないんですか。高止まりもいいところですよ。97％でいけるのが99％になっているんです、こういったのが、今、起きてきているということなんですよ。確かに業者を育成することは大事なのは分かりますが、じゃあ何のために入札するかということですよね。やはり、できるだけ業者に頑張ってもらって、入札残をつくっていただいて、市としては、また、それを違うほうに流用できるといったことを考えていった場合には、やはり、役所も頑張るけど業者の方も、すみません、努力してくださいということが僕はあっていいと思うんですね。ですから、そこら付近のことも今後十分検討していただきたいと思っております。

スポーツパレス大アリーナのことで予算確保をお聞きしました。災害復旧事業の復旧補助金だと思いますので復興・復旧部局として、また、復興局長はどのような関わりがあったのか、なかったのかお尋ねいたします。

○教育部長（椎屋　彰君）　お答えいたします。

人吉スポーツパレス大アリーナの床改修工事及び空調熱源改修工事におきましては、令和

２年７月豪雨災害後の長期間にわたり避難所として使用したことが要因で、床面の損傷、空調設備の不調に至った経緯から、災害救助法による大規模改修を国に要望してまいりました。このことに伴い、国からの状況確認や資料の要求など、復興局を窓口とし、国・県との調整役を担っていただきました。

また、災害救助法が適用されなかった場合も想定し、復興局を中心として財政課や担当課とが連携し財源の確保に努めたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　私は、災害関連ですから当然復興局と思っていたんですけど、教育部長がお答えになりましたので、所管だからかなと受け止めておきます。

これは、公表してありますように、９月２日に入札が行われ、入札結果は同一事業者が２工事とも落札されました。

そこで、入札結果で考えますと、分割せず一括工事発注でも考えられたのではないかと私は思ったところです。なぜ、一括発注にされなかったのかお尋ねします。また、どのようなお考えで分割発注されたのか、何か基準みたいなものがあるのかお尋ねします。

○教育部長（椎屋　彰君）　お答えいたします。

９月２日に開札いたしました人吉スポーツパレス大アリーナの床改修工事及び空調熱源改修工事におきましては、それぞれ工事の種類が違いますことから、その設計に当たっては、床は建築工事、空調熱源は機械設備工事として設計書を作成しております。今回、本工事におきましては、専門工種に分けて発注を行う分離発注で入札を行っております。

２つの工事の発注に当たりましては、図らずも工事の発注時期が重なったものと理解しておりまして、工事に係る財源も違いますし、床工事と空調熱源工事の施工範囲が完全に分離しており、お互いの工事に干渉する部分も考えられないことから、それぞれ単独の事業との認識により工種ごとの分離発注を行ったところでございます。

この判断に至っては、教育部が、建設部、総務部と協議を行い、方針を決定し、事務規程にのっとって入札に至ったものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　偶発的な工事であり、財源も違うということですが、先ほどのくまりばの工事と違って、工事箇所も別々で、スポーツパレス大アリーナの床と空調設備ですから、別に分離せずに一括でも問題はなかったのではないかと私は思いました。分割発注になったことから、逆に、設備専門及び関係業者の皆様は入札に大きな期待を持たれることになります。

そこで、これも公表されていますが、空調整備工事入札参加指名では管工事Ａランク13者

全てを指名されています。全者指名にされた理由について、なぜ、管工事専門のＡランク10者にされなかったのか。また、その決定を判断されるのはどこなのかお尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

人吉スポーツパレス大アリーナ空調熱源改修工事入札参加指名につきましては、人吉市工事請負建設業者選定要領第11条に基づきまして、人吉市工事指名競争入札参加者選定審査会において審議を行い、管工事Ａ等級に登録されている、市内に本店及び営業所がある13者を指名選定決定したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　今、総務部長から、人吉市工事請負建設業者選定要領に基づきということだったんですけど、確かにここにありますけど、それは分かります。でも、それをおっしゃるなら、第４条「指名業者数」とあるんです。これを見ると、指名する業者数はおおむね５者以上10者以内とすると書いてあるんです。数も書いてあるんです、これを見ますとね。まあ、私はこれが変更になったか分かりませんけど、ただ、書いてある中で、13者全てされたということはそれで問題はないんですか。私は、これだけ見ると、これは違うんじゃないかなと思ったんです。それはどういったことなんですか。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

今回、指名業者13者を指名したということでございますけれども、特に令和２年７月豪雨災害発生後、非常に公共工事の発注件数が多くなっております。そういった中で、各業者さんも手持ち工事が非常に多いという状況にございます。本市としましては、極力、不調・不落が起きないような指名を行っていく必要がございましたことから、通常は５者から10者ということでございますけれども、13者、Ａ等級に登録されている全ての業者さんを指名させていただいたというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　それは確かに、災害後ですから分かるんですけど、逆に、部長、これに書いてあることは随時変更することは自由なんですか。私が思うに、変えられるんでしたらば、せめて全員協議会の場とかで、実はこうなっているが、もう少し数を上げたいとか報告があったら、私もこんな質問はしなくて済むんですよね。私は何も知らなかったんですよ、だから、今日これを出したんですけど、今聞けば、災害後、大変だから上積みしたということになるんでしょうけど、でも、議員の皆さん、知っていましたか、多分分かっていらっしゃらないと思うんです。部長のほうから、変えるのは自由だと言われたら私が間違ったことになるんですけど、一応、こううたってある以上、これを変更するときには、やはり議会、せめて全員協議会に変更することは諮るべきじゃなかったんですか。

また、不調・不落があるとおっしゃいますけど、管工事関係、設備関係の会社で不落がずっと続いたことがあるんですか。私はないと聞いているんですけど。そういったところを考えたときに、今の答弁じゃ私は納得しないです。ですから、これを議会議員に対して説明するべきじゃなかったんですか、どうですか。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

令和２年７月豪雨発災後、数多く全員協議会等を開催していただきまして、様々なところで御報告をさせていただきました。そういった中で、こういった議員御指摘のことについて説明が不十分であったと御指摘をいただきましたので、そこは改めておわびを申し上げたいと存じますし、今後、そういったことがないようにしっかり執行部のほうでも検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　再度確認しますが、この要領は簡単に変更していくことに問題はないんですか。私は分からないものですから聞くんですけど。例えば、都合によって、勝手に変えていっていいんですか。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

この要領でございますが、改正する際には当然、市長まで決裁が上がるということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　市長まで上がるということですよね。それくらいなのに、今回されているということが果たしてどうなのか、私は疑問を持つんです。

そこで、市長にお尋ねしますが、今回、管工事Ａランク13者全て指名するということを、市長御自身承知されたと思うんです。それはどんなお考えで承知されたのかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

人吉スポーツパレス大アリーナ空調熱源改修工事入札参加を13者指名したことにつきましては、先ほど総務部長からもお答えしましたとおり、人吉市工事指名競争入札参加者選定審査会において審議・決定の上、指名選定を行ったところで、該当するＡ等級に登録されている、市内に本店及び営業所がある13者を指名選定決定したところでございます。

13者の指名の理由につきましては、先ほど総務部長からお答えさせていただいたとおりでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　執行部、また私たち議会議員もそうですけど、やはり守るべき３つの

ルールがあると思うんです。条例とか、あるいは規則とか要綱というのは、しっかりこれを踏まえた上でやっていくべきことだと私は思うんですね。そういった中で、今回、一方的にされているということ、全く私たちは知らなかったと。これだけ見て、私みたいに全く知らない人間は、何でかなと疑問を持ってしまうということを起こしてしまったことは、総務部長、これはやっぱりそちらの一方的なやり方じゃないですか。そうじゃなくて、確かに忙しいのは分かりますけど、変えるのなら変更するということを私は議会に言うべきだったと思いますよ。先ほど謝罪されましたけど、そういったことじゃなくて、やはりこれは真摯に受け止めていただいて、やったことがいいのかどうか。うたってあるわけですから、もし、この後に事があるときに市長が判断することがあれば私は言わないんですけど、そういった文言は一言もありません。これは私は決まっているものと思ったんですよね。そういったことを私は思っていましたので、くれぐれもここら付近のことは慎重に受け止めてほしいと思います。これ以上、言いません。

そこで、私の考え方ですが、民間の住宅や会社建築などで考えてみますと、まずは建築業者の方が元請けになられると思います。公共工事においても同じことだと思っています。電気、機械、管工事業者の方が元請になられることは、まずないものと考えます。どちらかと言いますと、下請に回られることのほうが大半ではないでしょうか。今回のように２工事に分割発注の形にしていただいたら、先ほど言いましたように、建設業以外の方も元請として参加できることになりますから、設備関係の専門事業者さんは大変ありがたく、期待を持たれるのではないかと私は思いました。

そこで、せっかく２工事に分割した事業ですから、床面改修工事は建設業で、空調熱源工事は設備管工事専門業者でお願いするという考えはなかったのかお尋ねします。過去にも、参加資格を持っている事業者全てを指名されたことがあるのか、また、今後も全者指名をするという形を取ることがあり得るのかお尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

専門の事業者にて施工する工事であるとのことでございますが、事業者選定につきましては、人吉市工事請負建設業者選定要領及び人吉市工事入札参加者資格審査格付要綱に基づきまして、市内事業者の育成を図り、受注の機会を確保するためにも格付けされました事業者からの工事の種類及び等級により選定を行っているところでございます。

ただし、工事の中で専門性を必要とする工事につきましては、専門の事業者に下請工事発注を行っていただくことは可能でございますので、該当する等級に格付けされました事業者を選定したというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　もう１点あったでしょう。過去に全者指名したことがあるのかという

ことと、今後もこういった全者指名をすることがあるんですかということについてはどう考えているんでしょうか。

○総務部長（小澤洋之君）　大変失礼しました。お答えいたします。

指名につきましては、それぞれの等級に応じ、業者の数は決まっておりますけれども、これまで全者を指名したことはあるのかということですけれども、基本的に、まず、その等級の中で市内に本店・本社がある業者を選定をするということでございます。その次に、市内に本店または営業所を有する業者を指名するという基本的な考え方でおります。それは、議員おっしゃいますように、やはり市内の業者の育成を大きな目的としておりますので、まずはそういった市内に本店もしくは営業所を有する業者の中から指名をさせていただいております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　理解せんといかんでしょう。やはり、これは選定ですから、そこは慎重にやっていただきたいと思います。

そこで、今回の２工事については、どちらも専門のメーカーあるいは専門業者で行わないとできない工事と聞いていますが、ここはどうなんでしょうか、お尋ねします。これがもし事実ならば、入札参加者決定においても十分検討できる余地があったのではないかと私は思うんですね。そこら付近については、検討した上での今回の結論に至ったのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

先ほど教育部長の答弁でありましたように、今回のスポーツパレスの工事につきましては、偶発的に工事の発注時期が重なったものと理解しております。工事に係る財源も違いますし、床工事と空調熱源工事の施工範囲が分離しておりまして、お互いの工事に干渉する部分も考えられないということで、それぞれ単独の事業と認識をしておりまして、分離発注を行ったというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　私が意図するところとちょっと違うものですから、もういいです、やめておきます。

市長は、市長選立候補当時には「小さな事業所にも入札参加できる機会を考えていきたい」と述べておられたとも伺っています。そのことを実行されていくなら、地元事業所の育成にもなり、大変ありがたいのですが、市長はこの発言については記憶はありますか。市長になられて今日まで振り返ってみての市長の考えをお聞かせください。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

業者の選定に当たりましては、人吉市工事請負建設業者選定要領に基づき、工事の工種・規模に応じて、公平性・公正性を確保しつつ、適正に行っているところでございます。災害工事対応のため、人吉市工事入札参加者資格審査格付要綱の工事の種類別・規模別規格の等級等の別表の工事規模別設計金額の改正を行い、対象工事金額について拡大し、また、人吉市工事請負建設業者選定要領第５条に基づき、市内事業者が施工可能な工事につきましては、市内業者の育成を図るため受注の機会を確保するように努めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　今、市長も人吉市工事請負建設業者選定要領に基づいてと言われました。それくらい、これは大事なんです。ですから、簡単にやられたら困るということですよ。

それと、今、市長は、公平性を持ってとおっしゃいました。もちろん、それは当然です、ありがたいことです、間違いないです。ただ、さっき僕が言いましたように、工事は元請と下請とあるんですよ、御存じでしょう。必ず、どうしても元請になれない、下請だけいくと。その会社と元請となる会社が、例えば入札で同じ土俵に上がった場合、同じ競争ができますか。私はできないと思うんですよ。こちらは常に下請なんですよ、仕事をもらうほうなんですよ。こっちは仕事を出すほうなんです。これが同じ入札をすることができますか、私は無理と思います。だから、公平性はどうなのかなと、私が無知でしょうけど、そうなのかなと疑問を持った１人です。

お聞きしたことですが、管工事業で１億円以上の工事を行った実績ができると、県の評価につながり、県関係の事業もできるようになるとのことでした。人吉市内の各事業所様も、しっかりした経営、企業努力、社員の育成・雇用にも御尽力をいただいておられます。このことから、ひいては地元事業所の育成にもつながっていき、人吉市全体の活性化にもなっていくものと私は考えます。そこで、このことについて市長はどのようにお考えかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

市内事業者の活性化、そして育成は必要であると考えているところでございます。先ほども述べましたように、市内事業者が施工可能な工事につきましては、市内事業者の育成を図るため、受注の機会を確保するよう努めているところでございます。

また、市内に本社または主たる営業所を有する事業者に対しては、率先して受注の機会の確保に努めているところでございます。

そこで、指名選定におきましては、人吉市工事請負建設業者選定要領第２条に定義されています市内事業者を最優先とし、次に、市内に支店・営業所または出張所を有し、本社から委任を受けている事業者、球磨郡内に本社または主たる営業所を有する事業者、市外事業者の順番に指名選定を行っているところでございます。

今後も公平性・公正性を確保しつつ、市内事業者の育成を図る業者選定に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　９月７日の全員協議会にて、新市庁舎建設事業進捗状況報告がありました。その中で、工事に携わっておられる業者は何社あるのかとの質疑に、市内の業者は６社、球磨郡内が９社、管外の業者は95社との報告がありました。参加されない、参加できない、人手不足、採算面など様々な事情から市内の業者の参加が少ない状況になっているのかと思っています。執行部からは、極力、市内の事業所にお願いしていきたいとの答弁もあっていますので、今後発生する新市庁舎の外構工事及び様々な公共工事などにおいては、事業内容を十分に精査いただき、市内建設業、また設備専門などの事業者様の状況を十分把握いただき、慎重なる一括発注あるいは分割発注に努めていただきたいと私は考えますが、どのように受け止めていただいたのかお尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

新市庁舎建設に関する、それも含めた今後の業者の選定方針についてでございますけれども、やはり公平性を保ちながらも、議員がおっしゃいましたように、市内事業者の育成を図るために受注の機会を確保するよう努めてまいらなければいけないと考えております。

昨年の７月豪雨災害以降、災害復旧工事の発注件数が増加をいたしまして、事業者におかれては、先ほど申し上げましたように手持ち工事の件数が増え、そのために発注指名選定を行いましても辞退をされる事業者が相次ぎ、入札不調を生じ始めているところでございます。そのため、現在は、市内業者に市外の事業者も加えた指名選定も行いながら発注対応している工事も出てきております。

また、昨年の７月豪雨災害発生までは、指名選定する事業者は５者から10者以内ということで、議員おっしゃいましたように、目安としておりましたけれども、発災後は工事の受注・施工を目的として指名選定する事業者の数を増やし、対応しているという状況でございます。今後におきましても、状況に即しながら、やはり公平性を保ちながらも、さらに市内事業者の育成も念頭においた指名選定に取り組んでまいらなければいけないと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　最後になりますが、今回、私は自分の知識のためにも、入札に至るまでの経緯として質問いたしました。執行部においても、事業担当部署の判断の仕方で市内事業者の事業継続、安定した経営、雇用、ひいては人吉市の活性化にもなっていきます。地元事業者とひとまとめに捉えての判断ももちろん分かります。ただ、ここ人吉市内に居住、事

業所を構え、懸命にして今日まで立ち上げてこられた市内の事業者の皆様を考えますとき、全てを横一線でなく、その時々の配慮というのも必要であり、地場企業の育成の１つではないかと私は思います。総務部長が述べられました状況に即した公平性とは何か、それを保つことの意味、事業者の育成を行うにはどのような対策・対応を行うべきか。行政におかれては改めて考えていただきますようお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時53分　休憩

午後１時30分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）（登壇）　皆さん、こんにちは。１番議員の松村太です。

今回の質問事項の１つ目は、新教育長について、２つ目の質問事項は、議長のお許しを得て、「コロナ禍の新学期について」としておりますが、新学期の部分を子供たちに変更いたします、「コロナ禍の子供たちについて」。そして、要旨につきましても「学校でのコロナの影響と対策について」というものから、学校でのという部分を削除いたしまして、「コロナの影響と対策について」という要旨で質問をさせていただきます。３つ目は、健康寿命延伸への取り組みについて、４つ目は、人吉市のまちの復興の見通しについての４項目を質問してまいります。

先般の６月定例会一般質問にて、市民の皆さんお一人お一人の自分の命を自分で守る避難行動が、これからの自然災害に対する重要なアクションになるとお伝えしました。このたび、８月27日に、防災安全課がまとめられた令和２年７月豪雨に伴う住民アンケートの集計が市のホームページに掲載されております。ぜひ、市民の皆様が読まれて、早期避難の重要さを疑似体験していただき、いま一度、自分の命を守る行動を見つめ直していただきたいと思います。次の災害時に、きっと皆さんの命を守る手助けになると信じています。

被災者の皆さんは、まだ、これからの再建・再興のために、自然環境と社会経済環境、教育環境の課題に向き合っていかなくてはいけません。その課題を協働して解決していくために、まず、初めに、今定例会が初議会となられる新教育長を迎えた新教育委員会への思いを市長にお尋ねしたいと思います。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

議員の皆様から任命の御同意をいただきまして、この７月１日から志波典明氏が教育長に就任いたしました。末次前教育長が８年間という長きにわたり御尽力いただいた本市教育行政は、様々な形で充実・発展を遂げてまいりました。終盤では、新型コロナウイルス感染症対策、さらに令和２年７月豪雨災害対策という非常に難しい対応を迫られましたが、それら

を引き継いでの新体制で、志波新教育長がどのように教育行政への諸課題に取り組んでいかれるのか、強く後押ししながらも見守っていく必要がございます。

一方で、志波教育長は、一貫して教職の道を歩んでこられ、小学校校長等を歴任されております。また、様々な教育的人脈を持たれていることから、教育現場の現状・課題を熟知されております。この知見・経験値という強みを存分に生かしていただき、教育委員会の新しいリーダーとして、市民、そして子供たちのすばらしい未来を切り開くため、本市教育行政を牽引していただきたいと期待するところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　教育長は、私がＰＴＡ会長をしていた頃は人吉球磨小中学校長会の会長をされ、多くの御指導と御助言を頂き、活発なＰＴＡ活動を後押ししていただきました。その節は大変お世話になりました。そういう御縁もあり、教育長御就任に際し、これからの一層の御活躍を期待している一人でもあります。

そこで、改めて志波教育長に、その教育観をお尋ねしたいと思います。

○教育長（志波典明君）　ただいま市長の御答弁、そして松村議員のお言葉、それを聞きまして、改めて身の引き締まる思いでございます。まずはお礼を申し上げます。

今回、御質問いただきましたことによりまして、私がこれまで教育に携わってきました38年間の教職人生を振り返り、教育についての考えを整理する機会を得ることができました。大変ありがたく思っております。

教育観というには甚だ稚拙でございますので、教育において私が大切にしたいことという視点からお答えを申し上げます。私の教育に対する考えの基盤となっているものは、「教育は人なり、生涯学び続ける者だけが人に教えることができる」ということでございます。どんなに充実した建物を造ったとしても、どんなに先進的な仕組みを整えたとしても、それを動かし、生かしていくのは人しかありません。特に将来を担う子供の教育に直接関わる者は、高い向上心を持って、絶えず専門性と人間性を磨き続けるために謙虚な姿勢で学び続けなければならないと考えております。

そのような教え導く者の姿勢や教えそのものが人の心を揺さぶり、刺激と感動を与える中で多くの人に広がり、連綿と受け継がれることで質の高い社会が構築され、人々の豊かな生活がつくられていくものだと思っております。

また、人に教えるためだけに学びがあるのではなく、学びは自分自身を高め、それを自覚することで達成感を味わい、自信を持ったり、自分が人の役に立ったということを実感して、喜びを味わったりすることで人生を豊かにすることにもつながります。

主体性・協働性・社会性・創造性・感性、これらの側面から教育を見つめ直し、教育の質を高めていく必要性を強く感じております。そういった意味では、直接教育に携わる者だけ

でなく、全ての大人が、日々、自分自身を高める営みを通して範を示していくことも重要であると考えております。

以上、申し上げましたことは、安心・安全な環境によって支えられているということは言うまでもございません。本市は、令和２年７月豪雨災害で大きな被害を受け、明日への希望も失うほどのつらい経験をいたしました。私たちは、復旧・復興の中において新型コロナウイルス感染症拡大もあり、厳しい環境の中での日々の生活を送っております。災害だけでなく、命や人権、心の安定などを脅かす様々なことに対応し、安心・安全な環境づくりを進めることが教育活動を推進する上で必要不可欠なものとして取り組んでいかなければならないと考えております。

第３次人吉市教育振興基本計画の基本理念のもと、相良700年の歴史と文化の薫り漂う豊かな自然と人情味あふれる我が郷土、人吉に誇りを持ち、豊かな知性と感性を持った人材を育てることが大切だと考えております。そのためにも、前例踏襲ではなく、新たな発想を積極的に取り入れ、時代が変わっても決して変わってはならないことと、これからの社会を見据え、時代と共に変わらなければならないこと、いわゆる不易と流行を見極め、直接現場に足を運び、人の声を聞き、その場の空気を肌で感じながら最適な方策を生み出していかなければならないとの意を強くしております。微力ではありますが、私自身が学び続け、組織の力をもって本市教育の充実と発展に取り組んでまいる所存でございます。議員の皆様の御指導と御鞭撻をよろしくお願いをいたします。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　生涯学び続ける者だけが人に教えることができる。私も、ぜひ、これを肝に銘じて、これからも向上心を持って学んでいきたいと思います。

また、人吉市が直面している災害からの復興とコロナ禍という厳しい環境にあってもなお、命と人権、心の安定を脅かすものに対し、安心で安全な教育環境の整備を、ぜひ一緒に進めていきたいと強く感じる御答弁でございました。これからも、迷うことなく掛かり稽古のように教育関連の質問をしつつ、そのとき、そのときの課題に認識を共にし、改善できる方策を協議していき、私もまた、自分を高めていきたいと思います。これからもよろしくお願いいたします。

では、次の質問、コロナ禍の子供たちについて。６月定例会でも豪雨災害とコロナ禍の影響と対策について、子供たちの学習環境と生活環境に関連した質問を行い、子供たちの置かれている状況を確認いたしました。今回は、コロナ以前と比較して、子供たち自身の学力や体力などに関して変化はないのかお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君）　お答えいたします。

本市におけるコロナ禍前と現在との児童・生徒の状況について、幾つかの点からお答えを

申し上げます。

初めに、学力・学習面についてでございます。先日、文部科学省から、新型コロナウイルス感染拡大による昨春の一斉休校の期間と全国学力学習状況調査の正答率には相関関係はないとの報道がなされたところでございます。本市においても、明確な影響を認めることはできませんでした。家庭学習の時間についても、同様でございます。

次に、運動能力・体力面についてお答えをいたします。学校では、毎年、筋力や柔軟性・俊敏性等を測る８つのテストを実施しております。比較いたしますと、低下傾向が見られます。特に持久力の低下が多くの学校・学年において見られました。長い休校期間に伴う運動機会の減少が少なからず影響していると思われます。齲歯の治療につきましても、受診率の落ち込みが見られ、新型コロナウイルス感染症及び豪雨の影響が懸念されるところでございます。

また、不登校者数やスマートフォン等の情報端末の使用時間につきましても、増加傾向が見られます。ただ、こちらは令和元年度以前から同様の傾向が見られているところでございます。

昨年９月に実施しております新型コロナウイルス感染症に係る児童・生徒の調査では、感染症への不安とともに、小中学校で次のような不安を児童・生徒が抱えていると結果が出ております。小学校では体力の低下、生活習慣の変化、家庭生活への不安、こういうものを不安と感じております。また、中学校では、学校行事が中止になること、学習進度、卒業後の進路に関して、中学生は不安と上げております。個々の児童・生徒を見てみますと、昨年は水害にも見舞われ、大きなストレスを感じている児童・生徒もおります。また、熊本地震のように、災害後しばらくたって心身の不調を訴えるケースも見られるようです。

教育委員会といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響の有無にかかわらず、児童・生徒一人一人の学力保証、心の居場所づくり、心のケア等に引き続き、各学校と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　学力面で影響が出ていないのは、先生方は相当頑張られた結果ではないでしょうか。保護者としてはありがたく、ほっとされていると思います。これまで経験のない長期の学校休業という難局を、よく乗り切られ、すばらしい結果だと思います。

持久力の低下につきましては、昨年から時々聞くことがありました。外に出たらいけないし、友達と遊ぶこともままならない中、心配な問題だと思います。１か月といわず、２週間先の行事がどうなるのかさえ予想ができない状況で、子供たちが体を動かす事への制約とともに、活動できないことでストレス発散や充実感が得られなくなることが新たな心身への不調とつながらないか心配しております。１週間の休校でも、子供たちの学校生活の充実感や

規則正しい生活習慣、勉強に対する集中力と精神的な安定が低下するほどの影響があるとの調査結果もあります。私の知る限り、人吉市の学校では、コロナ禍でもできることをつぶさに研究され、ほとんどの学校行事を中止せず、縮小されてでも実施されてきていると思います。この成果は、子供たちの自己肯定感、自発的活動、やり抜く力、集中力の醸成に大きくプラスになっていることと思います。

ただ、昨今のコロナの感染状況は、若い世代、10代にも確実に拡大してきています。万が一の感染者や濃厚接触者が学校で出た場合の対応については、全国的な基準を文部科学省が示していると思います。また、そのときの子供たちの学習機会の確保については、それぞれの自治体で違いがあると思います。人吉市での対応はどのようになるのかお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君）　お答えいたします。

今、議員が言われましたように、児童・生徒に陽性が確認された場合、様々な対応をしていかなければなりません。出席停止の措置、または家族が陽性で、その児童が陰性となった場合においても、該当の児童・生徒は濃厚接触者に特定されることが多く、校長は該当の児童・生徒について１週間の出席停止の措置を取ることとなります。

教育委員会といたしましても、児童・生徒が出席停止となった場合等において、学びの保証について対策を進めているところでございます。昨年度末には、国のＧＩＧＡスクール構想と地方創生臨時交付金を活用し、小学校３年生以上に１人１台端末の整備を完了しております。しかし、各家庭のインターネット環境の有無など様々な課題もあり、出席停止となった児童・生徒に対しましては、現在は学習プリントや問題集など、従来の家庭学習の方法で対応しているのが現状でございます。

１人１台端末の持ち帰りについては、８月23日に行いました臨時市内校長会議において、今後の方向性ということで協議を行いました。ただ、端末の持ち帰りについては、機器の取扱い、書き込みに関することなど配慮しなければならないことも多く、現在、持ち帰りのルールが細やかな内容について慎重に検討を進めております。つきましては、早急にインターネット接続を要しないオフラインでの活用を目指し、端末内に保存したデータによる学習の実現に向けて準備を進めてまいります。

そのような活用の次の段階として、インターネット通信環境の有無に応じた活用方法や学習内容等についての協議を深め、効果的な活用が図られるよう検討を進めてまいる予定でございます。今後、教育委員会といたしまして、最大限、児童・生徒の健やかな学びの保証を実現し、出席停止となった児童・生徒だけでなく、全ての児童・生徒に多様な学習方法を提供していくために、学校と連携しながらスピード感を持って取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　最大限に、子供たちの健やかな学びの保証の実現と全ての子供たちに多様な学習方法を、スピード感を持って提供していただけることに期待を寄せていきたいと思います。もちろん、タブレット使用に当たり、健やかな学びのために、これまでにない配慮が必要で、慎重に御検討いただく必要も感じております。利便性や有用性と同時に、そこにある危険性については、保護者に共通の問題として認識を１つにして、使用に対しては対応を図っていただきたいと思っております。

また、子供たちに大きな影響を与える臨時休業を極力避けるために、これまで以上に家庭での感染防止対策が必要であることを、改めて保護者に訴えていく必要があると思います。人吉市のコロナ禍の対応と注意喚起の統一した見解を、教育委員会から全ての保護者さんへ向け発信していただくことで、学校を取り巻く全ての大人が一致団結して子供たちの学びを守る、強いメッセージになると思います。ぜひ実施していただきますよう、強くお願いいたします。

ただ、一方で、コロナ禍だけでなく、水害の影響を直接や間接的に受け続けている御家庭も多くなっているのではないでしょうか。多くの議員が、多様な支援策についてお尋ねしています。届いていない情報はないか、お尋ねしていないことはないか、どこまで寄り添っているのか、その多様なお悩みに答えを出せるのか、多くの関係者が汗を流していると思っております。その中でも、日々過ごしている家庭の中で核となる保護者さんの御苦労もどのようなものだろうと心配しております。前回の一般質問では、子供たちの放課後の過ごし方に、ヤングケアラーといわれる困難に気づかぬまま一人で頑張っていないか、国が調査するというお話をいたしました。

その一方で、同じように一人で頑張っている多くの保護者さんが、いや応なく困難に立ち向かい続けておられるのではないかと思います。在宅介護の分野では、レスパイトケアという考え方があります。介護している方への支援策のことです。長期化するコロナ禍に、さらに水害の被害の中で、保護者のストレス解消や一息入れる時間の確保のためにファミリーサポートセンターが活用できないか、現在の利用状況や対応についてお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　議員の皆様、こんにちは。お答えいたします。

ファミリーサポートセンターは、人吉市社会福祉協議会に委託して実施している事業でございまして、地域において育児の手助けが必要な人、すなわち依頼したい人――依頼会員と申します――と手助けしたい人、協力できる人――協力会員と申します――による相互援助活動を行う会員組織でございます。

依頼会員は、本市在住または勤務している方で、原則生後６か月から小学６年生までのお子様をお持ちの方が対象でございます。協力会員は、本市在住で、自宅で子供を預かることができ、心身ともに健康で、子供が好きな方でございます。

協力会員の活動内容といたしましては、保育施設までの送迎や保育施設の開始時まで、あ

るいは終了後の子供の預かり、冠婚葬祭や兄弟姉妹の学校行事の際の預かり、買い物や外出の際の預かり、親の体調不良により子育て困難な場合の預かりなどでございます。

ファミリーサポートセンターの現況でございますが、利用状況につきましては、令和元年度が258件、令和２年度は、コロナ禍と水害の影響が考えられますが、13件でございました。今年度の利用状況は、令和３年８月末現在で57件となっております。

また、会員の登録状況につきましては、依頼会員が35名、協力会員が70名となっております。

御質問の、保護者のストレス解消としてのファミリーサポートセンターの利用についてでございますが、このような状況の中でございますので、保護者の方が体調不良を来す前の予防的な利用として申し込まれることは問題ないと存じますので、ぜひ、会員に御登録いただき御利用いただければと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　何も起きていない平時のときの子育てでも、保護者に一人で休める時間はありません。１時間でも自分１人の時間をつくる方法があるということだけでも、気持ちが楽になられるのではないかと思います。今、御答弁で利用できるということでございましたので、多くの関係者のお力をお借りして、人吉市の子育て中の被災者支援、保護者支援の項目に加えて注視していきたいと思います。

それでは、次の、健康寿命延伸への取組について質問していきます。これも、６月定例会にて市長にお尋ねした財政健全化の質問の中で、市民と行政のウィン・ウィンの施策の提案があればお聞きしたいとの御答弁について考えてきたものです。

まずは、改めて市民健診の受診率についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

令和２年度の市民健診につきましては、コロナ禍による受診控えと令和２年７月豪雨災害により受託医療機関の被災や健診日の延期等の影響を受けましたが、人吉市医師会をはじめ、受託機関の御協力をいただき、実施時期の変更や実施期間の延長等により、感染症予防対策を講じた中で健診を実施したところでございます。

ここで、令和２年度の特定健診につきましての健診率等を申し上げたいと思います。暫定値でございますけれども、受診者数は1,760人、受診率は32.8％でございまして、令和元年度の実績と比較しますと、受診者は693人の減少、受診率は11.6％の低下となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　令和２年度の健診率の低下がわずか11.6％でございます。あれだけの災害の中で御協力いただいた医師会をはじめとする関係者の皆様に感謝したいと思います。

また、それだけ健診をきちんと受ける意識をお持ちの市民の方がいらっしゃることでもあると思います。

そんな中で、誰でも、年齢や男女に関係なく、広く日常的に治療を必要とする傾向のあるものとして歯科を思いつきました。また、以前、厚生委員会にて、人吉市歯科医師会の皆さんと意見交換した際のことを思い出しました。

そこで、県の歯科保健医療計画に沿って、どのような取組を本市は行っているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

第４次熊本県歯科保健医療計画の重点目標といたしまして、各ライフステージの一次予防に重点を置いた歯科疾患予防がございます。主に、成人期以降の人吉市の取組について御説明をいたします。妊婦の歯周病罹患による早産予防を目的としまして、母子手帳交付時に歯科健診受診票を１回分交付しております。令和２年度の受診者につきましては111人、受診率57.5％でございます。歯科衛生士が、未受診の妊婦の方へ受診勧奨や、受診結果において特に注意を要する方などへ、電話にて相談を受けるなどの対応を行っております。

次に、歯周疾患健診について御説明いたします。本市におきましては、国が定める健診の対象年齢である40歳・50歳・60歳・70歳に加えまして、人吉市歯科医師会の御協力のもと、20歳と30歳も対象としております。特に若いときから歯の健康に関心を持ってもらうことの重要性から、20歳につきましては令和２年度から新規に取り組んでおります。令和２年度の総受診者数は194人、受診率9.2％でございます。受診結果としましては、受診者のうち「異常なし」は9.3％で、残りの約９割の方は何らかの指導及び処置や検査が必要な状況でございました。

早期発見・早期治療の必要性から、健診期間中に未受診者の方へは、昨年度から受診勧奨の回数を増やし、今年度は３回の勧奨はがきを送付することとし、受診率の向上に努めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　人吉市独自の方策として、受診機会を増やして、20歳、30歳も健診対象としていただいています。歯周病が早産につながるとは想像もしていませんでした。そのためにも20歳から対象とされているのは、とても有効な対策だと思います。さらに、注目する事実に驚きです。受診者数・受診率はさておきまして、その罹患率の高さでございます。受診者の実に90％を超える方が、何らかの指導か処置や検査が必要ということがこの健診で判明しているということでございました。前々から、歯が痛ければ歯科治療に既に行っておられると思うので、この検査を受けられた方は、自覚症状がないか、ほとんど感じられておられない方がほとんどだと予想します。その中の実に９割の方に、何らかの異常を発見でき

ているということです。それは、早期治療・予防へと続く、とても効率の高い健診になっているということではないでしょうか。

このことから、市民の歯科を通した健康づくりについて、本市はどのように捉えられているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

日本歯科医師会が推奨しております「８０２０運動」は、生涯、自分の歯で食べる楽しみが味わえるように、妊産婦を含め、生まれてから亡くなるまでの全てのライフステージで健康な歯を保つこと、よく噛むことで脳が活性化され、認知症のリスクを軽減することを目標としております。

また、第４次熊本県歯科保健医療計画では「８０２０運動」を達成するためには、60歳までに永久歯28本中24本の歯を残そうという「６０２４運動」の推進が示されております。歯周病と糖尿病、がんなどの生活習慣病をはじめ、誤嚥性肺炎や早産との関わりが科学的に明らかになり、歯と口腔の健康は全身の健康の保持・増進に大きな役割を果たします。

先ほども申し上げましたが、自らの健康状態を確認できる妊婦歯科健診、乳幼児健診、歯周疾患検診等をはじめ、がん検診を含めました市民健診、妊娠期の両親学級、乳幼児の相談事業、各種健診受診後に必要な方への個別支援、各種サロンの中での歯科保健や運動、栄養等に関する講話などを通して、歯と全身の健康等に関する正しい情報提供などを行ってまいります。これらの取組を通しまして、自らが率先し、生活習慣の改善につながる行動ができる方々を増やすことで、市民の医療機関受診に要する時間や経済的負担を軽減し、さらに生活の質が豊かになり、ひいては健康寿命の延伸につながるものと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　大人の永久歯が28本であることを、今回初めて知りました。親知らずを入れると32本ということでございます。「８０２０運動」の80歳で20本という目標は知ってはいましたが、28本中の20本を80歳で残すという、意外とハードルの高い取組だなという認識は不足しておりました。また、さらに、「６０２４運動」とは、相当気を付けなくてはいけないなという印象を持ったところです。

歯科医療の歯周病をはじめとする口腔保健の効果として、成人病や日本での死因の上位の病気の予防につながることを示す資料は、検索しますと大変多くございます。当然、自分の歯で長く食事を楽しめることは、まずもって自分自身の喜びであります。その楽しみを維持することで、年齢を重ねるにつれ増加する種々の病気のリスクを減少させることになるのは、市民の皆さんの望むところだと思います。

御答弁にもありますように、歯の健康は要介護状態、その前のフレイルの予防になるようです。歯を治療してしっかり奥歯で噛みしめることができるようになると、転倒予防にもな

るそうです。早めの治療が健康的に過ごす第一歩でありますし、我慢できなくなって治療するより、痛みはもちろん、自身の治療費負担も少なく済みます。人生の中で心配される病気の一部が歯科治療だけで予防できるとすれば、楽しい食事とともに一挙両得の治療となります。併せて、健康寿命が延び、充実した人生を送れる、そこへ向かって治療を早めにスタートし、継続していただく工夫を、これからさらに進めていくことを願います。もちろん、市民のほとんどが「６０２４・８０２０」を達成された暁には、市が負担します財政負担も低減し、人吉市行政にとっても市民サービスのさらなる選択肢が増えることにつながると思っております。

では、最後の質問項目、人吉市のまちの復興の見通しについてです。平成25年９月議会で、まだ市長が議員をされていたとき、福島県南相馬市を訪れたときの話をされたのを覚えていらっしゃるでしょうか。そのとき、現地で地元の方に何がほしいか尋ねたら、「見通し」だと言われ、返す言葉が見つからなかったと、一般質問の冒頭の御挨拶の中でおっしゃっていました。今議会でも、多くの復興についての質問がなされています。人吉市復興計画を改めて読んでみますと、既に初期の計画を幾つも実践し、経過してきております。そして、今日に至り、さらに令和５年度までの喫緊の取組、その後は第６次人吉市総合計画（後期計画）に一本化するとなっております。といっても、市民の皆様には大変分かりづろうございます。

そこで、今後の本市の復興ビジョンが市民に分かりますように、復興の見通しを市長に示していただきたいと思います。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

発災から１年２か月が経過しました。様々な困難な状況にありながらも、再建に向け一歩ずつ、ひたむきに前に進んでこられた被災者の方々と御支援いただいている方々の成果が、本市の希望の光として見え始めてきたことを実感しております。

一方で、いまだ再建の道筋が見えないという声も頂戴しております。現在、未来型復興を遂げるべく、具体的な取組指針となる復興まちづくり計画の策定を進めておりますが、現段階で本市が想定しております今後のロードマップをお答えさせていただきたいと思います。

まず、現在進めております重点８地区を中心とする復興まちづくり計画策定については、地区別懇談会での御意見を集約し、専門家の御意見も頂いた上でとりまとめを行い、10月には復興まちづくり計画として市民の皆様へお示しをさせていただきたいと考えております。

しかしながら、中神地区・大柿地区の２地区につきましては、流域治水の考え方に基づく遊水地計画を踏まえた上で取りまとめていく必要があり、他の地区とは別の時間軸で考える必要がありますことから、少々時間を要すことになります。本市としましても、できる限り早い時期に、中神・大柿地区に対しても復興まちづくり計画をお示ししたいと考えております。

次に、10月に復興まちづくり計画をお示しした後、計画を実行するための合意形成の段階

に移行してまいります。これまで一定のまとまった地区を中心に懇談会を実施してきましたが、今後は、必要に応じて、関係する町内や地域・団体といった、よりミニマムな単位での座談会形式により具体的な事業手法の検討や議論を深める場を設けたいと考えております。

また、事業を進めるに当たり、土地や建物の所有者の御理解・御協力が必要不可欠でございますので、そのような方々に対しては戸別訪問も実施し、具体の事業への御理解をいただき合意形成を図っていきたいと考えております。

先日の有識者によるトークセッションの中で、西村浩氏から、「これまで経験したことがなく、方法論も持ち合わせていない中、柔軟性を持ち、適宜軌道修正しながらまちづくりを進めるプロセスが大事である」との、大変貴重な御意見をいただきました。このことを踏まえまして、復興まちづくり計画につきましては、フェーズが進んでいくタイミングごとに、被災者の皆様の動きと連動しながら、軌道修正・改定し、より具体的な計画に仕上げていきたいと考えています。

現時点では、まず、一定の合意形成を図り、事業手法や事業を実施するエリアなどの選定作業を行い、今年12月、令和４年３月などを節目として、ブラッシュアップさせながら進めていきたいと考えています。したがいまして、市民の皆様にも、段階ごとに最新の復興まちづくり計画の内容をお示ししてまいりたいと考えております。

具体的な取組につきましては、おおむね令和４年度からの本格実施を見込んでいるところでございますが、測量・設計など、いち早く実施ができるものについては、昨日、追加提案もさせていただきましたが、今年度から順次、取りかかってまいります。

様々な事業がある中、復興まちづくり計画に記す事業全体としての計画期間は、令和９年度までを見据えております。本計画については、短期から長期まで、事業内容に応じ多様な事業を想定しており、これまで経験したことがない相当な事業量となりますことから、現在、スピード感を持った事業実現に向け事業体制の在り方検討も併せて行っているところでございます。

市民の皆様が求める復興のスピード感に遅れることなく事業を実施してまいりたいと考えておりますが、インフラの復旧・復興をはじめ、被災者の被災前を上回るような生活・なりわいの再建といった未来型復興を成し得るまでには、より長い年月を要するものと存じます。したがいまして、さきの東京2020パラリンピック女子マラソン競技において、見事金メダルを獲得された道下美里選手の走りのように、自らの体力を常に念頭にペース配分を怠らず、しっかりと目指すべきゴールにたどり着くまでのロードマップを描き、ときには復興の状況を見て軌道修正も行いながら、着実に進めてまいりたいと存じます。

今後、未来型復興を成し遂げるためにも、まちづくりの当事者である市民の皆様と共に課題を共有し、真摯に向き合いながら、強い決意を持って取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　フェーズの進むタイミングで修正・改定しながら、ミニマムな市民の皆様と合意形成の場をつくりながらブラッシュアップしていきたいというお話でございました。ただいま、復興計画では、令和９年をめどに復興を進め、さらに時間をかけながら、より良いまちづくりを目指したいという強いお言葉をいただきました。

復興計画の中でも、今、市長のお言葉もありましたけれども、主体及び担い手は市民一人一人ですと示され、市民と行政が対話や交流を重ねて将来像を共有し、関係機関と協働・連携しながら復興に取り組むとうたってございます。しかし、これまでの市民アンケートでは、復興への意欲、特に再建へのめどがまだ立っていないという方が多い印象でございました。現在までの変化について、お尋ねしたいと思います。

○復興局長（元田啓介君）　それでは、御質問にお答えいたします。

現在、開催しております復興まちづくりの地区別懇談会におきまして参加された皆様からも、再建に関する様々な御意見などをいただいておりますが、議員御指摘のとおり、いまだ再建のめどが立っていないというお声も頂戴しているところでございます。

また、発災から１年以上が経過し、被災された方々などを取り巻く環境の変化も見られていることから、８月には再建状況や今後の動きなどをお聞きする意向調査を実施しまして、現在とりまとめを行っているところでございます。

令和３年２月に実施をしました意向調査結果も踏まえてお答えしますが、それぞれの調査母数や内容、回答率にも違いがあることから、変化の状況を示す参考指標として、全体に対する割合でお答えをさせていただきます。

２月時点で、「今後の住まいの再建についてめどが立っていない」とお答えになった方は、全体の35.1％でございました。これに対して、８月時点では全体の10.5％でございました。２月から比較をいたしますと、減少の傾向という形が見られますけれども、いまだ多くの方が再建のめどを立てられていないという事実は看過できない状況でございますので、本市としましても、危機感・スピード感はもとより、これまで以上に全力で取り組んでまいる所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　その都度、アンケートの詳細は違えど、再建のめどについての割合の低下は、被災者に寄り添う関係者の御努力の結果だと思います。

また、復興の最前線におられる復興局長が、まだまだ看過できない状況だと危機感を持って、さらなる取組をされることに、復興への力強い勢いを感じることができました。

以前申し上げましたように、まちはお一人お一人の１軒の住宅や事業所の集まりです。いかに新しいまちづくりの中に個々の被災者の方の再建計画を載せていただくことができるの

か、それが計画前進の大きな原動力になると思っています。災害対応では、自助・共助が大事だと言われています。復興まちづくりでは、行政による自治の復活ではなく、市民全体で行政と共に進める共同の自治、協力の「協」に自治の「治」でございますが、「協治」であることが大事だと思います。

復興・再建の意欲を、市民の皆様にも持っていただき、まちづくりの主役として行政と手を取って参画・議論し、協働して、新たなコミュニティーをそれぞれのまちで再生していただきたいと思います。

また、復興計画の対象地域は、人吉市全体となっていて、災害に負けないまちづくりが復興に向けての柱の１つとなっております。この部分についてのこれらの課題は何か、お尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君）　それでは、お答えいたします。

現在、被害が大きかった重点８地区を中心にしまして、復興まちづくり計画の地区別懇談会を実施しておりますけれども、当然ながら、それ以外の地区を見据えていないということはございません。被害の大小はあれ、市内広範囲に被害が及んでおりますことから、重点８地区以外でも被害があり、課題が露呈した場所など、復興に向け検討しなくてはならない場所があることも承知いたしております。既に道路や農地関係などについて、重点８地区以外も含め、市内全域で復旧・復興に向け、取り組んでおります。

今議会の答弁と重複する部分もございますけれども、道路管理におきましては、道路復旧32か所、橋梁復旧２か所、河川復旧４か所の発注を終えております。次に、農地復旧は81ヘクタール、農道や用排水路等の農業用施設復旧は58件の発注も終えております。これ以外におきましても、重点８地区にとらわれることなく、町内会長連合会など様々な機会を通じて、避難路や避難場所、その他の課題など情報収集をさせていただきまして復興まちづくり計画に反映してまいります。

また、被災をされなかった方の中にも、将来の人吉市の姿を案じて復興まちづくり計画に対して意見を述べたいとおっしゃる方もいらっしゃると理解しております。そのような方からの御意見・御要望にも取り組むことを視野に入れまして、８月後半から９月中旬にかけまして、ニシムタやゆめマート、肥後銀行などといった、市内でも多く人が集う場所に、現段階におきます復興まちづくり計画の検討の途中経過の掲示をさせていただきました。お買い物の際などに気軽に目に留めていただきまして、御意見をいただけるよう返信用封筒を付けたアンケート用紙も準備させていただきました。現在、そのアンケート用紙も本市に届いている状況でございます。

これまでも、様々な機会や手段を通じまして懇談会参加の呼びかけや意見拝聴のための場所づくりなどを行ってまいりましたけれども、議員御指摘のとおり、まだまだ取り組むことができる意見などもあろうかと思っております。これは引き続きの課題であると認識してお

ります。

これまで答弁しましたとおり、座談会や戸別訪問なども含めまして、より一層多くの方々からの意見集約が図られる方法を、さらに模索し続けながら取組を続けてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　まちづくりに寄せる、一人でも多くの市民の方の意見を聞いていただき、一緒に参画して共に歩むという意識を、市民の皆様にもぜひ持っていただきまして、行政と力を合わせて、１日も早いまちづくりが形成されることを願っております。

市長が「数百年に一度のまちづくり」と言われておりましたので、そこにある課題は想像を絶しますが、諦めることなく、数百年後の市民の皆様にも通じる、市民が主役のまちづくりができるように私も精いっぱい頑張ってまいりたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後２時28分　休憩

午後２時45分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　皆さん、こんにちは。８番議員の高瀬堅一です。一般質問も、私であと２人となりました。大変お疲れとは思いますが、よろしく御協力のほどお願いをいたします。

質問内容は、通告しているとおりであります。質問項目、要旨が重複し、また類似する点が多々あります。議長のお許しをいただいておりますので、質問を割愛、また角度を変えて、さらに質問要旨を合わせて行うことがありますのでよろしくお願いをいたします。

通告内容は、１、災害について、２、人吉しごとサポートセンターについて、３、人吉市復興計画についてとしております。

まず、災害についての質問を行います。昨年７月４日の未曽有の豪雨災害は、まさに悪魔の到来でありました。何もかも、人的・物的にも奪い去り、多大な損害をもたらし、本市を壊滅的状態にしてしまいました。今、昨年の出来事を思い出しても、恐怖を感じるところであります。しかしながら、市民はもとより、関係機関の不眠不休の御努力により、あの目を覆うほどの光景が、一見、落ち着いたたたずまいを感じるようになりました。歴史と伝統のある美しい町並みは調和を失い、まだまだこれからが本格的な復旧・復興であることは論を

待ちませんが、至るところに空き地が出現した一方、各所に仮設の店舗等が出店され、人々の営みを実感しているところであります。また、徐々に、ホテルや旅館、飲食店などもオープンし、市民の方々の英知と底力を感じる次第であります。

一方、被災者、関係者の方々の苦悩と苦しみは一層増し、先行き不安な日々を送られている方を見ますと、本当に胸が詰まる思いであります。

このような折、今期も５月、７月、８月と、雨は私たちを脅かし続けました。特に、予想だにしない８月のお盆の時期の豪雨には、驚き、恐怖を覚えたところでありますが、時期的にも、かつて経験したことなく、昨年被災された方は豪雨災害がトラウマになっており、恐怖を感じておられます。そして、生きている間、ここに住んでいる間、毎年このような恐怖を感じて暮らさなければならないのかとあきらめと怒りの言葉を耳にしたところでもあります

そこで、市長に質問ですが、心身ともに復旧・復興の課題は山積でありますが、今後、さらなる市の発展・繁栄を築かなければなりません。市の最高責任者として、また、かじ取り役でもある市長の心境をお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

昨年７月の豪雨災害の発災から、はや１年２か月が経過しました。昨年の水害では、議員おっしゃるように、たくさんの貴い人命を失い、住み慣れた我が家が被災し、また生活する上で必要不可欠な農地や事業所が損壊するなど、多くの皆様に甚大な影響が出たところですが、私は１日でも早く市民の日常を取り戻したい、普通の生活が送れるようになってほしいとの思いから、被災された方々の生活の再建、住まいの再建、また、道路や橋などのインフラの再建、そして農業や商工業をはじめとするなりわいの再建など、全ての再建関連施策に対し、全庁的な体制でもって全力で取り組んでまいりました。

施政方針でも述べさせていただいたところですが、本市の歴史を振り返りますと、九州の小京都とも言われる風光明媚な町並みを形成する一方で、この地に住む人々にとって母なる川であるとともに、ときには暴れ川とも化す大河、球磨川と常に向き合う歴史を歩んでまいりました。その中で、この地域はこれまでも幾度となく大規模な水害等に見舞われてきたのは周知の事実であり、しかし、そのたびに人々は勇気を持って立ち上がり、そして、このまちの復興を実現してきました。このような、先人たちが築いてきた人吉市の歴史、礎、そして、これまでも、これからも、球磨川と共に生きていく意味・意義というものを考えたとき、私は人吉市がこれからも永続し、発展していくためには、人吉市のよさである自然・歴史・文化など、人吉らしさを残しつつも、この地に住む人々の生命や財産を守るため、まちの形やありようにまで踏み込んで再興する必要があるとの思いに至ったところです。

私は、人吉市の市長として全身全霊をもって、この災禍、難題に立ち向かい、そして発災前よりも豊かで住みよい、みんなに愛される人吉市を再興したいと強く思っています。その

ためには、大局としてのまちづくりと同時に、被災された方々お一人お一人にしっかりと寄り添い、誰一人として取り残さないという覚悟で、これからの復旧・復興に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　ぜひ、今後とも、市民の幸福、福祉の向上のために奮闘を願っております。

それでは、今期の災害対応と被害状況についてですが、私は今年の３月議会の一般質問で、総務部長に今期の雨期の気象情報をお尋ねしたところです。部長は、九州管区気象台発表の予報として答弁をされております。答弁の内容は、このように答弁されております。昨年も、今年も平年並みということでした。しかし、「昨年のように予想できない線状降水帯が発生するおそれもございますので、しっかりと情報収集に努めまして、警戒は怠らないよう対応していかなければならないと考えております」と、このように答弁をされています。こういうことなんですが、この線状降水帯の発生が問題になっています。今、異常気象と言わざるを得ませんし、線状降水帯と聞くだけでどきっとするわけですけども、この線状降水帯の発生を早く予想できるように、先週だったと思いますけれども、線状降水帯のキャッチのため、海上保安庁に、第一弾として約60億円のレーダー設置予算を投入することを政府が発表いたしております。そうやっていろんな面から、このやっかいな線状降水帯発生のメカニズムの解明を進めているようですけれども、科学が進んだ中でも自然の摂理には逆らえないのではないかと思っているところですけど。

そこで、今期の雨期での本市の被害状況と災害の対応についてお尋ねをいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

今年の大雨によります被害状況でございますが、これまで、路肩崩壊６件、路面破損３件、崩土３件、陥没２件、河川護岸の破損が１件、落石１件、林道被害１件、農道・頭首工・水路などの農業施設の被害が４件、それから文化財２件の被害報告があっております。

その対応といたしましては、まず、応急復旧をそれぞれに行っております。また、本復旧工事が必要なところにつきましては、今９月補正予算ですとか今後の市議会へ予算計上させていただき、復旧を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　それでは、次に、災害対策の実績についてお尋ねですけれども、昨年の未曾有の豪雨災害の経験から、私たちは多くのことを学んだわけでございますが、昨年と今年の災害対応の違いはどのようなものがあったのか。そして、その結果、今年の災害対策に生かされたものは何なのか、この辺りについてお尋ねをいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

昨年の豪雨災害を受けて、まず、今年に生かしたものでございますけれども、昨年の災害が夜遅くから翌朝にかけて激しい雨であったことから、日没から明け方にかけまして、大雨警報や、それに伴う土砂災害警戒情報が発表される見込みがある場合、命を守る早めの避難行動を取っていただくために、避難に時間を要する方などに安全に避難していただけるよう、できるだけ早い時間帯に避難情報を発令いたしております。

それから、昨年と今年の災害対応策の違いでございますが、昨年の豪雨災害を受けまして、堤防の決壊による被害状況を考慮し、令和２年７月５日から、球磨川洪水予報の暫定基準水位にて洪水予報及び水防警報が発表されることとなっております。

また、今年５月20日施行の、避難情報に関するガイドラインの改定がございまして、避難レベル３の「避難準備・高齢者等避難開始」が「高齢者等避難」へ、それから、レベル４の「避難勧告」と「避難指示（緊急）」が「避難指示」へ一本化されまして、警戒レベル４まで、必ず避難することとされたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　早めにいろいろと対策などを取られてきているわけですけれども、それでは、次に、国・県・市が行った災害対策のハード面、いわゆる球磨川及び支流の災害防止策や土砂災害対策等について、この１年２か月間の実績をお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　それでは、お答えいたします。

令和２年７月豪雨災害からの災害復旧実績につきまして、国・県につきましては、現在発表されておりますものの中からお答えさせていただきます。

国におかれましては、球磨川の堤防決壊や損壊した緊急復旧工事、排水施設の応急復旧、堆積土砂撤去、さらに西瀬橋の流失した橋梁の仮復旧など10橋、国道や県道等を含む球磨川両岸道路約100キロメートルの災害復旧工事を行っていただいております。

次に、県におかれましては、建設型応急仮設住宅380戸の建設をはじめ、災害復旧の状況については、道路災害14か所、河川・砂防災害57か所、合わせまして71か所ございます。現在、道路災害と河川・砂防災害を合わせまして16か所の工事に着手し、その中で６か所の工事が完了しているということでございます。

また、人吉市内の県管理河川に堆積した土砂のうち、緊急的に撤去が必要な９河川、約15.6万立方メートルについては、本年５月末までに完了し、今後も河川の堆積状況を踏まえ、引き続き維持掘削を実施してまいるとのことでございました。

最後に、市につきましては、国庫負担によります災害復旧分となりますが、道路災害42か所、河川災害12か所、合わせまして54か所がございます。現在、道路災害と河川災害を合わせまして37か所の工事に着手し、その中で22か所の工事が完了しているところでございます。

また、市管理河川に堆積した土砂のうち、緊急的に撤去が必要な３河川につきましても完了し、県と同様に、今後も河川の堆積状況を踏まえ、引き続き維持掘削を実施してまいるというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　国・県・市と、それぞれ災害復旧等は進んでいるようでございますが、私がここで申し上げたいのは、豪雨災害防止のための抜本的基盤整備はなかなかすぐすぐには進まないのではないかと思っております。抜本的基盤整備対策は、現状では皆無であると言わざるを得ないと思っています。やはり、命を守る方法と言うんですか、避難しかないと私は思っております。

そこで、緊急避難の在り方についての質問になってきますが、昨年の水害から見て、今年に生かした避難の在り方の実績、また、避難の在り方を今後どのように生かすのか、さらに、その結果、市民におかれまして混乱は生じなかったのか。この点についてお尋ねをしておきます。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

避難の実績でございますが、市内避難所８か所、指定避難所開設をいたしましたけれども、避難所によっては避難者が多かったところもございますし、ほとんどいなかったところもあったということでございます。これは、さきの私の答弁の中でもお伝えをさせていただいたところでございます。

それから、避難の在り方について、どういうものに生かしたのかという御質問でございますが、本市におきましては、レベル４、避難指示を発令するときに、サイレンの吹鳴と安全に早めの避難行動を取っていただくため、明るい時間帯に避難情報の発令を行うように変更いたしております。今現在整備を進めております防災ラジオについても、まず防災ラジオからサイレンを鳴らした上で、避難情報を出しているというようにしております。その結果、混乱はなかったのかという御質問でございますけれども、避難情報発令時には雨が降っておらず、球磨川の水位も上昇していない状況の中、市民の中には戸惑われた方もおられたかとは存じますけれども、やはり命を守る早めの避難行動を取っていただくために、避難に時間を要する方であるとか安全に避難していただけるように明るい時間帯にやはり避難情報を発令しましたことは御理解をいただいているのではないかと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　やはり、現在の災害対策は避難が重要であると私は思っておりますけれども、今回、市内全域に発令されたわけですけれども、私が疑問に思う点ですけれども、本当に市民全員、全戸１万5,341件、３万1,219人の全員の方が避難した場合、避難所の受入

体制は果たして可能なのかと疑問に思うところであります。この点については答弁は求めませんが、私が申したいのは、総務部長は、前の一般質問の答弁で避難に関しては空振りを恐れるなと発言をされております。今年は、昨年の恐怖心もありますので避難された方もおられると思いますが、全く関係の無い地域の方は、他人事ではなかったのかなと思います。それが徐々に、危険地域の方に蔓延していくのではないかと思っております。市内全戸、全員避難発動は、行政の責任逃れと言われる方も多いのも事実であります。これがテレビでも言われておりました、「オオカミ少年現象」と言われるそうであります。ここら辺りを、前回、私は３月の一般質問でもオオカミ少年について発言したと思いますが、この辺りをどう思われているのか、この点についてお尋ねをしておきます。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

まず、市民全員が避難することができるのかということでございますけれども、やはりこれは本市の指定避難所のもともとの想定収容人数でございますけれども、令和２年４月の段階で合計5,960人でございます。現在は、コロナの影響によりまして密を避けるという対策もございまして、現在では3,890人ということで、それよりもなお少ない収容人員となっているところでございます。

前回、台風10号の接近では、県の御協力によりまして熊本市へ広域避難を実施したところではございますけれども、大規模な避難が予想される場合は、やはり県や近隣自治体、関係団体と密な協力を行いまして対応・対策をしてまいりたいと考えております。

それから、いわゆるオオカミ少年現象ということですけれども、これはやはり、市民お一人お一人の避難に対する考え方が非常に重要になってくると思いますので、先ほどの御質問の中で御答弁いたしましたように、自主防災組織の連携強化を図ってまいりたいと思いますので、その中で、市民お一人お一人の防災の意識の向上であるとか避難に対する考え方というのはしっかり醸成をしていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　そこで、今年の私の３月の一般質問で東北震災の避難の件を紹介をさせていただきました。ＮＨＫスペシャルの「津波避難　何が生死を分けたのか」ということですが、東北震災後、10年間かけて専門家の方が聞き取り調査とコンピューターを駆使して発表したものであります。人間は、避難するか否かを約15秒から20秒程度考えて決断をするそうです。防災無線――今回配布され始めていますが――防災ラジオ、車両巡回、広報等など否定する気は全くありませんが、その研究によれば、人間の伝達が一番意思決定につながるとの結果であります。東北震災でも、こういった人の声かけが一番の避難につながったということであります。３月議会でもこのことは申し上げておりますが、津波と水害の違いはありますが、ここら辺りにもやはり目を向けていただいて、研究・検討をしていただきたい

と思っております。この点については答弁はいただきません。次に、緊急避難の発令は大変難しいテーマであると、永遠の課題かもしれませんが、今後、さらに執行部におかれては命を守る行動の在り方について研鑽していただき、市民のための避難の在り方について、実践につなげていただきたいと思っております。

次に、昨年の豪雨災害の被災者の実態についてですが、１年２か月余り経過した中で、１件１件の被災者カルテみたいなものがあると思います。健康福祉部長から「各戸及び各地域別に担当者を配置している」との答弁をいただいております。当然あると推測しておりますが、被災者カルテ的なものはあるのでしょうか。その有無と、そのカルテの分析から、現在、各面において生活情報の把握はされていると思いますが、まず、１点目に、被災者カルテの存在とその活用について、２点目に、建設型及び賃貸型応急住宅の入退去の状況はどうなっているのか、３点目に、退去世帯の退去理由、その方々の内容についてお尋ねをしておきます。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

まず、議員のおっしゃられました、カルテ等の存在について御説明を少しさせていただきたいと思います。建設型及び賃貸型応急住宅入居世帯の状況把握についてでございますが、被災者の世帯ごとに被災者管理台帳を作成しておりまして管理いたしております。中身につきましては、現在の世帯の状況とか今後の住まいの再建の意向というのを世帯ごとに管理しているという状況でございます。

続きまして、建設型応急住宅・賃貸型応急住宅の入退居の状況についてお答えしたいと思います。建設型応急住宅につきましては、熊本県におきまして、市内に13団地380戸建設整備いたしておりまして、最大入居時は345世帯765人で、令和３年、本年８月末時点で314世帯678人の方々が入居中でございます。延べ364世帯802人の利用がございまして、52世帯107人の方が退去をされておられます。賃貸型応急住宅の最大の入居数は509世帯1,125人、本年８月末時点で399世帯842人となっております。延べ534世帯1,218人の利用がございまして、「88世帯368人の方々が退去されておられます」。

それから、最後に、建設型及び賃貸型応急住宅から退去されました世帯の退去の理由、再建の方法などについてでございますけれども、持ち家の修繕完了によります退去のほか、新築・購入及び民間賃貸住宅への転居が主な理由となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　ありがとうございます。

次に、被災者救援・支援等についてですが、ふるさと納税の活用であります。私は従前から再三訴えてまいりましたが、ふるさと納税については、３月議会で小林企画政策部長が納税額、その使途希望項目、被災者を思う寄附者のメッセージをたくさん紹介され、そういっ

た答弁をいただいております。その後も、ふるさと納税が増額になっていることは承知しておりますが、約11億円の納税額、返礼品を求めない約２億円の納税額、いわゆる寄附であります。小澤総務部長は実態を説明され、最終的には、「そのため、市では、寄附者から指定をいただきましたこれらの事業につきまして、予算編成時に合わせ有効活用を検討し、予算に反映をしているというところでございます。」と答弁されています。

そこで、本当に、生活苦にあえいでおられる方々に対して給付金なり金券支給なり支援できないものでしょうか。総務部長、このふるさと納税を活用した被災者支援の状況について、また、今後の活用計画などについてお尋ねをいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

ふるさと納税を活用した、いわゆる市独自の被災者支援でございますけれども、今のところ、実績はないというところでございます。

本年３月市議会定例会における高瀬議員の一般質問への答弁と一部重複いたしますけれども、ふるさと納税は、条例におきまして７つの事業区分からその使途をお選びいただくこととなっておりますことから、その使途に応じた事業に充当させていただくこととしております。昨年の豪雨災害を受けまして市税の減収も見込まれる中、今後、財政面におきまして、被災者支援や災害からの復興事業だけではなく、市民の方々の生活に直結する健康福祉や教育といった分野における事業の推進につきましても、非常に厳しい、困難な状況になることが予測されております。

ふるさと納税につきましては、寄附をいただきました方々の御意向と、効果的な財政運営の両面に十分意識しながら、予算編成時に有効活用を検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　実績なしということで、非常に残念でありますが、答弁についても、何ら３月議会の答弁と変わっていないんじゃないかなと思ったところですが、ぜひ検討してほしいと思っています。もともとふるさと納税の根底は、被災者への見舞金であります。職員の方が、これは一回限りのお金ですからと言われたことがあります。一回限りだからこそ、直接の被災者支援をすることにより、寄附者の方の思いに添えるのではないでしょうか。住居も家具も服も奪われて、ひいては職も失うという悲惨な状況を見ています。何とか直接支援をお願いしたいものであります。よろしくお願いをいたします。

被災者支援の中に、私は前回、心のケアの問題提起をしています。健康面から健康福祉部長、そして社会教育・社会体育の分野から教育部長が熱意をもって、その思いを答弁をいただきました。その結果について、どのような状況なのか、それぞれの部長から御答弁をいただきたいと思います。

○教育部長（椎屋　彰君）　社会教育関係について、お答えいたします。

前回の答弁では、被災をされた市民の皆様の健康維持のための対策に関しまして、子供から高齢者までを対象とすることが重要であるとの考えをもとに、学びと運動の両面においての取組について答弁をいたしました。ここでは、その後の取組状況についてお答えいたしたいと思います。

まず、学びの面につきましては、昨年度は新型コロナウイルス感染症及び豪雨災害の影響により、各校区公民館で実施されております成人講座や子ども講座は全て中止となりました。本年度におきましては、新型コロナウイルス感染症感染防止対策をしっかりと講じて、また、被災した東西コミュニティセンター及び西瀬コミュニティセンターの講座につきましては、校区内の自治公民館等を使用して実施しており、コミセン全体では成人講座を29講座、子ども講座を７講座、自主講座を８講座開催しているところでございます。

次に、運動の面でございますが、高齢者の二次被害について、スポーツ庁のスポーツを通じた高齢者向け健康二次被害予防ガイドラインなどの情報発信を継続して行っているところでございます。また、ＮＰＯ法人人吉市体育協会におかれましては、今年度も自主事業として市民向け運動教室を開催されており、性別や年齢に関係なく参加することができ、ヨガ・ウオーキング・ジョギング・筋力トレーニング等を行う人吉フィットネスクラブや、子供を対象とした水泳・サッカー・陸上等を行う人吉子どもスポーツ教室を開催されているところでございます。

豪雨災害から１年２か月が経過いたしましたが、まだまだ生活再建道半ばの方も多くいらっしゃるかと存じます。今後におきましても、学びや体を動かす機会の創出に鋭意取り組んでまいりますので、地域コミュニティー活動を通して心身ともに健康的な生活を送っていただけるよう、ぜひ、多くの皆様に参加していただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

先ほど議員のほうから、令和２年12月議会での御質問の内容を述べていただきましたけれども、災害後、高齢者の認知症の悪化などへの対応ということで、その後の取組につきまして答弁をさせていただきたいと思います。

発災から１年２か月が経過いたしましたが、被災された高齢者を取り巻く生活環境や地域コミュニティーの変化による高齢者の心身の健康状態の変化や状況把握に努め、高齢者の認知症悪化防止や認知機能低下予防のため、各関係機関・団体と連携し、現在も継続して様々な取組を実施・支援しているところでございます。

本市における取組についてでございますが、発災直後から、熊本県復興リハビリテーションセンターと連携し、各避難所における運動及び認知機能低下予防教室を実施してまいりました。仮設住宅に住まいが移行された方々につきましては、「みんなの家」を利用しまして、継続的に実施をしているところでございます。

また、地域包括支援センターとも連携しまして、高齢者のそれぞれの状況に応じまして、必要な心身のケアを行うとともに、生活環境等の変化による孤立防止及び心身の健康維持のため、関係機関と連携して相談・訪問を継続して行っております。

また、社会福祉協議会内の地域支え合いセンターとも連携しまして、身近な支え合いや生きがいづくりなど、新たな地域のコミュニティーづくりにつきまして、引き続き支援をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　やはり、被災された方々は市・行政機関が寄り添ってくれているという時間こそが非常に励みであり、頑張ろうという生きる力の源になると思っております。１年２か月が経過したのですから、被災者の方々のこの面での一定の把握はできていると思いますが、また、知恵を絞っていただいて、今後、様々な機会を捉えて対応していただきたいと思っております。

この項目の最後に、今後の災害対策についてとしておりますが、大変難しいということは重々承知しておりますが、最後に、市長、端的で結構でございます、災害対策に対しての強い意気込み辺りを聞かせていただければと思います。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

災害対策について、先ほどから高瀬議員おっしゃいましたように、命を守る行動を取るためには避難が重要だとおっしゃいました。１つの大きな方法だと思っております。しかし、自然災害からのリスクを低減するためは、ハザードと曝露と脆弱性を組み合わせたところでの取組が大変重要かというふうに考えております。

その具体的内容につきましては、本年３月に策定いたしました復興計画の中に具体的に示しているところでございます。しっかりとそういった様々な観点から、国・県と連携をし、そして脆弱性をいかに改善していくか、そういったことにもしっかりと取り組みながら、我々のこの地域の生命・財産を守っていくことが重要であろうかと考えております。

加えまして、まちづくりを行うに当たりましては、その自然災害のリスクを低減することに加えまして、人吉らしさを失わずにまちづくりをいかにやっていくかということが大変重要かと考えているところでございます。

大きく、この２本柱をもとに、今後の災害に対する備え、また復旧・復興に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　それでは、次に、人吉しごとサポートセンターについて質問に入ってまいります。

まず、冒頭に、市長にお尋ねいたします。この事業は、いつまで続けられるのか。また、その理由についてお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

まず、事業を始めた理由ですが、当時、そして現在もですが、人口減少等による域内マーケットが縮小、商環境の激変、特にＩＴの普及による商流の変化などが想定されますが、本市の産業の特徴が内需型経済であることを鑑みますと、ますます厳しい経済状況になっていくことが推測され、本市の中小企業事業者を取り巻く状況は、今後の見通しも含め、相当厳しい状況にあったため、この事業に取り組んでまいったわけでございます。

その状況というものは、コロナ禍そして昨年の豪雨災害により、より顕著となっておりまして、先ほどから、災害によって困っている方がたくさんいるからどうにかしろというようなお言葉をかけていただいておりますように、我々も、この事業につきましては、今後、コロナ禍そして災害からの力強い立ち上がりに向けては、なくてはならない事業だと思っているところでございます。

そういう状況の中で、事業者の方々に、魚を与えることもですけど、魚の釣り方、それぞれの事業者がしっかりと力強く歩みを進めていくための支援の手法としては、このＢｉｚモデルは大変有効だと考えております。そういう観点から、現在、総合計画等々にも入れ込んでおりまして、地元の地域の事業者をしっかりと支えていくということは、今後もずっと続けていく必要があるかと考えております。

ただ、手法としてＨｉｔ－Ｂｉｚ、人吉しごとサポートセンターという手法はいつまでかと言いますと、令和２年４月１日に策定されました第６次人吉市総合計画の基本計画におきまして、起業創業支援や中小企業の持続的発展を支援する事業として掲載しておりまして、前期計画の期間は令和２年度から令和５年度までとしておりますので、令和５年度までが現状における計画期間となります。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　今、この事業についての理由、それぞれに熱い思いをお聞きしましたけども、総合計画に盛り込んでいるという理由もありました。地方自治法により策定されるものですけれども、不利益を生じる場合、投資的効果が見込めない場合、休止・廃止してもいいようになっております。この担当者の方に聞いても、そのような総合計画に盛り込んでいるからという発言もあっておりますけれども、あまりにも短絡的で不適切じゃないかなと、甚だ疑問に思っているところであります。

それでは、次に、３年半前から始まったこの事業ですけれども、経緯と現況についてお尋ねをしておきます。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

経緯につきましては、先ほど御答弁をさせていただいた、今お話をさせていただいたとおりでございまして、この地域内の内需型経済であることや将来に対する見通し、世の中の潮流がかなり早い中で、その中でも生き残っていくためには必要な手法であると考え、この事業をスタートさせたところでございます。

設立目的としましては、衰退が著しい当地域の経済状況を鑑み、新たな効果的支援策を検討した結果、国のよろず支援拠点のモデルとなり、その支援実績から、全国各地から自治体等の視察が相次いでいる静岡県富士市の富士市産業支援センター、ｆ－Ｂｉｚの中小企業支援手法に着目したというところがスタートでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　それでは、次に、運営の財源について、前年度までの人吉しごとサポートセンターに費やした経費、センター長の給料、そして事務職員の人件費及びセンター運営費に分けたところで、毎年ごとの金額をお尋ねします。

また、今年度はまだ予定の部分がありますけども、今年度も同様にお尋ねします。そしてまた、今年度を含み全体の額についてお尋ねをしておきます。

○経済部長（溝口尚也君）　それでは、お答えいたします。

運営費用につきましては、センター長給与及び事務員の給与、セミナー開催経費やＩＴアドバイザー経費なども含まれますが、人吉商工会議所へ委託をしております人吉しごとサポートセンター業務委託料の決算額にて、まずは前年までの費用については御説明をしたいと思います。また、本年度につきましては予算ベースで、まずは御説明をしたいと思っております。

まず、平成30年度は2,087万1,000円、令和元年度は2,538万2,000円、令和２年度は2,099万1,000円、なお、令和３年度につきましては当初予算ベースで2,174万5,000円でございます。

また、財源につきましてのお尋ねでございますが、平成29年度につきましては応募経費でございましたが、これにつきましては歳入が熊本県市町村振興協会交付金から211万8,000円いただいておりまして、支出が412万2,000円出ておるところでございます。平成30年度から開始をしておるところでございますが、この際の歳入につきましては地方創生交付金が1,169万円、これに対しまして支出が2,404万4,000円でございます。令和元年度につきましては、歳入が地方創生交付金1,159万5,000円、また熊本県市町村振興協会交付金145万9,000円いただいているところでございます。支出は2,650万5,000円でございます。令和２年度につきましては、歳入が地方創生交付金1,058万4,000円に対しまして、支出が2,165万7,000円となっております。以上、合計しまして、歳入3,824万6,000円に対しまして、歳出7,632万8,000円でございます。歳出から歳入を差し引いた金額につきましては3,808万2,000円。こ

れにつきましては一般財源となっておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　今年度の分を含んだところでの金額が分かれば、その辺りも教えていただければと思いますが。

○経済部長（溝口尚也君）　予算ベースとなりますが、少々お時間をいただけますでしょうか。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後３時33分　休憩

午後３時43分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

○経済部長（溝口尚也君）　大変お時間を取らせまして申し訳ございませんでした。

先ほどの御答弁に加えさせていただきまして、令和２年度まで要した経費に、予算ベースで令和５年度までの経費を見込みで足しました歳出につきましては１億4,156万3,000円でございます。

また、歳入につきましては、令和４年度までは地方創生推進交付金が見込めるということで２分の１補助金があるという前提をもちまして5,999万円でございます。今後の市の一般財源の見込みでございますが、8,157万3,000円となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　やはり、この事業に対しての熱意といいますか、こういったところの予想というか、そういうのをやっぱり立てておくべきだと私は思っておりますので、その辺をしっかりとしていただきたいなという思いもあります。

この事業については、冒頭から問題が発生をしております。多額の経費をかけて選考した初代のセンター長の解雇もありました。また、慌てて新センター長を決められた。それも、選定会議も開催されないまま、市長は松山センター長を任命されたわけですけれども。このセンター長解雇により、当然、サポートセンターの開所は大幅に遅れて、また、市民の大きな不信を買ったわけですが。また、市民は、センター長のその当時の給料が100万円ということにも驚いたわけで、常識外れという声が殺到いたしました。あれだけの費用と日程をかけて選考したセンター長を、いとも簡単に、議会に何の説明もなく、解雇されたわけです。スキルが低いというのが理由でありましたが、そのときの約1,000万円の損失金が問題となり、市長、副市長も責任の所在をつけるために給料の減額をされました。そのような経緯もございますが、やはり、今回も、執行部のセンター長の選考の不手際、なかなか疑問と言いますか、ちょっとよく分からないところですけれども、今回のセンター長の選定ミスと言い

ますか、何と言いますか、失態と言うのか、損失額が幾ら出たのか。その損失額についてお尋ねをしておきます。

○経済部長（溝口尚也君）　追加の経費につきまして、お答えいたします。

再度選考を行ったことに伴いまして生じました支出でございますが、起業創業中小企業支援センター長公募業務委託料の変更契約に伴う61万6,752円と、地元中小企業者お二人を最終選考の審査員として御協力をいただいておりますので、お二人に対して謝金２万円、合計63万6,752円が追加の経費となっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（西　信八郎君）　ここで、会議時間を延長いたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　ただいま答弁を聞きますと、約63万円ですね。執行部の不可解な、また不手際で再募集をせざるを得なくなったこと、それに伴う経費も発生しているわけです。さきの全員協議会の中で、議員の質問に対して損失額約63万円と説明をされました。でも、松山センター長との引継ぎが遅れることにより松山センター長への報酬の延長、そして二重払いなど起こり得るのではないかと、無駄な支出も生じてくるのではないかなと。そしてまた、今回の再選考により、新たに選考委員を増やされていますけれども、費用弁償、報酬も発生したかもしれませんし、従来の選考委員にも、この点の対応があったかと思いますが、これに関わるそれぞれの方々の労力的負担もあります。もう一度、その他の方々の金額的なものも含めたところでの損失額は分かっていますか、どれだけの損失が出るという総額として把握されているのか。

○経済部長（溝口尚也君）　まず、松山センター長と当該新センター長が重複する部分につきましては、研修の期間は、当然そういう重複の期間がございますので、その分につきましては当初予算のときにも御質問がありましたので、御説明をしながら予算の中にも入れ込んでおりますので、その分は損失という考え方はなかろうかと思っておるところでございます。

また、今回の選考につきまして総経費ということでございますが、委託料等につきましては今御説明をしたとおりでございます。その他は職員が対応に当たっておりますので、それらにつきましては振替等で対応することとしております。ただ、職員も負担はかかっておりますので、その分が負担ではないかとおっしゃられましたら、そういうこともあろうかと思いますが、今のところ、予算上の経費としましては、今御答弁をしたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　答弁を聞きますと、予算上、損失はないと。今の説明では、二重にかかってくる期間があって、損失にならないということを言われましたが、これは大きな間違

いじゃないですか。センター長が決まっていて、スムーズな引継ぎができていれば、こういう経費は発生しないんじゃないんですか。お尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　当然、採用・着任の遅れが生じましたらば、その分の新センター長の御給料は発生いたしませんので、その部分の重複というのはないところでございます。今、９月いっぱいの御契約をしているところでございますが、10月着任を仮にされたとしたときに、そのときの研修が１ないし２か月ある場合には重複をいたしますけれども、これが10月着任あるいは11月か12月着任と延びましても、そこからの御給料となりますので、センター長の給料につきましては研修期間だけのダブりと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　研修期間だけのダブりの部分が損失ということで理解していいんですか。

○経済部長（溝口尚也君）　当然、本事業を続けてまいりますときに、センター長の途中交代はあり得ることでございます。その間の研修期間中のダブりという表現はあまりよくございませんが、交代に伴う重複する部分というのは、当然スムーズな引継ぎのためには必要と思っておりますので、その部分につきましては損失とは言わないと私は思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　ちょっと時間がございませんので、先に進みます。

非常に今回も不可解な点だらけであります。私は以前からも申し上げておりますが、行政は全て結果であると、最小の経費で最大の効果が基本である。まず、こういった不手際、不適切があったなら、そこはやっぱり素直に、また真摯に反省の弁を述べるべきじゃないかと私は思っております。今回の市長の施政方針の中でも、いとも簡単に、今回合格して辞退された方、家庭の事情により辞退されたので、次の選考をすると施政方針で述べられています。市長も、経済部長も、この問題の不可解さ、本事業に対する疑問が生まれていることに気付いておられるのかなと、私もちょっと思っているところです。

それでは、最もよく分からない、不可解なセンター長の選考について質問に入ります。まず、松山センター長は、私は実質解雇されたと思っております、当時の説明では解雇ではないという説明も受けていますが。それは経済建設委員会の中で、議事録を確認しましたけど、執行部から松山センター長には物足りないということで「センター長交代の事業をしているわけですけど」と、このような発言もあっております。以前、実績が上がらなかったからとも聞きました。売上げが伸びた事業所がたったの５％ですから、私も当然といえば当然のことでしょう。しかしながら、この時点の執行部の対応がよく分かりませんけど、そこで、松山センター長が辞任、実質は解雇と私は思っていますが、交代することになったときのいき

さつについてお尋ねをしておきます。

○経済部長（溝口尚也君）　まず、今回の選考に至った経緯につきましては、今御質問がありましたように当然松山センター長の御交代ということがあるわけでございます。令和３年１月７日に、定例のセンター長の業績審査会を開催をしております。相談者数も目標を達成しておりまして、身近な産業支援機関として定着し、中小企業等のＰＲ戦略、あるいは起業創業への支援、地域を巻き込む活性化の取組については多大な実績があったと、審査会の中では高く評価をされたところでございます。

一方で、センターに求められますのは、やはり個社の売上げアップ――今議員からも御指摘があったとおりでございます――の成果拡大については、事例はあるものの成果が限定的であり、他地域の類似のＢｉｚ機関と比較しても、期待される成果が不足しているという審査結果となったところでございます。

なお、評価結果につきましては、その日のうちに、審査会の中で松山センター長にお伝えをしたところでございます。その後、１月から２月にかけまして商工振興課長、当時は私でございますが、私が松山センター長、それと商工会議所と、それぞれ評価結果を踏まえましての意向確認や、今後の対応を含めまして順次協議をさせていただいたところでございます。その際、松山センター長からは、評価結果を踏まえまして、就任して３年目を迎えるに当たり、後任に引き継ぐタイミングとしては適当であるという申出ももちろんあったところでございます。そのことにつきましては、委員会の中でも御答弁させていただいたところでございます。

そのため、令和３年12月17日で就任して３年目を迎えるに当たり、今回、新センター長の公募を始めさせていただきまして、スムーズに引継ぎが進みますように松山センター長には延長の契約をお願いいたしまして、選考作業をしているという状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　いきさつについてお聞きしました。売上げが５％しか伸びなかったというお話もさせていただきましたけども、先ほど今日、大塚議員の一般質問の問題提起の部分のお話を聞いていました、実績が５％しか上がらなかったという、大塚議員の一般質問を聞いている中で、中小企業がやっぱりああいった仕事がとれないと聞いたときに、とれない仕組みづくりを行政がしているんじゃないかと思ってしまうわけです。逆に、行政がそういった中小企業の首を絞めているんじゃないか。そういう中でサポートセンターが相談を受けて、実績が上げられるものなのか。市長、いかがでしょうか。やはり、そういったところも考えて中小企業の方々を支えていかなければいけないんじゃないでしょうか。ちょっと大塚議員の質問を参考にさせてもらいましたけど。私は実績が５％というところが、本日の大塚議員の一般質問の問題提起を聞いたときにそのように感じた次第であります。

次の質問に入っていきます。今回の辞退者を生むという募集の経過を、時系列にお尋ねをしておきます。

○経済部長（溝口尚也君）　今回と申しますのは、最初の御辞退に至られた方ということでございますか。お答えいたします。

書類審査であります一次審査につきましては、令和３年５月27日に実施をしております。応募者は104名でございまして、その中から二次選考に進む15人の選出と、補欠で２人を選出をしているところでございます。

次に、オンラインによるグループ面接形式で、二次審査を令和３年６月12日に実施をさせていただいております。参加者は15人でございまして、３グループに分けて審査をさせていただき、最終審査に進む５人、補欠で２人を選出したところでございます。最後には、直接相対しての面接審査でございますが、これは人吉商工会議所３階を会場としまして、令和３年６月26日に実施をさせていただいております。５人の面接審査を実施しまして、採用候補者１人と補欠１人を選出しているところでございます。

その後、最終審査で選考しました採用候補者へ、令和３年６月28日付で採用予定者として合格した旨の通知と人吉しごとサポートセンター採用予定承諾書を発送させていただきましたが、先方から回答について１週間ほどお時間をいただきたいとの御連絡がございまして、結果、７月上旬にメールにて辞退の御連絡があったということでございます。

この結果を受けまして、補欠者に対し、電話で御就任の意思があるかどうかを確認しましたが、令和３年７月16日に正式に御辞退したい旨の回答があったところでございます。

このような状況になりましたのは、先ほど議員からも御指摘がありましたように、行政は結果が全てでございますので、私たちの不徳の致すところと考えておるところでございますが、このお二人につきましては、再度、経済部長である私から両氏へ電話で就任を検討していただけないか、また、お悩みがあればいろんな御相談にも乗りながら打診をしたところでございますけれども、結果的に両者の意思は変わらず、再度、応募書類を見直しまして、再選考に至ったと。この件につきましては全協等で御説明をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　なかなか理解に苦しむところであります。市のほうが募集をかけて、それに応募して、一次・二次試験を合格して、５人残った最後の中から、リモートによる面接とは言え、合格者を決めたわけですけど、それに基づき、ほかの方には不合格の通知を出されたわけですよね。そして、合格者の方が辞退、補欠の方も辞退するという、これは本当、前代未聞ではないかなと、そういった出来事だと思っております。応募される方はやっぱり一生懸命、市の求めに応じた書類など作成して応募し、採用されるために頑張ってこられたわけじゃないかなと。その中で合格者、そして補欠の方、このお二人の辞退された理由につ

いてお尋ねをしておきます。

○経済部長（溝口尚也君）　詳細につきましてはプライベートな部分がありましてお控えをさせていただく部分もあろうかと思いますが、全協でも御説明したところでございますけれども、採用予定者につきましては、御家族の身体上の御事情ということでございまして、補欠者につきましては、センター長の重責に応える自信がないとの御理由でございました。これにつきましては、議員がおっしゃるように、大変残念なことでございましたけれども、やはり現地に赴かれましていろいろ御検討された結果だと受け止めざるを得ないと思っておるところでございます。

ただ、採用予定者の合格者の方につきましては、御本人としては非常に残念がっておられまして、実は私事になりますけど、８月12日に入りまして御丁寧なお手紙を頂きまして、今回の選定については交渉や調整に相当なお手間を取らせてしまい、改めておわびを申し上げたいと、また、家庭の事情に対して、私からということでございますが、解決の糸口やそれぞれ事例等も交えまして、確かに御相談に乗っておったものですから、親身になって相談に答えていただき大変感謝をいたしますということでお礼をいただいているところでございます。こういったきちっとした方でございましたので、我々としても非常に惜しゅうございますが、これは致し方ないというところで、切り替えまして再選考のお願いをさせていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　私が非常におかしいと思うのは、今答弁の中ではプライベートな部分とありましたけれども、いろいろな家庭の事情であれ、市の期待に応える自信がないという理由であれ、さすがにこれは違うと。それならば、応募を取り消すとか、最終面接まで来たとしても、何回も辞退の機会はあるのではないかなと、大人の道徳ではないんでしょうか。そしてまた、奥様も本市まで来られて、何らかの理由もつけられたかと思いますが、このような方々が、熾烈な戦いの中で企業間の競争を繰り広げる中小企業の社長やそういった担当者の方々に指導的役割が果たせるはずがないと私は思っています。それ以前に、誰がなっても、約１年半、成果が出せるわけがないとも思っています。少し、その期間、人吉市を理解するぐらいじゃないかなと、その程度で終わるんじゃないかなと思っています。こういった方々を見抜けなかった選考委員会も責任があるんじゃないかなと、市長の大失態でもあるんじゃないかなと。いかがでしょうか市長、お尋ねしておきます。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

センター長につきましては、我々も本当に高いレベルでの人選を望んでおります。しっかりとした手続を踏んで最終選考にお越しいただいて、面接を行い、そして決定をしたところでございますが、先ほど経済部長から説明がありましたように、結果、お引き受けしていた

だく方がいなかったということは、私も非常にショックを受けております。その中で、やはり、選ばれなかったということは様々な応募者の事情もあるかと思いますし、我々の対応であったり、取組であったりとか、そういったところにも当然、原因がないわけではないのではないかと思っているところです。

いずれにいたしましても、やはり、人から選ばれる人吉市、そして人吉市に行って一肌脱いでやろうというような人材の確保は非常に難しいと思っておりますし、しかしながら、中小企業者が今後しっかりと事業を継続していくためには、やはり、我々もそこに戦いを挑み続けて人材を確保し、そして中小企業者と一緒になって地域経済の発展に努めていかなければならないと、さらに意を強くしたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　それでは、次に、辞退者発生により、再度選考せざるを得なくなったいきさつ、このいきさつについては答弁は結構です、今後、９月11日土曜日の最終選考会までの時系列での経過、その方法など、そして11日が最終面接だったと聞いていますが、どのように選考され、どのようなことが決定したのか。その辺りについてお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　それでは、お答えいたします。

再選考につきましては、書類の再選考を令和３年７月21日に実施をいたしまして、25人の候補者を選出し、二次審査の参加意向を御確認した結果、20名から参加希望の申し込みがあったところでございます。

次に、オンラインによるグループ面接形式で、二次審査を令和３年８月８日に実施をいたしました。参加者20人を４グループに分けまして審査をし、最終審査に進む５名と、補欠で２名を選出させていただいたところでございます。

最後に、９月11日に実施しました最終審査につきましては、人吉商工会議所３階を会場といたしまして、４名の面接をしたわけでございますが、これは当初の５名から１人減となっておりますのは、審査直前にお一人御辞退をされたということでございます。つきましては、４名の面接をさせていただきました。面接審査を実施をいたしまして、採用候補者１人と、補欠２名を選出しているところでございます。本件につきましては、最終日の全協でも詳しく御説明しようと思っておりましたが、お尋ねでございましたので御答弁をさせていただければと思います。

面接の方法につきましては、まず、最終面談につきましては、当初10分間の自己紹介、ＰＲをさせていただきまして、その後、事例をもとに、いわゆる模擬相談を４件から５件ということをさせていただきました。また、民間から参加していただきました審査員お二人につきましては、それぞれがそれぞれの御事例で御相談をされたと。他Ｂｉｚのセンター長につきましては、それぞれお持ちの事例をその方々にぶつけていただきまして、それらを審査を

したということでございます。また、あとは、それらが終わりましたらば、先方さんからの御質問とかにお答えをしたということでございます。

それと何が決まったかということでございます。９月11日に行いました最終審査におきましては、審査により採用候補者及び次点の者を人吉市に推薦するという位置付けでございまして、当日決定しましたのは、人吉市へ推薦する採用候補者１人と補欠２人が審査会で決定をし、市のほうに推薦をいただきまして、市のほうで所定の決裁を経まして、正式に採用候補者と決定をしたということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　選考の仕方についてですが、９月11日にその方を決定したということで理解していいんでしょうか。または、11日に面接を受けて、また日にちを改めて、その間、いろいろと協議しましょうという時間を持たずに、その日面接を受けて、その場で決定をしたということでよろしいですか。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

その場に市長もおりましたので、その日に候補者として決定をいただき、市のほうに御推薦をいただいたということでございます。役所でございますので、手続的なものは当然起案をしまして、決めさせていただいたんですけれども、審査会からの御推薦としては９月11日に決定をいただきまして、市のほうに御推薦をいただいたということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　時間もございませんので、途中、財政上の問題等も質問したかったわけですけれども、この点については割愛させていただきます。

私が申し上げたいのは、今回のこういった不可解、大失態の選考の在り方で、先ほど部長が答弁されました、予算の枠内でやるからという執行部の説明、いろんな疑問も感じていますが、結局は、無駄なお金を使う羽目になっているわけです。このことは、予算編成の市長査定までの段階でもっと検討を重ねて予算編成を行っておくべきだったことと、選考事務執行のとき、綿密な庁内協議が行われなかった結果ではないかなとも思っています。それとまた、本市は今、行財政健全化計画の取組中、このような中でも財政でなく高い労力の無駄な事務執行が行われ、行財政健全化の精神が浸透していない証しではないか。こういったことは日常茶飯事で、本件については氷山の一角ではないかといった疑念により、今回、このことを申し上げたかったこともあります。このことについて答弁はいただきませんが、次の質問に入りますが、今回、選考決定後、そういった計画など述べられましたけども、今回の合格決定者の方が、もしスキルが低いということの判断で解雇されるということがあったりとか、また、健康上の理由、その他の理由で辞退されたら、どうされるのか。この点につい

てお尋ねをしておきます。

○経済部長（溝口尚也君）　非常にお答えにくい御答弁かと思っております。

仮定のことには当然想定はしなければならないとおっしゃるかもしれませんけれども、今のところ、合格者を出しまして御通知を出しているところでございますので、承諾書をお待ちをしまして、今後、その方とるる着任の状況とか研修の状況とかを詰めさせていただきまして、１日でも早くこの事業をやっていくということで御答弁に代えさせていただければと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　やはり、そういったところも予想して、この事業を進めていかなければいけないんじゃないかと、進める以上は私は思います。万が一、そういった状況が生まれたとしても、これ以上の財政措置はできないんじゃないかと、これは最後の警告でありますけども、よく肝に銘じていただきたい。

それと、今後の計画についてですが、私はこの事業に対して再三廃止すべきと申し上げてまいりました。これも市民の方からの代弁でもあります。今でも、市長がなぜこの事業に固執されるのか理解できない部分もありますが、これだけ投資的効果がなく、先ほど言われました、この事業が終わるまでには１億円以上の事業費がつぎ込まれるわけです。これまで再三の不手際が生じ、成績は伸びず行われてきているこの事業、それでもやっていくと、行われると、進めるということですから、この事業に対する市長の責任をしっかりと持っていただきたい。これについて、市長、いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

開所してから、令和３年８月までの相談件数が延べ2,056件、相談事業者数が494社となっております。成果で申し上げますと、売上げアップした事業者が63件、販路拡大が30件、新商品開発が23件、創業支援が11件、資金調達が26件となっており、相談ニーズの高い情報発信については465件のメディアプロモーション実績がございます。

第６次総合計画における人吉しごとサポートセンターのＫＰＩを、令和５年度時点で年500件と定めており、当該ＫＰＩについては令和元年に達成しており、人吉しごとサポートセンターが所定の目的どおりの取組が実施できていると認識しております。

そのほか、川上記念事業、観光団体・商店街組織の支援、福祉施設と商工業者とのビジネスマッチングやコラボ、地域を巻き込む産業活性化の活動・取組は顕著であり、評価するとともに、令和２年７月豪雨後は軽トラ貸出しや令和２年７月豪雨被災事業者支援として実施されましたクラウドファンディング支援におきまして、4,600人以上の支援者から20のプロジェクトに対し5,900万円の資金を獲得された実績がございます。

このように、人吉しごとサポートセンターのサポートを通じて様々なことが具現化してお

り、設立目的に見合う活躍をしていただいているものと認識をしております。ただ、今、高瀬議員から御指摘いただきました件、住民の皆様方の御意見、そういったものはしっかりと受け止めまして、中小企業者の方が人吉しごとサポートセンターに押しかけて、それぞれの売上げが伸びる、そういう形をつくっていくことこそが私の使命であろうと考えているところでございます。改善すべきことは改善し、御指摘いただいたことはしっかりと受け止めまして、地場の中小企業者、そして地域経済の発展に向けて、さらに尽力してまいる所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　はい、分かりました。そのように今は受け止めておきます。

この後に人吉市復興計画について通告をしておりましたが、時間が過ぎてしまいましたので復興計画については次回、またお時間を見つけて質問させていただきたいと思います。担当部の方には大変申し訳ないと思っております。

これで、一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後４時21分　休憩

午後４時35分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）（登壇）　皆さん、こんにちは。12番議員の井上光浩でございます。

９月定例会一般質問最終登壇でございます。見事に最終登壇でございますので、皆さん方同僚議員と重複をいたしまして、今回、私は経済対策から、なりわい再建支援補助金申請及び交付状況についてから有害鳥獣対策についてまで、ほぼ全部重複をいたしております。しかしながら、私自身も、皆さん方同僚議員の一般質問のやりとりを聞きながら、私自身で聞いてみたいという点だけ的を絞りましてお聞きいたしますので、執行部の皆さん方、簡潔な答弁をよろしくお願いしたいと思います。また、最後の地方創生に関する包括連携協定締結と委託事業については、少し時間を取るかもしれませんけれども、お許しをいただきたいと思います。

まず、今回の最初の項目であります、なりわい再建支援補助金申請及び交付状況についてでございますけれども、９月７日現在で申請件数が219件、交付決定が151件ということで、同僚議員の質問の際に分かっております。この執行状況に、市民の皆さん方から非常に御不満があるという御指摘を受けておりますので、その点について、どうして時間がかかるのか、

その要因についてお尋ねをしておきたいと思います。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

申請からかなりの期間を要していると、それに係る交付に至っての要因でございますが、まず、申請から交付に至るまでの期間でございますが、熊本県の担当者に確認しましたところ、申請から交付決定まで、早い場合で２から３か月程度のケースもあれば、その一方で、昨年11月に申請された分でいまだ交付決定に至っていないケースもあるとのことでございます。この差でございますが、担当者によりますと、100件あれば100件分それぞれの御事情、経過がございまして、申請内容が審査に時間をあまり必要とせず、かつ申請書類に不備がないなどの場合、比較的早く交付決定をされる一方で、申請内容が複雑で審査に時間を要しましたり、申請書類そのものに不備がありまして、必要な申請書類を整える時間がかかっている場合などは、交付決定までに長い時間がかかってしまうケースがあるとのことでございます。

交付決定後、補助金の交付までの期間につきましては、実績報告書を御提出いただいた後に、できるだけ２か月を目途にお支払いするように、県のほうも事務手続を進めておられるとのことでございましたが、実績報告書など交付を行うのに必要な書類に不備がある場合は、それ以上の期間がかかってしまうケースもあるとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）　簡潔に、また質問を続けたいと思いますが、お許しいただきたいと思います。率直に申しまして、大変、提出書類が非常に大量にあって、何回も差し替えさせるという実情は経済部長のほうにも届いていると思いますけれども、これを是正しないと、どうしても交付決定しましても自分のところにお金がきちっと入って来ない。入って来ないと、自分の身銭を使ってしまうと、もう持ちこたえられないという状況にあります。

そこで、窓口になっていただいています人吉商工会議所の皆さん方、様々にいらっしゃると思いますが、この現状を県に要望すべきだという声が上がっております。これに対しての対応はどのように進めてこられたのでしょうか。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

なりわい再建支援補助金につきまして、申請からかなりの期間が経過して、いわゆる交付決定が来ませんと着工ができませんので、非常にお困りになっていると、また事業の再建に向けて、なかなか先に進めないというお声があるのは市のほうでも承知をしておりますし、個別具体の事業所様からもお声は上がっているところでございます。

こうした状況につきましては、昨年来、毎月１回、九州経済産業局、それと熊本県の窓口が商工振興金融課というところがございまして、なりわい再建支援補助金は全てここで受付をしているところでございます。人吉商工会議所、そして私ども市の商工振興課でございま

すが、四者にて実務者協議をずっと行っておるところでございます。これにつきましては、市内事業者の復旧・復興に関する協議の場におきまして、るる、このことにつきましては申し上げておるところでございますし、国・県に対しましても、交付決定を急いでいただくようにお願いをしているところでございます。

今後も、被災された事業者の現状を国・県にお伝えし、事業の再建を進めることができるように要望してまいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）　同僚議員の質問の中にありましたけれども、なりわい再建支援補助金について実際御存じなくて、これを申請していないという方がいらっしゃるということも同僚議員の一般質問の中で明らかになりましたので、それも含めて、やっぱり月一遍ぐらいではなくて、二度ぐらい開いていただかないとやはり追いつかないのではないかなと私は思います。その回数を増やしていただくことを要望いたしまして、この質問を終わりたいと思います。

次の質問事項です。令和２年７月豪雨による被災農地の復旧状況ということで、これも同僚議員からございました。農地が142件、1,662筆、面積139ヘクタール、農業用施設201件、内訳としまして、農道が55件、頭首工37件、用排水路107件、橋梁１件、揚水機１件ということで報告がございました。また、中神地区、大柿地区、小柿地区、林地区、戸越地区、七地地区ということで農地復旧工事を発注しておられますと、そのうち58％が発注を完了しているというところであります。また、農業用施設につきましても29％の発注を完了しているということでございますが、この中で、私が一番懸念に思っている点が１点だけございます。発注はされますけれども、入札はされますけれども、不調・不落が非常に多いのではないかと予想しています。この件につきましては、同僚議員からの質問の中ではございませんでしたので、不調・不落が起きているのか、起きていないのかお聞きしたいと思います。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

農林整備課所管の農地・農業用施設、あるいは林道も含めてでございますけど、不調・不落につきましては６件生じたところでございます。これらにつきましては再入札をいたしまして、取っていただいたところもあるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）　やはり不調・不落はあるのではないかなと予想しておりました。業者の皆さん方にもお話を聞いておりました。なかなか御自分の持っておられるお仕事もありまして、入札に参加できない、参加したとしても不落になるという状況であります。これを是正するためにも、やはり様々な情報収集をしていただいて、今日も入札に関する質問が出て

おりましたけれども、やはり、小さいところにもチャンスがあるわけですから、そういったことも勘案していただきたいと申し添えておきたいと思います。

次に、今回の被災農地の復旧状況に対しまして、なかなか進まなかった要因が指摘をされております。これは地主さんからもありました。そこで、まず、確約書の未提出の農地について、どうしても提出が遅れている案件があります。実は、私たちにも、実際、当該農家の方からありました。その要因について、どういった要因があったのか説明をいただきたいと思います。

○経済部長（溝口尚也君）　まず、確約書の未提出の農地につきまして、遅れているのはなぜかという御質問の趣旨だろうと思います。これまでの経緯を最初に述べさせていただきまして、御答弁をさせていただければと思います。

令和３年４月12日から14日にかけまして実施をいたしました令和２年豪雨災害復旧事業説明会の中で、補助事業で農地を復旧するためには地権者の方の確約書の御提出が必要でございますということを農家の皆様に御説明をいたしました。ところが、説明会に全員参加されるわけではございませんので、説明会後に、御欠席者に対しましては、一応提出締切日を指定させていただきまして、確約書に対する説明資料、これはどういう書類かということと、確約書を送付しているところでございます。

また、市が指定した期日までに確約書の提出がなされなかった方が、議員御指摘のとおり、おられましたので、再度、確約書の提出について通知を送付するとともに、宛先人不明等で返却されたものにつきましては、職員で可能な限り――限界ございますので――調査を行い、対応をしたところでございます。

また、再通知後も確約書未提出の方に対しましては、様々な手だてで調べさせていただきまして、電話等による職員の聞き取りを行い、確認しているところでございますが、中には農地の復旧をされない方、既に復旧をされている方、あるいは相続等で自分の農地の場所さえ分からない、その書類の意味が分かられないという方、そういった意味で確約書の提出をされていない状況が多くございましたので、農地の場所や農業の必要性につきましては、市のほうで御確認ができるところは出向きまして御説明をしまして、遊休農地にならないよう確約書の提出をお願いしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）　やはり確約書は80パーセント以上そろいませんと改修に入れない、復旧・復興には入れないということは、私も答弁を聞いておりまして分かっておりましたけれども、大体４月に、対象者地権者の説明会を開かれて、これが４月12日から14日だったと思いますけれども、こういったふうに対応をされましたけれども、これはもともとの地権者の方の住所に送られたんですか、それとも被災住宅におられる方に送られたんですか。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

基本的には地権者の方にお送りしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）　例えば被災住宅に避難されている方のところにやったのか、地権者のもともとの住所に送られたのかという質問です。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

避難の実態が把握できないところにつきましては、地権者の御住所に最初、送らせていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）　この担当職員の皆さん方大変だったと思います。確認するのに、相当時間がかかったと思います。私どもも、どちらに避難されているか分からないんです。皆さん方も、探しても分からない方が多いと思います。

そこで、この進め方は間違いではないと思いますけれども、どうしても、１つの理由として、４月の人事異動が影響しているのではないかという指摘があっております。これについて、経済部長としては引継ぎはきちっとできたのであろうかと、断言はできないと思いますけども、なかなか難しい点があったんじゃないかなと私は思いますけれども、この後、人事異動につきましては総務部長のほうにもお聞きをしたいと思っておりますので、まず、経済部長のほうにお聞きをしたいと思います。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

４月の人事異動に伴いまして、課長、係長が交代したわけでございますけれども、引継ぎに関しましては、内示後すぐに、災害担当者より、災害現場の状況やスケジュール、検討事項も含めまして引継ぎを行いまして、新たに農林整備課に配置された役職職員におきましては、災害復旧等の状況は随時把握をしていると認識をしておるところでございます。

その部下職員につきましては、引き続きおりますので、それらからの説明を受けたりとか、また、異動してきた職員につきましても、農業土木が全くの未経験者ではございませんので、災害査定等につきましても経験をした職員でございますので、状況の説明と、また、応援職員等とのディスカッションにより、現時点では状況把握をしていると考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）　今、係長、課長が替わられたということでございました。私からするならば、被災農地の復旧というのは一番重要な核であったと思います。なかなか難しいです

もんね。農家の御本人ともうつながりができていますから、電話やインターネットでつながっているわけではありませんので。これについての異動については少し懸念があります。大変申し訳ございませんが、この担当課の異動状況はどういうふうに入れ替わられたんでしょうか。全体的に課で何人替えられたのかお聞きをしておきたいと思います。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

本年４月１日の人事異動でございますけれども、経済部関連では、まず、経済部の部長、それから次長が異動となっております。それから、御質問の農林整備課におきましては、農林整備課長が異動で交替となっております。それから、係長２名おりますけれども、両２名の係長につきましても異動となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）　両係長が替わられて、課長も替わられて、これ、どうやって船をこいで行かれたんでしょうか、４月１日から。４月12日まで、約２週間ないですよね。こういった異動があってよかったのかなと私は思います。

そこで、ヒアリング等々をされると思いますけれども、その前に予想ができたはずです。４月からこういったふうに確約書を取っていって、そして予算付けしてとなると、時間がかかるということは、ここにいらっしゃる議員の皆さん方、全員分かっておられるし、執行部の方も分かっていらっしゃる。てこ入れを反対にしてあげて、４月１日の異動をさせるべきではなかったのかなと思いますが、総務部長、どうでしょう、私の考え方が間違っておれば申し訳ございませんけれど、答弁いただければと思います。

○総務部長（小澤洋之君）　人事異動につきましてお答えをさせていただきます。

例年12月に、各部の人事・組織に関する状況等を各部長それから局長にヒアリングを行っております。それから、全職員を対象としまして、職場の状況であるとか、異動希望の有無、健康状態等の調査を行っておりまして、その結果に基づいた面談をそれぞれの部局で１月に実施をいたしまして、再度、その結果をもとに２月に各部長、それから局長のヒアリングを実施した上で、翌年度４月の人事異動を行っております。

令和２年度も同様に、ヒアリング、職員の面談等を行っておりますけれども、増大した業務並びに被災した現実から、ストレスを抱え不調を訴える職員が例年に比べ多かったのが現状でございます。全国からの人的支援並びに任期付職員の年度途中での採用を進めるなど、現在も業務の平準化を行っているところではございますけれども、その効果は十分とは言い難いというところでございます。

当然、農林整備課におきましても、業務量の増加が見込まれましたので、各自治体からの人的支援で増員を図っているというところでございます。

このような状況の中、組織全体として退職者が抜けた後、現在の職員が他部署へ異動した

後も、復興に向けた取組に遅れや推進力の低下を招かないよう、職員がこれまで従事したことがある部署への人事異動を行ったり、不調を抱える職員が、新たな環境で本来の能力を生かすことで復興への取組を推進できるよう、例年とは異なる配慮を行いながら、令和３年４月の人事異動を実施したところでございます。そのような関係で、全体的にちょっと大幅な人事異動となりまして、農林整備課においても、今申し上げたような異動の結果となったところでございます。

関係される農家の皆様におかれましては、そういった人吉市役所への体制の不安を抱かれた部分があるかもしれませんが、その不安を払拭すべく、職員一丸となって職務を遂行していく所存でございますし、そのために人事異動をしっかり行っていく必要があると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）　今回、農林整備課の人事異動だけを申し上げたつもりではありません。私どもは実は同僚議員とも膝をつき合わせて話す機会がありまして、実際、農林整備課の仕事について、昨年行った現場について、そして４月になってまだ動いていないから、５月になって動いていないから、もう一回呼び出されて、もう一回同じ場所を見ると、そういうことが何か所かあったんですよ。話が通っていないじゃないか、これ、おかしいじゃないかと。民の山から崩れたのが市道を超えて、今度は農地に入っていると。縦割りでやるからもう話がぐちゃぐちゃになっているわけです。そういったものを経験して、今質問をしているんですけれども。やはり、今回の同僚議員の質問の中で印象に残ったのが、市長、副市長、現場に行かれましたか、現状を見て回ってくださいよというのが、同僚議員の一般質問の中で非常に記憶に残っています。ここですよね。やはり、私どもとしましては、必ず現場を踏みます。今回の異動の救いは、お三方異動してこられました、経験者だから、ある程度農家の方との接点もあります。しかしながら、やはり４月１日の異動ですよ。４月12日には確約書を取って回らないといけない、説明をしなければいけない、こういった異動というのは、やはりどうなのかなと思います。異動の在り方を私たちはどうしてください、こうしてくださいと言うことはできませんけれども、人事異動というのは、車でいうならガソリンですよ、ガソリンを入れて回すようなものです。それだけ大事だと私は思っています。もうここでは申し上げませんけれども、やはり職員の皆さん方の健康については、また、これも同僚議員から質問があっておりましたし、対応も要望もあっておりましたので申し上げることはございませんけど、やはり全体を見て現場に出ていただくと。月に一遍ぐらい現場を見ていただくと、農家の方がどうなのか、どういう状況にあるのか、私と議長の故郷では災害復旧が進まずブルーシートが張ってあります。自分たちでコンクリートの道路の下を、１人で直されているんですよ。そういった実情もありますから、机上だけで考えずに進めていただきたいと

いうことを強く要望しておきたいと思います。

そういった中で、私は休耕地と議長のほうに通告しておりましたけれども、これは遊休地ということで御答弁をいただきたいと思います。災害発生後、被災農地では、残念ながら営農が進みません。もちろん、継続することを断念する農家の方がいらっしゃるということも存じ上げております。そこで、収穫ができないことを理由に、遊休農地となっている農地が増えていることも実情でありますし、この後、質問をいたします有害鳥獣の影響で遊休地になっていることがございます。まだお若い担い手の方がいらっしゃるのに、有害鳥獣が出てくるから、もう作らんという場所もございます。

そこで、１点だけお聞きしますが、営農継続のために有害鳥獣被害に強い作物を選定して、新しい作物を推進していく。従来の作物でもいいと思いますが、そういった施策を打つべきだと私は思いますが、経済部での協議は進んでおるのでしょうか。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

議員の御指摘のとおり、災害復旧と相まりまして、現在、高齢化や後継者不足、また今次災害がきっかけとなり農業を辞める農家さんがたくさんおられるということは私たちも承知をしておりまして、非常に心痛めておるところでございます。

遊休農地に特定してということではございませんが、災害復旧後の農業振興に関しましては、県の振興局も御心配をいただきましていろいろ御指導を仰ぎながら、御協議しながらということになっておりますけれども、現在行っておりますのは農地の土壌診断、災害復旧後、ここで作っていいんだろうかということをやはり明らかにしないと皆さん、安心して作れませんので、その土壌診断をお金をかけずにできる方法がないのかということと、議員がおっしゃいましたように、作物を何を作ればいいのか、導入すればいいのかということに関しましては、県と協議をしながら進めておるところでございます。確定的にこれということではございませんけれども、その中で出ておりますのは、鳥獣被害の全く被害がないということは必ずしも言えませんが、比較的被害を受けにくい作物として、夏は甘長トウガラシ、冬はニンニクなどが適しているのではないかといったことも伺っておるところでございます。両作物とも経営所得安定対策交付金の対象作物でもございますので、お勧めしやすいということもございますし、これと併せまして、今後も引き続き、電気牧柵などの鳥獣害対策と併せながら、検証も含め取り組んでみてはどうかと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）　甘長トウガラシ、それからニンニクということでございましたけれども、私も４期目を迎えますと、上原田大地にウルフピーを、においで除去するのを設置した頃に議席がありましたので、そのときは上原田台地にニンジンが非常に植えてございました。私どもとしましても出身が大畑でございますので、もちろんイノシシや鹿、お猿さん、身近

なものでありました。しかしながら、今は鬼木町でも見ることがある、中心市街地に近いところでもある。私ども、毎日、鹿やらは見ておりますけれども、やはり、こういったことに対して猟友会の協力をいただいておりますよね。しかしながら、若い方がなかなか入っていただけない。この件につきましても福屋議員が年齢から全部質問をされましたし、私から申し上げることはないかもしれませんけれども、人吉市はイノシシが7,000円、鹿が9,000円、捕獲報償費を設定しております。しかしながら、これについて不満があるんですよ。球磨管内の他町村と比べると、人吉市は1,000円安いんですよ。これについて、隊員の方、駆除隊の方もそうですし、獲られる方も大変御不満を募らせておられます。1,000円、なぜ安いのか、これについてお聞きをしておきたいと思います。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

議員がおっしゃいましたように、他の町村におきましては、イノシシ・鹿の単独費用を、本市よりも1,000円上乗せをされる自治体もございまして、それに対しまして、本市におきましては、まず、イノシシにつきましては、平成30年度より、国の上限金額が１頭当たり8,000円から7,000円に減額されたことによりまして、県の補助金及び市単独費はいわゆる上乗せをしていないということで、ございませんので１頭の捕獲報償費を7,000円に設定しておるということでございます。続きまして、鹿につきましても、同じく平成30年度より、国の上限金額が１頭当たり8,000円から７,000円に減額されまして、また、県の補助金が１頭当たり上限1,000円でありますことから、こちらにつきましては市単独費1,000円を加えて、合計１頭当たり9,000円としたところでございます。市の単独費は変えていないけれども、国のほうが安くなったと。結果として、鹿の場合は1,000円安くなってしまったということでございます。

予算総額とか、年間の各鳥獣の捕獲頭数の傾向も考慮しまして、このような捕獲報償費を設定させていただいているところでございます。なお、言い訳ではございませんが、本市独自の支援も行っておりまして、こちらにつきましては、捕獲活動時に連絡を取り合っていただくための無線機を――これは鳥獣被害対策実施隊ですが――希望される個数につきまして貸出しを行っておるというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）　もう１件につきまして、予算が絡む話でありますけれども、人吉市鳥獣被害対策実施隊には、以前、活動費として１人当たり２万4,000円支払われておりました。これが、今ストップしております。そのことを知っておられる方からの御指摘では「これでは若い人はやらないよ」と言われました。「それは予算の問題でありますので」と申しましたが、改めて聞きますが、この２万4,000円を支払うことができなくなった大きな要因をお聞かせいただきたいと思います。これは、そのまま隊員の方に説明できますから。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

ちょっと以前の話になるんですけれども、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用しまして、平成25年度から平成29年度までは、追い払い活動費としまして１人当たり２万4,000円を確かに支払っておりました。この追い払い活動費は、一月２回、年間合計24回以上、追い払い活動を行っていただくことでお支払いをしている活動費でございました。

しかし、人吉市鳥獣被害対策実施隊によっては出動回数に差がございまして、追い払い活動に対します隊員間にも不公平感があっていたようでございます。また、平成29年度、県の説明会によりまして、有害鳥獣を捕獲した場合は、これは国のほうからの御指導かどうか分かりませんが、県のほうの御指導としましては、追い払い活動費と、先ほど申しました捕獲に伴う捕獲活動費を併用してお支払いすることはできないという御指導がありまして、どちらかを選択する必要があったということでございます。

このことによりまして、平成30年２月27日に開催をしました、平成29年度の第４回人吉市鳥獣被害対策実施隊の班長会議でございますが、これは９名の班長が参加されまして、平成30年度から追い払い活動費はお支払いをしないということを決定させていただいたところでございます。つきましては、全部の隊員の方々に御周知できたものとは考えておりましたが、もしかしたら、新しく加入された方等はこの経緯を御存じない方がおられるかもしれません。

若い実施隊の人材確保につきましては、おっしゃるとおりでございます。狩猟免許試験の日程を、広報ひとよしや市のホームページにも掲載をしまして広く周知をしているところでございます。また、人吉在住等で狩猟免許試験の初心者講習を受講されまして、かつ狩猟免許試験に合格された方に対しましては１万円を助成するところで、新しい人材を確保しようとしているところでございます。

また、さらに、林業フェア等に――昨年は開催しておりませんが――おきましても、若い方にも有害鳥獣被害が身近なことだと感じていただけるように、実施隊の活動状況、あるいは狩猟時の捕獲個体の写真等も多数展示いたしましてＰＲを行ってまいったところでございます。今後におきましても、関係機関や実施隊の方々と十分に協議をいたしまして、実施隊の活動に応じました補助に関しましては、県の指示等も仰ぐ必要がございますので、それらも参考にいたしまして、議員がおっしゃったように、若い方の人材確保の方策などを共に検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）　そういうふうに二重払い――まあ、二重払いという言葉は適切でないかもしれませんけど、そういったことの説明が不十分だと。これもコロナ禍の影響なんですよ。皆さんを集めて説明ができないから、こういうことになるわけです。その説明をどう伝えるか、これが今からのコロナ禍の中の１つの重要なことになるのではないかと思います。

これで誤解を生んでいるんですよ。私たち、直接指摘を受けますけども、やはり追い払いだろうと猟だろうと、私たちもついて行きよりましたけれども大変ですよ、重労働ですもん。だから、そういったところも、今後は配慮をしていただいて、班長さんだけでなくて、その下におろしていただく。その説明も付け加えていかないといけない時代に入ってきていると思います。

次に、簡潔に申し上げますけれども、ジビエ工場を持っておられる自治体もあります。私はジビエ工場を造れという質問ではありません。ただし、個人として、ジビエの料理について導入を考えたり、なりわいとしてやりたいという声がありますので、ジビエ料理等々を、今後、商品の開発、そして販売の開拓等を考えている皆さん方に補助金という形はないのかお尋ねをしておきます。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

そういった方がおられるということは非常に心強いことかと思っております。熊本県に確認をしましたところ、いわゆるジビエ工場の設立につきましては、国の鳥獣被害防止総合対策交付金により、平米当たり24万8,000円を上限として、総額に対して２分の１の金額の交付金があるとのことでございます。このほかに、ジビエ商品の開発・販路開拓等、ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組につきましては、１市町村当たり300万円以内を限度額として定額の交付金を受けることができるようでございます。

続きまして、本市におきましては、過去にジビエの導入を検討したことがあるそうでございます。この際には、食肉利用としての品質を維持するために、捕獲後に氷嚢などで個体を冷却する、もしくは冷却専用運搬車で速やかに処理施設へ運搬を行うことのほか、年間を通して捕獲個体を安定供給する必要がございまして、衛生上また経営の観点から、様々な制約があることが分かり、断念したという経緯があるとのことでございました。

ただ、本市といたしましては、ジビエ工場の設立を市として行うことは恐らくないかと思いますが、このようにジビエ施設の設立運営に対して高い意欲・能力がある地域住民や民間事業者がおられましたら、このような支援制度もあるということでございますので、本市としましても、その活動を応援し、ジビエ導入につきましては鳥獣被害対策の観点から前向きに検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）　前向きに検討しますという御答弁でございましたけれども、鹿1,300頭ぐらい捕れるそうですよ。やはり、そういったことも取り組んでいただいて、どういうふうに考えていますかというふうに相談をする体制を早くつくられたほうが、そして、相談を受けやすいような人吉市役所であってほしいという希望を持っておられるようでした。この後、箱ワナ等の購入助成はないか、これは福屋議員のほうから質問がございましたので、私

のほうから申し上げることはございません。

これもまた、助成につながると思いますが、猟をされる方は猟犬を飼っておられます方もいらっしゃいます。この場合、生後91日以上は登録をしなくてはいけない、これは家庭で飼っていらっしゃる犬も一緒です、猟犬も一緒で、犬も一生に一度登録をするということになっていますが、猟犬の場合はどうしても山を回りますので狂犬病の病気になりやすい、これについての助成はできないのかと思っておりますけど、人吉市では行っていないということでお調べいたしました。しかしながら、令和２年７月豪雨で被災された住民の皆さんには登録及び注射に対して減免措置を行っておられるということは調べましたので、こういった努力があっているということは隊員の皆さん方にもお知らせをしたいと思います。ただ、やはり猟犬は非常に高価なものなんですよ、実は。御存じの方はいらっしゃらないと思います。もし、ワナで猟犬を殺傷した場合は相当な賠償金を払わなくちゃなりません。なぜかというと、私の父親が猟師をやっていたから私は知っているんです。だから、そういったところも頭に入れて、猟友会の方、隊員の方とお話をいただければと思います。

次に、この質問につきましては最後になります。捕獲された有害鳥獣の幼獣と成獣、まだ小さい頃のイノシシはうり坊と成獣、普通のイノシシの確認です、これは金額が違っていますから。この確認の仕方についても非常に御指摘をいただいております。今後の検討課題になるんじゃないかなと思いますが、今現在、どういった判断の仕方をされているのでしょうか。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

今、議員がおっしゃったように、成獣と幼獣では金額が変わってくるということで、非常に大事なことかと思いますが、県に確認しましたところ、全国並びに熊本県内におきまして、幼獣、成獣を見分ける統一したルール等はないとのことでございます。なので、地域の実情に合わせて判断いただきたいという御回答でございます。

では、本市におきましては、どのように判断しているかということでございますが、イノシシは体にウリと呼ばれる縞模様がございますので、これが確認できた場合は幼獣という判断をしているということでございます。その他の鳥獣につきましては、捕獲後の個体確認写真を撮る必要があるんですけれども、その際に、捕獲個体の胴部に日付をスプレー等で記入していただくということでルール化しておるわけでございますけれども、個体が小さく、日付が記入できない場合は、捕獲個体の胴部にバツ印を入れてもらっておりまして、それを１つの目安として、写真の提出があった場合には各隊の班長と協議を行い、合意をした上で幼獣か成獣かを判断しておるというのが実情でございます。この捕獲個体の確認方法につきましても、実施隊におきましても何度も御協議を重ねていただいておるとのことでございまして、写真撮影の方法と併せまして、現在このようなやり方をさせていただいておるということでございます。

ただ、今後におきましては、県からの回答もございましたように、地域での実情に合わせた判断とのことでございますので、これにつきましても、実施隊班長との協議の上、また、実施隊員の御意見等もお伺いをしながら確認方法につきましては十分検討してまいらなければならないと、先ほど井上議員からもおっしゃられていましたように、やっぱりコミュニケーションを取りまして十分お話し合いをしながら検討してまいらなくてはいけないなと考えておるところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）　なかなか国も無責任だなと思います、その地域、地域で決めていいよと。うり坊を捕まえて塗ってしまったら分かりませんもんね。茶色に塗ってしまったら、ウリ、縞ですよ。分かりませんよね、成獣だって。そういったことが起きないために、やっぱりそういう明確なルールづくりが必要じゃないかなという意見が多うございます。ですから、今日は何か細かいことを聞いておりますけど、実際、駆除隊の皆さん方、自分たちは市の行政の施策に協力をしているんだというのが第一前提にあられるんですよ。もちろん協力していただいているんです。ただ、自分たちに対しての理解がないというような言葉もありますので、それを一般質問のときだけやりますじゃなくて――私たちはいいんですよ――隊員の皆さん方にお示しをいただければ、それでいいんですよ。市長も副市長もそれを肝に銘じていただいて、私たちにはいいんです、市民の皆さん方、協力していただく皆さん方によくしていただければと思います。

それでは、最後の項目にまいります。地方創生に関する包括連携協定締結と委託事業についてであります。私は民間企業との包括連携協定を結ぶこと自体は大賛成です、すばらしいことだと思います。包括連携協定とは、地域が抱える課題を自治体と民間企業で共有しながら、そして解決を目指すものが、この協定であると私は認識をしております。ただ、従来、行政は公平性、地元住民に向けた透明性を重視し、民間企業との関わりは限定的であったと思います。ただ、近年、企業との包括連携を結ぶケースが非常に増えていると私は感じていますが、今次の令和２年７月豪雨災害の際も民間企業の皆さん方、技術、そして人員、物資、包括連携を生かしていただいて協力いただいたのは皆さん方、記憶にあると思います。ここで、今回、なぜ、これを一般質問の題材として申し上げたのかというのは、はっきり言いまして、９月２日に締結をされて、９月７日開会日、委託事業として予算計上されています。ただし、８月の全協の中で、委託事業としてこういったことを考えていますから、こういう予算を考えていますというような説明は一度もあっていません。私、ここに持っておりますけども、どう読んでも書いてありません。そこで、これは建設経済委員会の審査の対象でありますので、一般質問の題材としては不適切だったかもしれませんけど、私自身が納得がいきませんので、今お聞きをしているところです。

私は包括連携協定にはアクセルを踏みます。しかしながら、委託事業についてはブレーキをかけたいと思います。なぜなら、具体的な考え方をお聞きしないと、アクセルにはならないということでお聞きをしたいと思います。今現在、どう考えていらっしゃいますか。どういう協議をされてきたのか、具体的に説明ができる部分だけで結構です。

○経済部長（溝口尚也君）　まず、委託についての先方様との御協議の内容ということでございましょうか。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）　委託事業とは何をやるんですかということです。どういったことをやるんですか。100万円の積算根拠は何ですか。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

それでは、今次の予算に上げております具体的な内容につきまして、まず、その目的としましては、包括連携でもうたっておりますとおり、当該、一平ホールディングス様、「KYUSHU ISLAND（九州アイランド）」、「世界があこがれる九州をつくる。」という理念のもと、これを実践されているところでございまして、宮崎に本拠を置きながらも、飲食事業、それと九州パンケーキをはじめとする食品加工・製造・販売をされているところでございます。この事例につきましては、先だって、球磨川くだりＨＡＳＳＥＮＢＡにおきます九州パンケーキカフェ人吉ＨＡＳＳＥＮＢＡ店ということで、具体の事例としまして災害からの復興の先駆けとして御出店されたところでございまして、当市としましては、当然、第三セクター球磨川くだり株式会社の再生も喜ばしいところでございますが、この事例を、特にコロナ、豪雨で傷んでおります飲食あるいは食品加工、小売、卸、観光業の再生復興に役立てたいと考え、連携を図っているところでございます。

当該委託内容につきまして、具体にどのようなことを考えているかということでございますが、１つは、学びの機会の提携、いわゆる人材育成でございまして、セミナーを10月から３月までの間に１ないし２回開催をさせていただきたいと思います。

また、この委託事業の中でも最も大きな事業になろうかと思いますが、拠点としましてＨＡＳＳＥＮＢＡができたので、そこを起点に人吉地域の食の販売やＰＲを展開したいと、まずは事業者の発掘を行っていきたいということで、ＨＩＴＯ－ＫＵＭＡマルシェと銘打ちまして、ＨＡＳＳＥＮＢＡにおきましてマルシェを実施したいと考えておるところでございます。これの会場運営、広報、あるいはコーディネートにつきましても御委託をしたいと思っているところでございます。

また、一平ホールディングスにおかれましては、クラウドファンディングのＭａｋｕａｋｅ（マクアケ）という会社があられまして、そことの連携でクラウドファンディングを展開されておるところでございますが、これらのオンライン勉強会等も実施をいたしまして、市内事業者のクラウドファンディングの展開等につきましてもコーディネートをいただければ

と考えておるところでございます。

次に、アドバイザリーということで、定期的なアドバイスにつきまして、一平ホールディングスのものづくりのノウハウがございますので、人吉地域の事業者様を――御希望されるところでございますけれども――定期的に御訪問いただきまして、地域商品の磨き上げの実施をさせていただければと。これらにつきましては派遣でございますので、交通費等になってくるかと思っております。これらを合わせまして総額100万円ということで予算を上げさせていただいているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）　民間企業のノウハウを活用させていただくという点では賛成の立場でありますけれども。私がちょっと感じましたのは、締結されて委託事業をすぐすぐ進められるというのもいいんですよ、ただ、先ほど、私の前の一般質問をお聞きしておりまして、人吉しごとサポートセンターがあるから、あちらに協力をしていただいて、人吉しごとサポートセンターの所長さんお決まりかどうか、まだ分かりませんけれども、１つにまとめて、そして人吉球磨観光地域づくり協議会もありますよね、これもブランド化推進で取り組んでいるはずですから、私、広域行政組合の議会におりますので。どうして最初にそこに１つに集約しておいて、そして意見徴収をして、協議をして、その中で第６次総合計画の趣旨、考え方にのっとって、そしてアクションプラン、行動計画等々を示していただいて進めていったほうがスムーズになるのではないかなと私自身は思っているんですが、そういったお考えはなかったのでしょうか。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

まず、人吉球磨観光地域づくり協議会のほうでございますけれども、観光地域づくり協議会におかれましては本年度事業が固まっておりまして、それぞれ事業を推進されておるということでございます。実際の御相談はしてないところでございますけれども、どうしても観光地域づくり協議会の場合は――いわゆる観地協と略称で言いますが、観地協の場合は、どうしても人吉球磨というくくりになりまして、当然、人吉市が被害も大きゅうございますし、被災事業所も多うございますので、御支援を賜りたいところでございますが、あちらの実施計画に従いましての事業となっておるところでございます。我々としましては、やはり被災あるいは立ち上がりに対しまして非常に御不安を抱えておられます市内事業者等を、ＨＡＳＳＥＮＢＡを起点としました事業に取り組みたいという思いから、一平ホールディングスさんとのいわゆる直接のやりとりをさせていただいたということでございます。

あと、今後のＨｉｔ－Ｂｉｚとの連携でございますが、やはり、今回の委託事業におきましては、今年度限りの委託でございますので、参加された事業者様がいろいろヒントを得られたりとか、こうやっていきたいとか、あるいは連携をされたりした後の深掘りと申します

か、各事業者様の今後の事業展開につきましては、しっかりサポートをできるような体制を取りたいと思っておりますので、新センター長の就任を急ぎまして、それらサポートも行っていきたいと思いますし、現センター長も引き続き、まだ業務を継続していただく予定でございますので、それらも活用いただければと思いますが、まずはＨＡＳＳＥＮＢＡを起点としましたこれらの事業を展開することによりまして、市内事業者様の今後の発展を発揮してまいりたいという思いでおるところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）　経済部長のお気持ちはよく分かります。しかしながら、やっぱり行政には行政の手順があって、きちっと全協で説明をされておれば、私もこの場で質問をすることはないんですよ。締結後に委託事業をやります、そして、その件についての具体的なものは、先ほどちょっと、今後の取組ということで協定の実現に向けて云々と、人材育成ですか、もう同じ考え方じゃないですか、ほかの組織と。それならば１つにまとめて一緒にお知恵を拝借して１つの方向に向かわせたほうがいいんじゃないかなと私は思ったものですから、納得がちょっといかなかったんですね。やはりこの包括連携協定というのは、委託事業も含めてですが、具体的な成果が見えにくいという御指摘もあっています。そのためには、やはり行動計画をしっかり、そして民間企業がどれだけやっていただくか、こちらからどれだけ要求するものに合致ができるか、このすれ違いが起きると指摘されています。このことについては、経済部もきちっと考えていらっしゃると私は期待をしますが、これをきちっと示されないと、後々、民間企業の皆さん方と人吉市役所がたもとを分かつというような時代になるのではないかと私はそれを懸念しているんですよ。だから、少し時間をおいて予算計上をされたらどうですかという思いで、私自身はそう思ってこの一般質問をしました。100万円ですけれども、100万円で農道がどれだけ整備できますか。実際にここに数字があります、２センチだったら、５センチだったら、何メーター道路ができる、用水路がどれだけ改修できるかと経済部のほうからいただいています。しかし、申し上げません。100万円だけれども、やはりされど100万円なんですよ。それも一般財源です。喉から手が出るほど欲しい100万円ですよ。そのことを厳しく言うつもりはありませんけれども、やはりこういったことはきちっと筋を通した上程の仕方が、今そうだったのか。復旧・復興に向かっている今、２か月後でもよかったんじゃないかなと。この秋に道路を少しでも整備できたなと私は思っております。少し締めが悪うございますけれども、少し人吉市に協力をしていただいている方の紹介をして、私の一般質問を終わりたいと思います。実は、今日、熊日新聞に掲載をされておりました。９月16日から「ＧＯＥＮ」ということで被災地復興の架け橋展ということであります。これは執行部の皆さんにお配りしておりませんが、同僚議員にはお配りしておりました。これは、トルコの御出身の方が人吉市に、今度被災をされた子供たちのために募金活動をや

ろうということで、福岡アジア美術館で今日から開かれます。これは紆余曲折ありまして、小林企画政策部長はよく分かっていらっしゃると思いますが、今日から開かれます。この募金の使い方については子供たちに使ってほしいというような要望があっておりますので、そういったことにつきましても頭に入れておいていただければと思います。非常に雑駁な一般質問になりましたけど、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西　信八郎君）　以上で、一般質問は全て終了いたしました。

日程第24　議第78号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第24、議第78号令和３年度人吉市一般会計補正予算（第６号）を議題といたします。質疑を行います。

議第78号について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、議第78号についての質疑を終了いたします。

日程第25　議第79号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第25、議第79号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。質疑を行います。

議第79号について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、議第79号についての質疑を終了いたします。

日程第26　委員会付託

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第26、委員会付託を行います。

お諮りをします。議第58号から議第78号までを一括して各委員会に付託することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（北島清宏君）　それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております令和３年９月第５回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、一般会計補正予算（案）の議第58号につきましては、２ページの［別記１］に記載のとおり、議第78号につきましては、３ページの［別記２］に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。また、継続審査となっております陳情の件名等につきましては、参考として４ページに記載してありますので、念のため申し上げます。

なお、人事案件につきましては、委員会への付託はございません。
以上でございます。

各委員会付託事項表

議第58号	令和３年度人吉市一般会計補正予算（第５号）	各委［別記１］
議第59号	令和３年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）	厚生
議第60号	令和３年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	厚生
議第61号	令和３年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第１号）	厚生
議第62号	令和３年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第１号）	厚生
議第63号	令和３年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）	厚生
議第64号	令和３年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）	経建
議第65号	令和２年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	厚生
議第66号	令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	厚生
議第67号	行政手続における押印の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	総文
議第68号	人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第69号	人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第70号	人吉市市政功労者選考委員会設置条例の制定について	総文
議第71号	人吉市市民プール検討委員会設置条例の制定について	総文
議第72号	人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第73号	人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第74号	人吉市農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定について	経建
議第75号	人吉市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第76号	人吉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第77号	損害の賠償について	経建
議第78号	令和３年度人吉市一般会計補正予算（第６号）	各委［別記２］

［別記１］

議第58号　令和３年度人吉市一般会計補正予算（第５号）	
○予算委員会	第１条　歳入予算の補正（全款） 第４条　地方債の補正
○総務文教委員会	第１条　歳出予算の補正 １款　議会費 ２款　総務費（２項　徴税費及び３項　戸籍住民基本台帳費を除く） ９款　消防費 10款　教育費 11款　災害復旧費（４項　文教施設災害復旧費） 13款　諸支出金 14款　予備費 第３条　債務負担行為の補正（２款　総務費）
○厚生委員会	第１条　歳出予算の補正 ２款　総務費（２項　徴税費及び３項　戸籍住民基本台帳費） ３款　民生費 ４款　衛生費
○経済建設委員会	第１条　歳出予算の補正 ６款　農林水産業費 ７款　商工費 ８款　土木費 11款　災害復旧費（２項　農林水産施設災害復旧費、３項　公共土木施設災害復旧費及び５項　その他公共施設公用施設災害復旧費） 第２条　繰越明許費（７款　商工費）

［別記２］

議第78号　令和３年度人吉市一般会計補正予算（第６号）		
○予算委員会	第１条	歳入予算の補正（全款）
	第２条	地方債の補正
○総務文教委員会	第１条	歳出予算の補正
		２款　総務費
		14款　予備費
○厚生委員会	第１条	歳出予算の補正
		３款　民生費
○経済建設委員会	第１条	歳出予算の補正
		７款　商工費
		８款　土木費
		11款　災害復旧費

［継続審査件名］

○総務文教委員会　陳第10号　日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出の陳情

○議長（西　信八郎君）　以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時39分　散会

令和３年９月第５回人吉市議会定例会会議録（第５号）

令和３年９月29日　水曜日

１．議事日程第５号

令和３年９月29日　午前10時　開議

日程第１	議第67号	行政手続における押印の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	総文
日程第２	議第68号	人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第３	議第69号	人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第４	議第70号	人吉市市政功労者選考委員会設置条例の制定について	
日程第５	議第71号	人吉市市民プール検討委員会設置条例の制定について	
日程第６	議第72号	人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
日程第７	議第73号	人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第８	議第74号	人吉市農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定について	経建
日程第９	議第75号	人吉市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第10	議第76号	人吉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第11	議第77号	損害の賠償について	
日程第12	議第58号	令和３年度人吉市一般会計補正予算（第５号）	各委
日程第13	議第78号	令和３年度人吉市一般会計補正予算（第６号）	各委
日程第14	議第59号	令和３年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）	厚生
日程第15	議第60号	令和３年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	
日程第16	議第61号	令和３年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第１号）	
日程第17	議第62号	令和３年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第１号）	
日程第18	議第63号	令和３年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）	

日程第19　議第64号　令和３年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）　経建

日程第20　議第79号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第21　陳第10号　日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出の陳情　総文

日程第22　治水・防災に関する特別委員会委員長の報告

日程第23　復興のまちづくりに関する特別委員会委員長の報告

日程第24　人吉球磨広域行政組合議会の報告

日程第25　人吉下球磨消防組合議会の報告

日程第26　委員会の閉会中の継続審査及び調査について

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

・追加日程

議第80号　令和２年度人吉市歳入歳出決算認定について

報第15号　健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

・追加日程

令和２年度決算特別委員会の設置について

・追加日程

意見第６号　コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

意見第７号　地方財政の充実・強化に関する意見書

３．出席議員（17名）

１番	松　村　　太　君
２番	徳　川　禎　郁　君
３番	池　田　芳　隆　君
４番	牛　塚　孝　浩　君
５番	西　　洋　子　君
６番	宮　原　将　志　君
７番	塩　見　寿　子　君
８番	高　瀬　堅　一　君
９番	宮　﨑　　保　君
10番	平　田　清　吉　君
11番	犬　童　利　夫　君

12番	井　上　光　浩　君
13番	豊　永　貞　夫　君
15番	本　村　令　斗　君
16番	田　中　　哲　君
17番	大　塚　則　男　君
18番	西　　信八郎　君

欠席議員（１名）

14番	福　屋　法　晴　君

４．説明のため出席した者の職氏名

市　　長	松　岡　隼　人　君
副　市　長	迫　田　浩　二　君
監査委員	井　上　祐　太　君
教　育　長	志　波　典　明　君
総務部長	小　澤　洋　之　君
企画政策部長	小　林　敏　郎　君
市民部長	丸　本　　縁　君
健康福祉部長	告　吉　眞二郎　君
経済部長	溝　口　尚　也　君
建設部長	瀬　上　雅　暁　君
復興局長	元　田　啓　介　君
総務部次長	永　田　勝　巳　君
企画政策部次長	井　福　浩　二　君
総務課長	森　下　弘　章　君
会計管理者	徳　澄　賢　次　君
水道局長	久　本　禎　二　君
教育部長	椎　屋　　彰　君

５．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局　　長	北　島　清　宏　君
次　　長	桒　原　　亨　君
庶務係長	平　山　真理子　君
書　　記	青　木　康　徳　君

午前10時　開議

○議長（西　信八郎君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

なお、14番、福屋法晴議員は欠席届が提出されております。

それでは、これより会議を開きます。

発言の申出

○議長（西　信八郎君）　議事に入ります前に、執行部から発言の申出があっておりますので、これを許可します。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　議員の皆様、おはようございます。貴重な時間をいただきまして、大変申し訳ございません。答弁の訂正をお願いいたします。

９月16日の一般質問におきまして、高瀬議員の災害についての項目の、賃貸型応急住宅の入退居状況に関する質問に対しまして、「88世帯368人の方々が退去されておられます」と申し上げましたけれども、正しくは「135世帯368人の方々が退去されておられます」でございます。訂正をお願いできればと存じます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの発言の訂正につきましては、許可することといたします。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、議事日程に従い、各委員長の報告を求め、順次、採決いたします。

日程第１　議第67号から日程第５　議第71号まで

○議長（西　信八郎君）　日程第１、議第67号から日程第５、議第71号までを議題とし、総務文教委員会委員長の報告を求めます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　総務文教委員会に付託されました日程第１、議第67号から日程第５、議第71号の５件について、審査の結果の主なものを報告いたします。

日程第１、議第67号行政手続における押印の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、令和２年７月７日付、総務省からの「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直し」通知により、見直しに積極的に取り組むこととされていることから、行政手続における押印の見直し等に伴い、関係条例を一括して改正するものです。

まず、１つ目の、人吉市固定資産評価審査委員会条例の一部改正については、基本的には押印に関する部分を削除してありますが、今回の改正に併せて、第４条第１項中の「正副２通」を削除しています。この条例は、昭和34年３月25日に制定されており、制定された当時はコピー機もあまり普及していなかったこともあり、現状において申出人に正副２通を作

成して提出していただく必要がなくなっていることから、この部分を削除しています。

審査の過程において委員から、ほかの様式では署名を求めているが、当審査申出書においては申出人の署名を求めていないので、全て印刷されたものでよいのかとの質疑に、審査申出書は全て印刷されたもので、特段問題はないとの答弁があっております。

次に、２つ目の、人吉市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正については、国家公務員に関する服務の宣誓に関する政令の一部改正が行われており、改正内容として、職員の服務宣誓の際に署名及び対面を不要とするため、「面前」及び「署名」に係る規定を削除し、宣誓書を任命権者に提出することのみ規定することから、本市においても、同様の改正を行っています。また、押印の見直しにより、別記様式として宣誓書の氏名の横にあります「㊞」の字を削除しています。

最後に、３つ目の、人吉市火入れに関する条例の一部改正については、様式第１号中「㊞」の字を削除し、様式の一番下の行にある「部落有林」を「共有林」に改正するものです。この条例についても、昭和59年10月１日に施行され、これまで改正が行われておらず、現在、部落有林という言葉が使われなくなったことから、押印の削除に併せて共有林に改正するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第２、議第68号人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定については、大本の法律である、デジタル庁設置法附則第41条の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律――以下番号法といいます――が改正され、番号法第２条第14項に規定する情報ネットワークシステムの設置・管理主体が、総務大臣から内閣総理大臣に変更されました。この変更に伴い、番号法第31条の情報提供等の記録についての特例に関する読替規定が改正され、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第35条に規定する情報提供等記録の訂正をした場合の通知先が、総務大臣から内閣総理大臣に改正されています。これに伴い、本条例第24条の２中に規定されている通知先を、「総務大臣」から「内閣総理大臣」に変更するものです。

また、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第55条の規定による番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）に、新たに同条第４号が追加されたことに伴い、「番号法第19条第７号」を「番号法第19条第８号」へ改正するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第３、議第69号人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、先ほどの議第68号人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の改正に関連したもので、提案理由についても、先ほどの条例とほぼ同様の内容となっております。

改正の内容については、先ほどの条例と同様に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第55条の規定による番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）に、新たに同条第４号が追加されたことに伴い、第１条中「第９号」を「第11号」へ、第５条第１項中「第10号」を「第11号」へ改正するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第４、議第70号人吉市市政功労者選考委員会設置条例の制定については、市政80周年を機に、人吉市市政功労者の選考に関する附属機関を設置するため、新たに条例を制定するものです。なお、当委員会は、委員15人以内をもって組織される予定です。

審査の過程において委員から、市政施行80周年では、何名くらい市政功労者を選考する予定かとの質疑に、これまでの実績から、市政施行50周年、60周年、70周年ではそれぞれ六百数十名が選考されているため、同じぐらいになるのではと考えているとの答弁。選考委員の中には、町内会長等の市民の意見を反映できる委員が含まれるのかとの質疑には、前回の70周年の際の選考委員は、町内会長連合会、商工会議所、文化協会、社会福祉協議会、保育園連盟、ＰＴＡ、子ども会育成連絡協議会、老人クラブ、消防団といった団体から推薦をいただいており、そういったものを参考にして進めていきたいとの答弁。市政功労者は、一度受けた人は二度目は受けられないのかとの質疑に、選考基準もこの委員会で検討することとなる予定である。前回を参考にすると、続けて受けられた方もおられる。前回の選考基準を参考に、今回の選考基準を定めていきたいと考えているとの答弁。なぜ、今回から条例を制定することとしたのかとの質疑には、前回の70周年のときは要項を定めて対応していたが、正式に市の附属機関・審議機関という位置づけの選考委員会として条例で定めるべきであるとの議論があったため、今回から条例を制定したとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第５、議第71号人吉市市民プール検討委員会設置条例の制定については、令和２年７月豪雨災害で被災した市民プールの存廃等に関して検討する附属機関を設置するため、新たに条例を制定するものです。なお、当委員会は、学識経験者、施設利用関係者、市職員、その他教育委員会が必要と認める者の11人以内をもって組織される予定です。

審査の過程において委員から、広く市民の意見を酌み取る方法がないか検討してもらいたいが、どのような委員構成を考えているのかとの質疑に、施設利用関係者としては、水泳協会、保育園連盟、小中学校のＰＴＡなどから選出を予定している。その他、教育委員会が必要と認める者には、施設を管理する体育協会、学校のプールの活用も視野に入れることから、小中学校校長などを想定しているとの答弁。検討委員会の位置づけはとの質疑に、市から検討委員会に諮問し、一定の方向性をまとめて答申していただき、それを参考としながら市が方向性を決め、議会にも諮っていく形になるとの答弁があっております。

また、委員から、幅広い意見が聞けるような委員会にしていただき、様々な角度から検

討してもらいたい。令和２年12月に、人吉市水泳協会より提出された陳情を採択しているので、その内容も反映するようにしてもらいたいとの意見があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。それでは、採決いたします。議第67号から議第71号までの５件について、総務文教委員会委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第67号、議第68号、議第69号、議第70号、議第71号は、原案可決確定いたしました。

日程第６　議第72号及び日程第７　議第73号

○議長（西　信八郎君）　次に日程第６、議第72号、日程第７、議第73号を議題とし、厚生委員会委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　おはようございます。厚生委員会に付託されました日程第６、議第72号人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定及び日程第７、議第73号人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、議第72号人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の改正に伴い、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に、マイナンバーカードを発行する主体が明確に位置づけられたため、手数料条例におけるマイナンバーカードの再交付に係る規定を削除するものです。

このマイナンバー法の改正は、国において、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの発行及び運営体制の抜本的強化を図り、デジタル社会の形成を重点的に推進するため、他の関連法律とともに改正が行われたものです。マイナンバー法改正後の手数料の取扱いなどについては、J-LISが市区町村に手数料徴収事務を委託することになるため、市区町村がマイナンバーカード再発行手数料の徴収及び領収証の発行を行い、徴収した再発行手数料の歳入歳出外現金としての保管及びJ-LISへの納入を行うことについて、両者間で委託契約を締結することになります。委託契約の効力発生日は、マイナンバー法改正施行日である令和

３年９月１日であります。

また、９月１日以降の再発行手数料は１枚につき800円で、変更はありません。無料となる規定については、初回の発行、有効期限が来たときの更新での再発行、市区町村もしくはJ-LISの過失による場合などは無料となっており、変更はありません。

また、手数料徴収事務に要する市区町村の事務経費については、マイナンバーカード交付事務費補助金及び普通交付税により措置されるため、市区町村の負担は生じないこととなっております。

委員から、無料となる規定について変更なしとのことであるが、J-LISの過失による場合とはどのような場合を想定されているのかとの質疑に対し、J-LISから出来上がってきたマイナンバーカードの氏名、住所、生年月日、性別などが間違っていた場合は過失となり、手数料がかからないことになっているとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、議第73号人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、傷病手当金の支給に係る適用期間が延長されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

令和２年条例第23号のうち「９月30日」を「12月31日」に改めるもので、傷病手当金の支給に対する国の財政支援の適用期間延長に合わせ、期間を延長するものです。本件については、引き続き動向を注視し、国の財政支援に合わせて適用期間の改正を行うこととしたいとの説明がありました。

委員から、このような条例に対する考え方、条例の附則の適用については公にしていただきたいとの意見があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第72号、議第73号の２件について、厚生委員会委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第72号、議第73号は、原案可決確定いたしました。

日程第８　議第74号から日程第11　議第77号まで

○議長（西　信八郎君）　次に日程第８、議第74号から日程第11、議第77号までを議題とし、

経済建設委員会委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）（登壇）　皆さん、おはようございます。経済建設委員会に付託されました日程第８、議第74号人吉市農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定についてから、日程第11、議第77号損害の賠償についてまでの４件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第８、議第74号人吉市農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定につきましては、昨年の令和２年７月豪雨により被災した農地の災害復旧工事完了後、受益者から分担金を徴収することに伴い、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第９、議第75号人吉市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、条例で引用しております省令の題名が改められたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第10、議第76号人吉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、村山公園管理棟トイレ改修工事に伴い、温水シャワーを一般の利用に供するために、別表第１にあります「シャワー、１回につき20円」を「温水シャワー、１回３分につき100円」とするものであります。

審査の過程において委員からの、ボイラー設備の防犯については考えているのか、また、コインタイマーはどこに設置するのか、使える時間帯は決まっているのかとの質疑に対し、ボイラーは壁付けタイプで、防犯用にフェンスを取り付けることは考えていない。コインタイマーは、シャワー室の中に設置する。利用は24時間可能であるとの答弁があり、さらに委員から、連続使用はできるのかとの質疑があり、連続使用は可能である。例えば200円なら、６分使用可能であるとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第11、議第77号損害の賠償については、農道を走行中の車両が、農道横の用水路グレーチングを跳ね上げ、燃料タンクが損傷し、燃料の軽油が農地に流入した事故に関し、農地の所有者と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものであります。

審査の過程において委員からの賠償額の積算根拠についての質疑に対し、三者から見積りを取り、市の工事積算基準に基づき積算を行ったとの答弁。

また、委員から見積りの内容についての質疑があり、執行部に資料の提出を求め、説明を受けました。

作付ついての賠償はなかったのかとの質疑に対し、この土地は、４月に農業委員会が利

用権設定したものである。１年間借受けをして、小学校の農業体験用の農地として利用している。したがって、被害者の方への営農補償は発生しないとの答弁があっております。

なお、事故発生箇所のグレーチングは、グレーチング同士をボルトで固定する措置を、事故後すぐに行っているとの説明があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第74号から議第77号までの４件について、経済建設委員会委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第74号、議第75号、議第76号、議第77号は、原案可決確定いたしました。

日程第12　議第58号

○議長（西　信八郎君）　次に日程第12、議第58号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

初めに、予算委員会委員長の報告を求めます。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）（登壇）　日程第12、議第58号令和３年度人吉市一般会計補正予算（第５号）のうち、予算委員会に付託されました、第１条歳入歳出予算の補正のうち歳入全款及び第４条地方債の補正につきまして、審査の結果の主なものについて御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額に７億4,424万1,000円を追加し、歳入予算の総額を301億6,652万4,000円とするものです。

主なものとして、15款国庫支出金４億1,197万1,000円の増額補正は、令和２年７月豪雨災害に伴う過年災公共施設災害復旧費負担金の補助率のかさ上げによる増額や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の内示に伴う増額等です。

審査の過程において委員から、環境衛生等事業交付金返還金、感染症予防事業費補助金、商店街リノベーション支援事業補助金、球磨川流域復興基金交付金などについて質疑があっております。

また、委員会で追加要求した球磨川流域復興基金を充てた事業及び青井阿蘇神社文化財配置図について、執行部から資料の提供と説明があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、総務文教委員会委員長の報告を求めます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　日程第12、議第58号令和３年度人吉市一般会計補正予算（第５号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正及び債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、債務負担行為補正の主なものは、新市庁舎ネットワーク構築・機器リース料の追加で、新市庁舎における電算システム運用に当たり、ネットワーク環境を構築する必要があることから、賃借の期間を令和３年度から令和９年度までの７年間、及び限度額を１億2,124万3,000円に設定するものです。

次に、歳出予算ですが、２款総務費の補正の主なものは、１項総務管理費、１目一般管理費の、平成29年度に構築した空き家等のデータベースについて、昨年の豪雨災害により空き家の実態に大きな変動があったことから、再度調査等を実施し、データ構築を行う空き家対策支援業務委託料。令和２年度鉄道事業の経常損失額に相当する経費について助成を行う人吉市くま川鉄道経営安定化補助金や、コロナ禍により停滞している町内会活動を支援するための地域活動応援事業補助金。６目財産管理費の人吉市カルチャーパレス小ホール特定天井落下防止改修工事。７目企画費の、防災対策の一つとして、橋梁の側面に取り付けた照明の色彩の変化によって避難を促すライティング防災アラートシステム構築等委託料などです。なお、人吉市カルチャーパレス小ホールについては、現地視察を行っております。

審査の過程において委員から、空き家対策の基になるデータを整備した後の活用方法はとの質疑に、空き家バンクに乗せることができる空き家がどれくらいあるか、所有者の意向調査をして、空き家バンクの登録につなげて、活用を図りたいとの答弁。地域活動応援事業補助金の内容はとの質疑に、感染防止対策や新しい生活様式に対応した開催方法の変更等の経費に対する助成を行うもので、幅広い活動を対象としている。例としては、小地域ネットワーク会議、ミニサロンや防災訓練などであるとの答弁。カルチャーパレス施設設備改修事業で、小ホールの天井落下防止ネットの工事は専門的な技術が必要であるとのことだが、地元業者は入札に入れるのかとの質疑に対しては、指名競争入札で、基本的には地元業者に発注し、防護ネットを使用して工事をすることを予定しているとの答弁。ライティング防災アラートシステム構築等委託料は、どの橋に設置する予定か。球磨川に架かる橋まで行かなくても、町なかで水位の分かる仕組みはないのかとの質疑に、現時点では水ノ手橋を予定している。橋の延長や復旧工事の進捗状況、観光の側面を勘案して水ノ手橋を選定した。どこにいても球磨川の水位が分かるように、現在開発を進めている防災ポータルサイトと連動させることを検討しているとの答弁があっております。

９款、１項消防費の主なものは、２目非常備消防費の、消防団詰所における新型コロナ

ウイルス感染症対策を行う備品購入費、３目消防施設費の、下原田町に設置している防火水槽について、地権者からの申出により撤去を行うための工事費、５目災害対策費の、自主防災組織活動促進支援として、ヘルメットなどの活動用備品や避難所における折り畳み式簡易ベッドの備品購入費などです。

審査の過程において委員から、防火水槽撤去工事費が計上されているが、なぜ撤去するのか。消火栓が設置されたため、必要がなくなったのかとの質疑に、個人の所有地に設置させていただいていた防火水槽を、土地の所有者の意向により撤去するものである。消火栓と防火水槽の両方があるのが一番よいとの答弁。ダンボールベッドではなくて折り畳みベッドを購入されるのはなぜか。何台を、どこに設置するもので、その保管場所はとの質疑に対しては、ダンボールベッドは使い捨てであるので、折りたたみのベッドを繰り返し使うことを考えている。400台で、使用場所は指定避難所等で使用し、保管は、今年度整備を進めている災害用倉庫で保管を考えているとの答弁があっております。

次に、10款教育費の補正の主なものは、１項教育総務費、２目事務局費の、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金を活用し、電子黒板を小学校６校に３台ずつ、中学校３校に２台ずつの計24台の購入費。同じく、新型コロナウイルス感染症対策として、児童・生徒用タブレットと同型の教師用パソコン270台を購入する備品購入費。２項小学校費、３目学校建設費の人吉西小学校管理特別教室棟屋上の全面的な防水改修を行う工事請負費。３項中学校費、３目学校建設費の、人吉医療センターに駐車場として貸出ししている市有地と第一中学校との間にある擁壁が傷んでいるため、改修する工事請負費。４項社会教育費、２目公民館費の、令和２年７月豪雨災害対応で設置された人吉市ボランティアセンターの活動拠点として使用された東間コミュニティセンターにおいて、長期間使用されたことにより傷んだ体育館床などの補修を行う工事請負費と、５目文化財保護費の、人吉市被災文化財復旧支援事業補助金制度創設に伴い、県補助金を活用して青井阿蘇神社文化苑（旧青井家住宅主屋）水害復旧工事に対しての補助金。５項保健体育費、１目保健体育総務費の、熊本県の球磨川流域復興基金交付金を活用した人吉市令和２年７月豪雨被災公立学校施設設備等復旧支援事業補助金として、人吉高校カヌー部と球磨工業高校カヌー部の保護者会へ補助金を交付し、カヌーなど被災した備品等の補充支援を行うものなどです。なお、人吉西小学校、東間コミュニティセンター、青井阿蘇神社文化苑については、現地視察を行っております。

審査の過程において委員から、教職員用のタブレット端末購入は、全員に購入されるのかとの質疑に、全教職員に購入する。これまでは、小学校３年生以上に１人１台タブレット端末を導入したが、同じ型のパソコンは教職員に配布していなかったため、指導がスムーズに進むように同じ型のパソコンを購入するものであるとの答弁。公民館費に成人式の経費が計上されているが、会場はどこの予定かとの質疑に、第一中学校の体育館を予定していると

の答弁。人吉市民まちづくり応援事業助成金の内容はとの質疑に対しては、大畑町内会が実施する大畑町内会子ども山の神祠新築事業に対し、補助率３分の２を補助するもの。既存の場所から、参加しやすい場所に変更して新築するものとの答弁があっております。

11款災害復旧費、４項文教施設災害復旧費、３目体育施設災害復旧費の増額は、14節工事請負費の、昨年の７月豪雨で被災した人吉市市民プール空調機等取替工事費及び人工芝復旧工事費で、現地視察も行っております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、厚生委員会委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　日程第12、議第58号令和３年度人吉市一般会計補正予算（第５号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

２款総務費、２項徴税費、２目賦課徴収費、10節需用費の印刷製本費44万6,000円の増額は、令和４年度導入予定のスマートフォン決済導入に伴うテスト用納付書の印刷費です。12節委託料の増額は、スマートフォン決済導入に伴うシステム改修委託料です。

委員から、スマートフォン決済について、携帯に銀行をひも付けしておかないとできないのかの質疑に対し、ＰａｙＢや楽天銀行アプリについてはアプリをダウンロードし、その支払いについてはそのアプリで登録した金融機関口座からの支払いとなる。その他については、様々な種類の電子マネーがあるが、その中の　ＬＩＮＥＰａｙ、ＰａｙＰａｙ、ａｕＰａｙについて、アプリを入れて電子マネーで支払うことができるというものとの答弁。さらに、県内の導入状況はどうなっているのかに対し、熊本県の調査では、令和３年８月時点で、県内の45市町村のうちの７市町村が導入をしている。令和４年４月時点では14市町村の導入となる予定との答弁。手数料は１件当たり幾らかに対し、１件当たり５７円に、税がプラスされると答弁。また、できる限り口座振替を推進してほしいとの意見があっております。

３款民生費、１項社会福祉費、２目心身障害者福祉費、18節負担金、補助及び交付金90万円の増額は、在宅の障害者の方の住宅改造に対する補助金に係る補正であります。３款民生費、４項災害救助費、１目災害救助費の増額は、災害時の福祉避難所受入れに必要な折りたたみベッドやパーティション等の備品購入に係るものです。４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費、12節委託料の増額は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種台帳システム改修費です。２目予防費の4,826万6,000円の増額は、ワクチン接種体制・相談対応に伴う会計年度任用職員９人分の、10月から半年分の人件費です。また、10節需用費の印刷製本費の増額は、海外渡航用の新型コロナウイルスワクチン接種済証用偽造防

止用紙に係る印刷製本費等であります。11節役務費のうち、郵便料578万4,000円の増額は、今後、国からの通知に基づき、追加接種等の対応が見込まれることから、その対応に遅れが生じないよう、対象者への接種券・案内通知用の郵送代等を増額するものです。さらに、手数料540万円の増額は、受託医療機関への接種予約調整等に係る事務手数料であります。12節委託料2,221万4,000円のうち、個別接種委託料1,957万4,000円の増額補正は、65歳以上の接種率が、見込みより10%以上増えたことによる不足分、12歳から15歳の接種費用の不足分、時間外や休日の接種に対する加算等に係るものです。新型コロナウイルスワクチン配送業務委託料264万円は、受託医療機関へのワクチン配送に係る委託料の増額となっております。

委員から、福祉避難所はどのような施設に受けていただいていて、災害用備品はどのように使われるのかとの質疑に対し、福祉避難所は、老人ホームや障害者施設等と協定を結び、災害時に対応をお願いしている。これまでは、施設側に余裕のあるベッドやパーティションを使わせていただいていたが、施設側の要望として、短時間で設置ができるようなものが提供いただけないかという相談を受けていた。施設で保有されているキャスター付きの空きベッド等を使ってロビー等で対応されていたが、施設側も災害でショートステイが増えたりするということもあり、ベッドに余裕がないと聞いていたため、その状況を見て、今回支給をして、災害時に使っていただくということにしたいと答弁。非常用電源借上は何に使うもので、ずっと支払いが続くものなのかに対し、ワクチンを保管しているディープフリーザーが、万が一、停電した場合の非常用電源ということで、来年の３月末までの計画としていると答弁。新型コロナウイルスワクチン配送業務委託料の詳細な説明をいただきたいとの質疑に対し、保健センターから、各受託医療機関のほうにワクチンを配送する業務委託で、市内の医薬品卸メーカーに対してワクチンを何バイアル配送するかということについて委託をしていると答弁。委託している医薬品卸メーカーは何社かとの質疑に対し、３社であるとの答弁。ワクチン接種について、保護者の同意が必要なのは何歳までなのかに対し、厚生労働省の通知によると、18歳未満が保護者の同意が必要であるため、予診票の署名欄に記載が必要という形での接種になっていると答弁があっております。

４款衛生費、２項清掃費、１目清掃総務費、10節需用費の修繕料17万円の増額は、紺屋町公衆トイレ温水洗浄便座取替修繕料です。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、経済建設委員会委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）（登壇）　日程第12、議第58号令和３年度人吉市一般会計補正予算（第５号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正、及び繰越明許費につきま

して、審査の結果の主なものを報告いたします。

６款農林水産業費、１項農業費、３目農業振興費の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金で、まず、中山間農業モデル地区支援事業補助金は、1,318万8,400円の要望に対し、32.36％の426万8,000円の交付決定となったことによる減額であります。なお、本事業は、中山間地域における持続可能な農村を目指すモデル地区を設定し、その地域自らが作成するモデル地区農業ビジョンづくりを支援するとともに、そのビジョンに基づき施設や機械の整備などを支援するもので、大畑麓地区におきまして、令和２年度から令和４年度までの３か年の取組として行っているとの説明があっております。次に、強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金の増額は、令和２年７月豪雨により被災した農家の施設や機械などの修繕、再取得等の追加申請分で、延べ25件74台の申請があったことによるものであります。

７款商工費、１項商工費、２目商工業振興費の増額補正は、12節委託料で、ブランド創造事業委託料の増額は、主に食に関する地域資源を活用したブランド化の推進を図るためのものでございます。審査の過程において委員から、ブランド創造事業委託料について、９月に包括協定を結んだばかりでまだ何も見えてこない中で、なぜ、いきなり委託の100万円なのか。１つか２つ実績があって、こういうことをやりたい、もう少しできないかというのなら分かるが、これは理解できない。Ｈｉｔ－Ｂｉｚがあるのだから、そこを使えばいいのではないか。もう少し時間をかけていいのではないかとの質疑があり、執行部からは、スピーディーに形になるものをつくっていきたいということで、少しでも早く着手していきたいという思いがあった。実績については、７月４日に、観光拠点施設としてＨＡＳＳＥＮＢＡがオープンしているが、飲食、物販部門に協定先の支援があったということと、ＨＡＳＳＥＮＢＡによってにぎわいも取り戻してきたので、これを市内の事業者にも波及させたいというのが一つのきっかけである。ただ協定を結んだだけではなく、何か復興のためにやっていけることがあればいいということで、まずはＨＡＳＳＥＮＢＡを起点とし、食と連携のマルシェといった具体の取組の中からやってきたということで今回の業務委託になった。年度後半でコロナ禍の状況でもあるが、なるべく事業期間をとって事業をやりたいということで、急ぎ９月で上げさせていただいたところであるとの答弁があっております。

18節負担金、補助及び交付金の補助金、商店街活性化事業補助金の増額は、紺屋本町商店街組合の防犯街路灯及び防犯カメラ設置のための費用の一部を補助するものであります。デジタルプレミアム商品券事業補助金の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金を活用する事業で、デジタル地域通貨を活用してプレミアム商品券を発行することで、感染症拡大防止対策とコロナ禍による疲弊した地域経済の活性化を図るものです。

審査の過程において委員からの、防犯街路灯と防犯カメラの台数についての質疑があり、防犯街路灯が７基、防犯カメラが５台との答弁があっています。さらに、防犯カメラの使用

目的は、また、市はその記録媒体を見ることができるのか、情報漏洩の心配はないのかとの質疑に対し、目的は、地域の治安、犯罪の監視。また、市が情報を定期的に頂くようなことはないとの答弁があっております。また、デジタルプレミアム商品券の詳細を説明してほしいとの質疑に対し、地域デジタル通貨の仕組みを使って、プレミアム商品券としてポイントを付与するもの。地元事業者の売上げに貢献し、ひいては経済の活性につなげるのが目的である。プレミアム分は、5,000円チャージでプラス5,000円を考えている。事業主体は、きじ馬スタンプ協同組合である。時期は、遅くとも12月にはスタートさせたい。使える場所がないと意味がないので、まずはきじ馬スタンプの加盟店と、そして加盟店以外の市内の事業所に少しでも加盟していただくことを急ぎ進めていきたいとの答弁があっております。スマホ所持者が対象と思うが、持っていない人や使えない人に不公平感は出ないのかとの質疑に、今の仕組みでは、スマホを持っていない方は使えないということになってしまう。今回は新型コロナウイルス感染症の交付金であるので、非接触型ということになる。現状においては、対象をスマホ利用者とさせていただきたいとの答弁があっております。今利用できる店舗は何店舗あるのかとの質疑に対しては、加盟店が全部使っても、恐らく50から60件くらいではないか。できれば、スタート時に100件は超えてほしいとの答弁があっております。

３目観光費の増額補正は、12節委託料で、オンライン観光ツアー実証実験事業委託料の増額は、ウィズコロナへの対応及び観光地になかなか実際に旅行できないが、いずれは旅行に行きたいという利用者の需要があり、その中で観光地の魅力を発信し、地元産品などの紹介をすることで、インターネットによる新たな需要の創出が期待できることから、実証実験としてオンライン観光ツアーを行うものであります。委託先は、人吉温泉観光協会を予定しているとの説明があっております。

審査の過程で委員から、オンライン観光ツアーは、どういう内容なのかとの質疑に対し、季節ごとに秋・冬・春に流せるもので、そこの土地に行った気になるような観光ＰＲ動画である。紹介した特産品は、インターネットサイトと連携し、販売して消費の拡大を図ることを考えている。コロナが収束したら、リアルの旅を呼びかけていきたいとの答弁があっております。

次に、18節負担金、補助及び交付金のうち、球磨川くだり再生支援事業補助金の増額は、球磨川くだり株式会社の事業再開の支援を行うもので、令和２年７月豪雨により流失したリバーアクティビティ関係の救命胴衣やパドルなどの備品を再整備する補助と、誘客のための観光情報発信や新商品開発造成などで事業再開及び経営再建に関するコンサルティングの委託を行うための補助金であります。観光客等向け飲食店支援事業補助金の増額は、今年３月から５月に実施した人吉食べ飲み応援券の第２弾として、発行部数及び利用期間を増大し実施するもので、被災からの宿泊施設や飲食店などの再開が進む中、コロナ禍及び災害復興の支援として、市内飲食店の利用促進及び、市内事業者の再興並びに地域経済の活性化を促進

するため、仮設商店街をはじめ、市内店舗で利用できるプレミアム付き商品券を宿泊者及び市民向けに発行するものであります。事業実施については、応援券実行委員会の人吉商工会議所へ補助を行うとの説明があっております。

審査の過程において委員から、観光客等向け飲食店支援事業について質疑があり、前回は市民向けに5,000セット準備したが、約２週間で完売した。今回の冬は、夜もぜひ、にぎわっていただきたいということで発行枚数を増やし、なお、購入は１世帯５セットまでで、最高１万円で１万5,000円分使えるとの答弁があっております。

８款土木費、１項土木管理費、１目土木総務費の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金で、人吉市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金などであります。

審査の過程において委員からの、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金は何件分かとの質疑に対し、２件分であるとの答弁があっております。

３項住宅費、１目住宅管理費の増額補正は、12節委託料で、令和４年度分から市営住宅家賃をスマートフォン決済により収納を行うことに伴い、対応するためのシステム改修委託料の増であります。

審査の過程において委員からの、スマホ決済は全庁的に進んでいるのかとの質疑に対し、税・保険料でスマホ決済を導入する。それに合わせたところで、また、コロナ禍で新しい生活様式というものも鑑み、市営住宅家賃にも導入することとなったとの答弁があっております。さらに、手数料は幾らかとの質疑に対し、データを集めるところに、一月基本料が6,000円、１件当たり、手数料が57円プラス消費税分がかかるとの答弁があっております。

２目住宅建設費の増額補正は、災害公営住宅建設事業に係る経費である12節委託料の増であります。４項都市計画費、３目公園整備費の増額補正は、12節委託料で、熊本県民の未来につなぐ森づくり事業で行う村山公園の竹林伐採除去委託料、及び開発公園の遊具等撤去委託料です。

審査の過程において委員から、遊具撤去の場所と理由はとの質疑に対し、民間の開発行為で造られた緑地公園が市に帰属したものであり、当時、遊具を設置したりフェンスを張ったりしたのが老朽化したため撤去するもの。場所は、下薩摩瀬町、瓦屋町、東間上町の３か所であるとの答弁があっております。

11款災害復旧費、３項公共土木施設災害復旧費、１目道路橋梁災害復旧費の増額補正は、12節委託料で、令和２年７月豪雨の災害復旧事業完了に伴う分筆のための、瓦屋内白田線外用地測量設計委託料及び、令和２年７月豪雨に伴い、大手橋及び三条橋外橋梁に漂着流木が残っているため、その撤去委託料の増であります。14節工事請負費は、令和３年７月10日豪雨により被災した大塚桑木津留線及び田野高原線道路災害復旧に伴う現年災公共土木施設災害復旧工事費の増などであります。

繰越明許費の追加は、７款商工費、１項商工費、人吉中核工業用地災害復旧事業で、中

核工業用地災害復旧工事の見直しにより、令和４年度にボーリング調査・災害復旧設計業務委託を発注することとなったため、繰り越すものであります。

経済部・農業委員会所管の予算に関しては、挙手による採決の結果、賛成多数で、また、建設部所管の予算に関しては全員異議なく、原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了します。

それでは、採決いたします。採決は、起立採決といたします。お諮りをいたします。議第58号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（西　信八郎君）　起立多数。

よって、議第58号は、原案可決確定いたしました。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時00分　休憩

午前11時14分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

日程第13　議第78号

○議長（西　信八郎君）　次に日程第13、議第78号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

はじめに、予算委員会委員長の報告を求めます。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）（登壇）　日程第13、議第78号令和３年度人吉市一般会計補正予算（第６号）のうち、予算委員会に付託されました、第１条歳入歳出予算の補正のうち歳入全款、及び第２条地方債の補正につきまして、審査の結果の主なものについて御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額に１億7,420万5,000円を追加し、歳入予算の総額を303億4,072万9,000円とするものです。

国・県などの補助事業の申請・内示等による補正等であります。

主なものとして、15款国庫支出金のうち、3,150万円の増額補正は、都市防災総合推進事業に対する補助金です。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、総務文教委員会委員長の報告を求めます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　日程第13、議第78号令和３年度人吉市一般会計補正予算（第６号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、コロナ禍により影響を受けている交通事業者に対し支援を行う、新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通事業者支援金です。内訳としては、令和２年度にも同様の枠組みでの支援を行っていますが、今回は、くま川鉄道に対する支援金が140万1,000円で、人吉球磨10市町村にて総額500万円を支援するもの。このほか、バス事業者分が160万円、タクシー事業者分が160万円で、いずれも基本額に路線数や車両の保有台数による加算額により算定が行われています。７目企画費の増額補正は、復興まちづくり計画策定に伴う地区別懇談会の意見等を踏まえ、被災地域における各種復興事業について、事業手法の検討など、実現に向け調査を行うものですが、委員から、被災地域復興事業調査業務の委託先、委託内容はとの質疑があり、執行部から、設計コンサルタント会社を予定している。委託内容は、今後の地区ごとの面的な公共事業を行っていく際に、どのような事業を実施すれば一番効果的か、様々な国の補助事業があるが、どの補助事業を活用すれば一番安価であるか等を比較検討しながら、それぞれに応じた事業費等を算出していく内容であるとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、厚生委員会委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　日程第13、議第78号令和３年度人吉市一般会計補正予算（第６号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

３款民生費、１項社会福祉費、３目老人福祉費2,313万円の増額は、18節負担金、補助及び交付金の増額で、高齢者施設等の水害対策のための改修工事等に係る費用を２つの事業所に補助をするものです。

委員から質疑があり、対象施設はイエローゾーン内ということで理解していいのかに対し、球磨川浸水想定マップの浸水想定が0.5メートルから３メートルの区域内というところに色づけしてあり、これに基づき申請をしていると答弁。令和２年７月豪雨時、この地区の

被災状況はとの質疑に対し、令和２年７月豪雨の際には、この２つの施設とも被災はしていないと答弁。球磨川浸水想定マップは、いつのマップなのかに対し、球磨川浸水想定マップの作成は平成29年３月。令和３年４月１日に、各戸へ配布してある。今回の補助金に関しては、令和２年７月で被災はしていないが、浸水想定区域内にある高齢者施設ということで補助の採択が決まったものと答弁。また、委員から、委員会審査の際には、一番新しい浸水マップを付けるなど、納得するような資料の提出をしてほしいとの意見がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、経済建設委員会委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）（登壇）　日程第13、議第78号令和３年度人吉市一般会計補正予算（第６号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

７款商工費、１項商工費、２目商工業振興費の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金で、負担金の増額は、熊本県内全域における飲食店等に対する営業時間短縮要請が９月30日まで延長されたことに伴う、熊本県営業時間短縮要請協力金市町村負担金であります。補助金の増額は、被災小規模事業者再建事業補助金で、令和３年度に国の令和２年７月豪雨型持続化補助金の交付を受けた被災小規模事業者に、本市が上乗せで補助をすることにより、新型コロナウイルス感染症と豪雨被災の二重苦にある事業者の負担軽減を図るものであります。給付金の増額は、新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金で、まん延防止等重点措置の適用に伴う飲食店への時短要請や、不要不急の外出・移動の自粛により売上げに甚大な影響を受けた中小企業事業者等に対する給付金を交付することで、事業継続を支援するものであります。

８款土木費、２項道路橋梁費、３目道路新設改良費の増額補正は、12節委託料で、社会資本整備総合交付金事業の中の都市防災総合推進事業で実施する避難路測量設計等委託料であります。４項都市計画費、３目公園整備費の増額補正は、12節委託料で、こちらも社会資本整備総合交付金事業の中の都市防災総合推進事業で実施する避難地測量設計等委託料であります。

審査の過程において委員からの、避難路と避難地の場所は決まっているのかとの質疑に対しまして、避難路は、復興まちづくり計画の中間報告の説明会で路線名は出ているところであるが、様々な検討が必要である。避難地は、復興まちづくり計画では村山台地が挙げられているので、想定としては村山公園を候補地として検討したいとの答弁があっております。さらに、委員からの、避難路は何路線を予定しているのかとの質疑に対し、具体的には復興

まちづくり計画の中でお示しすることになろうかと思う。計画に掲載された避難路を速やかに設計委託できるように、今回早めではあるが予算を上げているところである。路線の長さ等にもよるので、何路線、この予算の中でできるかというのは明言できないとの答弁があっております。

11款災害復旧費、２項農林水産施設災害復旧費、１目農地災害復旧費の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、令和２年７月豪雨により被災した農地の復旧において、確約書を提出された農家の中で、隣接農地の確約書取下げや廃工などにより災害復旧事業での対応ができなくなった農地の自力復旧につきまして、人吉市農地自力復旧支援事業補助金として、県費の農地等自力復旧支援事業補助金と市費の農地小規模災害自力復旧支援事業補助金で対応するものです。対象件数は、見込みも含め50件との説明があっております。

最後に、委員から、予算が災害重視なのは分かるが、市内において被災していない地域もあり、そういう地域からも要望はあっているので配慮していただきたい。また、災害以外でも道路損傷など異常箇所が見受けられ、部分的な修理ではなくて、調査して全面的な改修をできるようにお願いしたいとの意見があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了します。

それでは、採決いたします。議第78号について、各委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第78号は、原案可決確定いたしました。

日程第14　議第59号から日程第18　議第63号まで

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第14、議第59号から日程第18、議第63号までを議題とし、厚生委員会委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　厚生委員会に付託されました、日程第14、議第59号令和３年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）から、日程第18、議第63号令和３年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）までの５件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。報告が５件でありますので、少々時間を要しますが、よろしくお願いいたします。

まず、議第59号令和３年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２億8,877万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億588万5,000円とするものです。１款総務費413万7,000円の減額は、人事異動等に伴う人件費の減額です。

次に、８款諸支出金、２項繰出金、１目一般会計繰出金14万5,000円の増額は、令和２年度の出産育児一時金繰入金を精算するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、議第60号令和３年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ968万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ５億7,530万8,000円とするものです。

歳入の、５款諸収入、２項償還金及び還付加算金、１目保険料還付金210万8,000円の増額は、令和２年７月豪雨災害に伴う保険料減免などに係る還付金を広域連合から受け入れるものです。

歳出の、２款、１項、１目後期高齢者医療広域連合納付金、18節負担金、補助及び交付金732万4,000円の増額は、令和２年度被保険者保険料負担金の精算に係るものです。４款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、１目保険料還付金210万8,000円の増額は、令和２年７月豪雨災害に伴う保険料減免等に係る被保険者への還付金です。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、議第61号令和３年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第１号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１億3,542万円を追加し、歳入歳出それぞれ46億4,824万3,000円とするものです。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、12節委託料23万4,000円の増額は、豪雨災害に伴う介護保険料減免のシステム構築委託料です。４款基金積立金、１項基金積立金、１目介護保険介護給付費準備基金積立金、24節積立金の3,493万3,000円は、基金の任意積立金です。７款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、２目償還金5,140万7,000円の増額は、令和２年度介護給付費等に係る国庫支出金及び県支出金、並びに支払基金交付金の精算に伴うものです。３項繰出金、１目一般会計繰出金1,256万4,000円の増額は、令和２年度介護給付費等に対する一般会計繰出金の精算に伴うものです。

歳入の８款、１項、１目繰越金に１億3,418万9,000円の増額は、令和２年度実績に基づく繰越金の確定によるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、議第62号令和３年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第１号）は、人事異動に伴う補正であります。

収益的収入及び支出は、第２条で予算第３条に定めた収益的収入及び支出のうち支出の

予定額を補正するものです。

収益的収入及び支出のうち支出の、１款水道事業費用、２目配水及び給水費94万3,000円の増額補正は、対象職員４名の人件費で、４目総係費の減額補正は、対象職員５名の人件費によるもので、職員１名の退職により、６名から５名に減員したことによるものです。

資本的収入及び支出の９万円の増額は、１款資本的支出、１項建設改良費、１目構築物費、１節一般改良工事、対象職員１名分の共済組合負担金の増額であります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、第４条で予算第８条に定めた経費のうち、職員給与費9,005万9,000円を、667万3,000円減額して8,338万6,000円に改めるものです。

利益剰余金の処分は、繰越利益剰余金１億532万2,000円を、９万円増額し１億541万2,000円に改め、減債積立金として7,571万7,000円、建設改良積立金として2,969万5,000円を処分するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、議第63号令和３年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、人事異動に伴う人件費及び災害復旧に伴う委託料などの補正を行うものです。

第２条収益的収入及び支出は、当初予算第３条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出額を補正するものです。

主なものとして、収益的収入及び支出の支出について、１款下水道事業費用が2,919万1,000円増額補正となっております。内訳は、１項営業費用2,462万6,000円の増額、３項特別損失10万円の増額、４項特別損失446万5,000円の増額です。

委員から、３項特別損失、２目過年度損益修正損について、コロナ禍の飲食店に対するものと説明があったが、具体的にはどのくらいかとの質疑に対し、飲食店の減免は129件であると答弁。さらに、被災後の復旧に係る見通しは、に対し、全ての施設を令和３年度いっぱいで復旧をすることを目指しているが、一部、汚泥処理部分が令和４年度にかかるかもしれない。ストックマネジメント計画の工事と災害復旧の工事を同時進行で進めている。できるだけ令和３年度中にということで行っているとの答弁がありました。また、汚泥が増加した理由の説明の際、手動運転を行っているという説明があったが、これは下水道課職員がしているのか。新たに職員を雇用しているのかとの質疑に対し、人吉浄水苑ほか、下水道施設については、業者に運転管理操作を委託しているので、業者のほうで行っているとの答弁。令和３年度に汚泥量が増加しているのは、機械が操作できなかった期間の分がたまっており、その処理をしていることで増えているということかに対し、機械が動いていない期間があるため、その分の汚泥はたまっており、その分を処理しているので増えている部分もあると思うとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第59号から議第63号までの５件について、厚生委員会委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第59号、議第60号、議第61号、議第62号、議第63号は、原案可決確定いたしました。

日程第19　議第64号

○議長（西　信八郎君）　次に日程第19、議第64号を議題とし、経済建設委員会委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）（登壇）　日程第19、議第64号令和３年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ635万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,752万9,000円とするものであります。

まず、歳入ですが、２款繰入金、１項、１目、１節一般会計繰入金を700万円減額し、補正後の額が5,300万円となっております。

３款、１項、１目繰越金、１節前年度繰越金を64万5,000円増額し、補正後の額が314万5,000円となっております。

次に、歳出でございますが、２款災害復旧費、１項工業用地災害復旧費、１目人吉中核工業用地災害復旧費を698万7,000円減額し、補正後の額が1,301万3,000円となっております。12節委託料1,301万3,000円の増額補正は、測量設計委託料で、中核工業用地調整池ののり面の測量及び設計業務委託料であります。14節工事請負費2,000万円の減額補正は、詳細な測量の実施に伴い、人吉中核工業用地調整池災害復旧工事を次年度以降に実施することになったことによるものであります。

４款、１項、１目予備費を63万2,000円増額し、補正後の額を194万4,000円としております。

繰越明許費の追加は、歳出予算にあります２款災害復旧費、１項工業用地災害復旧費、人吉中核工業用地災害復旧費で、令和４年度の梅雨時期から台風シーズンの状況を確認する必要があることから、令和４年１月から10月末までの工期で、ボーリング調査、災害復旧設

計業務委託を発注する必要が生じたため、補正後の1,301万3,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第64号について、経済建設委員会委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第64号は、原案可決確定いたしました。

日程第20　議第79号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第20、議第79号を議題といたします。

お諮りをします。議第79号について、任命同意することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第79号は、任命同意することに決しました。

日程第21　陳第10号

○議長（西　信八郎君）　次に日程第21、陳第10号を議題とし、総務文教委員会委員長の報告を求めます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　総務文教委員会に付託されました日程第21、陳第10号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出の陳情につきまして、審査の結果を報告いたします。

この陳情は、令和３年６月８日に、中務千秋氏から提出され、これまで継続審査を行ってきた陳情です。

陳情の内容としましては、日本政府に、唯一の戦争被爆国として核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書を、自治体として提出することを求めるものです。

陳情提出後、各国の署名・批准の状況や、近隣自治体の対応、人吉市議会において、これまでの核兵器についての決議や意見書についてなど、様々な調査を経ながら委員会において慎重に審査を行ってきました。そのような中で、委員から、核兵器は人類が持ってはいけ

ない悪の兵器だと思っている。日本政府が核兵器禁止条約に背を向けているのはとても悲しいことである。人吉市が、日本政府にこの条約に参加するように求めることに賛成であるとの意見や、国レベルの交渉であるということから不採択でよいと思うといった意見。また、核兵器廃絶というのは、本市もその趣旨でこれまできたと考えている。ただ、アメリカとの同盟なくして日本の安全は考えられない状態である。よって、趣旨には賛成できるということで趣旨採択がよいのではないかといった意見や、理想は核兵器のない世界を求めるべきだと思うが、核兵器禁止条約については、国家間の調整が難しいというのは長年の課題だと思うので、趣旨を採択して、意思をお伝えすることが大切ではないかと思うといった、趣旨採択とすべきとの意見がありました。

挙手による採決の結果、本件については、賛成多数で趣旨採択とすることに決しました。

なお、本陳情は、関係機関への意見書提出を求めるものでありましたが、趣旨採択ということで関係機関への意見書の提出は行わないことを併せて決定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

ここで、本件については討論の要求があっておりますので、これより討論を行います。

15番、本村令斗議員の発言を許可します。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）（登壇）　陳第10号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出の陳情は採択し、国に意見書を提出するべきだという思いから、陳情そのものへの賛成討論を行います。

国連創立75周年の昨年10月24日、核兵器禁止条約は、発効に必要な50の批准国に達し、本年１月22日に発効しました。本年９月23日現在、条約に署名した国は86か国、批准した国は56か国となっています。このように、多数の国が禁止条約を支持し、核保有国や核依存国でも多くの人々が核兵器の廃絶を求めています。核兵器禁止条約が発効した今、唯一の被爆国である日本の政府こそが核兵器のない世界のために努力する先頭に立つべきです。

ところが、日本政府は抑止力にしがみつき、禁止条約をアプローチが違うなどといって反対し続けています。そのような状況の中、核兵器禁止条約の参加を求める国民世論が広がり、多くの地方議会が、住民の意思として政府に禁止条約の参加を求める意見書を採択しています。本年９月26日現在で602自治体で採択され、都道府県と市町村を合計した全自治体の34％となっています。とりわけ人吉市議会は、昭和59年12月定例会で非核平和都市宣言を求める決議を上げ、平成20年６月定例会で「非核日本宣言」を求める意見書を提出するよう

決議しています。この陳情は採択し、国に意見書を提出すべきだと思います。

以上のような見地から、私はこの陳情に賛成します。

○議長（西　信八郎君）　以上で、討論を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は起立採決といたします。

お諮りをいたします。陳第10号について、総務文教委員会委員長報告は趣旨採択であります。委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（西　信八郎君）　起立多数。

よって、陳第10号は、趣旨採択とすることに決しました。

日程第22　治水・防災に関する特別委員会委員長の報告

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第22、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）（登壇）　日程第22、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告をいたします。令和３年９月８日水曜日に、第６回となります本特別委員会を開催いたしました。審議事項は、熊本県の球磨川流域復興局、土木部河川港湾局、河川課、球磨地域振興局農林部より８名の方々にお越しいただき、市房ダムの概要について説明をいただき、審議を行いました。

まず、執行部を代表いたしまして小澤総務部長より挨拶をいただき、その後、熊本県球磨川流域復興局理事の水谷様より挨拶をいただいております。１番項の、市房ダムの概要についての説明では、熊本県河川港湾局長の里村様より、１、ダムの役割、２、市房ダムの操作、３、令和２年７月豪雨時の状況、４、事前の放流（予備放流と事前放流）、５、ソフト対策の取組状況について。途中、市房ダムに係る映像視聴を含めて、５項目の説明をいただいております。また、球磨地域振興局農林部長の野入様より、あさぎり町の清願寺ダムの概要について説明をいただいております。

説明の中で、市房ダムの貯水容量等の基本情報、ハード・ソフト一体で多層的に対策をしていく流域治水を構成する１つとして市房ダムがあるということ、さらに、異常洪水時防災操作（緊急放流）についてなど詳細な説明をいただいております。熊本県としても、ソフト対策の取組として、警告灯などの市房ダムの操作内容に応じた周知、機会を捉えたダムに係る説明、マイタイムラインの活用等、市民にもっと伝えていきたいとの説明がありました。

説明を受けた後、質疑応答があり、委員から、緊急放流をした場合、どのくらい水位が上がるかについて公表する必要があるのではないかという質疑に対し、場所によって状況は違う。水位でどうかというのは、すぐには難しいが、県のウェブサイトの中では、時系列の

流量変化が分かるようになっている。そのような事態になる前に、自分はこの段階では避難所に行っておくというような避難の対策と併せてやっていくことが大事だと思うとの答弁があっております。また、鶴田ダムを例に、再開発をすることによってどのような効果があるのかを周知していくことで、市民の方の安心につながるのではないかとの質疑に対しまして、前回の洪水のときにこういった機能を発揮しましたということがあって、その上で、それよりももっと大きい洪水が来たときには、避難も含めてやっていくということが大事だと思うので、その説明も含めてできるようにしていきたいとの答弁があっております。

また、災害により市房ダムに堆積した土砂撤去はされるのかとの質疑に対し、災害査定で採択を受けた約110万立方メートルの約７割の78万立方メートルの堆積土砂について、水位が下がる非出水期の秋・冬期に掘削していく予定との答弁があっております。さらに、治山関係の対応は協議しているのかとの質疑に対し、治山関係については、昨年、被害も大きかったということで、管内全域で調査をしながら、緊急性が高いものから随時工事に着手、復旧に着手という意味で動いている。あと、山の再生という部分と林地開発といったそういう部分も含めて、総合的に検討しながら進めているところとの答弁があっています。

そのほかにも、委員から多くの質疑が出され、それぞれに詳細な答弁をいただいております。

なお、次回の協議事項につきましては、正・副委員長、事務局、執行部とで検討することといたしました。

以上、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第23　復興のまちづくりに関する特別委員会委員長の報告

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第23、復興のまちづくりに関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　日程第23、復興のまちづくりに関する特別委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、６月定例会期中の６月23日に発足し、６月23日に第１回特別委員会を開催して正副委員長を選出し、閉会中の８月３日に第２回目を、９月８日に第３回目を開催しておりますので、実質審議となりました２回目以降から順次審議内容の主なものについて報告させていただきます。

第２回復興のまちづくりに関する特別委員会は、令和３年８月３日火曜日に開催いたし

ました。審議事項は、調査事項について、地区別懇談会のこれまでの結果について、今後のスケジュールについて、市民との意見交換会について、審議を行いました。この特別委員会では、復興のまちづくりに関する諸問題について調査を行うことを目的とし、調査事項については、復興まちづくり計画について、被災市街地復興推進地域について、安心・安全のまちづくりについての調査や、市民との意見交換を行うことといたしました。

また、復興のまちづくりに関する特別委員会における市民との意見交換会については、人吉市議会市民と議会の意見交換会実施要綱に準じて実施することとし、幅広い市民との意見交換をするため、複数名であれば団体でなくとも意見交換を行うことにしております。

また、現在行われている地区別懇談会について、委員から、参加者を増やす方法を検討してもらいたいといった意見や、重点８地区だけでなく、市内全域のことも考えていただきたいといった意見が出されました。

次に、第３回復興のまちづくりに関する特別委員会は、令和３年９月８日水曜日に開催いたしました。審議事項は、人吉市復興まちづくり地区別懇談会中間報告会について、市民と議会の意見交換会の実施状況について審議を行いました。人吉市復興まちづくり地区別懇談会中間報告会については、執行部から、８月22日に行われた中間報告会での内容について説明がありました。

委員から、学識経験者等によるトークセッションによって、今後の復興まちづくりを進めていく上で気づかされた点やポイントなどはとの質疑があり、それぞれの先生に認識すべきことを御指摘いただいた。中でも印象に残っているのは、人吉市の復興は日本中の期待であるということ、日本中から注目される新しいモデルでやるべきではないかという御指摘をいただいたことである。人吉モデルと言われるような形でプロセスを歩んでいくことが、我々がなすべきことではないかというふうに思っているとの答弁がありました。

その後、９月１日と９月６日に行った市民との意見交換会についての内容報告を行い、閉会いたしました。

以上、復興のまちづくりに関する特別委員会委員長の報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、復興のまちづくりに関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時59分　休憩

午後１時00分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

日程第24　人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第24、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）（登壇）　日程第24、人吉球磨広域行政組合議会の報告をいたします。

令和３年第３回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、令和３年８月27日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第１、議席の指定では、五木村議会議員の任期満了に伴う改選により新たに選出された議員の議席が、五木村選出の田山淳士議員を22番、西村久徳議員を23番に指定され、併せて、欠員が生じていた組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員に２名が指名されました。日程第２、会議録署名議員の指名では、22番、田山淳士議員、23番、西村久徳議員が指名されました。日程第３、会期の決定では、８月27日の１日限りとすることに決定しました。

日程第４では、議会運営委員会委員の選任が行われ、同じく五木村議会議員の改選により欠員となっていた下球磨地区の委員の補充があり、20番、中村龍喜議員（山江村）が選任、指名されました。

日程第５、行政報告では、理事会代表理事から令和３年３月の第１回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等についての報告がありました。

日程第６から日程第11までの提出案件は一括議題とし、理事会代表理事から提案理由の説明を受け、続いて、日程第６から日程第８及び日程第11を、執行部の補足説明を受けた後、承認・議案３件を一括して、承認・議案ごとに質疑、採決を行いました。承認第２号専決処分の承認を求めることについて（熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について）、議案第８号人吉球磨広域行政組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第９号令和３年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第１号）の３件を原案のとおり可決、決定しました。

次に、決算の認定関連の日程第９、認定第１号令和２年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、認定第２号令和２年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算の認定についての２件を一括して、会計管理者の決算書の説明と代表監査委員の決算審査意見書の報告を受けた後に、日程を追加し、令和２年度決算特別委員会が設置され、決算の認定２件の審議については委員会に付託されました。決算特別委員会委員には、高瀬堅一議員（人吉市）、井上光浩議員（人吉市）、落合健治議員（多良木町）、椎葉弘樹議員（湯前町）、皆越てる子議員（あさぎり町）、吉田眞

二議員（錦町）、田山淳士議員（五木村）、松野富雄議員（球磨村）の８名が指名され、第１回決算特別委員会を開催し、委員長に吉田眞二議員（錦町）、副委員長に高瀬堅一議員（人吉市）が互選され、第２回以降の委員会開催日程及び審査方法について審議され、決定しました。

次に、日程第11、報告第１号令和２年度人吉球磨広域行政組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての質疑をし、報告を終えました。

最後に、日程第12、委員会の閉会中の継続調査及び審査についてでは、議会運営委員会及び令和２年度決算特別委員会からの申出のあった委員会の閉会中の継続調査及び審査申出書は、各委員長の申出のとおり決定され、閉会しました。

以上、報告を終わります。

日程第25　人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第25、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。

（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）（登壇）　日程第25、人吉下球磨消防組合議会の報告を行います。令和３年８月第３回人吉下球磨消防組合議会臨時会が、令和３年８月24日火曜日、午後２時から、人吉下球磨消防組合消防本部会議場において開催されました。

日程第１、仮議席の指定を行い、日程第２、議長の選挙について、五木村議会議員の改選により、前議長であった五木村選出の岡本精二議員の任期満了に伴い、構成市町村議会議員で構成する消防組合議会において議長が空席となったため、選挙が必要となったもので、指名推選により、私、池田芳隆が選出されました。

日程第３、副議長の選挙について、副議長であった私、池田芳隆が議長に選出されたことに伴い、構成市町村議会議員で構成する消防組合議会において副議長が空席となり、選挙が必要となったため、指名推選により球磨村選出の犬童勝則議員が選出されました。日程第４、議席の指定を行い、日程第５、会期の決定については、８月24日、１日間と決定しました。

日程第６、会議録署名議員の指名があり、五木村選出、川邉正美議員、相良村選出、永田博人議員を指名しました。

日程第７、議案第１号専決処分の承認を求めることについては、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について、地方自治法第286条第１項の規定により、組織する関係団体の協議が必要とされることから、地方自治法第179条第１項の規定に基づき専決処分が行われ、承認を求められたものです。特に質疑、意見もなく、原案のとおり承認いたしました。

日程第８、議案第２号令和３年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第１号）については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ651万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれ

ぞれ10億9,289万7,000円とするものです。特に質疑、意見もなく、原案のとおり可決いたしました。

日程第９、議案第３号人吉下球磨消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、森本完一管理者から、知識経験者の東憲一監査委員の任期満了に伴い、新たに錦町出身の高瀬久人氏を監査委員に選任することにつき同意を求められ、全会一致で同意しました。

日程第10、議案第４号人吉下球磨消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、24日、議会選出監査委員の犬童勝則議員から辞職願が提出、承認されたことを受け、森本完一管理者から、新たに人吉市選出の牛塚孝浩議員を監査委員に選任することにつき同意を求められ、全会一致で同意いたしました。

以上、報告を終わります。

日程の追加について

○議長（西　信八郎君）　ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議第80号令和２年度人吉市歳入歳出決算認定について、報第15号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての２件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、２件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程　議第80号及び報第15号

○議長（西　信八郎君）　執行部より提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇）　大変お疲れのところ恐縮に存じますが、ただいま追加提案いたしました議案につきまして御説明申し上げます。

議第80号令和２年度人吉市歳入歳出決算認定についての案件は、地方自治法第233条第３項の規定により、令和２年度人吉市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものです。

報第15号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての案件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条及び第22条の規定により、令和２年度決算に基づき、監査委員の意見を付けて報告するものです。

詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○会計管理者（徳澄賢次君）（登壇）　皆様、こんにちは。お疲れのところ恐れ入りますが、私から議第80号令和２年度人吉市歳入歳出決算認定について説明をさせていただきます。

説明に入ります前に、お配りしております資料の御確認をお願いいたします。Ａ４縦の冊

子で、厚いほうが令和２年度歳入歳出決算書、薄いほうが令和２年度人吉市各会計歳入歳出決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書、そしてＡ４横の冊子が令和２年度決算に係る主要な施策の成果報告、以上の３冊でございます。配付漏れなどはございませんでしょうか。

それでは、歳入歳出決算書により説明をさせていただきます。

３ページをお開きください。まず、一般会計の歳入でございます。歳入につきましては、一番上の項目名で、左から３列目の予算現額、それから、右に調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に読み上げてまいります。では、一番下の歳入合計欄を御覧ください。予算現額393億192万4,000円、調定額332億4,952万2,959円、収入済額300億9,283万4,833円、不納欠損額1,555万7,291円、収入未済額31億4,157万6,711円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は76.57％、調定額に対する収入済額の割合は90.51％でございます。なお、右下の括弧内に収入済額についての補足説明を記載しております。１款市税、１項市民税の収入済額には、未還付額20万1,330円、２項固定資産税の収入済額には、未還付額24万3,700円、14款使用料及び手数料、１項使用料の収入済額には、未還付額846円が含まれております。

続いて、歳出でございます。５ページをお開きください。歳出につきましては、一番上の項目名で、左から３列目の予算現額、右に支出済額、翌年度繰越額、不用額の順に読み上げてまいります。では、一番下の歳出合計欄を御覧ください。予算現額393億192万4,000円、支出済額287億799万1,229円、翌年度繰越額96億9,693万6,000円、不用額８億9,699万6,771円となっております。予算現額に対する支出済額の割合は73.04％でございます。なお、右下の括弧内に、支出済額についての補足説明を記載しております。３款民生費、３項生活保護費の支出済額には、返納を要する額12万6,804円が含まれております。

１ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。下から２段目、歳入歳出差引額は13億8,484万3,604円となっております。

これ以降は、特別会計でございます。

では、６ページをお開きください。最初に、国民健康保険事業特別会計でございます。歳入合計の予算現額44億7,528万円、調定額45億8,682万9,483円、収入済額42億3,427万9,063円、不納欠損額3,782万5,574円、収入未済額３億1,474万9,346円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は94.61％、調定額に対する収入済額の割合は92.31％でございます。なお、右下の括弧内に収入済額についての補足説明を記載しております。１款、１項国民健康保険税の収入済額には、未還付額２万4,500円が含まれております。

続いて、７ページをお開きください。歳出合計の予算現額44億7,528万円、支出済額38億9,136万8,270円、一列飛ばして不用額５億8,391万1,730円となっております。予算現額に対する支出済額の割合は86.95％でございます。

６ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額は３億4,291万

793円となっております。

次に、８ページをお開きください。人吉球磨地域交通体系整備特別会計でございます。

歳入合計の予算現額２万2,000円、調定額と収入済額は同額の１万7,875円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は81.25％、調定額に対する収入済額の割合は100.00％でございます。

続いて、９ページをお開きください。歳出合計の予算現額２万2,000円、支出済額１万7,875円、一列飛ばして不用額4,125円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は81.25％でございます。

８ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額はゼロ円となっております。

次に、10ページをお開きください。工業用地造成事業特別会計でございます。歳入合計の予算現額5,263万9,000円、調定額と収入済額は同額の4,861万1,633円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は92.35％、調定額に対する収入済額の割合は100.00％でございます。

続いて、11ページをお開きください。歳出合計の予算現額5,263万9,000円、支出済額4,546万6,387円、翌年度繰越額402万6,000円、不用額314万6,613円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は86.37％でございます。

10ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額は314万5,246円となっております。

次に、12ページをお開きください。介護保険特別会計でございます。歳入合計の予算現額44億3,866万2,000円、調定額44億4,723万4,758円、収入済額44億2,350万5,083円、不納欠損額808万4,200円、収入未済額1,625万8,775円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は99.66％、調定額に対する収入済額の割合は99.47％でございます。なお、右下の括弧内に記載しておりますが、１款保険料、１項介護保険料の収入済額には、未還付額61万3,300円が含まれております。

続いて、13ページをお開きください。歳出合計の予算現額44億3,866万2,000円、支出済額42億8,931万4,976円、翌年度繰越額1,754万3,000円、不用額１億3,180万4,024円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は96.64％でございます。

12ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額は１億3,419万107円となっております。

次に、14ページをお開きください。後期高齢者医療特別会計でございます。歳入合計の予算現額５億1,432万5,000円、調定額５億1,455万3,404円、収入済額５億1,132万504円、不納欠損額87万5,000円、収入未済額274万9,600円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は99.42％、調定額に対する収入済額の割合は99.37％でございます。なお、右下の

括弧内に記載をしておりますが、１款、１項後期高齢者医療保険料の収入済額の中には、未還付額39万1,700円が含まれております。

続いて、15ページをお開きください。歳出合計の予算現額５億1,432万5,000円、支出済額５億374万46円、一列飛ばして不用額1,058万4,954円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は97.94％でございます。

14ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額は758万458円となっております。

以上が、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の説明でございます。

なお、法令で添付が定められた歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書を本冊子の16ページ以降につづっております。また、財産に関する調書は本冊子の226ページから、基金運用状況調書は、同じく246ページからとなっております。併せまして、別冊で、令和２年度人吉市各会計歳入歳出決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書、及び令和２年度決算に係る主要な施策の成果報告を提出しております。

以上をもちまして、議第80号令和２年度人吉市歳入歳出決算認定についての説明を終わります。

慎重審議の上、認定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○総務部長（小澤洋之君）（登壇）　議員の皆様、こんにちは。それでは、私のほうから報第15号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明を申し上げます。

お手元の議案書の２ページをお願いいたします。

これにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条及び第22条の規定に基づき、財政の健全化や再生の必要性を判断するための指標として定められた健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

最初に、上段のところでございます。１、健全化判断比率の御説明を申し上げます。普通会計における赤字の大きさを示す実質赤字比率と公営企業会計を含めた全ての特別会計を対象とした赤字の大きさを示す連結実質赤字比率は、令和２年度決算は黒字でございますので、両比率とも数値はなしとなっております。また、企業会計及び一部事務組合を含めた標準的な一般財源に占める公債費の割合でございます実質公債費比率は4.9％、第三セクターまで含めた標準的な一般財源に占める負債の割合でございます将来負担比率は37.4％で、いずれも早期健全化基準値を下回っているところでございます。

次に、下段の２、資金不足比率でございます。法第22条に基づく資金不足比率は、水道事業特別会計ほか全ての公営企業会計で資金不足は生じておりませんので、数値はなしとなっております。

また、３ページから10ページまでは、監査委員の審査意見書となっております。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いをいたします。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの説明及び報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

日程の追加について

○議長（西　信八郎君）　ここで、さらに日程の追加についてお諮りいたします。

ただいまの議第80号令和２年度人吉市歳入歳出決算認定についての提出に伴いまして、令和２年度決算特別委員会の設置についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程　令和２年度決算特別員会の設置について

○議長（西　信八郎君）　お諮りをいたします。名称、令和２年度決算特別委員会、委員数は８名からなる特別委員会を設置し、委員は議長により指名することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、令和２年度決算特別委員会を設置し、委員の指名をいたします。

令和２年度決算特別委員会委員に、松村太議員、牛塚孝浩議員、西洋子議員、高瀬堅一議員、宮﨑保議員、平田清吉議員、豊永貞夫議員、本村令斗議員、以上８名の議員を指名いたします。

お諮りをいたします。議第80号令和２年度人吉市歳入歳出決算認定については、ただいま設置されました令和２年度決算特別委員会に付託することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第80号は、令和２年度決算特別委員会に付託することに決しました。

それでは、ただいま選任されました委員の方々は、令和２年度決算特別委員会を開催され、正副委員長を互選し、付託案件を審査され、議長に報告していただきますようお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後１時31分　休憩

午後１時53分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま令和２年度決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選がありましたので、報告いたします。

委員長に平田清吉議員、副委員長に宮﨑保議員が選任されました。

日程第26　委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第26、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び令和２年度決算特別委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申出があっております。各委員長の申出に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。各委員長の申出のとおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、申出のとおり決定いたしました。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会　（令和３年９月第５回人吉市議会定例会）

事件の番号	件　　名	理　　由
	一般会計予算の歳入に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
	市政の企画に関すること	実情を調査する必要があるため
	行財政に関すること	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関すること	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関すること	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	災害復興に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
議第65号	令和２年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	慎重審査を必要とするため
議第66号	令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	慎重審査を必要とするため
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関すること	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関すること	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関すること	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

〇経済建設委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

〇議会運営委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

〇令和２年度決算特別委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
議第80号	令和２年度人吉市歳入歳出決算認定について	慎重審査を必要とするため

日程の追加について

○議長（西　信八郎君）　ここで、さらに日程の追加についてお諮りします。

意見第６号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）、意見第７号地方財政の充実・強化に関する意見書（案）の２件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、この２件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程　意見第６号

○議長（西　信八郎君）　まず、意見第６号について、提出者の説明を求めます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　提案理由の説明は、意見書案の朗読によって代えさせていただきます。

（意見書案　朗読）

意見第６号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和４年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

１　令和４年度以降３年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和３年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保するこ

と。

2　固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

3　令和３年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和２年度と同額とする負担調整措置については、令和３年度限りとすること。

4　令和３年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5　炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和３年９月29日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長	大島　理森　様
参議院議長	山東　昭子　様
内閣総理大臣	菅　　義偉　様
内閣官房長官	加藤　勝信　様
財務大臣	麻生　太郎　様
総務大臣	武田　良太　様
経済産業大臣	梶山　弘志　様
経済再生担当大臣	西村　康稔　様

意見第６号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第１項の規定により提出します。

令和３年９月29日

人吉市議会議長　西　　信八郎　様

提出者　人吉市議会議員

福　屋　法　晴　　豊　永　貞　夫

田　中　　哲　　高　瀬　堅　一

井　上　光　浩　　松　村　　太
牛　塚　孝　浩　　大　塚　則　男
徳　川　禎　郁　　池　田　芳　隆
塩　見　寿　子　　平　田　清　吉
本　村　令　斗　　西　　洋　子
犬　童　利　夫　　宮　﨑　　保
宮　原　将　志

以上でございます。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、これで質疑を終了します。

お諮りをします。意見第６号につきましては、委員会付託を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

意見第６号について、原案のとおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、意見第６号は、原案のとおり可決いたしました。

追加日程　意見第７号

○議長（西　信八郎君）　次に、意見第７号について、提出者の説明を求めます。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）（登壇）　提案理由の説明は、意見書案の朗読によって代えさせていただきます。

（意見書案　朗読）

意見第７号

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

新型コロナウイルスの出現により、いま地方自治体には新たに多くの行政需要が発生しています。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生活様式」への変化を余儀なくされた市民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められてい

ます。それと同時に、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する重要も、これまで以上に高まりつつあります。しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、またデジタル・ガバメント化への対応も迫られています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針2018」に基づき、2021年度の地方財政計画までは、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきました。しかし、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われるなか、2022年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されています。

このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1　社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。

2　とりわけ新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえた、十分な財源措置をはかること。

3　子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障費の拡充をはかること。また、人材を確保するための自治体の取り組みを支える財政措置を講じること。

4　デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化については、自治体の実績を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また、地域経済を活性化させるためにも、デジタルシステムの標準化による大手企業の寡占を防止すること、また地域での人材育成をはかるなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応すること。

5　「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている１兆円について、引き続き同規模の財源確保をはかること。

6　2020年度から始まった会計年度任用職員制度について、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、さらなる財政需要を十分に満たすこと。また、処遇改善額が明確となるよう配慮すること。

7　特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。

8　森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。

9　地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。

また、コロナ禍において固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方６団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないよう対応をはかること。

10　地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

11　地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和３年９月29日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長	大島　理森　様
参議院議長	山東　昭子　様
内閣総理大臣	菅　　義偉　様
財務大臣	麻生　太郎　様
総務大臣	武田　良太　様
厚生労働大臣	田村　憲久　様
内閣府特命担当大臣 （少子化対策、地方創生）	坂本　哲志　様
内閣府特命担当大臣 （経済財政政策）	西村　康稔　様

意見第７号

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第１項の規定により提出します。

令和３年９月29日

人吉市議会議長　西　　信八郎　様

提出者　人吉市議会議員

高　瀬　堅　一　　犬　童　利　夫

平　田　清　吉	福　屋　法　晴
宮　原　将　志	徳　川　禎　郁
松　村　　太	田　中　　哲
豊　永　貞　夫	井　上　光　浩
大　塚　則　男	牛　塚　孝　浩
西　　洋　子	塩　見　寿　子
本　村　令　斗	宮　﨑　　保
池　田　芳　隆	

以上でございます。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、これで質疑を終了します。

お諮りをします。意見第７号につきましては、委員会付託を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

意見第７号について、原案のとおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、意見第７号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（西　信八郎君）　以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和３年９月第５回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午後２時09分　閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長　　西　　信八郎

人吉市議会議員　　西　　洋　子

人吉市議会議員　　宮　原　将　志